

スリランカ

出身国情報レポート（COI）

COI局

2011年7月4日

目次

はしがき

最近のニュース

スリランカにおける2011年6月2日から27日までの出来事
詳細情報が入手できる有用なニュースソース

2011年6月2日から27日までの間に発刊された、もしくはアクセスされたスリランカに関する
レポート

項

基本情報

1.	地理	1.01
	地図	1.06
	国民の祝祭日	1.07
2.	経済	2.01
3.	歴史	3.01
	主要な政治的出来事（1948年から2010年12月まで）	3.01
	内戦（1984年から2009年5月）	3.15
	LTTEメンバー（容疑者）に対する政府の処遇 （2010年12月までの期間におけるもの）	3.28
	内戦の影響：死傷者と避難民	3.43
4.	最近の展開	4.01
	最近の主な展開（2011年1月から5月）	4.01
	LTTEメンバー（容疑者）のその後の状況	4.10
	リハビリテーション	4.10
5.	憲法	5.01
	第18次改訂	5.03
6.	政治体制	6.01

人権

7.	はじめに	7.01
8.	治安部隊および民兵グループ	8.01
	警察	8.03

国軍	8.15
脱走	8.18
警察、武装部隊による人権侵害	8.20
恣意的逮捕および拘束	8.20
失踪・拉致	8.24
拷問	8.31
裁判外処刑	8.42
親政府（非国家）民兵グループ	8.44
民兵グループによる人権侵害	8.46
告発の手段	8.50
刑事免責	8.51
スリランカ人権委員会	8.53
証人保護	8.55
9. 司法制度	9.01
組織	9.02
司法の独立性	9.04
公正な裁判	9.06
刑法	9.07
10. 逮捕と拘束 - 法的権利	10.01
有事規制とテロ行為の防止	10.04
保釈／報告条件	10.12
逮捕状	10.13
11. 刑務所の環境	11.01
拘留施設での死者	11.14
12. 死刑	12.01
13. 政党	13.01
政治的な表現の自由	13.01
結社と集会の自由	13.05
野党勢力と政治活動家	13.06
サラト・フォンセカ（Sarath Fonseka）とその支持者たち	13.07
14. 言論と報道の自由	14.01
法的な枠組み	14.01
ジャーナリスト	14.04
インターネット／携帯電話	14.14
15. 人権問題に取り組む機関、組織、および活動家	15.01
16. 汚職行為	16.01
17. 信教の自由	17.01
法律の枠組みと人口統計	17.01
ヒンズー教徒	17.04

	イスラム教徒	17.05
	キリスト教徒	17.06
18.	民族集団	18.01
	法律の枠組みと人口統計	18.01
	シンハラ人	18.04
	タミル人	18.05
	内陸地に居住するタミル人	18.13
	イスラム教徒	18.16
19.	レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、およびトランスジェンダーの人々	19.01
	法律上の権利	19.01
	国家当局による扱いと彼らの考え方	19.08
	社会による扱いと考え方	19.10
20.	女性を取り巻く環境	20.01
	概要	20.01
	一般的な法律上の権利	20.07
	婚姻／離婚に関する法律	20.10
	政治的な権利	20.17
	社会のおよび経済的な権利	20.19
	雇用問題	20.20
	家族計画と中絶	20.24
	シングル・マザーと寡婦	20.30
	異なる宗教（民族）間の結婚	20.36
	女性に対する暴力	20.37
	法律的な権利	20.37
	女性器切除（FGM）	20.39
	レイプ／家庭内暴力	20.40
	再定住地域やキャンプで発生する暴力行為 （2009年5月から2011年5月まで）	20.46
	医療と福祉	20.52
	女性が受けることのできる支援	20.53
21.	児童	21.01
	概要	21.01
	法的権利	21.04
	法律に関する基本的な情報	21.04
	子どもに対する暴力	21.08
	北部における保護・養育者のいない子どもおよび孤児	21.16
	児童養育および保護	21.19
	政府およびNGOによる児童養育	21.23
	教育	21.26

	健康と福祉	21.30
22.	人身売買	22.01
23.	医療問題	23.01
	医療および医薬品の利用可能性に関する概要	23.01
	HIV/AIDS - 抗レトロウイルス治療	23.11
	ガン治療	23.15
	腎臓透析	23.17
	精神医療	23.19
	精神病院および精神科医院	23.22
	精神科医および精神分析医	23.24
	心的外傷後ストレス障害（PTSD）	23.25
	抗うつ薬および治療薬の入手可能性と手頃な価格の可能性	23.26
24.	人道的問題および国内避難民（IDPS）	24.01
	国内避難民（IDPS）	24.01
	IDPIに関する文書	24.10
	洪水	24.11
25.	移動の自由	25.01
	国内移動	25.01
	警察への登録	25.03
	検問所	25.07
	不発弾	25.12
	国外への移動	25.17
	出国手続き	25.18
	入国手続き	25.23
	亡命申請が認められなかった亡命希望者の帰国	25.27
	身体検査および傷跡	25.42
26.	市民権および国籍	26.01
	IDカード	26.06
	渡航書類	26.11
27.	公的書類の偽造および不正取得	27.01

Annexes

- 付録A – 年表
- 付録B – 政治組織
- 付録C – 政治組織
- 付録D – List of abbreviations

はしがき

- i この出身国情報レポート（COI）は、英国国境庁（UKBA）で亡命・人権関連の認定プロセスに携わる職員の参考に供するため、同庁出身国情報局により作成されたものである。本レポートは、英国における亡命・人権関連の認定申請において取り上げられる共通の問題に関する基本的な情報を提供するものである。本レポートの本体に含まれている情報は2011年6月1日時点で入手可能なものである。「最近のニュース」のセクションには、出来事についてのより詳細な情報および2011年6月2日から27日の間にアクセスされたレポートが示されている。本レポートは、2011年7月4日に発刊された。
- ii 本レポートは、広範な外部情報ソースにより作成された文献・資料・情報を編纂したものであり、そこにはUKBAの見解やポリシーは一切含まれていない。本レポートの本文に示された情報は、すべて、亡命・人権関連の認定プロセスに携わる者が入手可能な出典文献・資料のオリジナルに依拠するものである。
- iii 本レポートは、亡命・人権関連の認定申請において提起される主要問題に焦点を当て、出典文献・資料からの抜粋を編纂したものを提供する事を目的として作成されたものである。一部のセクションでは、取り上げる問題が亡命・人権関連の認定申請においては殆ど取り上げられないものであるため、関連のウェブサイトのみが示されている。本レポートは、詳細調査あるいは包括的調査を意図したものではない。更に詳細な説明が必要であれば、関連する出典文献・原資料に直接あたられたし。
- iv 本レポートの構成とフォーマットは、UKBAの意思決定者や申請提出担当官が使っているものに準じている。彼等は、具体的問題に係る情報の入手に当たっては、素早くインターネットにアクセスし、求める主題に直接関連するコンテンツを利用する必要があるからである。重要な問題については、概ね、該当のセクションにてある程度の掘り下げが行われるが、他のセクションにおいても簡単に触れられることもある。したがって、レポートの構成上、ある程度繰り返しの記載があることは否めない。
- v 本レポートの情報は、原資料・出典文献で確認されるものに限定される。努めて具体的なトピックのすべての側面をとらえようとしているが、必ずしもすべての関連情報が得られるわけではない。したがって、本レポートに示されている情報は、そこに記されていること以上のことを示唆するものと考えてはならない。たとえば、ある特定の法律が可決されたという記述があっても、それだけでその法律が発効されたと考えてはならない。またたとえば、情報が示されていないからと言って、ある特定の出来事や行動がなかったことを意味するものではない。
- vi 上述のとおり、本レポートは、数多くの情報ソースにより作成された資料の抜粋を編纂したものである。本レポートをまとめるにあたっては、ソースの異なる情報の間に矛盾があってもそれを解明しようという試みは一切行っていない。ただ、COI局は、

それらの矛盾を並べ、わかっている範囲でそれらの出典をすべて示すことで、妥当な姿が見えてくるようにしている。たとえば、個人、場所、政党などの名前や綴りが情報源により異なる場合があるが、COIレポートでは綴りを統一したりすることはせず、原資料の綴りをありのまま尊重するという方針を取っている。同様に、データ・数値も情報源によりまちまちなことがあるが、これも原資料のものをそのまま引用することになっている。このレポートで使われている「sic」（「原文のまま」）という言葉は、引用文献における綴りの間違いやミスプリを意味するにすぎず、原資料の内容に対するコメントを意味する意図は一切ない。

- vii 本レポートは、実質的に、過去2年の間に発行された出典文献・原資料に依拠するものである。ただし、直近の文献からは関連情報が得られない場合には、それ以前の古い資料が含まれていることもある。すべての原資料には、本レポートが発行された時点で得られる関連情報が含まれている。
- viii 本COIレポートは、添付の出典文献・原資料を含め、公開文書である。すべてのCOIレポートは国境庁のウェブサイトに掲載されており、本レポートに示された出典文献・原資料の大部分はネットで一般公開されており入手可能である。本レポートで引用した原資料が電子ファイルで入手可能な場合は、その該当ウェブサイトのリンク先がアクセスした日付とともに本文に記されている。政府機関作成のものや講読ベースのものなど入手が困難な原資料については、COI局に請求すればコピーを入手できる。
- ix COIレポートは、亡命受け入れの多い上位20カ国につき定期的に発行されている。21位以下の亡命受け入れ国に関しても、運用上の必要に応じてレポートが作成される。UKBA 職員は、具体的な調査・問い合わせのために情報請求サービスに常時アクセスすることが出来る。
- x 本COIレポート発行にあたり、COI局は入手可能な最新の原資料・文献の要約を正確に、バランスのとれた形で、かつ公平に提供するよう努めた。本レポートに関するコメントあるいは追加原資料についてアドバイスがあれば、下記UKBA宛てにお送り頂けると幸いである。

COI局（Country of Origin Information Service）

英国国境庁（UKBA）

St Anne House

20-26 Wellesley Road

Croydon, CR0 9XB

United Kingdom

Eメール：cois@homeoffice.gsi.gov.uk

ウェブサイト：http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi/

国情報に関する独立諮問グループ

- xi 国情報に関する独立諮問グループ（IAGCI）が、英国国境庁の持つ出身国情報資料の内容につき同庁の独立主任調査官に提言を行う組織として、2009年3月、同主任調査官の命により設置された。IAGCI は、UKBAのCOIレポートおよびその他の出身国情報資料にかかわるフィードバックを歓迎するものである。IAGCI の活動に関する情報は同主任調査官の下記ウェブサイトで閲覧できる。
<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>
- xii IAGCI は、その活動を通して、いくつかのUKBAのCOI文献の内容をレビューし、それら文献に係る提言を行うと共に、より一般的な提言を行う。IAGCI あるいは国情報に関する専門家パネル（2003年9月から2008年10月にかけてUKBAのCOI文献のモニタリングを行った独立機関）がレビューしたCOIレポート及びその他文献のリストは下記サイトにて入手可能である。
<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>
- xiii 次の点にご注意願いたい。IAGCI は、UKBAの資料や手順を承認する役割は持っていない。IAGCIのレビューする資料のあるものには、ノンサスペンシブアピール（NSA）に指定された国あるいは指定過程にある国に関するものもある。そのような場合においても、IAGCI がレビューしたからと言って、それが特定の国のNSA指定の決定または提案、ましてやNSAプロセスそのものを承認したということを示唆していると考えてはならない。

国情報に関する独立諮問グループのコンタクト先：

（英国国境庁）独立主任調査官

5th Floor, Globe House

89 Eccleston Square

London, SW1V 1PN

Eメール：chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

ウェブサイト： <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

[目次に戻る](#)

最近のニュース

スリランカにおける2011年6月2日から27日までの出来事

この最近のニュースのセクションでは、2011年6月1日以降に起こった出来事を限定的に選択して示している。更なる情報は、下記にリストアップされた有用情報源にて入手できる。

内務省は、外部ウェブサイトのコンテンツには責任を負わない。

6月27日 当局は、タミル・イーラム解放の虎（LTTE）の元メンバー達の更生プロセスが最終段階に入ったと発表した。その更生プログラムの総指揮官によれば、3,512人の元LTTEメンバーが8か所のセンターで更生のための訓練を実施中で、6月終わるか7月初めまでに新たに600人が社会復帰するであろう、という。

デイリーミラー（スリランカ）

元LTTE幹部の更生、最終段階に（2011年6月27日付）

<http://print.dailymirror.lk/news/news/48231.html>

2011年6月23日アクセス

6月23日 刑務所管理局の2010年実績報告書の報告によれば、昨年中に各所の刑務所から脱走した収監者の数は251人に達した。ウェリカダ刑務所から43人、コロンボ レマンド刑務所から3人、マガジン刑務所からは7人、ネゴムボからも7人、ブウサから2人、という具合であった。2010年には、15,839人が恩赦を受けた。

デイリーミラー（スリランカ）

全国各所の刑務所から脱走した囚人の数、251人に上る（2011年6月23日付）

<http://print.dailymirror.lk/news/news/47888.html>

2011年6月23日アクセス

6月22日 陸軍は、最近の犯罪増加に脱走兵が一役買っているらしいという形跡があるため、全国的に脱走兵狩を始めたと言う。軍のスポークスマンによれば、2010年11月以来8,765人の脱走兵（32人の将校を含む）が捕えられた。公式発表によれば、脱走兵の総数は5万人前後である。

コロンボページ

スリランカ陸軍、脱走兵の捕獲を始める（2011年6月22日付）

http://www.colombopage.com/archive_11A/Jun22_1308757109CH.php

2011年6月23日アクセス

6月17日 アジアン・ヒューマンライツ・コミッションはそのプレスリリースで次のように

述べている。同コミッションは、警官による拷問と虐待のケース323件の報告をまとめた。そして、1994年の法律第22号「拷問を禁じる条約」はこの国ではもはや履行されておらず、信頼できる告発メカニズムあるいは証人保護法も存在しない。

アジア・ヒューマンライツ・コミッション

スリランカ：警官による拷問のケース323件の報告（2011年6月17日付）

<http://www.humanrights.asia/news/press-releases/AHRC-PRL-029-2011>

2011年6月17日アクセス

6月15日

チャンネル4の「スリランカのキリングフィールド」というドキュメンタリー番組は、内戦の最終段階の何ヶ月かにおける一般市民の死傷者、処刑、および性的虐待の証拠についての映像を流した。この番組では、スリランカ国軍とLTTEの双方に戦争犯罪の罪があると訴えている。明らかに携帯電話および小型カメラで撮影されたと思われる映像には、繰り返し爆撃を受ける病院、縛られ目隠しされた囚人の処刑の様態などが映し出されている。スリランカ政府当局は、意図的に一般市民を狙ったのではないかという疑いをきっぱりと否定し、放映された映像等の真偽に疑問を呈した。アリステア・バート英外相は、この映像はショッキングなものであるとし、国際社会に対し、この証拠映像に対する「しっかりした反証」を提示するようスリランカ政府に要求した。

フィナンシャルタイムズ

スリランカの戦争犯罪捜査の要求新たに（2011年6月15日付）

<http://www.ft.com/cms/s/0/3c71b596-975a-11e0-9c9d-00144feab49a.html#axzz1PWahjuW8>

2011年6月15日アクセス

外務・連邦省（FCO）

外務大臣、チャンネル4のドキュメンタリー（「スリランカのキリングフィールド」）にコメント

<http://www.fco.gov.uk/en/news/latest-news/?view=News&id=615115382>

2011年6月15日アクセス

6月14日

スリランカ内戦のため30年間止まっていたインドとスリランカの間のフェリーが運航を再開した。インド南部のトゥティコリン港を出たインドの客船がコロンボに到着し、スリランカの船も間もなく同じルートを就航することになる。

BBCニュース

インド・スリランカ間のフェリーが30年ぶりに再開（2011年6月14日付）

<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-13759094>

2011年6月17日アクセス

6月13日 警察の報道官は、次のように発表した。警視庁はバブニヤ、コロンボおよびブウサの3か所にインフォメーションセンターを設置した。各センターでは、テロリスト調査部（TID）が、拘束命令により逮捕された拘留者の親族や家族に対して情報を提供する。拘留者に関する情報は軍からは得られない。警察スポークスマンは、TIDに拘留された人の数を明かすことを拒否した。しかし、後日、報じられたところによると、バブニヤのセンターには2,000人が訪れたがそのうち、自分の息子の居場所を教えられたのは一人だけであった。そこには、毎日数多くの親族がセンターを訪れるのだが警官は1日に200人に会うのがやっとなのであるという現実がある。

デイリーミラー（スリランカ）

情報は親族のみに、とTID（2011年6月16日付）

<http://print.dailymirror.lk/news/front-page-news/47138.html>

2011年6月16日アクセス

BBCシンハラ

警察、拘留者の詳細情報を流す（2011年6月13日付）

http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2011/06/110613_police.shtml

2011年6月13日アクセス

果てしなく続く行方不明者の捜索（2011年6月22日付）

http://www.bbc.co.uk/sinhala/news/story/2011/06/110622_tid_missing.shtml

2011年6月23日

6月8日 国境なき報道者団は、ランカeニュース所属のジャーナリストで漫画家のプラギース・エクノリゴードが2010年1月にコロンボで行方不明になってから500日が経過したと伝えた。同メディアは、「彼の行方不明の捜査には何の進展もない」とみており、「本件に対する人材の配置は極めて不十分である」と非難している。

国境なき報道者団

失踪して500日になる漫画家プラギース・エクノリゴードの妻へのインタビュー（2011年6月8日付）

<http://en.rsf.org/sri-lanka-interview-with-wife-of-cartoonist-08-06-2011,40424.html>

2011年6月8日アクセス

6月2日 週の初めに警官との衝突において同僚が殺害されたことに抗議する何千人にも及ぶ工場労働者のデモがあった。稀なケースだが、この事件のため警察署長が辞任するという事態となった。マルクス主義者野党JVPの支援を受けて年金拠出額引き上げに抗議して起こった労働争議の前の5日間におけるスト労働者と警官と

の衝突でも少なくとの200人の負傷者が出た。

BBC ニュース

スリランカで同僚殺害に抗議する労働者の抗議デモ（2011年6月2日付）

<http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-13631758>

2011年6月2日アクセス

ロイターアラートネット

Q&A スリランカでの労働組合の抗議デモ勃発（2011年6月2日付）

<http://www.trust.org/alertnet/news/qa-sri-lankas-outbreak-of-union-protests/>

2011年6月2日アクセス

詳細情報が入手できる有用なニュースソース

本レポートに示された情報を補足するために必要な最新情報の入手に有用と思われるニュースソースをウェブリンクと共に以下に列挙する。

アラートネット（トムソンロイター）

<http://www.trust.org/alertnet/news/asia-and-pacific/sri-lanka>

アムネスティ・インターナショナル

<http://www.amnesty.org/en/region/asia-and-pacific/south-asia/sri-lanka>

英国放送協会（BBC）

<http://newssearch.bbc.co.uk/cgi-bin/search/results.pl?scope=newsukfs&tab=news&q=sri+lanka&go.x=32&go.y=8>

BBC シンハラ <http://www.bbc.co.uk/sinhala/>

デイリーミラー（スリランカ） <http://www.dailymirror.lk/>

欧州出身国情報ネットワーク

http://www.ecoi.net/index.php?countrychooser_country=190162%3A%3ASri%20Lanka&step=1&command=showcountryhome

外務・連邦省（FCO）

<http://www.fco.gov.uk/en/travelling-and-living-overseas/travel-advice-by-country/asia-oceania/sri-lanka>

ヒューマン・ライツ・ウォッチ <http://www.hrw.org/en/asia/sri-lanka>

IRIN ニューススリランカ <http://www.irinnews.org/Asia-Country.aspx?Country=LK>

ザ・ガーディアン <http://www.guardian.co.uk/world/srilanka>

スリランカオフィシャルガバメントニュースポータル <http://www.news.lk/>

スリランカ社会主義共和国公式ウェブサイト <http://www.priu.gov.lk/>

レリーフウェブ <http://www.reliefweb.int/rw/dbc.nsf/doc104?OpenForm&rc=3&cc=lka>

サウスアジアテロリズムポータル

<http://satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/timeline/index.html>

<http://www.satp.org/satporgtp/countries/shrilanka/database/index.html>
ランカアカデミック <http://www.theacademic.org/>
UN OCHA 人道ポータル：スリランカ
<http://www.humanitarianinfo.org/sriLanka%5Fhpsl/>
http://www.humanitarianinfo.org/srilanka_hpsl/Catalogues.aspx?catID=74
UNHCRレフワールド <http://www.unhcr.org/refworld/country/LKA.html>
UNICEFスリランカ <http://www.unicef.org/srilanka/>

[目次に戻る](#)

2011年6月2日から27日までの間に発刊された、もしくはアクセスされたスリランカに関するレポート

内務省は、外部ウェブサイトのコンテンツには責任を負わない。

インターナショナルクライシスグループ

LTTE紛争後のインドとスリランカ、アジアレポート206号（2011年6月23日）

<http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/srilanka/206%20India%20and%20Sri%20Lanka%20after%20the%20LTTE.pdf>

2011年6月24日アクセス

チャイルドライフインフォメーションネットワーク（CRIN）

スリランカ国家法：児童の権利に関するスリランカの国家的法規定（2011年6月1日）

<http://www.crin.org/resources/infoDetail.asp?ID=25095&flag=report>

2011年6月14日アクセス

米国国務省（USSD）

2011 年人身売買レポート、カントリーナラティブス：N から Z までの国、スリランカ（2011 年 6 月 27 日発表）

<http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2011/164233.htm>

2011 年 6 月 27 日アクセス

[目次に戻る](#)

基本情報

1. 地理

- 1.01 中央情報局（CIA）の「World Factbook：スリランカ」（2011年5月17日更新）の報告によれば、旧セイロンとして知られるスリランカ民主社会主義共和国はインド南方のインド洋に浮かぶ島嶼国である。国土面積は65,610平方キロメートルである。首都はコロンボで、スリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ（Sri Jayewardenepura Kotte）を立法府首都としている。スリランカの人口は21,284,913人と推定される（2011年7月推計）。スリランカは中部州、東部州、北中部州、北部州、北西部州、サバラガムワ州、南部州、ウバ州及び西部州の9州から成る。主要都市はコロンボ、デヒワラ・マウント・ラビニア、モラトワ、スリ・ジャヤワルダナ・コッテ、ニゴンボ、キャンディ、およびゴールである（スリランカ政府統計局、2010年統計要覧、表2.4、主要都市の男女別、国勢調査ごと、年別の人口、2011年6月1日にアクセスしたウェブサイト）。
- 1.02 「CIA World Factbook」（2011年5月17日更新）によれば、国民は多数派シンハラ人（73.8%）、スリランカムーア人（イスラム教徒）7.2%、インド・タミル人4.6%、スリランカ・タミル人3.9%、その他の民族0.5%、および民族性が特定できない者10%に分類することができる（2001年国勢調査暫定データ）。一方、スリランカ政府統計局の記録（2010年統計要覧、第II章、表2.10-2.11（日付不明）、2011年6月1日にアクセスしたウェブサイト）では次のようになっている。2001年国勢調査に記録された総人口18,797,257人を基にすると、人口構成は、シンハラ人（82%）、スリランカ・タミル人（4.3%）、インド・タミル人（5.1%）、ムーア人（7.9%）、バーガー人（欧州入植者の子孫）（0.2%）、マレー人（0.3%）、スリランカチェティ人（0.1%）及びその他の民族（0.1%）となっている。ただし、ここには、2001年国勢調査の集計が行われなかった地区（ジャフナ地区、マナール地区、バブニヤ地区、ムライティブ地区、キリノクチ地区、バッティカロ地区及びトリンコマレ地区）のデータは含まれていない。
- 1.03 米国国務省の2010年11月17日発表の「2010年世界の宗教の自由に関する報告：スリランカ」によれば、「人口のおよそ70%が仏教徒で、あとは15%がヒンズー教徒、8%がキリスト教徒、7%がイスラム教徒となっている。キリスト教徒は概ね西部に集中しているのに対し、イスラム教徒は東部に居住し、北部は圧倒的にヒンズー教徒が多くなっている。」
- 1.04 スリランカでは主に3つの言語が話されている。国民の74%が使用するシンハラ語（公用語で国語）、18%が使用するタミル語（国語）、及び英語（政府機関で使われ、人口の10%が堪能である）である（CIA World Factbook：スリランカ、2011年5月17日更新）。
- 1.05 スリランカ政府統計局の記録（2010年統計要覧、第II章、表2.10、2011年6月1日にア

クセスしたウェブサイト）によれば、シンハラ人の居住者数が最も多いのは、ガンパハ地区、コロンボ地区、クルニガラ地区、キャンディ地区及びゴール地区である。また、タミル人が集中しているのは、コロンボ地区、アンパラ地区、ガンパハ地区、キャンディ地区、プッタラム地区及びヌワラ・エリヤ地区である。（2001年国勢調査の数字）。ただし、ここには、2001年国勢調査の集計が行われなかった地区（ジャフナ地区、マナール地区、バブニヤ地区、ムライティブ地区、キリノクチ地区、バツティカロ地区及びトリンコマレ地区）のデータは含まれていない。

地图

1.06



以下の機関にてもスリランカの地図を入手できる。

国連現場支援部、地図製作課、マップ No.4172 改訂 3、2008 年 3 月

<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/srilanka.pdf>

国連人道問題調整事務所（OCHA）スリランカ：

<http://ochaonline.un.org/srilanka/MapCentre/tabid/2591/language/ja-JP/Default.aspx>

国連高等難民弁務官事務所（UNHCR）：

<http://www.unhcr.org/publ/PUBL/3dee2ccd0.pdf>

欧州出身国情報ネットワーク（ecoinet）

<http://www.ecoi.net/sri-lanka/maps>

国家安全保障メディアセンター（MCNS）/国防ニュース（LTTE 支配地域、2005 年 11 月～2009 年 5 月）<http://www.nationalsecurity.lk/maps.php>

国民の祝祭日

1.07 エコノミスト・インテリジェンス・ユニットの「2011年1月スリランカレポート」には、2011年のスリランカの祝日は次の通りとなっている。

「1月15日（タミル・タイ・ポンガル・デー）；1月19日（ドゥルトゥ月のポヤ・デー）；2月4日（独立記念日）；2月16日（マホメット生誕祭）；2月17日（ナワン月のポヤ・デー）；3月2日（マハー・シワラトゥリの日）；3月19日（メディン月のポヤ・デー）；4月13日～14日（シンハラ人とタミル人の新年）；4月17日（バク月のポヤ・デー）；4月22日（グッドフライデー）；5月1日（メーデー）；5月17日～18日（ウェサック祭）；6月15日（ポソン月のポヤ・デー）；7月14日（エサラ月のポヤ・デー）；8月13日（ニキニ月のポヤ・デー）；8月31日（イドゥアルフィトゥル：ラマダン明け）、9月11日（ビナラ月のポヤ・デー）；10月11日（ワプ月のポヤ・デー）；10月26日（ディーパワリ祭り）；11月6日（イドゥアルアッダ：ハッジ祭りの日）；11月10日（イル月のポヤ・デー）；12月10日（ウンドゥワプ月のポヤ・デー）；12月25日（クリスマス）」

[目次に戻る](#)

2. 経済

2.01 CIA World Factbook:スリランカ（2011年5月17日更新）によれば、

「スリランカは、LTTEとの26年に及ぶ抗争を終え、電力供給の増強や道路・鉄道網再建などの大規模開発プロジェクトを実施している。更に、恵まれない地域の経済成長を促し、中小企業を振興し、農業増産を促進するため、政府主導の政策実施と民間投資促進とを組み合わせることにより、貧困削減を目指している。政府は、既に、債務・利子返済、公共サービスの肥大化、史上最大の財政赤字などの問題に直面しているため、政府の財政投与には限界がある。2008年から2009年にかけての世界的な財政危機と不況の波はスリランカの経済を脆弱化し、国際収支の赤字についても、2009年7月のIMFのスタンバイ・クレジットで26億ドルの緩和があったものの、更なる危機を招こうとしている。しかしながら、内戦の終結とIMFローンのお陰で、投資家の信頼は大幅に回復し、スリランカの株式市場は世界でも最優良な市場の一つとみなされというようなことも起こった。スリランカの経済成長率は、戦時中（原文のまま）を通して平均5%で推移してきたが、政府支出の増大とLTTEとの戦いの終焉のため、2006年～2008年のGDP成長率は6～7%に跳ね上がった。その後、2009年には成長率は3.5%となり、スリランカ経済は、戦後の高成長率に比べると落ち着いたものとなってきた。」

- 2.02 2010年のスリランカの人間開発指数（HDI）は0.658で、169カ国中91位であった。2008年の国民1人当たりGDPは5,000米ドル弱であった。HDIは、「人間開発の3つの指標である健康、教育および所得を表す指標を合成した値である」（UNDP、人間開発報告2010、カントリープロフィール：スリランカ）。「CIA World Factbook」（2011年5月17日更新）によれば、2010年の国民1人当たりGDPは4,900米ドルと推計され、失業率は5.2%であった。また、同じ情報源は、2008年に貧困ラインを下回った人口は全体の23%と推定されるとしている。
- 2.03 エコノミック・インテリジェンス・ユニット（EIU）の「2011年5月のカントリーレポート：スリランカ」によれば、消費者物価上昇率は2010年には5.9%であったが、2011年には9.1%になるものと予測されている。また、EIU は、平均実質失業率は2010年には5.8%に達したと記している（2011年は5.4%と予測されている）。
- 2.04 スリランカ政府統計局は、その「2010年統計要覧：社会経済指標」（日付不明、2011年6月1日アクセスのウェブサイト）で、2009年における総労働人口は7,572,363人、失業率は5.7%と記録している。
- 2.05 2011年5月31日のxe.com Universal Currency Converter における概算為替レートは1ポンド=180スリランカルピーであった。
- 2.06 スリランカ政府統計局は、その「2009/10年世帯収支調査」（2011年3月に最終報告）で、次のように記している。「平均世帯月収は、2009/10年で23,746ルピー（2011年5月の為替レートによれば132ポンド相当）であり、2006/07年から約42%の上昇を見せた。」また、同じ報告書には、平均世帯月収が最も高かったのはコロombo地区であり、

最低はジャフィーナ地区であった、と記されている。

[目次に戻る](#)

3. 歴史

以下のセクションは独立後のスリランカの最近の歴史の概要を、2005年以降の出来事に焦点をあて、示したものである。

主要な政治的出来事（1948年から2010年12月まで）

- 3.01 外務・連邦省（FCO）のカントリープロファイル：スリランカ（2011年4月14日最終更新）には、次のように述べられている。

「1948年2月に英国から独立して以来、政治の舞台は統一国民党（UNP）とスリランカ自由党（SLFP）の2大政党に支配されてきた。後者は、現在、人民連合（PA）の一員となっている。1972年に共和国憲法が採択され、シリマホ・バンダラナイケ率いる連立与党がその後2年にわたって政権を支配した。1978年にUNPが政権を奪回し、大統領支配制に基づく新憲法を制定した。そして、スリランカでは初めての比例代表制選挙を導入した。」

- 3.02 FCOの「カントリープロファイル：スリランカ」には次のようにも記されている。
「1993年の時点で、SLFPは、SWRD シリマホ・バンダラナイケの娘チャンドリカ・クマラトゥンガを代表とする人民連合（PA）の一員となっていた。クマラトゥンガは、1994年11月と1999年の総選挙で圧倒的な勝利を収め、2005年11月まで大統領を務めた。」

- 3.03 さらに、FCOの「カントリープロファイル：スリランカ」には次のように記されている。「2004年4月の総選挙でUPFA（SLFPとJVPの連合）が勝利を収め、新政権が発足した。古参政党の支持率が低下し、少数派政党 - JVP（Janatha Vimukthi Peramumna）、TNA（タミル国民連合）及びJHU（Jathika Hela Urumaya）が相当数の議席を獲得した。」

- 3.04 2011年6月1日にアクセスしたヨーロッパ・ワールド・オンライン（Europa World Online）は、次のように述べている。

「SLFPの幹部党員のMahinda Rajapakse が4月6日に首相に就任し、数日後には新内閣が組閣された。9月には、議会で8議席を有するCWC（Ceylon Workers' Congress）が連立与党に参加すると発表したことで、UPFA政権が議会の多数を占めることとなった。その翌月、野党SLMCのメンバー3人がUPFAに鞍替えし、政権はさらに強固なものとなった。」

3.05 FCOの同プロフィールには次のようにも述べられている。

「2005年11月、Mahinda Rajapakse (SLFP) が50.3%の得票を得て大統領に選ばれた。この大統領選においては、LTTEは、主なタミル地域において投票のボイコット運動を激しく展開した。その結果、北部および東部では極めて低い投票率となった。大統領に立候補したUNP党首のラニル・ウィックラメシングは、48.4%の票を獲得した。2007年1月、多くのUNP党員が政権に参加し、連立与党は議会の過半数を占めることとなった。その後、内閣改造が行われた。2008年と2009年を通じて、UPFAは、地方議会選挙で勝利を重ねた。」

これら選挙結果の最終結果の公式発表は、スリランカ選挙局のウェブサイトで入手できる。

3.06 上記FCOのカントリープロフィールは、次のように付け加えている。

「早期の大統領選挙が2010年1月に行われた。ラジャパクサ大統領の主な対抗馬は、野党のUNP、JVP およびTNAの支持を受けたスリランカ陸軍の前司令官のサラス・フォンセカであった。両候補者は、2009年5月の軍によるLTTE打倒において両者が果たした役割に焦点を当てて選挙運動を行った。2010年1月27日、スリランカ選挙コミッショナーは、ラジャパクサ大統領が58%の得票率で大統領選に勝利したと発表した。独立の選挙監視団は、投票日における投票（投票率は70%）はおおむね満足の数のものであったと述べたが、選挙妨害行為の頻発など選挙運動において多くの懸念があったことを強調した。フォンセカは、選挙結果について法廷で争う考えであると発表した。」

「大統領選後、フォンセカは、制服での選挙運動および軍調達契約に係る汚職の疑いで逮捕された。軍法会議は、フォンセカを二つの罪で有罪とし、不名誉除隊処分とし、30ヶ月の懲役の判決を下した。彼は2010年4月に国会議員に当選していたのだが、懲役刑の判決を受けたことで、議員資格を失うこととなった。彼はまた、LTTE幹部殺害をあきらめるよう軍幹部将校が命令を下したと発表したことで恐怖とパニックを引き起こしたかどで緊急時規則および刑法に違反する罪にも問われた。この裁判は一般法廷で審理中である。」

反政府グループおよび政治活動家のセクションも参照。

3.07 上記の選挙がいかに行われたかについての情報は、PAFFREL、CaFFEファイナルレポート（2010年大統領選挙に関する報告）およびCMEVファイナルレポート（選挙関連の妨害行為と不正行為：2010年大統領選挙に関する報告）にて入手できる。

3.08 2010年1月の大統領選挙の公式結果は、スリランカ選挙管理局のウェブサイトにて入手できる。

3.09 さらに、FCO の上記カントリープロフィールには、次のように記されている。

「国会議員選挙が2010年4月に行われた。投票率は、北部など一部の地域ではかなり低かったが、全国平均では61%であった。不正投票があった二つの地区での再投票を終え、最終的にラジャパクサ大統領の統一人民自由同盟（UPFA）が、225議席のうち144議席を獲得し、憲法改訂に必要な3分の2の絶対多数に6議席足りないだけとなり、選挙戦に勝利したことが確認された。最終結果の発表後間もなく、SLFP のDMジャヤラトネが首相に任命された。続いて、内閣改造が行われ閣僚は52人から37人に減らされた。新設の経済開発省の大臣となった大統領の弟のバシル・ラジャパクサに主要な役割が与えられた。この新設の省は、港湾事業、観光事業、外国投資などすべての主要経済分野を管掌することになる。前通商大臣のGLペイリスが、選挙に落選したロヒタ・ボゴラガマに代わって外務大臣に任命された。」

3.10 2011年6月1日にアクセスした選挙管理局の公式ウェブサイトに公表された選挙の公式最終結果は次のとおりである。

統一人民自由同盟（UPFA）	144
統一国民党（UNP）	60
イランカイ・タミルアラス・カドチ（タミル国民連合：TNA）	14
国民民主同盟	7

3.11 エコノミック・インテリジェンス・ユニット（EIU）の「2011年5月のカントリーレポート：スリランカ」には次のように述べられている。

「大統領選に敗北したサラス・フォンセカ將軍率いる国民民主同盟（DNA）の旗の下で戦っているマルクス主義グループのジャナタ・ビムクティ・ペルメナ（JVP）は、5つの地方選挙区で議席を獲得した。一方、フォンセカ將軍は、首都コロomboの選挙区から国会議員に立候補して当選した。イランカイ・タミルアラス・カドチという名前で活動するタミル国民連合（TNA）は12の選挙区で議席を獲得した。スリランカの比例代表制では、政党は地方選挙区議席に加えて全国区議席も獲得することが出来る。これを考慮すれば、UPFAは合計144議席を獲得したことになるのだが、議会の全議席である225議席の3分の2の多数にはわずかに届かなかったということになる。」

3.12 同じEIUレポートは次のように述べている。

「選挙監視団は投票率の低さを懸念していた。投票率は平均50%強であるが、北部州では極端に低かった。これは過去の選挙に比べても低いものである。非政府選挙監視

グループである「自由で公平な選挙のための人民のアクション」によれば、国会議員選挙に先立ちいくつかの地方選挙や大統領選挙があり、人々に選挙疲れがあることが投票率の低さに反映している、という。祭りシーズン（4月のシンハラとタミルの正月）の始まったことと、選挙に対する信頼の欠如という要素も一部影響しているかもしれない。しかし、最も重大な要因は、選挙結果が疑いのないものであるとは言い切れないという認識が広まっており、それが両陣営の支持者たちの投票意欲をそいでいるに違いないと言うことがある。選挙監視者たちによれば、国会議員選挙は、概して妨害なしに行われている。地元の選挙妨害監視センターは、選挙妨害に関する不平を大きなもので84件と小さなもので202件受けたが、それは前回の選挙に比べると少ないものであった。」

- 3.13 上記の選挙実施の様子は以下のウェブサイトにて入手できる：CaFFEファイナルレポート（2010年大統領選挙に関する報告）およびCMEVファイナルレポート（選挙関連の妨害行為と不正行為：2010年大統領選挙に関する報告）
- 3.14 政府の閣僚名簿については[Government ministersのサイト](#)（2011年6月1日が最後のアクセス）をクリックされたし。

[目次に戻る](#)

内戦（1984年から2009年5月）

- 3.15 外務・連邦省（FCO）の「カントリープロファイル：スリランカ」（2011年4月14日最終更新）は、次のように述べている。

「2009年5月19日、スリランカ政府は、26年に及んだタミル・イーラム解放の虎（LTTE）との戦いを終え勝利宣言を行った。この内戦で、7万人が命を失い、100万人以上の難民が生まれたと推定されている。

「内戦の因は1950年代から始まったタミル人コミュニティとシンハラ人コミュニティの間の関係悪化に根差している。1970年代後半まで、多くの武装グループが北部及び東部で活動していた。1983年には、コロンボで激しい反タミル暴動が発生し、およそ2,000人のタミル人が死亡した。この暴動にはスリランカ政府の一部の閣僚も関与したといわれている。多くのタミル人が北部州のタミル人居住地区に戻ったが、外国への亡命の申請をしようとする者も多かった。」

「1987年半ばには、スリランカ政府がジャフナ地区に外出禁止令を発した結果、極めて困難な状況に陥り、タミル・ナドゥの世論がインド政府を動かしたため、スリランカ政府はインド・スリランカ協定の調印を余儀なくされた。この協定に従い、北部及び東部にインド平和維持軍（IPKF）がおかれることになった。しかし、IPKFとLTTEの関係が破綻して両者の間で激しい戦闘が勃発し、それに伴う多数の人権侵害が報告

された。プレマダサ大統領はIPKFの撤退を求める交渉を行い、1990年3月に完全撤退が完了した。

「1988年には、インド軍介入の影響もあり、シンハラ人コミュニティの不安は人民解放戦線（Janatha Vimukthi Peramuna : JVP）による反政府暴動に発展した。政府は、JVPの反政府運動に対して容赦ない弾圧を行い、1989年にJVPリーダーが殺害されたことで暴動はおさまった。政府とJVPとの戦いで何万人もの人が死亡した。

「その後、しばらくの間、北部および東部では比較的平和な時期が続いたが、1990年6月になって状況は悪化した。それから18ヶ月後、交渉は決裂し、LTTEは再び武力行動を開始した。LTTEはその支配範囲をタミル人の中心地帯であるジャフナ半島及び北部および東部の広い範囲にまで拡大した。治安部隊は東部州の大半の奪回に成功したが、北部州は依然としてその支配の外にあった。

「この抗争にからむテロ攻撃で、何百人もが死亡した。」

3.16 FCOの「カントリープロファイル：スリランカ」は、次のように言っている。

「1995年7月、スリランカ陸軍は軍事作戦を開始し、1995年12月に政府軍がジャフナを陥落して戦いは終わった。1996年1月、LTTEはコロンボ市内で爆破作戦を開始した。

「1996年を通じて、スリランカ陸軍は市民のジャフナ市への帰還が可能になるように、ジャフナ半島の十分な安全を確保した。LTTEは東部州の支配権を再度主張し、ジャフナ半島に再び潜入した。南部ではLTTEに触発されたテロ攻撃が続き、キャンディの仏歯寺（Temple of the Tooth）を含むスリランカの仏教聖地の大半が攻撃を受けた。

「1999年3月、スリランカ陸軍は、バンニ地方で二つの大きな攻撃を行い、LTTEから800平方キロ以上の領地を奪った。北部州では1999年後半に戦闘が激化し、紛争開始以来の激しい戦闘を繰り返した後、バンニ地方（北部の密林地帯）がLTTEに制圧された。2000年4月、LTTEは大規模な攻撃を行い、スリランカ政府軍をエレファント・パス（ジャフナ半島とスリランカ本土を結ぶ要所）から撤退させた。エレファント・パスを制圧したLTTEは、ジャフナ半島への徹底攻撃を続けた。この戦は、新たに選出されたUNF（統一国民戦線）政府がLTTEの新たな停戦宣言を受け入れた2001年12月まで続いた。2002年2月、政府とLTTE間で停戦協定が締結された。」

3.17 さらに、FCOの「カントリープロファイル：スリランカ」は、次のように記している。

「2004年4月、LTTEの東部司令官カルーナとその一団がLTTEから離脱した。同司令官は、LTTE指導部は東部州の人々の利益に十分配慮していないと不満を訴えた。カルーナのグループは政府に与し、東部州でLTTEと交戦した。

「2005年11月にRajapakse大統領が権力を掌握してから、当初はLTTEと政府の衝突が続いたが、2005年12月から2006年1月にかけては短期間の和平交渉が行われた。2006年4月には大規模な武力衝突が再発した。最終的な和平交渉は2006年10月にジュネーブで行われたが、成立には至らなかった。2008年1月、スリランカ政府は停戦協定を無効とした。」

3.18 同じレポートは次のように付け加えている。

「2009年1月から5月の間に、スリランカ政府は、北部に残されたLTTEの拠点を次々と奪取し、2009年5月には、LTTEがこれまで占拠していた領地のすべてを奪還したと発表した。プラバカランをはじめとするLTTEの幹部はすべて戦いの最終段階で殺害された。」

「戦いが終わるまでに、激しい戦いの結果膨大な数の市民が殺され、あるいは負傷したと思われる。紛争地域へ単独で近づくことは出来ず、抗争の最終段階の何ヶ月かに行われた両陣営の間の戦いにつき国際的な関心が集まった。」

3.19 インターナショナル・クライシス・グループ（ICG）の2010年5月17日付けの「アジアレポートNo.191：スリランカにおける戦争犯罪」には次のように述べられている。

「2009年1月までに、スリランカ政府は、事実上、LTTEを打ち負かしていた。タミルの戦士たちは、バンニとして知られる北部の一隅に追い詰められ、無数の重武装のスリランカ政府軍部隊に取り囲まれていた。バンニというのは、政府指定の5つの行政区のうちの全部または一部、キリノクチ地区とムライティユ地区の全部、そしてバユニヤ、マナールおよびジャフナ地区の一部から成る地域のことである。その地域には、およそ30万人の一般住民がいたが、そのほとんどはかつてLTTEが占拠していた地域から幾度となく避難してきた人々であった。この段階においては、LTTEには武器も物資も枯渇していた。幹部の多くは、状況は絶望的であるとみており、タミルの住民たちも強制徴兵やバンニを離れることをほぼ完全に禁止するというLTTEのやり方に怒りを増しつつあった。」

3.20 2010年5月のICGレポートは、述べている。

「スリランカ治安部隊とタミル・イーラム解放の虎（LTTE）のいずれもが、30年に及ぶ内戦の最後の5ヶ月間にしばしば見られた国際人権法違反を犯していた。何年も続いた抗争を通して双方は何がしかの残虐行為を犯してきたのだが、その規模や残虐性において、2009年1月から5月の政府の勝利宣言に至るまでの間のものが特にひどかった。国際危機グループ（ICG）が収集した証言・証拠によれば、上記の数ヶ月において、何万人ものタミルの一般人（男性、女性、児童、老人）が殺され、負傷者の数は数知れず、何十万人の人々が十分な食料や医療手当の欠乏にさらされ、結果的に死

者の数を増やすことになった。この証拠は、スリランカの治安部隊が戦争犯罪を犯しており、政府の高官や軍の幹部にその責任があることを信ずるに足る根拠を与えるものである。LTTE 兵士および幹部も戦争犯罪を犯していたという証拠もあるが、それらの犯罪者のほとんどがすでに殺されており裁きを受けることはないであろう。」

3.21 さらに、2010年5月のICGレポートは、次のごとく述べている。

「クライシスグループは、下記のごとき容疑に対する独立の国際捜査を裏付けるに十分な証拠を持っている。

- 一般人に対する意図的な襲撃。1月後半から、政府と治安部隊は、何十万人もの一般住民に対し、政府指定の小さな非戦闘地帯(NFZ)へ移動するよう促し、その後大砲・迫撃砲やその他の火器による集中砲撃を浴びせた。
- 病院に対する意図的な襲撃。治安部隊は、負傷者や病人であふれている病院や仮設の医療センターを爆撃した。それら施設の正確な位置や機能を知っていながら何度となく襲撃したのである。
- 人道支援活動に対する意図的な襲撃。治安部隊は、人道支援活動場所や食糧配給所の正確な位置を知りながら、人道活動家達、車両や物資、および一般住民であふれているそれらの場所に対して繰り返し砲撃を加えた。」

3.22 さらに、上記レポートは次のように言っている。

「一方、LTTEが次のようなことを行っていたという確かな証拠もある。

- 一般人に対する意図的な襲撃。戦闘地帯の砲撃から逃れて政府支配地へ移動しようとする多くの一般住民にLTTEは砲撃を与え、死亡させたり負傷させたりした。
- 一般人に対し意図的に苦痛を与えること。戦闘地帯では爆撃を受ける危険が極めて大きく、人道物資が欠如しているという状況があるにもかかわらず、そして人々が負傷したり死亡したりしている時でさえ、LTTEは、一般住民が戦闘地帯を離れることを許さなかった。また、LTTEは、多くの一般住民を戦士や労働者として強制雇用し、それを阻もうとする家族がいればそれらに殴打を与えるというようなことを行っていた。」

3.23 UNHCRの「スリランカからの亡命申請者に対する国際庇護の必要性審査のための適格性ガイドライン」（1010年7月5日付け）には、次のように記されている。

「スリランカの武力抗争に係るグループが犯したといわれる行為には、主に次のようなものがある。拉致および失踪、一般市民に対する無差別攻撃、人々を人間の盾として利用、移動の自由の制限、強制的避難、拷問およびその他の残虐・非人道的または

屈辱的な処遇（レイプを含む）、捕虜の殺害、法廷外処刑、兵役・労役のための強制雇用（児童雇用を含む）。」

「SATP の2001年から2009年にスリランカの治安部隊との交戦において殺されたLTTE幹部リストには、内戦の最終段階の数週間に死亡したLTTE幹部に関する詳細な情報が示されている。スリランカ政府の国家安全保障メディアセンター（MCNS）/デフェンスニュースは、2005年11月から2009年5月の敗北に至るまでの期間にLTTEの支配地域が徐々に縮小していく様子を示した一連のマップを掲載している：[ウェブリンク](#)。

- 3.24 国連の「経済的・社会的・文化的権利委員会の最終見解」（2010年12月9日）は、次の点に強い懸念を表わしている。「2009年の武力抗争の最終段階の何ヶ月かにおいて、政府は意図的に一般市民から食糧、医療ケアおよび人道的支援を受ける機会を奪った疑いがあり、これは国際条約11条および飢餓の国際人道的禁止条項への違反であり、戦争犯罪にも値する。」
- 3.25 マイノリティー・ライツ・グループ・インターナショナル（MRGI）の「ノーウォー、ノーピース：スリランカにおける少数派権利と正義の否定（No war, no peace: the denial of minority rights and justice in Sri Lanka）」と題するレポート（2011年1月19日発表）には、次のように述べられている。「スリランカ政府軍とタミル・イーラム解放の虎（LTTEあるいはタミルタイガー）との戦いが2009年に終わり、スリランカのほとんどの人々には正常が戻ってきた。しかし、この国の北部と東部に住む二つの主要少数派であるタミル人とイスラム教徒には、厳しい生活条件、経済的疎外、および軍国主義が依然として支配的なものとして残っている。」
- 3.26 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）の「2011年5月のカントリーレポート：スリランカ」は、次のように述べている。：

「2011年4月に発表された国際的専門家パネルによる国連レポートは、驚くほど単刀直入な言葉で、次のように述べている。2008年後半から2009年にかけてスリランカ政府による人権侵害行為が広く行われた疑いがある。『民間人犠牲者ゼロ』のポリシーを貫いたと言う政府の主張を退け、同パネルは、戦争終結段階における政府の爆撃により何万人にも及ぶ民間人の命が奪われたと断言した。政府軍による激しい爆撃は、一般市民に戦闘から逃れて集まるよう当局が促した地域である非戦闘地帯を標的としたといわれる。

「一方では、同パネルは、タミル・イーラム解放の虎（LTTEあるいはタミルタイガー）も戦闘から逃れようとする一般市民を襲撃して多くの人々を殺害したとも言っている。政府軍の行為を表すものとして次のような事実も伝えられている。LTTEは一般市民を人質にとって『人間の盾』とし、武器弾薬の集積所を病院などの民間施設の近くに設

け、一方では民間人を標的とした自爆テロ攻撃を行った。LTTEの犯した人権侵害の中から上記パネルが特に取り上げたのは、強制労働と児童兵士の雇用であった。

「一般市民への爆撃の罪に加え、同レポートが発見したのは次のような罪の疑いである。政府軍は、病院や食糧配給ラインなどの人道支援施設に対しても砲撃を浴びせた疑いがある。また、政府は人道支援を拒絶し、難民やLTTE幹部と思われる人達、さらにはメディアの人達や反政府評論家達の人権を侵害した疑いもある。政府は、脅迫や拉致などの手を使ってメディアを脅しているとも言われている。

「政府は、上記パネルの調査結果を強く否定した。Mahinda Rajapakse大統領の求めに応じ、5月の初めに、何千人ものスリランカ人が上記レポート作成を委託した国連事務総長の潘基文に抗議するデモを行った。2009年に政府軍が民間人を攻撃したと言う十分な証拠を政府が否認したことで西欧諸国との緊張関係が続くこととなった。」

- 3.27 更に詳しい情報については、スリランカの説明責任に関する事務総長の専門家パネルの国連レポートを見られたし。

[目次に戻る](#)

LTTEメンバー（容疑者）に対する政府の処遇（2010年12月までの期間におけるもの）

- 3.28 国際法律家委員会（ICJ）のブリーフィングノート「法的制約を越えて：スリランカのLTTE容疑者の大量拘束」（2010年9月）には、次のように記されている。

「武力抗争は、一般市民の生命と安全の犠牲の下に、2009年5月に終結したが、多くの拘束中の人々は、政府支配地域から逃れて収容された施設でスリランカ軍（SLA）により家族と分断されたままであった。マニックファームをはじめとした国内避難民のための軍事捕虜収容所に辿り着いた人達は、SLAならびに警察のテロ調査局（TID）および犯罪捜査局（CID）による審査を受けた上で逮捕された。このような審査と逮捕というプロセスは、抗争が終わった後も何ヶ月か続き、時には捕虜の中のタミル人の密告者がそれを助けることもあった。マニックファームでは、そのような逮捕プロセスが少なくとも2009年12月まで続いた。一部の逮捕者は、「投降兵キャンプ」に入れられた。

「LTTEとの交流の容疑が逮捕の根拠となっているようである。逮捕された者の中には、LTTEの敗北の直前（幾日か前あるいは何週間か前）にLTTEに雇用された人もいた。LTTEの支配地域で行政職にあり、LTTEから給料をもらっていたが、戦闘には直接関与していなかったものも含まれていた。LTTE容疑者と見なされた家族と離れたくないとして一緒にいるのだが本人は真の一般市民であると言う人達で、オマンタイなどの収容所に拘束されている者もいた。逮捕の根拠には、信憑性の問題を提起し、捕虜収容所にいるIDPや議会の仲間に疑いをもたれたと言うケースもある。

「『たった1分でもLTTEと一緒にいた』人に対しSLAが自首することを公に求めたのに応えたため拘束された者もいる。LTTEと短時間の係りを持った人々が、この無差別な要求にこたえて自首して拘束されるということになったのである。自分の子供を差し出す親もいた。」

「2009年5月の内戦終結の前の何ヶ月かまたは直前に逮捕・拘束された人はおよそ12,000人に上る。なかには、LTTEとの繋がりはほんの少ししかなかった者や抗争の終盤で強制徴兵を受けた者などもいた。」

- 3.29 LTTEとの繋がりの容疑のため、「少なくとも11,000人が『更生センター』と呼ばれる施設」に拘束されたことに関し、HRWの文書「法的あいまいさ：スリランカの拘束されているLTTE容疑者の不確かな運命」（2010年1月29日発表）には、次のように述べられている。

「政府が拘束者の基本的人権を侵害することは日常的なことである。逮捕の具合的理由を知る権利、拘束の合法性につき独立の法律専門機関に訴える権利、弁護士や家族と接触する権利、などの権利に対する侵害が当たり前である。当局は、拘束者の家族に拘束の根拠も拘束者の所在も一貫して知らせないため、一部の拘束者は拷問や虐待を受けているかもしれないという大きな心配が生まれる。拷問や虐待は、スリランカではそれを取り締まる法的措置が欠如しているためにしばしば行われ、長く問題視されてきたことである。一部の拘束者についての情報が得られないこともあり、「行方不明」とされる恐れもある。

- 3.30 インターナショナル・クライシス・グループ（ICG）のレポート「スリランカ：つらい平和」（2010年1月11日）は、軍の「超法規拘束センター」につき、次のように言っている。

「拘束者たちは、弁護士、家族、ICRCなどの保護機関などとの接触を許されず、センターの中で何が起きているのかはベールに包まれている。さらに、拘束者が元戦闘員であったことを立証する根拠および拘束の法的根拠は全く不明であり恣意的なものである。スリランカの現政権下・前政権下では、LETT容疑者に対する拷問、拉致、法廷外処刑などはすでに慣行となっており、拘束者の運命に関する重大な懸念の基がそこにある。政府の発表では、拘束中の元戦闘員容疑者のうち裁判にかけられるのは200人だけであり、大部分は更生のための拘束が続けられた後に釈放されるとのことであった。…非常時拘束令あるいは反テロ法規の下で1,500人から2,000人の容疑者の拘束が続けられ、一部の者は起訴されることもなく何年も拘束されている。」

- 3.31 2010年7月15日のBBCニュースレポートには次のように述べられている。

「スリランカで拘束されたかつてのタミルタイガーの反逆者たちは、基本的な施設もない政府の収容所で虐待を受けていると言っている。BBCタミルへの手紙や電話で、自分たちは、収容所で拷問を受け殴打を受けていると言っている。収容所の守衛は腐敗しており、釈放前に賄賂を要求すると非難している。政府によれば、戦いが終わった後に拘束された人達はまともな扱いを受けていると言う。2009年5月の終戦の前の何週間かの間に起こった人権侵害の疑いに対するいかなる独立の調査も常に拒絶されてきた。

「収容所には、軍事基地の中にあるものもあり、学校や大学の中に設置されたものもある。政府は、ジャーナリスト、援助機関および国連機関がこれら収容所を訪問することを許していない。しかし、たいいていの場合、親族は愛する者（拘束者）に会うことが許される。

3.32 国際法律家委員会（ICJ）のブリーフィングノート「法的制約を越えて：スリランカのLTTE容疑者の大量拘束」（2010年9月）には、次のように述べられている。

「スリランカ政府は、現在、約8,000人を起訴も裁判もないまま行政拘禁下においている。拘束者たちは、かつてのLTTEと繋がりを持ったと疑われており、そのためスリランカの2005年非常時規則の下で『更生』を受けねばならない。他に何百人もの人が、審査・選別を受け、刑事訴追のために隔離拘束されている。

「ICJは、政府の『サレンディー』や『リハビリ』の制度は、自由への権利、まともな手順、公正な裁判などを脅かすものであり、国際的な法や基準に沿わないものであることに懸念を持っている。拷問や強制失踪の疑いもある。国際赤十字委員会（ICRC）などの国際機関による信頼できる正確なモニタリングの要求は否定された。政治のご都合主義と秘密主義が法的合理性や説明責任より優先する傾向がある。」

3.33 同じくICJの2010年「ブリーフィングノート」は、更に次のごとく記している。

「国際的な法や基準に及ばない有事規則や抗テロに関する法律に依存することは、拘束者を実質的に法的なブラックホールの中におくことになる。彼等の権利を明確にするための独立した法的能力を持つ裁決機関に頼る手段はない。独立のモニタリング機関へのアクセスが妨害され、これらのやり方を更にあいまいなものとし、強制失踪、拷問などの虐待行為、あるいは成人拘束者と子供の同居が続いていることなどの報告を立証することが不可能となっている。」

「起訴なしに2年まで『リハビリティー』を拘束できる長期行政拘禁は、起訴や裁判なしに個人的処罰や集団的処罰を行うことに相当する。さらに、刑事犯罪の容疑者に対するこのような偽装処罰形態に加え、最終的に刑事訴追が行われ、有罪判決が下された場合には、『リハビリティー』は第二の処罰を受ける可能性がある。また、ICJ

は次の事も懸念している。拘束者は、拷問およびその他の残虐・非人道的または屈辱的な処遇、強制失踪の禁止、ならびに児童の持つ多くの特定の権利を含むその他の人権侵害を受けやすい立場にあることである。」

3.34 2010年10月25日のBBCシンハラは、次のように報じた。

「LTTEを支持した容疑に問われている4人のシンハラ人の弁護士は、4人は起訴なしに3年にわたって拘禁されたままであると言っている。

『シンハラタイガー』の弁護を行う弁護士のセナカ・ペララは、コロンボの治安判事裁判所において、彼の弁護依頼人達は起訴が確定せずに3年近くも拘束されていると陳述した。」

「2007年2月に25人の労働組合活動家が拉致された。彼等は、その後、スリランカ警察のテロ調査局（TID）に拘束されていることが分かった。

「21人の『シンハラタイガー』のメンバーは、裁判所による起訴が行われず、結果的に釈放となった。」

3.35 「2010年6月19日から7月3日までスリランカのコロンボに派遣されたデンマーク移民局の事情調査団のレポート、スリランカのタミル人に関する人権問題および治安問題」（2010年10月）には、次のように記されている。

「政務次官補のシャビンダ・フェルナンドは、犯罪事件にどの程度関与するのかと聞かれ、それはケースバイケースであると述べた。同次官補が例として述べたところでは、LTTEに関する情報を収集すると殺人などの重犯罪のケースが判明することがある。LTTEは強制雇用を行っていたことを考えると、特定の個人に関する証拠がない場合は、その拘束者に対してはリハビリが行われることになる。さらに、同次官補は、どの程度裁判に関与するのかと聞かれると、今のところ詳しく話すことはできないと答えた。

「さらに、シャビンダ・フェルナンド政務次官補は、サレンディーに対して恩赦を与えるメカニズムはまだないと語った。これに関して、同次官補は、その個人がLTTEの活動に関与していたか否かが重要なポイントであることを強調した。逮捕された者と投降したものとの間に、法的手続きの点では全く違いはない。」

「いくつかの情報源（外交団、ノルウェー大使館、匿名情報源、代表的人権擁護団体および地元の匿名NGO代表）によれば、『リハビリ』キャンプに収容されている人々に関する十分な情報はない。更に、上記ソースによれば、起訴される予定と政府が言う約1,300人の罪状とプロフィールについても情報は殆どない。」

3.36 駐コロンボ英国高等弁務官（BHC）からの2010年1月19日付け書簡には、次のように

記されている。

「内戦は2009年5月18日に正式に終結した。スリランカ国防省が、武装解除、動員解除および社会復帰（DDR）に対し直接の責任を負っている。適法性にいかに取り組むべきかという点と計画のいくつかの要素がいくつもの政府省庁にまたがる点に懸念があった。司法省、国防長官およびその他のパートナーを集め、今後の方向性につき議論が行われた。LTTE反逆者を特定するために議会の政府支持者たちが利用されたが、この作業に役立つ情報もなく、キャンプにおける彼等の役割を確認する情報もなかった。拘束されたLTTE反逆者たちは、次の3つのグループに分けられた。

- 有事法規下の拘禁令が適用され、起訴に相当する現役のLTTEメンバー。このグループには現在1,400人がいると思われるが、この数字は、以前の非常事態権限で拘束されていた者の数も含まれている。
- 保護施設およびリハビリセンター（PARC）に拘束されたかつてのLTTE反逆者。6ヶ月から1年の間の不確定期間そこに拘留されていたもので、多くが児童。
- LTTEへの関与の度合いが低い者。3,000人から4,000人と思われる。これはいずれ釈放され、コミュニティに社会復帰するもの。

3.37 2010年1月19日付けのBHCレターには次のように記されている。

「2010年を通じて、上記の第三グループに属する人達は何人かに分けて順次釈放された。たとえば、2010年1月9日には496人が釈放されたが、そこにはいわゆる『児童兵士』が何人か含まれていた。2010年1月31日に釈放された56人は直接両親の元に戻された。2010年2月1日には、更に13人が釈放された。2010年10月には、206人の女性を含む306人が釈放された。RPR（リハビリテーションおよび刑務所改革）担当大臣の言によれば、これで女性の拘束者はいなくなった。

「これらの釈放は、これまでのところ、計画的に行われたものではなく、釈放者の社会復帰に対する支援もまだ与えられていない。釈放された人々は、釈放の条件に従って、家族の元に戻されたが、一部の釈放者はIDPキャンプにいる家族の所へ送られた。釈放された人々には、適正な身分証明書は与えられず、リハビリセンターから釈放されたことを記したレターだけが与えられた。しかし、個人登録局の移動部隊が全国の町を訪れて、国発行の身分証明書との差し替え申請を受け付けている。」

3.38 保護施設およびリハビリセンター（PARC）に関し、2011年1月19日付けのBHCレターは、次のように記している。「当地では何ヶ月も、地元機関及び国際的機関がこれらの施設あるいは拘束審査プロセスにアクセスすることが出来ない状況にあった。2010年7月28日に、IOMが、ウェリカンダ地域にある3か所のPARCを訪れることが許された。彼等は次のように言っている。

- 元戦闘員達は、様々な商業部門に係る職業訓練を受けており、多くの者はそこで学んだスキルが将来の仕事に役立つと確信している。
- 元戦闘員達は、クリケット、フットボールおよびバレーボールの練習や試合を1日に2回出来るようになってきているが、器具の不足の問題はある。
- 生活および睡眠のための施設は十分なものであり、1日3度与えられる食事にも満足している、と全員が言っている。
- 移動健康・医療サービスが毎月提供される。そして、緊急なケースあるいは専門医を必要とするケースでは病人はポロンナルワ病院に送られて治療を受けられる。
- 宗教行事用の棟が建てられ、元戦闘員達は1日2回礼拝を行うことが出来る。
- すべての元戦闘員達は、毎週末の朝 7:30 から午後 4:30 まで家族との面会が許される。ウェリカンダの町と PARC の間に軍のバスサービスがある。ウェリカンダまでの交通費は ICRC が負担してくれる。家族もその支援の対象になるが、支援は十分なものではなく、支援の事を知らない家族もいる。
- 拘束者の大半はかつて家族の家計を支える者であったのだが、いま家族は自分たちの生活の糧を得るのに苦しんでいる。年老いた両親の扶養義務を負うものもいた。
- PARC にいる元戦闘員の誰かが虐待を受けたという証拠は一つもない。
- 全員が出来るだけ早く家に戻ることを望んでおり、いつ釈放されるかが最大の関心事である。
- 多くの者は、様々な活動に参加しているものの、いまだに精神的な痛手がいやされず、心理学的支援を必要としている者もいる。
- 退屈と家族・友人・パートナーとの隔離が深刻な問題である。電話を自由に使えるようにし、家と近接したキャンプに入れることで、多少は問題を和らげることになっているようだ。」

3.39 また、上記のBHCレターは、次のようにも言っている。「2010年8月8日、IOMはラトマラナとホマガマの衣料品工場を訪れ、そこに『収容されている』女性の元戦闘員に会った。そこには18歳から44歳までの女性が合計261人いた。IOMは次のように報告している。

- 工場には、基本的なアメニティーはそろっている。元戦闘員達の居住棟はその他の行員たちのものとは別になっている。
- 多くの女性は、生活状況に問題はないと答えたが、もっと私的なセッティングで質問すれば、また違った答えが返ってきたかもしれない。
- 女性たちは、週6日労働で80～100ドル相当の月給をもらっている。給与は個人の口座に振り込まれるが、女性達は工場を辞めるまではそれを使うことが出来ないようになってきている。
- 女性達は、おかれた状況におおむね満足しているようだが、いつ出られるのが最大の関心事となっている。駐在の政府代表によれば、女性達は 2010 年 9

- ・ 月末までには釈放されるであろう、ということであった。
- ・ 多くの女性が、今やっている仕事・実習をいかし、故郷の村に帰った暁には、個人又はグループで、家内洋服仕立て業を営みたいという前向きな気持ちを持っている。
- ・ 女性達は、出生証明が発行されれば正規の身分証明書も貰えると言われている。
- ・ 家族の面会は日曜日に行われる。
- ・ 女性達によれば、そのリハビリ期間のもっと初期の時点に国際的人権団体の訪問を受ける筈であった、という。」

3.40 2010年12月17日付けのスリランカ政府公式ウェブサイトには、次のように報じられている。

「リハビリセンターにいる元LTTE戦闘員たちは、厚遇を受けており、何の不満も持っていない、と国際移民団体（IMO）のスリランカ調査団長のリチャード・ダンジジャーは語った。

「ダンジジャーは、国際移民の日にIOMコロンボ事務所において行った挨拶の中で、次のように語った。IOMは、さまざまな職業につき雇用機会や職業訓練の機会を提供し、元LTTE戦闘員たちが市民社会に復帰できるよう取り計らっている。

そして、次のように付言した。『われわれは、元LTTE戦闘員たちが社会復帰し、自分たちが稼ぎ頭である家庭に復帰するのを支援している。』」

「IOM代表は、質問に答え、虐待のケースは全くなく、プログラムは満足のいくように進められている、と語った。」

「IOMは、北部の戦いの終わる前から、すでに彼等のリハビリのためのプログラムを始めていた、と同代表は語った。」

3.41 米国国務省が2011年4月8日に発表した「2010年人権報告書：スリランカ」（USSD 2010）には、次のように述べられている。

「人権団体の推計では、約2,400人のLTTE容疑者が通常の拘置所にいる。一部の団体の推計では、その他に1,200人ほどが警察署、犯罪捜査部（CID）、TID、軍ないし民兵組織のキャンプ、あるいはその他の非公式な拘置施設に拘置されていると思われる。2010年の初めに、政府は、約11,700の元LTTE戦闘員を捕えてバブニヤ近くの拘置センターに拘置した。独立の監視団はそれら拘束者との接触が極めて制限されており、その拘束の合法性も不明であることから、一部の監視団体は、元LTTE戦闘員達は虐待や拷問を受けているかもしれないと心配している。それら拘束者との接触には制限があり、彼等がどのように扱われているか、国際基準に則った処遇を受けているかどうか

かなどの詳細は不明である。しかしながら、釈放された者に会った独立監視人は、組織的な拷問や虐待の証拠は得られなかったと言う。その年の終わりまでに、政府は、約1,400人を正式に起訴し、残る1万人のおよそ半数をリハビリの後に釈放した。」

- 3.42 USSD 2010レポートには、次のように付記されている。「内戦が終わってから拘束されていた約11,700の元LTTE戦闘員の大多数に対して、何年も、法的ステータスを決めるための所定の手続きが取られずにいた。2010年には約5,000人が順次釈放され、1,400人が通常の刑務所に移管され、LTTEの活動に関連した様々な罪に問われた。」

LTTEのメンバー（容疑者）の状況のセクションも参照。

[目次に戻る](#)

内戦の影響：死傷者と避難民

- 3.43 外務・連邦省（FCO）の「カントリープロファイル：スリランカ」（2011年4月14日最終更新）には、次のように述べられている。「推定30万人の一般市民が戦争のため避難民（国内避難民：IDP）となり、北部スリランカのIDPキャンプに收容された。これらの避難民およびその他の長期難民の条件改善、およびIDPの出身地への帰還につき政府を支援することに国際的注目が集まった。2011年4月までに、政府の收容所に残ったIDPの数はおよそ17,000人に減った。」

- 3.44 HRWの文書「法的あいまいさ：スリランカで拘束されているLTTE容疑者の不確かな運命」（2010年1月29日）には、次のように述べられている。

「いくつかの検問所で、治安部隊による審査・選別・登録を受けた避難民は、政府が婉曲的に『福祉センター』と呼んでいる北部のいくつかの收容所に送られる。最大の收容所は、バブニヤ地区にある多目的のメニックファームである。政府は、キャンプに收容された避難民の自由に係る権利と移動の自由を制限している。收容所に入った避難民は、働くことも、家族や他の者と外で暮らすことも許されない。2009年11月になって、政府は、ようやく、相当数の避難民の釈放を開始した。それまで、避難民の大多数は、キャンプに6ヶ月も閉じ込められていた。2008年3月に初めて避難民となった人々は、18か月も閉じ込められていた。

「検問所でもキャンプでも、当局は、一定の者を、おそらくLTTEとの繋がり疑いで、家族から引き離して『リハビリセンター』に送っている。」

- 3.45 2009年の戦闘に関する更なる情報については、南アジアテロリズムポータルの2009年スリランカタイムラインを参照。スリランカ政府の国家安全保障メディアセンター（MCNS）/ディフェンス・ニュースは、2005年11月から2009年5月の敗北に至るまでの期間にLTTEの支配地域が徐々に縮小していく様子を示した一連のマップを掲載し

ている。

- 3.46 ICGのレポート「スリランカ：つらい平和」（2010年1月11日）には、次のように述べられている。

「タミル・イーラム解放の虎（LTTE）との戦いに政府が決定的な勝利を収めて以来、スリランカでは、疲弊した民主主義体制の再建と安定的な平和のための条件構築に若干の前進が見られた。8か月後、Mahinda Rajapakse大統領の戦後政策は、かつてLTTEの武力闘争を生み維持する基となった社会の不満を解消しただけでなく、更なる深化を遂げた。」

「政府は、25万を超える数の北部県からのタミル避難民を抑留した（6か月以上拘留された者もいる）のだが、それは、何か月もの恐ろしい戦いで残忍な扱いを受けた人々に更なる屈辱を与えるものであった。…定住プロセスは安全で名誉ある帰還に関する国際基準に反するものであった。避難民たちにほとんど相談することもなく、独立のモニタリングも全くなしに、地雷や不発弾の撤去が終わっていない土地に多くの者が帰還させられた。これらの帰還に対する金銭的な支援は不十分なものであった。軍は人々の移動を規制している。1990年にLTTEにより北部から強制追放された8万人ほどのイスラム教徒の一部は故郷に戻り始めているが、その動向に対しても関心が寄せられている。」

人道的問題および国内避難民（IDP）のセクションも参照。

[目次に戻る](#)

4. 最近の展開

最近の主な展開（2011年1月から5月）

- 4.01 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）の「2011年2月のスリランカレポート」には、次のように述べられている。

「2月（2011年）、スリランカの野党は、2010年に武器調達に係る罪で投獄された前スリランカ軍司令官のサラス・フォンセカの釈放を求めて抗議運動を組織した。フォンセカは、2010年1月の大統領選挙で、現職大統領のMahinda Rajapakse（スリランカ自由党：政権与党の人民自由同盟の中で最大の政党）に敗れた。野党側の大方の見るところ、フォンセカの起訴は政治的動機によるものと思われる。昨年フォンセカを裁いた軍法会議は元司令官を有罪としたのだが、1月、最高裁は、この判決を不服とするフォンセカの弁護団による上訴を退け、軍法会議の判決は正当であったとの裁決を下した。

「最近の抗議運動は、だいたい統一国民党および左翼政党のジャナタ・ビムクティ・ペラムナ（JVP）によって組織されたものであった。最近の抗議デモでは政府側と反政府側との間に激しい衝突があり、野党の国会議員が何人か負傷し、反政府支持者の多くの車両が壊されるという結果を招いた。

「1月には、首都コロomboで、オンラインニュースの「ランカ e ニュース」のオフィスを標的とした放火事件も起こった。在スリランカの米国大使館は、近年スリランカで多発するメディア攻撃の中で最新のものであるこの事件に深い憂慮を表明した。これら多くのメディア攻撃は、政府に批判的なジャーナリストに向けたものである。上記の最新の事件の容疑者は2月に逮捕された。」

サラス・フォンセカとその支持者および言論と報道に自由のセクションも参照。

4.02 EIUの2011年4月の「スリランカレポート」には、次のように記されている。

「連立政権与党の統一人民自由同盟（UPFA）は、3月に行われた地方選挙でも圧倒的勝利をおさめ、26年にわたる戦いの末に2009年に終結した反逆勢力のタミル・イーラム解放の虎（LTTE）との内戦に勝利して以来続いていた圧倒的選挙勝利のリストにもう一つ勝利を付け加えたのであった。UPFA は、地方議員選挙で、およそ55%の得票を得、234議席のうち205議席を獲得して圧倒的な勝利を収めた。野党側では、タミル民族同盟（ITAK）が、北部と東部の支持基盤を重視したおかげで12の地方議会を支配することとなったが、統一国民党（UNP）の得票率は33%前後で、残念ながら9つの地方議会での勝利しか得られなかった。選挙は、スリランカの基準ではほとんど混乱といえるものもなく平和裏に行われたが、サバラマグワ県で1人の死亡者が出たほか多くの妨害事件が記録された。投票率は比較的低いものであった。

「地方政府は巨大な権力を持っているわけではないが、それでもこの選挙結果は連立政権野党に大きな自信を与えることになった。UPFAは、2010年後半から一連の困難を経験してきた。2011年初めには、大洪水に見舞われて何十万人もの避難民が発生した。生活費の上昇に対する国民の怒りが爆発している。上記選挙結果は、依然としてUPFAは選挙に強いと言うことを示すものであった。」

4.03 2011年3月の選挙結果の詳細を見るには、スリランカ選挙管理局のウェブサイトの関連セクションのハイパーリンクをクリックされたし。

4.04 上記選挙がいかにして行われたかについての情報を得るには、以下をクリックされたし。自由で公正な選挙のためのキャンペーンおよび選挙妨害カンシセンター。

4.05 2011年4月25日の、BBCシンハラは、次のように報じている。

「スリランカ裁判長（CJ）の語ったところによると、法務長官と警察は、起訴されずに長期間拘束されていたタミル人全員を釈放するよう命令を発した。

「長期間拘束されているタミル人あるいは憲法に反して拘束されている者の保釈申請があれば、我々はそれを検討し、釈放してきたと『同裁判長は語った。』」

「『更に、長期間拘束されている者に関する報告を上げるようAGに命じた。』」

「デ・シルバの言によれば、裁判所に提出されたAGの報告では、拘束されている者の多くは殺人などの重罪の容疑者となっている。」

「『つまり、拘束者の全部が内戦に関連したものということではない。』と彼は語った。」

「行方不明者調査委員（CID）などの人権団体によれば、一部のタミル人拘束者には15年近くも拘束されているものもある。」

「CJによれば、いまだに調査中のケースにおける拘束者が更に沢山いる。

「『釈放されても調査を続けることが出来るし、もし新たな証拠が見つければ逮捕することも出来る。』と彼は付け加えた。

「『我々は、AGや警察が起訴せずに容疑者を拘束しておくよう促していることはない。』」

逮捕・拘束 - 法的権利のセクションも参照。

4.06 2011年4月26日のIrin は、次のように報じている。

「長年にわたった内戦で両陣営が戦争犯罪や非人道的罪を侵した疑いがあると記したレポートを国連が発表したことをスリランカ政府は批判した。」

「4月25日に発表された196ページに及ぶこのパネルレポートは、政府軍と分離主義者タミル・イーラム解放の虎（LTTE）の双方が、内戦の終盤の軍事作戦において、一般市民の保護、権利、福祉および生命に対する目に余る無視行為および国際法違反を侵したと結論付けている。」

4.07 同じ日の国連ニュースは、次のように報じている。

「国連人権問題担当責任者は、本日、国連調査パネルがスリランカにおける抗争の終

盤において政府軍とタミル反乱軍の双方が戦争犯罪を侵したという信頼すべき報告を発見したことを受け、その軍事行動に対する更なる調査を要求した。」

「同パネルは、広範な爆撃による民間人の殺害や人道支援の拒否など政府が犯した重大な侵害行為の信ずべき申し立てを見つけた。」

「パネルがまず勧告したのは、スリランカ政府は、誠意ある調査から始まる効果的な説明責任プロセスに着手することでそのような重大な申し立てに応えるべきである、ということであった。」

内戦（1984年から2009年5月）のセクションも参照。

- 4.08 2011年5月19日に、政府は、その公式ウェブサイトにて次のように発表した。
「Mahinda Rajapakse大統領は、スリランカ民主社会主義共和国憲法第41条に従い4つの委員会を2011年5月16日に発足させることを決定した。

「4つの委員会とは、公共サービス委員会、スリランカ人権委員会、贈収賄・汚職の告発を調査する委員会、および財務委員会である。」

- 4.09 2011年5月31日に、国連ニュースは、次のように報じた。

「独立の国連人権専門家は、政府軍兵士が数人の男を明らかに処刑した事件につき、その物議をかもしたビデオが本物のようであるとして、スリランカ当局に対し徹底的な調査を要求した。」

「裁判外処刑・即決処刑・恣意的処刑に関する特別報告官のクリストフ・ハインズは、ビデオ（スリランカ政府はその信憑性に異論を唱えている）にみられる殺害は裁判外処刑の教科書的例であると語った。」

「『これらの罪が人権侵害の罪なのか、あるいは戦争犯罪の可能性があるのかを決めるには広範なプロセスが必要であると思う。』と彼は語った。そして、その殺害事件が、一般人や戦争捕虜に対する組織的な攻撃の良くあるパターンの一つなのかをはっきりさせることも重要であると付け加えた。」 内戦（1984年から2009年5月）のセクション及び最近のニュースのセクションも参照。

[目次に戻る](#)

LTTE メンバー（容疑者）のその後の状況

リハビリテーション

政府に捕えられた元LTTE戦闘員の背景の詳細に関しては、歴史、LTTEメンバー（容疑者）に対する政府の処遇（2010年12月まで）を参照。

- 4.10 駐コロンボ英国高等弁務（BHC）の2011年1月19日付けの書簡には、次のように記されている。

「駐コロンボ英国高等弁務官は、スリランカの元LTTE反乱分子に対する処遇およびリハビリ・社会復帰プログラムを定期的にモニターしている。」

「CGR（リハビリ計画総指揮官）が2011年1月に語ったところによると、釈放された者の数は合計で5,686人となった。残る4,658人の元LTTE戦闘員は、法的には保護施設およびリハビリセンター（PARC）と言われる9か所のリハビリセンターに収容されている。スリランカ軍がこれらの収容所を運営・管理しているが、さまざまな省庁が関与している。そこに収容されている人々は、2～3か月のうちに、何人かずつ順次に釈放される予定である。」

- 4.11 また、上記BHC書簡には、次のようにも述べられている。

「まだ沢山の人が拘束されているが、彼等は、有事規則による拘禁命令に該当し有罪とされた現役LTTEメンバーのグループの者である。これまでの2～3か月に、CGRや軍スポークスマンからこれらのグループの数に関する様々な推定値が出されたが、正確な数はほとんどなかった。1,000人前後がすでに通常の司法システムに移管され、更に703人については司法システムに従うことを念頭にテロ調査局（TID）による調査が続けられている。」

「2010年12月及び2011年1月に、このグループの中の少人数の一団がコロンボの治安裁判所の元に出頭した。TIDが裁判所にて陳述したところでは、それらの者達は、各地のIDPキャンプに潜んでいたところを発見され、国防長官の指示で逮捕された。さらに、TIDの言うところによれば、彼等はAG局からの指示を待っているところである。」

「2011年1月18日の発表によると、Mahinda Rajapakse大統領は、拘束中のLTTE容疑者のケースを調べ、適切な措置を進言するための4人委員会を設置し、法務次官補のシャビンドラ・フェルナンドをその委員長に任命した。この任命は、最近大統領に中間レポートを提出した教訓・和解委員会（LLRC）からの勧告を受けて行われたものである。」

- 4.12 さらに、2011年1月19日付けのBHC書簡には、次のように述べられている。「一部の元拘束者の再拘留に関しメディア各社の報告があったが、政府は、それらは情報漏えいの罪に値するものと非難している。」そして、次のようにも述べている。「スリランカ当局は、LTTE容疑者をこれ以上捜すことに積極的ではないように見えるが、北部

と東部では広範囲において、地雷除去や武器弾薬の捕獲捜査が続けられている。武器弾薬などが発見されれば、それが発見された建物や土地に関連のある者は直ちに軍の治安管理下におかれることになる。」

4.13 2011年5月9日、スリランカ政府の公式ウェブサイトには、次のように報じられた。

「リハビリ計画の総指揮官によれば、これまで6,539人の元反逆者が釈放され、まだ4,360人がリハビリキャンプにいる。」

「リハビリを受けた反逆者たちは、職業訓練やスキル・ナレッジ向上のための教育プログラムを受けている。」

「ラナシンゲ准将（リハビリ計画総指揮官）によれば、元LTTE戦闘員のためのリハビリセンターは、最初は24所あったが、現在は9か所しかない。」LTTEメンバー（容疑者）に対する政府の処遇のセクションおよび逮捕・拘束 - 法的権利のセクションも参照。

[目次に戻る](#)

5. 憲法

5.01 2011年6月1日にアクセスしたヨーロッパ・ワールド・オンライン：スリランカには、次のように記されている。「スリランカの憲法は、1978年8月17日に国民国家議会（後に国会と改称）で承認され、1978年9月7日に発布された。」

憲法は[ここ](#)をクリックすれば見る事が出来る。

5.02 第17次憲法改正案は、2000年10月5日のスリランカ民主社会主義共和国の官報第2部の添付資料として公表された（スリランカ政府の公式ウェブサイト：憲法）。憲法原案およびその後の改訂の全文は、脚注のハイパーリンクを開けば見る事が出来る。

第 18 次改訂

5.03 2010年9月8日の「ガーディアン」には、次のように報じられている。

「本日のスリランカ国会において、Mahinda Rajapakse大統領の任期を無期限とし、司法・警察・行政の全権を与えて大統領の権限を強化する案に対する投票が行われた。野党第1党の統一国民党は、投票をボイコットし、首都でRajapakseの肖像画を燃やして抗議運動を行った。しかし、この憲法改訂案は国会議員225人のうち161人の賛成を得て国会を通過した。

「現行憲法では大統領の任期は6年2期とされ、11月に始まるRajapakseの2期目の任期は最後の任期であった。」

「現行憲法では大統領による司法・警察・行政および選挙管理局の要職の任命には独立の委員会の承認を必要とする規定があったが、今回の憲法改訂でこの規則は廃止された。」

5.04 2010年9月17日のスリランカ政府公式ウェブサイトには、次のように述べられている。

「第18次憲法改訂にもとづき、7つの委員会の設置が最近の議会で賛成多数で承認された、警察委員会、選挙管理委員会、贈収賄委員会、公共サービス委員会、人権委員会、財務委員会、および領土画定委員会である。また、この憲法改訂により、旧憲法評議会に代わり5人の委員から成る国会評議会が発足した。」

「この国会評議会の5人のメンバーとは、首相、国会議長、野党党首および首相と野党党首が夫々任命する委員である。」

5.05 2011年4月8日発表の米国国務省の「2010年人権報告書：スリランカ」には、次のように述べられている。「9月に第18次憲法改訂案が国会を通過し、憲法評議会とその下部委員会の委員任命の仕組みも変わった。この改訂後は、これら評議会・委員会のメンバーの任命権は大統領が握ることになった。任命に当たっては、議会のアドバイスは必要とされているが、国会承認は必要ない。」

5.06 国連の「経済的・社会的・文化的権利に関する委員会の最終見解」（2010年12月9日）は、次の点に懸念を表している。

「…2010年9月8日に国会を通過した第18次憲法改訂案によれば、司法およびその監視機関の独立性は縮小することとなった。中でも、贈収賄の疑いの調査委員会、司法サービス委員会および行政のための議会委員会（オンブズマン）の委員の任命には大統領に直接任命権を与えることになっている。」

[目次に戻る](#)

6. 政治体制

6.01 CIAの「ワールドレポートファクトブック：スリランカ」（2011年5月17日）は、スリランカ政府を共和国政府とみなすと言っている。また、政府の構造を次のように要約している。」

「国家元首：Mahinda Rajapakse大統領（2005年11月19日以来）。注：大統領が国家元首であり政府のリーダーである。ディサナヤケ・ムディヤンセラゲ・ジャヤラトネ

の首相職は多分に名誉職的なものである（2010年4月21日以来）。」

「政府の長：Mahinda Rajapakse大統領（2005年11月19日以来）。」

「内閣：閣僚は大統領が首相と相談して任命する。…選挙：大統領は国民投票により選ばれ、6年2期の任期が限度である。直近の大統領選挙は2010年1月26日に行われた。（次の選挙は2016年に予定されている。）」

「選挙結果：Mahinda Rajapakseが大統領に再選された。得票率は、Mahinda Rajapakseが57.88%、サラス・フォンセカが40.15%、その他が1.97%。」

6.02 同じ情報ソースは、立法府の構造について次のように記している。

「一院制議会（225議席；非拘束名簿方式、選挙区ごとの比例代表制による国民投票で議員を選出：任期6年）」

「総選挙：前回選挙は2010年4月8日（2選挙区の再投票は2010年4月20日）。次回選挙は 2016年に予定。」

「選挙結果：政党同盟・政党別の得票率は、統一人民自由同盟60.93%、統一国民党29.34%、民主国民同盟5.49%、タミル民族同盟2.9%、その他1.94%。また、獲得議席数は、統一人民自由同盟144、統一国民党60、タミル民族同盟14、民主国民同盟7であった。」

政党とそのリーダーのリストおよび政治圧力団体とそのリーダーのリストについては、[ここ](#)をクリックしてCIAワールドレポートファクトブックを見られたし。

6.03 2011年6月1日にアクセスしたヨーロッパ・ワールド・オンライン：スリランカには、次のように述べられている。

「大統領制政治体制は1977年10月に採用され、1978年9月の憲法にて確立された。憲法は、一院制議会を最高立法機関とし、変形比例代表制で議員を選出すると規定している。最高権力が国家元首である大統領に与えられている。大統領は任期6年で、国民の直接選挙で選ばれ、その就任については議会に説明する必要はない。大統領は首相および閣僚の任命・罷免の権限を持ち、大臣を兼務することも出来、国会を解散する権限も与えられている。憲法が改訂され、大統領がその第一期目の終わる前に大統領選挙を行うことが出来るようになった。」

スリランカ議会に関する更なる情報については、[ここ](#)をクリックすれば見る事が出来る。

- 6.04 フリーダムハウスの2010年カントリーレポート「岐路にある国々」の「スリランカ編」（2010年4月6日）は、次のように述べている。「フランスの大統領制の変形のようなスリランカの準大統領制では、政府の3つの部門の権限分離が明確になっていないし、大統領と首相の権限分掌も明確ではない。Rajapakse大統領は、いくつかの最高裁命令を拒否し、依然として前任者たちと比べると大きな権力を保っている。」
- 6.05 同じフリーダムハウスのレポートは、次のように述べている。「政府の業務委託や開発プロジェクトの発注は、政権政治家への後援や支援の基となっている。シンハラ仏教徒のグループが、政治を牛耳っており、他の人種グループに対する仕事やプロジェクトの配分も通常彼等の指示による。」
- 6.07 アムネスティ・インターナショナルの「2011年度年次報告書」（2011年5月13日発表）には、次のように述べられている。「2010年の国会議員選挙結果、その後の閣僚任命、および新しい法律制定により、Rajapakseの親族が5人の主要閣僚と90以上の政府機関を支配することになり、権力が大統領一家に集中することとなった。」

政治的所属のセクションも参照。

[目次に戻る](#)

人権

7. はじめに

- 7.01 米国国務省の2011年4月8日発表の「2010年人権報告書：スリランカ」（USSD 2010）には、次のように述べられている。

「政府およびその機関は、依然として、重大なる人権侵害を犯している。治安部隊による裁判外殺害の件数は減少してはいるものの、治安部隊は、恣意的で不法な殺害を犯している。行方不明も依然として問題だが、その件数は減ってきている。独立の監視団体の多くが言っていることだが、少数派の人々には恐怖の環境が残っている。その多くは過去の事件を引きずっている。治安部隊は拘束者に対する拷問や虐待を行っており、劣悪な刑務所環境も問題であり、当局は市民を恣意的に逮捕し拘束している。タミル・イーラム解放の虎（LTTE）の30年近くにわたる戦いの余波で、2009年5月にLTTEは敗北したにもかかわらず、人権への影響が残っている。武装分離主義者たちの復活を阻止しようと努力している政府は、LTTE支持者や活動家の疑いのある者の搜索と拘束を続けている。治安当局に与えられた刑事免責も問題である。民事裁判所や軍法会議が人権侵害で軍人や警官を有罪にしたと言う公な報告などは一つもない。政府は戦後教訓・和解委員会（LLRC）を設置した。公正な公開裁判の否定も問題である。司法は政治に影響を受けており、政府は市民の個人的権利を侵害している。政府が言論と報道の自由を制限したという例もあり、集会・結社の自由が制限されたという事例もある。当局は、政府に批判的なジャーナリストにハラスメントを与えている。」

「女性に対する暴力と差別も、児童虐待や人身売買と同様に問題である。障害のある者、エイズ患者、タミル少数民族などに対する差別もまだあり、人権侵害の犠牲者はタミル人に偏っている。性別による差別や暴力も問題である。人身売買、労働者の権利の制限、児童労働なども問題である。2010年末に児童労働に関する新法が議会を通過した。」

- 7.02 2011年3月31日発表の「2010年外務・連邦省レポート「人権と民主主義」セクションVII：懸念される国々の人権」には、次のように述べられている。

「武力抗争が終結し治安状況が改善されたため、2010年には顕著な人権侵害の報告が減少した。長年続いた有事規則は部分的に廃止され、人権状況は著しく改善した。しかしながら、総合的に見ると、スリランカにおける人権状況には依然として懸念が残る。戦闘は終わったにもかかわらず、2010年には拉致、裁判外殺害、恣意的逮捕、政治的表現の自由の制限などを含む人権侵害の事件が続いた。メディアのレポートによれば民兵組織は依然として活動しており、この年の終わりにはジャフナ半島における犯罪行為が増えたということも深刻な懸念材料である。」

- 7.03 エコノミスト・インテリジェンス・ユニットのデモクラシー・インデックス2010は、「2011年1月のスリランカレポート」にも述べられたように、スリランカの民主主義を欠陥民主主義とみなし、次のように記している。

「スリランカは、デモクラシー・インデックスで、167ヶ国中55番目に位置している。スリランカでは民主主義がしっかりと根差しており、メディア部門も活発である。しかし、最近のデモクラシー・インデックスでは、スリランカのランキングは2008年の57位からわずかに上昇したものの、スリランカの民主主義は、いろんな面で、岐路にある。一方では、2009年に民族間の内紛が終結し、治安の向上が歓迎すべきものとなってきた。そして、かつてタミル・イーラム解放の虎（LTTE；タミルタイガー）が専制体制を敷いていた地域にも民主主義がしっかりと広がってきた。また、平和が戻ったことで、政府当局や治安部隊が戦時中に持っていた非民主的な非常時権限も徐々に弱まってきた。しかし、また一方では、政権は大衆迎合のレトリックにより議会で絶対多数を占めており、民主主義制度が崩れて行く可能性もあるという懸念も生まれている。

「デモクラシー・インデックス

「制度タイプ	総合スコア	総合順位
「2010 年欠陥民主主義	10 点満点で 6.64	167 国中 55 位
「2008 年欠陥民主主義	10 点満点で 6.61	167 国中 57 位

「Mahinda Rajapakse大統領とその親族や友人からなる小さな集団に権力が集中していることに懸念が高まっている。この権力集中は、プロジェクト承認が迅速に行われるようになったことなど、政府機能の向上に役立っていることはほぼ間違いないが、一方では、この国の制度を弱体化させ、長期的には機能低下を招く可能性も生んでいる。2010年に憲法改訂案が承認され、大統領の権力に対するチェック・アンド・バランスが損なわれることになった。Rajapakse体制の絶対支配は、野党の弱体と相まって、多くの者が反政府となり政治プロセスから身を引くという状況を招き、2010年の選挙の投票率の低さがもたらされた。このことは、デモクラシー・インデックスの政治参加の項でスリランカのスコアが中庸な5点に留まっていることのある程度の説明となっている。しかし、2010年の大統領選挙運動と国会議員選挙運動では現職の権力乱用が一部あったし、低レベルの不正もあったものの、それら選挙は比較的スムーズで穏便に行われ、国民の意見がはっきりと反映された。そのため、選挙プロセスの項では7点という良い得点を記録した。スリランカの民主主義の懸念に影響を及ぼす多くのファクターの中では、報道に対する脅迫が最も重要な要素の一つである。政府に批判的な新聞であるサンデー・リーダーの編集者が2009年1月に射殺され、他のいく

つかのメディアも建物を破壊されたり、スタッフが武器で脅されたりした。内戦が終わったことで、この種の事件は少なくなる可能性もあるが、それは確実とは言えない。総合的に見て、スリランカの民主主義の見通しは、大統領の高い支持率が弱まるような出来事が予想される翌年に政府がどのような行動を取るか、そして野党に国民の不満の高まりを十分に利用する力があるかどうかにかかっている。

「デモクラシー・インデックス 2010：カテゴリー別スコア（0点～10点）」

「選挙プロセス」	7.00
「政府の機能」	6.07
「政治参加」	5.00
「政治文化」	6.88
「国民の自由」	8.24

「デモクラシー・インデックス2010：後退する民主主義と題する白書（フルインデックスと方法論の詳細を含む）は、以下のウェブサイトから無料でダウンロードできる。
www.eiu.com/DemocracyIndex2010」

[目次に戻る](#)

8. 治安部隊および民兵グループ

- 8.01 治安部隊は、86,000人のスリランカ警察（SLPS）、総勢5,850人の民兵を擁する特殊部隊（USSD 2010による）、総勢160,900人の軍隊（2009年11月時点で、再招集された予備兵を含め、陸軍117,900人、海軍15,000人、空軍28,000人および予備部隊5,500人）、推定61,200人の民兵部隊（含む15,000人の国家警備隊、13,000人の国防民兵部隊および総勢3,000人の抗ゲリラ特殊部隊）よりなる（2011年6月1日アクセスのヨーロッパ・ワールド・オンライン：スリランカによる）。ジェーンのセンチネル・カントリー・リスク・アセスメント：スリランカによれば、「さらに、全国的に展開する民間の政府支持民兵グループとして…タミル・イーラムの人民解放組織（PLOTE）、イーラム人民民主党（EPDP）、タミル・イーラムの解放組織（TELO）および後の人民の国家解放の虎（TMVP）がある。」

下記の親政府（非国家）民兵グループを参照。

- 8.02 フリーダムハウスのレポート「2010年岐路にある国々、カントリーレポート：スリランカ」（2010年4月6日）には、次のように述べられている。

「治安部隊は、予算と司法監視を除き、伝統的に文民統制の妨げを受けてこなかった。Rajapakse大統領の下では、政府は、治安部隊のすべての部門に対するコントロールを強化してきた。司令官の任命に政治的要素を含めることもそうしたコントロールの一部である。…治安部隊が積極的に政治に関与しているため、地方・県議会選挙では、転属や罷免を受けた支配政党の政治家に従わない隊員がいて、きわめて大きな問題となることがある。…また、治安部隊は、野党のメンバーや政府に批判的な者達に対する政治的アクションに加担している。」

警察

- 8.03 米国国務省の2011年4月8日発表の「2010年人権報告書：スリランカ」（USSD 2010）には、次のように述べられている。

「総勢86,000人のスリランカ警察庁（SLPS）の責任者は、警察総監察官（IGP）である。SLPSは、刑法や交通法の執行、公共治安の強化、秩序の維持などの文民警察機能行使する。IGP は、国防省長官（軍隊やその他の軍事ユニットの命令系統とは別のライン）の管轄下にある。民兵5,850人の特殊部隊（STF）は、SLPSの組織系統に入っているが、最近のLTTEを敗北させた戦いでは軍隊と共同作戦をとったため、STFを実際に指揮しているのは誰なのかという疑問が生まれた。2010年に行われた官僚機構調整により、警察は国防省の統制下にあることが明確になった。

- 8.04 さらに、上記レポートは、次のように述べている。

「タミル人が多数を占める地域の警察官はほとんどがタミル人以外の人種で、大半がタミル語も英語も話せない。政府は、この状況を改善すべく、タミル人を警官として採用し、訓練を始めた。タミル人警官とイスラム教徒警官を合わせると、数千人と推定される。2009年後半以降、政府はジャフナ地域で約500人のタミル語を話す者を警官として採用し、ジャフナ半島北部に配置し、この年の終わりまで訓練を行なった。これらの新採用の警官の多くがタミル民兵グループのメンバーであったことが懸念されたが、その心配が根拠のあるものであったかどうかは確かではない。年末には、これらタミル人警官のうち300人以上が訓練を終え、北部のタミル語地域に配属される予定となっている。その中には20人の女性警官が含まれている。」

- 8.05 スリランカ警察のウェブサイト（2010年9月20日アクセス）に記載された通り、

「特殊任務部隊は、主として国内のテロ活動及び反乱活動と戦うために配備されたスリランカ警察の民兵部隊である。また、この部隊は要人及び重要施設の警護を行う近接警護部隊にも配備される…特殊任務部隊（STF）は、現職警官から登用され、歩兵兵器の扱いについて陸軍の訓練を受け、『ジャングル戦術』の基礎訓練を受けた者を

中心として1983年に結成された。最初に結成された少数の小隊は主にスリランカ北部州の警察署を支援する任務で配属された。STFは人数を拡大し、コロンボ地区の重要施設の警護及び大統領、首相、一部の閣僚その他の要人警護という新たな任務も与えられるようになった。」

8.06 また、上記ウェブサイトには、次のように述べられている。

「STFの要員には、外部から直接採用されるものの他に警察から登用された者もいる。STFに入隊した者は、訓練期間終了後最低8年間勤めねばならない。STFでの任務を全うした者は、通常の警官に戻る特権を与えられる。」

「STFでは、隊員全員は、その困難な任務にかんがみ、昇進、給与・手当などの面で特別なインセンティブを与えられている。」

8.07 2010年5月27日付けの「デイリー・ミラー」（スリランカ）は、次のように報じている。

「情報筋によれば、警察総監察官の直接管理下にある警察の特殊任務部隊（STF）の管理責任は、国防省が引き継いだ、という。」

「1996年に、STFの管理責任はIGPが取ることになった。その後2006年7月に、部隊は国防省の管轄下に移された。そして、2007年には、再びIGPの管理下に移り、今年の5月12日までその体制が続いた。」

8.08 警察部門には、特殊任務部隊の他、騎馬警官隊、交通警察、人権擁護部、女性・子供局、麻薬取締局、警察犬部隊、情報技術部、スポーツ・福祉部がある。（2010年9月20日にアクセスしたスリランカ警察のウェブサイト）

8.09 ジェーンの「センチネル・カントリー・リスク・アセスメント：スリランカ」（2011年5月24日アクセス）には、次のように記されている。

「スリランカ警察は内務省の管轄下にあるが、現在は大統領直轄となっている。…警察官は薄給で、下級の者は汚職に関与しやすいが、上級の者は政治的圧力を受けることが多い。人権擁護団体はスリランカ警察に対し極めて批判的である。勢力を急激に拡大したことと不十分な訓練が原因で職業意識の欠落を招いていると非難している。スリランカ警察は、総監察官（IG）の下、5つの地区司令部（レンジと呼ばれる）を持っている。北部レンジ、東部レンジ、南部レンジ、およびコロンボレンジの5つがあり、いずれも上級警視（SDIG）の指揮下にある。

「警察業務は全国に配置された300を超える警察署で行われている。警察署は、6つのカテゴリーのグレードに分けられ、そのグレードに応じて巡査部長、巡査あるいは巡

査補の管理下に置かれる。警察署は132の所轄署にグループ分けされ、各所轄署は、警部/警部補の管理下に置かれる。この所轄署は35の警察管区にまとめられ、それぞれの管区は警視正/警視の管轄下に置かれる。

「警察には、捜査、情報技術、交通整理、海防、麻薬取り締まり、抗テロ、民兵組織、および警備を夫々扱う特別部隊がある。」

8.10 また、同じレポートには、次のように記されている。

「スリランカ警察の職員採用は、警部補見習い、巡査補見習い及び巡査の3階級に対する直接公募で行われる。巡査から上級職への昇進機会はほとんどない。新規採用された者に対する6カ月間の研修プログラムは、警察固有の技能を身に付けさせ、社会及び刑事裁判制度における警察の役割につき指示を与えることを目的とするものである。新人研修の科目には、警察業務の由来と性格、全般的な警察責任、組織と管理の構成要素、倫理、語学スキル、作戦システムと巡回システム（技術、戦術及び巡回）及び公共秩序素乱の処理などがある。2008年には、新規採用者は、警察高等訓練所と内務訓練部が合併して設置された警察学校に入学させられる。」

8.11 インターナショナル・クライシス・グループ（ICG）のレポート「スリランカ：つらい平和」（2010年1月11日）には、次のように述べられている。「警察はゴタバヤ・ラジャパクサが大臣を務める国防省の管轄下に置かれ、警察幹部職員は、憲法で定める国家警察委員会ではなく大統領が直接任命することになっているため、『警察は、大統領及びその弟の直接管理下に置かれ…そして、憲法を真っ向から否定した体制の中にある。これではまさに、政治にもろに影響される警察であると言ってよい。』」

8.12 2010年1月12日付けの駐コロンボ英国高等弁務官（BHC）の書簡の伝えるところによれば、

「スリランカ警察の広報担当官は、ジャフナ地区でタミル人コミュニティとイスラム教徒コミュニティから500人を超える警官が採用されたとする新聞報道を認めた。伝えられるところでは、6,000人を超える応募者が面接を受けたが、この中には約1,000人の若い女性がいたという。巡査及び運転手の採用のための面接試験が警察幹部職員によって行われた。政府は、LTTE支配下にあった地域に警察署を開設すべく措置を講じてきた。政府が広く配布した公募案内には、警察官の採用条件が記載され、14,280ルピー（75ポンド）の初任給と諸手当も示されていた。広報担当官は、警察と地元住民との間にはしばしば言葉の問題があることを認めていたが、現在は本署で警察官を対象にした言語研修が活発に行われているとのことであった。」

8.13 2010年8月13日付けのBHC書簡には次のごとく伝えられている。

「ジャフナ駐屯の幹部将校がわれわれに語ったところでは、政府はタミル人達に治安部隊への入隊を勧めているとのことである。また、彼によれば、スリランカ軍への志願者は一人もいないのに対して、警察には450人のタミル人警官が採用され、現在訓練を受けているところだという。語学研修については、陸軍は集中講座を持っており、軍人の40%がタミル語を話せるようになっている。」

- 8.14 他方、言葉の問題については、2010年6月28日付けのイリン・ニュースには、次のように伝えられている。

「北部の警察監察上級次官のニマル・レウケの言うところでは、北部の総勢15,000人の警官のうち（タミル語を）しゃべれるのは15%に満たない、とのことである。タミルタイガーがタミルの祖国の独立のために戦っていた北部では、言葉は自己のアイデンティティーに複雑に絡む問題であった。今はこの地域にも平和が戻ったのだが、言葉の問題は依然として大きな分離バリアーとして残っている。『人々の心と気持ちを掴むことが戦後における今日のスローガンであるが、我々はもっと現実的でなければならない。我々は、お互いの信頼を得るためにお互いを理解しあわなければならない。だから、言葉が通じあうことは警察にとって決定的な重要性を持っている』とレウケは言う。

「北部州（8,884方キロに130万人が住む）ではタミル語を話す警官が不足しており、それが人道的問題に対する大きな圧迫要素の一つになっている、と言う人もいる。

「2009年には、警察所にはタミル語の教科書が配られ、タミル語を話せる警官にはボーナスを支給し始めた。一方、政府は、アジア開発銀行と協働して、警官にタミル語を教えるコースを運営している。」

国軍

- 8.15 2009年11月時点で、国軍の総勢は160,900人（再招集された予備兵を含む）で、陸軍117,900人、海軍15,000人、空軍28,000人となっている。ほかに、約61,200人の政府民兵部隊がいる。これには、15,000人の国家警備隊、13,000人の国防民兵部隊および総勢3,000人の抗ゲリラ部隊などが含まれる。（2011年6月1日アクセスのヨーロッパ・ワールド・オンライン：スリランカによる）CIAの「ファクトブック：スリランカ」によれば、兵役は志願制であり、18歳以上から志願でき、兵役期間は5年となっている。
- 8.16 ジェーンの「センチネル・カントリー・リスク・アセスメント：スリランカ」（2011年5月24日アクセス）には、次のように述べられている。

「スリランカにおける人種調和のもっとも大きな妨げになっていたのが、治安部隊の

すべての支部における人種構成であった。スリランカ陸軍と警察ではシンハラ人が圧倒的なことから、スリランカは単一人種主義の国家でありタミル人を無視し虐待しているというLTTEのプロパガンダが説得力のあるものとなったようである。治安部隊のすべての支部が内戦中に一般市民の大虐殺を犯したとの非難を受けた。しかし、タミル人は、内戦中は、多くの人を治安部隊に送る立場にはなかった。

8.17 国軍について、上記レポートは、次のように言っている。

「1949年の独立後に設立されたスリランカ国軍は、1980年代初めにタミル分離主義者との戦争が勃発するまでは小さな儀式的な部隊（正規軍約12,000人）であった。スリランカ国軍は、積極的にシンハラ人の若者を多数採用し、4年間で総戦力（待機予備兵を含む）を3倍以上に増やした。兵士採用プロセスは、高い失業率とシンハラ人地域の貧困に助けられて順調に進められた。戦時中は、徴兵制の問題が真剣に取り上げられたことは一度もなかった。」

脱走

8.18 2011年2月2日のAFPは次のように報じている。

「スリランカ軍は、水曜日（2011年2月2日）、独立記念日を記して、50,000人の脱走兵を処罰なしに除隊させると発表した。

「無断で隊を離れていた将校や下士官も、自分の連隊に願い出れば兵役から解放される、と軍スポークスマンのウバヤ・メダワラ少将は語った。

「『これは恩赦ではないが、独立を記念する特赦である。』と少将は言い、脱走兵は2月4日から12日までの間に登録する必要があると、付け加えた。

「何十年も続いた流血の戦いが終わった2009年にタミルタイガーの反乱分子が壊滅した前も後も、大量の脱走兵の発生がスリランカ軍の悩みに種であった。」

8.19 2011年2月11日、スリランカの公式政府ニュースポータルは、次のように報じている。

「軍の報道官のウバヤ・メダワラ少将は、本日までのところ、3人の将校と1,500人の兵士がこの恩赦を求めて出頭してきた、と語った。

「彼によれば、軍法に従い、4,420人の兵士と10人の将校を逮捕する措置が講じられた。また、脱走兵の数は4万人近くとなる、とも語った。」

警察、武装部隊による人権侵害

恣意的逮捕および拘束

8.20 米国国務省の2011年4月8日発表の2010年「人権報告書：スリランカ」（USSD 2010）には、次のように述べられている。「法は、恣意的逮捕・拘束を禁じているが、実際にはそれが行われている。非常事態令に定める逮捕・拘束基準では、何を恣意的逮捕というのかははっきりしない。」

8.21 また、USSD 2010レポートには、次のようにも述べられている。

「2010年3月のアムネスティ・インターナショナルによれば、300人以上（ほとんどがタミル人）が、コロンボの北西24キロ（15マイル）の町ガンパハで午後6時から午前6時までの間に行われた捜査作戦において逮捕された。

「恣意的逮捕もあったようである。9月には、公式行事に出席していた教育大臣に対して野次を飛ばしたことで何人かの大学生が逮捕された。この逮捕は、9月と10月に広がった学生の抗議運動につながった。その結果、更なる学生の逮捕・拘束が発生した。抗議運動や関連の紛争に参加したことで授業への出席を禁じられた学生数は、年末（2010年末）までに76人に上った。政府は、左翼反政府グループのこの抗議運動や紛争を非難している。」

8.22 同じくUSSD 2010レポートは次のように述べている。

「数多くのNGOおよび個人は、武装部隊と民兵部隊がLTTE支持者を逮捕し、警察に引き渡すことを拒否し、逮捕と拉致の境目をあいまいなものにしていることに抗議している。信頼すべき報告によれば、治安部隊と民兵部隊は、明らかに、逮捕された者に法を無視してしばしば拷問を与えている。ただ、内戦終結後は、その件数は減ってきている。」

8.23 2010年3月2日のタミルネットは、次のように報じている。人権委員会（HRC）の情報によれば、スリランカのテロ調査部（TID）は、100人のタミル人の若者を逮捕し、『更に詳しく尋問するため』バブニヤのネルクーラム工科大学にある拘置所に拘束し、後に南部のブーサ刑務所に送った。更に、次のように述べている。「バブニヤからの情報によると、最近、バブニヤにあるいくつかの拘置所にいた若い女性の二つのグループが別件逮捕され、ブーサ刑務所に送られた。」

失踪・拉致

8.24 アムネスティ・インターナショナルの「2011年度年次報告：スリランカ」（2011年5月13日発表）には、次のように述べられている。「治安部隊のメンバーによる身代金目的の強制的失踪と拉致の報告が全国いたるところにある。特に北部、東部およびコ

ロンボ地区に多い。2009年に国軍に降伏した後行方不明となった何百人ものLTTEメンバーの行方は未だに不明である。」

8.25 USSD 2010レポートには、次のように述べられている。

「失踪は依然として問題であるが、内戦中に比べると件数は減ってきている。前年までに起こった失踪事件は抗争に係るものであったが、今年起こったものは、恐喝や刑事犯罪（時には政府が関与しているものもある）に関係するものが多かった。失踪事件の数についての信頼すべき統計を入手することは難しい。2010年には77人が行方不明になったというデータもある。失踪事件の大多数が北部州と東部州、あるいはコロンボ地区で起こっていると言うことは殆どの人の認めるところである。失踪に関する政府の報告では、外国で仕事をするために国を離れた人が家族との連絡を絶ったと言うケースがほとんどであると言っている。しかし、社会も人権団体もそのような説明を強く疑っている。

「ランカエニュースのジャーナリスト・漫画家であるプラギース・エクナリアゴダが、大統領選挙直前の1月24日（2010年）に失踪した。警察の捜索が行われ、事件の早期解決を約束する政府声明が何度もあったが、この年のおわりまで容疑者の発表もなく、目に見えた進展もなかった。

「2010年には、政府は、過去の失踪事件の調査について何も発表しなかったし、失踪事件に関与した者の起訴や有罪判決に関する情報も発表しなかった。」

8.26 2011年4月7日付けのヒューマン・ライツ・ウオッチのプレスリリースには、次のように記されている。

「行方不明者の家族や目撃者とのインタビュー、発表された供述書、およびメディアの報道などを通じてヒューマン・ライツ・ウオッチが確認したところでは、2009年5月16日から18日にかけて恐らく強制失踪させられたとみられる20人以上の人が軍に拘束されていた。そのうちのほとんどが、LTTEと政府軍との最後の戦いが行われたスリランカ北東部の狭い帯状地帯のすぐ南に位置するバドゥバーカル地方に拘束されていると思われる。当時、この地方はスリランカ国軍の第59師団に支配されていた。

8.27 ジュネーブの国連人権理事会（UNHRC）における人権と開発のためのアジアフォーラム（FORUM-ASIA）の2011年3月16日の口頭声明にふれて、タミルネットは、2011年3月18日、「…スリランカ政府は未解決の5,653人の失踪事件についてまだはっきりとした説明をしていない…」と言っている。

8.28 HRWの「ワールドレポート2011：スリランカ」（2011年1月24日発表）には、次のように書かれている。

「2010年には、北部州と東部州において新たな失踪事件があり、政治グループや犯罪グループに絡むものもあると言う報告がある。政府は、この疑いを確認できないようにするため北部州の一部への立ち入りを制限している。LLRC（教訓・和解委員会）における証人の証言によれば、内戦の終わりの段階で政府に囚われたと思われる親族は、強制失踪させられたものと思われ、死の恐怖におびえている、という。」

8.29 2010年7月31日のタミルネットは、次のように報じている。

「スリランカ警察のスポークスマンのプレシャンタ・ジャヤコディガコロomboでメディアに語ったところでは、2010年1月から7月末までにスリランカ各地で警察に届けられた拉致事件の数は101件あったが、その内の93件は身代金目当てのものであったという。訴えの最も多かったのは、コロomboの中央地区と南部地区で、63件の訴えに係る60人の拉致被害者につき捜索が続けられている、とのことである。」

8.30 スリランカ政府統計局の統計要覧2010（日付不明）の第XIII章「社会状況、2005年～2009年のタイプ別重罪」（2011年6月1日アクセス）には、2009年に発生した拉致・誘拐事件は947件と記録されている。2006年が1,190件、2007年が1,229件、2008年が1,239件であった。

拷問

8.31 アムネスティ・インターナショナルの「2011年度年次報告」（2011年5月13日発表）には、次のように記されている。「警官や軍人は、拘束者に拷問ないし虐待を与えている。その犠牲者には、LTTEとのつながりを疑われているタミル人の拘束者および『通常』の刑事犯罪の容疑者が含まれている。」

8.32 USSD 2010レポートには、次のように述べられている。

「法は、拷問を刑事罰の対象としており、7年以下の懲役刑を科すべしとしている。しかしながら、治安部隊は人々に対する拷問や虐待行為を行っている。特定の状況下では、治安部隊は拷問を行うことを許可されている、と人権擁護団体は断言する。拷問に関する国連特別報告官（UNSR）マンフレッド・ノワークは、2007年10月にスリランカを訪問し、『スリランカでは拷問が広く行われている』という結論をえた。その後拷問が減ったかどうかはわかっていない。拷問の訴えに関する正確な統計は公表されていない。」

8.33 さらに、USSD 2010レポートは、次のように続けている。

「市民団体や元囚人も、いくつかの拷問のケースを報告している。たとえば、テロ調査部（TID）に拘束されガレにあるブーサ刑務所に収監されていた元拘束者は、そこ

での拷問のやり方について報告している。クリケットのバット、鉄棒、砂をつめたゴムホースなどでの殴打、電気ショック、捻じ曲げられた状態での手首や足の宙吊り、堅いセメントの上での膝擦り、金属片及びタバコによる焼きつけ、性器への虐待、耳の殴打、唐辛子入りガソリンをつめたビニール袋を使った窒息、水攻めなどがある。虐待行為による骨折などの重傷を訴える拘束者もいる。」

「東部州や北部州では、軍諜報部や他の公安関係者が、時には民兵組織と共同作戦を取り、LTTEとのつながりの容疑で人々の拘束を行っていた。拘束は、根拠となる文書のあるなしに係らず行われた。拘束された人達にはしばしば拷問を伴う尋問が行われたといわれている。また、拘束者が釈放される際には、逮捕・拘束に関する情報を漏らさないよう警告されるとのことである。もし拘束のことを漏らしたら、再逮捕や処刑がありうると脅されていた。LTTE支持の容疑者が、秘密の政府施設に囚われ、拷問を受け、時には殺されたと言う報告も以前にはあった。

8.34 さらに、USSD 2010レポートには次のように記されている。

「人権団体によれば、この国では拷問の医学的証拠を入手することは難しい。なぜなら、この国の法医学者は25人にも満たないし、器具は不足しており、拷問検査の分野では未熟な医師が犠牲者の検査を行っている状況があるからである。一部のケースでは、警察が証拠を集める医師を脅かし、拷問犠牲者と思われる人が医学的検査を受けにくる際は拘束側の人が付き添ってくるのが普通である。そのような付き添いの者は、往々にして拷問を犯したといわれている者である。

8.35 駐コロンボ英国高等弁務官（BHC）の2011年5月11日付けの書簡は、次のように伝えている。

「スリランカ当局が拷問の容疑者であると言われているが本当のことか、と政府の諜報部門の幹部に聞いてみた。彼等は、それは間違いであると否定し、外国への亡命を申請しているスリランカ人の多くは、自分のストーリーを裏付ける証拠を作るために自らの手でつけた傷跡を持っていると言う。」

「（コロンボを拠点とする人権団体の職員によれば）内戦が終結してIDPキャンプに收容された人の多くは、釈放されたときに政府から拷問を受けたと主張することが出来るように、自分の手で傷跡をこしらえたと言う話はよく知られている。」

8.36 外務・連邦省の2010年レポート「人権と民主主義（2011年3月31日発表）の第VIIセクション：懸念される国々の人権」には、次のように述べられている。

「スリランカは、拷問を禁ずる主な国際人権協定、市民の権利と政治的権利に関する国際条約および拷問を禁ずる国連条約の参加国である。スリランカの憲法でも、拷問

は禁じられている。

「スリランカにおける拷問の訴えは先の抗争に係るものがほとんどである。しかしながら、2010年6月の拷問犠牲者支援の国際デーにおいて、拷問禁止世界機構は、国中から拷問に関する信頼できる証言を受けたがそこには人種抗争やテロには関係ないケースも含まれていたと言う声明を発表した。アジア人権委員会は、2011年初頭に発表した記事の中で、拷問はスリランカ警察の中では制度化されていると主張している。

「メディアは、2010年に拷問の申し立てが沢山あったと報じている。」

8.37 2011年1月12日に、アジア人権委員会（AHRC）は、次のように伝えている。

「スリランカ国民は、その憲法11条、12条および13条で、拷問と恣意的逮捕から守られている。さらに、スリランカは、1994年の拷問および残虐・非人道的扱いを禁ずる国連条約の批准国である。

「法律はあっても、それが履行されていない。書面に書かれた権利と警察署で日常的に行われていることとの間には極めて大きなギャップがある。」

8.38 同じく、上記のレポートは、次のようにも記している。

「多くの場合、警察は、拘束者に対し、いつまでも消えないような傷を負わせることを嫌う。それは、拷問の証拠として利用されかねないし、警官が告発される可能性を高めることにつながるからである。だから、身体の表面だけを傷つけるような道具を使うやり方だけにしよう気を配っている。長期間再拘留される者に対しては、警官は、初めは厳しい身体的拷問を与えるが、徐々に拷問のやり方を変えて行き、最後には心理的拷問だけになるようにしている。治安判事や法医学係官（JMO）が訪れるまでには傷が癒えるように注意しているわけである。

「この種によく出来たテクニックはけして『その場の勢い』で作られたのでも偶然できたものでもない。彼等は警察署にある道具の使用に当たっては慎重を期しており、そのやり方も上級警官から新米警官への教育の一環として引き継がれてきたものである。

「警官は、しばしば、拘束者に対し、罰として、また拷問の延長として、医療手当てを受けさせないことがある。

「拘束者にはJMOに会う権利があり、JMOは疑わしい傷については報告する義務がある。しかし、独立機関の病院もないし、脅迫や賄賂の誘惑から保護された医師やJMOもいない。さらに、JMOはそもそも不足しており、フルタイムのJMOを置けない地方部では特に足らず、拘束者が病院に入ったとしてもJMOが1人も居ないと言うことが

ありうる。

もし、その入院が警官による拷問が原因である場合、警官は、その拘束者がJMOに会うことのないように手を尽くすであろうし、少なくともJMOへの相談を見張るであろう。JMOが法医学検査フォーム（MLEF）を作成する時でも、その書類が病院以外の所に届く保証はない。警察はJMOに偽のMLEFを提出するよう強要することがよくあり、警官が自分でフォームに書き入れることもある。」

- 8.39 「2010年6月19日から7月3日までスリランカのコロンボに派遣されたデンマーク移民局の事情調査団のレポート、スリランカのタミル人に関する人権問題および治安問題」には、次のように記されている。

「ある外交団のコメントによれば、この国では法執行システムのなかで拷問が広く行われており、周知のこととなっているが、告訴されることはきわめて稀である。一般に、拷問を行った者が刑事免責を受けていることは大きな問題である。また、貧しい人達が（厳しい）拷問を受けやすい立場にあり、拷問に対する法的処分を勝ち取る可能性は低い、と同外交団は言っている。

「拷問の程度はどうかと聞かれ、匿名の地元NGOの役員は調査団に対し次のように話した。拷問で自白がとりやすくなり、それが軽罪であればなおのことであることはよく知られている。拷問は警察の拘置所で行われるほか、ブーサ拘置所やガレ刑務でTIDにより行われている。

「キシヤリ・ピント・ジャヤワルデン（ロー&ソサイエティ・トラストのシニアコンサルタントとして働いている人権弁護士）は次のように語った。非常事態法が施行されたおかげで、人々を法的吟味もなしに再拘留しておくのが当たり前であり、自白を引き出すために拷問を使うのだと言うように法執行官の考え方が変わってきてしまった。キシヤリ・ピント・ジャヤワルデンが言うには、拷問の実施はスリランカではよく知られており、アジア人権委員会のレポートにもそのことが述べられている。」

- 8.40 2010年9月19日のタミルネットは次のように報じている。

「拘束されている人に会った匿名のジャーナリストは言う。スリランカ政府のテロ調査部（TID）は、テロ防止法（PTA）の下で逮捕・拘束された何百人ものタミル人の若者たちに裁判も受けさせずに拷問を与えている、と。

「TIDの係官は、拘束者たちを、無差別に、棒、クリケットバット、警棒などで殴るほか、睾丸を握りしめるなどした。TIDの係官は、殺されたり拷問を受けたりしている拘束者たちを写したビデオを拘束中の若者たちに見せてこわがらせたりした。」

- 8.41 AHRC は、「スリランカ：拷問と虐待、2006年～2010年」と題するレポート（日付不明、2011年6月1日アクセス）を作成し、アジア人権委員会がその緊急アピールプログラムを通じて2006年から2010年まで毎年発表していた拷問と虐待行為に関する訴えの詳細を載せている。上記のハイパーリンクをクリックすれば詳細が見られる。

裁判外処刑

- 8.42 USSD 2010には、次のように記されている。

「政府機関あるいはその代行機関で恣意的若しくは超法規的処刑が行われているという報告はある。しかし、政府機関や民兵部隊によるその種の殺害に関する統計は殆どない。過去の告発者は既に殺されており、その家族は報復を恐れて訴えを起こさないからである。この種の恣意的な不法殺害の犠牲者の中には、警察などの治安部隊に拘束された容疑者で不審な状況の下に死亡した者も多く含まれている。

「公式発表によれば、治安部隊が容疑者を犯行現場に連れて行った時に容疑者が逃亡を試み射殺されると言うケースもある。」

- 8.43 アムネスティ・インターナショナルの「2011年度年次報告：スリランカ」（2011年5月13日発表）には、次のように述べられている。「警官による容疑者の殺害は、容疑者が明らかに『反撃』や『逃亡』を試みた時に起こっているという報告が多い。この種の事件に関する警官の説明はみな著しく似ている。」

[目次に戻る](#)

親政府（非国家）民兵グループ

- 8.44 AIの「2011年度年次報告：スリランカ」には、次のように述べられている。「政府に加担している武装タミルグループは、スリランカで活動을続けており、反政府分子への攻撃、身代金目当ての拉致、強制的失踪、殺人などの虐待行為や暴力行為を犯している。」
- 8.45 ジェーンの「センチネル・カントリー・リスク・アセスメント：スリランカ」（2011年5月24日アクセス）には、次のように述べられている。「治安部隊は、ジャフナ、バブニヤ、バチカロア、トゥリコマレーなどのタミル人の町における作戦を非LTTE民兵グループに委託することがよくある。それらグループには、タミル・イーラムの人民解放組織（PLOTE）、イーラム人民民主党（EPDP）、タミル・イーラム解放組織（TELO）、および後の人民国家解放の虎（TMVP）がある。」

民兵グループによる人権侵害

- 8.46 フリーダムハウスのカントリーレポート「岐路にある国々2010」スリランカ編（2010年4月6日発表）には、次のように述べられている。

「親政府民兵グループは、一部にはタミル人を拘束する権限を与えられており、しばしば治安部隊と共同作戦を取り、容疑者を逮捕し、釈放前に拷問を与えたり処刑したり、更なるアクションのために警察に引き渡したりしている。…いくつかの親政府民兵グループ（特にEPDPとTMVP）は、タミル人や政敵の殺害や誘拐を行うことがここ5年に増えてきていると非難されている。」

- 8.47 デンマークのFFMレポート（2010年10月）には、次のように述べられている

「ある一流の人権活動家によれば、民兵グループは、拉致やゆすりなどを行っている。そのような行為は特定のグループを狙ったものではなく、不特定の者を対象にしている、という。このような組織の存在自体が懸念材料であり、人々の不安全感を呼んでいる。また、上記活動家によれば、この種の事件の件数は2010年には以前に比べかなり減少した。その活動家は、最近東部州を訪れたが、民兵グループによる拉致や殺害に関する報告は一つも受けなかったと言う。しかしながら、地元の人々には恐怖が一般化している。」

- 8.48 USSD 2010 レポートには、次のように記されている。

「この年、ゆすりや身代金目的の拉致の報告が特に北部と東部で増加した。ジャフナ半島で起こるその種の拉致事件は、政府支持の国会議員ダグラス・デバナンダ率いるEPDPの武装部隊によるものであると地元の人々は非難している。しかし、北部と東部の他の地域では、犯人を特定することは難しい。昨年までは、拉致や殺害事件の背後には民兵グループがいることはまず間違いないという地元の人々の報告がしばしばあったが、今年になると特定の事件にどのグループが関与しているかは定かでないと言う人々が多くなった。」

- 8.49 USSD 2010レポートには、次のように記されている。

「裁判外処刑の総件数は、昨年に比べると大幅に減少した。それでも、この年、親政府民兵グループとの関係が疑われる身元不明のグループが市民の殺害や脅迫を行った。それらグループには、東部では、東部LTTE分派司令官ビナヤガムルティ・ムラリタランの率いるタミル・ムカル・ビドゥタライ・プリカル（TMVP：別名『カルナ』）、およびシバネサトゥライ・チャンドラカンタン（別名『ピライカン』）がおり、ジャフナには、社会福祉・社会保障大臣のダグラス・デバナンダ率いるイーラム人民民主党（EPDP）がいる。上記に加えいくつかのグループが、マナールやバブニヤで活動している。これらすべてのグループは政治組織を持っており、そのある者は他を凌駕する成功を収めている。また、民兵部隊と治安部隊との間の繋がりは強く根深いも

のがあるという報告が常にある。これらグループは、内戦中は、しばしば治安部隊と共同作戦を取って軍事的活動に従事してきたのだが、今は、民兵組織は戦後の環境において領地と収入源の確保を求めて犯罪的性格を増している。」

[目次に戻る](#)

告発の手段

8.50 USSDレポート2010は、次のように述べている。

「国民は、人権侵害の是正を求めて基本的人権に係る事例を提訴する権利を有する。司法はその種の事例を裁くにあたり一定の独立性と公平性を示し、提訴人は多くの事例で損害賠償を認められてきた。このシステムには、官僚機構における非効率性があり、多くのケースで結審が遅れ、LTTEとのつながりが疑われる者による提訴のケースでは、更に結審が遅くなることがしばしばあるようである。損害賠償が認められる場合は、裁判所の命令を執行するのにそれほどの問題は起こらない。」

刑事免責

8.51 USSD 2010レポートには、次のように記されている。「告発があった場合、それを調査する独立の機関はない。警察の幹部職員が、警官に対する告発を取り扱う。」そして、「特に警官の拷問や汚職関与が疑われるケースでは、刑事免責が与えられることが大きな問題である。」また「治安部隊のメンバーが人権侵害を犯した疑いがあるケースでは、政府は、犯人の特定を追求しないか、裁判を避けるのが普通である。判例法では、人権侵害に関する命令責任の教義が守られていない。」さらに、上記レポートは次のように言っている。「人権に係るケースを弁護する弁護士は、身体的脅威あるいは言葉による脅威にさらされる。」

8.52 AIの「年次報告2011：スリランカ」には、次のように記されている。「軍、警察などの国の機関および個人による人権侵害に関する捜査には進展が見られない。裁判も進められていない。」

スリランカ人権委員会

8.53 USSD 2010レポートには、次のように述べられている。

「法により、スリランカ人権委員会（SLHRC）は権限と資金・人材を持ち、いかなる法廷にも証人として召喚されることはなく、その公務に関することで訴えられることはない。しかし、実際には、SLHRC がその権限を行使することは稀であり、この年、同委員会によるアクションが事実上ほとんど取られなかったために裁判に大幅な遅れがあったと言われている。SLHRCは、人権関係のケースに関する事実と詳細を確認す

るために調査というアプローチを取るのではなく、かわりに、より裁判的なアプローチを取り、事件を立件すべきかを決めるにあたり、もたらされた証拠にのみ重きを置く傾向にある。2007年、国家人権機関に関する国際調整委員会は、SLHRCの仕事に政府が干渉しているとして、SLHRCを監視機関に格下げした。」

SLHRC の組織についての更に詳しい情報については、[SLHRCのホームページ](#)を見られたし。

8.54 2011年3月3日のHRCSLウェブサイトには、次のように書かれている。

「HRCSLの審問・調査部は、2010年に受け付けた告訴に関する要約レポートを発表した。情報によれば、HRCSLは、この年9,901件の告訴を受け付けた。本部に4,205件、10か所の地域事務所に合計5,696件が寄せられた。前の年に比べると21%少なくなっている。

「各地域事務所が受け付けた告訴の内分けは次のとおりである。キャンディ579件、マタラ542件、アヌラダプラ605件、アンパラ169件、バドゥーラ195件、ジャフナ243件、トゥリンコマレー188件、バブニヤ2,642件、カルムナイ204件、およびバッティカロア329件である。

「告訴のうち14%以上は雇用関連の訴えであった。その他の告訴で主なものには、拷問、逮捕、拘束、ハラスメント、および人気学校への入学に係る複雑な問題、等がある。

証人保護

8.55 USSD 2010レポートは、「2010年末時点で、証人保護プログラムの実施はまだ行われていなかった。」と記している。

[目次に戻る](#)

9. 司法制度

9.01 ジェーンズ・センティネルの「国別評価（Country Risk Assessments）：スリランカ編」（2011年5月24日にアクセス）には、以下のように述べられている。

「スリランカの司法制度は英国刑法とローマ・オランダ民法を組み合わせたものを基礎としている。国内の特定の地域と共同体に敷かれている相続、婚姻、および離婚に関する民法には、土着の伝統的な法律体系の影響が色濃く反映されている。司法長官が率いる最高裁判所は、裁判所の階層の中で最も高い位置にある。最高裁判所は国内の最上位の上訴裁判所であるだけでなく、基本的権利に関した訴訟で独占的な裁判権

を有する。」

組織

- 9.02 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権報告書：スリランカ編（USSD 2010）」には、以下のように指摘されている。

「刑事訴訟では、陪審が被告を公開で裁判にかけている。被告は、自身に対する告発の内容と証拠が知らされ、弁護人による弁護を受け、上訴する権利を持つ。逮捕された者が迅速に家族や弁護人に面会することを許すための正式な手続きは存在していない。実際には、彼らは自身の携帯電話を使ってそうした人物に接触することが許されている。政府は、貧困者が高等裁判所や上訴裁判所で裁判にかけられる際に弁護人を付けているが、下級裁判所での裁判には弁護人を付けていない。

「被告人は無罪の推定を受ける。PTA〔テロ防止法〕を巡る訴訟を除き、刑事裁判所では、拷問を含む強制的な行為を通して得られた自白は証拠として認められない。」

「被告人は、裁判の間に検察側の証人に対して質問する権利を有し、検察側が示す証拠を見ることが許されている。司法審査により、裁判にかけられた被告人が行政命令に従って審理が始まるまでの最長で18ヶ月の期間、収監される場合がある。裁判が始まれば、判決は比較的に迅速に言い渡されるのが通例である。

「法律は、公判記録を英語、シンハラ語、およびタミル語で作成するように定めている。実際には、ジャフナ（Jaffna）以外の場所、および国内北部の多くの裁判所では、英語またはシンハラ語で審理が行われている。裁判所が任命する通訳が不足しているため、タミル語を話す被告人が公正な審理を受けることができない事態が多く発生している。しかし、国内北部では、裁判と審理が英語とタミル語で行われている。タミル語で書かれた法律の教科書はほとんど存在していない。」

- 9.03 2011年6月1日にアクセスした「ヨーロッパ・ワールド・オンライン：スリランカ編」には、以下のように記録されている。

「司法制度は、最高裁判所、上訴裁判所、高等裁判所、地方裁判所、下級裁判所、および一次裁判所で構成される。後ろの4つは第一審裁判所であり、それらの裁判所の判決に対して上訴が起これば上訴裁判所で審理が行われる。さらに法律上の問題や特別な許可に応じて、最高裁判所で審理が行われることになる。すべての刑事訴訟は高等裁判所で行われる一方、地方裁判所は民事訴訟を扱う。労働争議の解決には、労働審判が行われる。

「司法委員会は、司法長官、および大統領が指名する最高裁の2人の裁判官で構成さ

れる。第一審裁判所のすべての裁判官（高等裁判所の裁判官を除く）と、すべての裁判所の職員は、司法委員会により任命され、管理される。最高裁判所は司法長官、および6人から10人の裁判官によって構成される。上訴裁判所は、大統領、および6人から11人の裁判官によって構成される。」

司法の独立性

9.04 USSD 2010の中で、以下のように述べられている。

「第18修正条項が成立したことで、司法制度に対する行政の影響力が増した。大統領は最高裁判所、高等裁判所、および上訴裁判所の裁判官を任命する。司法長官と2人の最高裁判所の裁判官によって構成される司法委員会は、下級裁判所の裁判官の任命と配置転換を行う。注目を集める大きな裁判では自身の立場に有利な裁判官を割り当てるよう大統領が介入を行ったとの事実を指摘する申し立てが行われたこともあるが、明らかに大統領の意向に反する司法判断が下された事例も数々ある。該当年においても、政府は司法委員会など憲法で定められた機関の独立性を確保することを目的とする憲法制定評議会のメンバーを任命することはなかった。この結果、行政権に対して行われる重要な審査が行われなままの状態となっている。裁判官が不正行為を行った場合や能力を適正に発揮しなかった場合、調査を行い、その次に大統領と国会が共同行動を行った後に解任することができる。」

9.05 「岐路に立つ国々2010年版」と題するフリーダム・ハウスが2010年4月6日に発行した国別報告書のスリランカ編では、「理論上、検察官は政治的な圧力からは独立した立場にあるが、実際には訴訟手続きは政治的な影響を大きく受けており、政治家が権力の座を追われると刑事司法制度を利用して彼らが処罰されるケースが多々ある」と述べられている。」

公正な裁判

9.06 2011年3月31日に発行された「人権と民主主義：2010年度外務英連邦省による報告書（Human Rights and Democracy: The 2010 Foreign & Commonwealth Office Report） - 第VII節：懸念される国々における人権問題」には、「スリランカには高度に発達した司法制度が存在しているが、数多くの困難に直面している。該当年の末において、スリランカ政府はこれまでに司法手続きが完了していない事案が約6万5,000件に及んでいると報告した。このため、比較的に長い期間、拘置されている者が相当数に上ることになる。2010年末、スリランカ政府はこれらの未完了の事案を解消するために追加の資金を割り当てた」と述べられている。

刑法

- 9.07 リンクをクリックすることで、スリランカ刑法（2006年4月24日付の2006年の法律第16号までの連結版）の内容を閲覧することができる。

[目次に戻る](#)

10. 逮捕と拘束 - 法的権利

法的権利の適用と法律違反に関する説明については、治安部隊と準軍事的組織の項目を参照すること。

- 10.01 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権報告書：スリランカ編（USSD 2010）」には、以下のように述べられている。

「法律に基づき、当局者は逮捕された者に逮捕の理由を伝え、24時間以内にその者を下級裁判所の裁判官のもとに連れてゆくことが求められている。しかし実際には、拘束された者が下級裁判所の裁判官のもとに連れて行かれるまでに数日間から数週間、あるいは数ヶ月間経過していることが多い。下級裁判所の裁判官は保釈、または3ヶ月以上に及ぶ裁判前の拘留を認めることができる。殺人、窃盗、強盗、およびレイプなど、特定の不法行為について警察が逮捕状を取ることは求められていない。殺人の場合、下級裁判所の裁判官は被疑者を拘置することが求められており、高等裁判所のみが保釈を認めることができる。いずれの場合においても、被疑者は弁護人の弁護を受ける権利を有する。高等裁判所および上訴裁判所では、刑事事件の裁判を受ける貧困者である被告人に弁護人が付けられるが、あらゆるそうした事案において弁護人が付けられるわけではない。秘密の、すなわち外部から隔絶された拘留所や刑務所以外では、被拘留者が家族と連絡を取ることが認められている。

「数多くのオブザーバーが、司法プロセスが迅速に行われていないと訴えている。刑務所に収監されている者の半数以上は裁判が始まるのを待っているか、裁判を受けている最中であるとのデータもある。

「有罪の判決を受け、上訴中の者は、最初に言い渡された刑の実際の服役期間が考慮されることなく上訴裁判が行われている。上訴裁判が終了するまでに数年経過することが多い。

「年内〔2010年〕に、国民の休日やその他の時期などに、大統領は数多くの受刑者に恩赦を与えた。彼らがどのような基準でそうした計らいを受けることができたのかは、明らかではない。ある報告書によれば、9月に1,312人の受刑者を対象に大統領恩赦が与えられたという。裏付けはないが、見返りとして政府高官への金銭の支払いがあったという。

10.02 「スリランカのタミル人の人権と安全に関する問題」と題する2010年6月19日から7月3日までデンマーク移民局がスリランカのコロomboに派遣した事実究明チームが発行した2010年10月付の報告書には、「ICRCは派遣団に対し、通常の刑法に基づき、被告人は弁護人による弁護を受けることができると伝えた。一般的に法的支援を受けることは可能であるが、拘束を受けた者は法的支援を受けることができる事実を知らず、弁護人に接触するための術も持たない」と指摘されている。

10.3 欧州委員会が発行した2009年10月19日付のスリランカにおける人権条約の効果的な遂行に関した調査結果についての報告書では、以下のように述べられている。

「スリランカでは、逮捕と拘束に関連した憲法による保護手段として、独断的な逮捕からの解放と逮捕理由を聞かされる権利など、数多くの基本的な保護手段を見越した憲法第13条などがある。拘留され、拘束され、または個人の自由を奪われたいかなる者も、裁判官のもとに出頭させられ、その後は裁判官の命令がない限りさらに拘留され、拘束され、あるいは個人の自由を奪われることはない。刑事訴訟法には、拘束された者の完全性に関する保護手段が定められている。しかし、この法律が定める保護手段の多くは、非常事態法に基づく拘束の場合には適用されない〔以下を参照〕。非常事態法は、刑事訴訟法が定める被拘留者に対する手続き上の保護手段に準拠することなく、治安部隊が広く定義される理由に基づき人々を逮捕し、国防省長官が発行する「予防的拘留」命令に基づき最長で1年間被疑者を拘留することを認めている。」

[目次に戻る](#)

有事規制とテロ行為の防止

10.04 「スリランカ：忘れ去られた受刑者たち：反テロ法を利用して数千人もの人々を拘留しているスリランカ」と題する2011年3月8日付のアムネスティ・インターナショナル（AI）の報告書には、以下のように指摘されている。

「スリランカの抑圧的な反テロ法に基づき、数千人の人々が容疑をかけられることも、裁判を受けることもなく拘留され、苦しい生活を強いられている。秘密刑務所に拘留されることもあり、その場合、彼らは刑務所内で拷問を受けたり、殺害されることもあり、あらゆる虐待行為の対象となっている。

「1971年以降、スリランカはほぼ継続して非常事態が敷かれている。歴代の政府は、国家の安全保障を理由に広範囲にわたり、しばしば複雑で分かり難い有事規制を制定している。これにより国民は思想、良心、および表現の自由、ならびに独断的な逮捕や拘留を受けない権利が著しく制限され、時には停止されている。」

「非常事態法は、国民を無差別に拘束するための権限を国家当局に与え、秘密の場所に彼らを拘留することを認めている。このことが、国際法に基づき犯罪行為と見なさ

れる強制的な連行、拷問、および拘留施設における殺人といった人権侵害が生じやすい状況を生み出しているのである。」

10.05 テロ防止法（PTA）に関して、AIによる同報告書には以下のように述べられている。

「テロ防止法は一時的な法律として1979年に導入されたが、1981年には恒久法として定められた。この法律は、テロ行為とその他の不法行為を防止するとの名目で、無罪と推定される権利など、刑事訴訟におけるいくつかの権利の一時停止を認めている。」

「この法律に基づき、国民は容疑をかけられることなく逮捕され、裁判を受けることなく、不法行為への関与の可能性を警察が捜査する間、最長で18ヶ月間拘留される可能性がある。またこの法律は、裁判を保留とした下級裁判所の裁判官が命令を出すことで、不定の期間にわたる拘留を認めている。スリランカでは司法手続きの進行が遅く、裁判が開始される以前に数年間にわたり国民が拘束を受ける可能性がある。」

「この法律は、治安部隊が組織的に人権を侵害することを認めている。有事規制と同様に、この法律に含まれるいくつかの規定は、一定以上の階級の警官に対する自白を裁判で有効な証拠として使用することを可能にしている。この結果、尋問を行う警官は、拷問を含むあらゆる手段を使って自白を得ようという動機を持つことになる。ある者が拷問を受けて自白してしまった場合、この自白を裏付けるか否かは被害者の意思にかかっているのであるから、事態は深刻である。」

10.06 2011年3月付のAIによる報告書には、さらに以下のように付け加えられている。

「[有事規制またはテロ防止法に基づき逮捕された者を対象とする] 拘留命令は、当初期間を過ぎて拘束された者を対象に出される。最も近い警察署を担当する職員が逮捕から24時間以内に通達を受けた場合にのみ拘留命令を発行することができるなど、被拘留者の福祉を保証する目的でいくつかの保護手段が導入されている。この規定に違反すると不法行為となる。しかし、実際には法律による保護手段は無視され、逮捕および拘束された者の多くが拘留先で拷問を受けているのである。」

「有事規制と同様に、テロ防止法は、『不法行為に関係または関与している、または不法行為に関係または関与していることが合理的に疑われる』個人を対象に、令状なしに敷地に立ち入って捜索を行い、財産を押収し、個人を逮捕するための幅広い権限を警察に与えている。当局はこれらの法律を利用して複数の新聞社と発行機関を閉鎖した。テロ防止法は、捜査または予防的手段を名目に被疑者の拘束を命じるための特別な権限を国防省に与えている。国防大臣は拘留場所と拘留条件を決定するだけでなく、被拘留者が釈放された後でも表現の自由、結社の自由、および移動の自由を含む国民に与えられた基本的な自由に対して制約や禁止措置を継続的に適用することができる。」

10.07 AIの同報告書では、さらに以下のように述べられている。

「『テロリズム』などの不法行為が曖昧かつ広範な意味を持たせて定義されているため、表現や結社の自由を制約し、人権活動家、ジャーナリスト、労働組合主義者、および政府に批判的な見解を持つその他の者に圧力を加えるために非常事態法が利用されている。

「LTTEとの闘いが2009年5月に終結して以来、スリランカの国会議員は非常事態を月単位で延長して敷いている。

「政府当局はこの法律に基づいて被疑者を逮捕し、尋問のため彼らを拘留し続けている。公式の発表ではすでに1,900人を超える人々がこの法律に基づいて逮捕および拘留され、捜査が続けられる間、彼らは拘留され続けることになるという。」

10.08 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権報告書：スリランカ編（USSD 2010）」には、以下のように述べられている。

「非常事態法に基づき、軍は国民を逮捕する法律を根拠とした権限を持っている。しかし彼らは、24時間以内に被疑者を警察に移送することが求められている。警察は、監察副長官または国防長官が出す拘留命令に基づいて1年を超えない期間、被疑者を拘留することができる。しかし、テロ防止法（PTA）に基づいて、国防長官は拘留期間を1年以上に引き延ばす例も見られている。

「該当年の間に有事規制に基づき行われた逮捕に関するデータは断片的なものであり、信頼性に欠ける。政府は、無数の人々を少なくとも一時的に拘束している。オブザーバーたちは、公式な拘留命令が出されない場合、多くの者は2日以内に釈放されているが、この期間を超えて拘留を受けている者もいると述べている。[2010年] 5月、政府は、治安部隊が司法機関の発行する令状なしに捜査を行う権限を大きく認めていた規定を含む有事規制の部分を緩和したが、容疑や令状なしに拘束を認める規定は依然として残っている。」

10.09 2010年10月に発行されたデンマークFFMによる報告書には、以下のように指摘されている。

「[人権擁護派の弁護士としてロー&ソサイエティ・トラスト（Law & Society Trust）で働く] キシャリ・ピント・ジャヤワルデネ（Kishali Pinto-Jayawardene）氏は、警察がテロの被疑者だけでなく一般的な窃盗犯に対しても当局に幅広い権限を与えている有事規制を用いているため、スリランカでは正常な刑事訴訟が行われていないと述べている。彼女はまた、内戦が終結して以来、テロの被疑者（タミル人）を理由とし

た逮捕、特に独断的な逮捕の件数は減少していると述べている。

「キシハリ・ピント・ジャヤワルデネ（Kishali Pinto-Jayawardene）氏はさらに、警察が被疑者を捏造して被疑者を逮捕するケースが多く見られると述べている。この傾向は司法環境の一部を形成し、警察はアカウンタビリティ（説明責任）をほとんど行っていない。彼女は、2010年5月に特定の面で有事規制は緩和されたが、警察は異なる態度を取っていると述べている。警察は合理的な捜査を実施するのではなく、権力の乱用に訴えることが常となっている。

「[ICRCは派遣団に対して以下のように伝えた。] …有事規制やPTAに基づく行政行為として拘留された者は弁護人に接触することができず、たとえ弁護人に接触することができても効果的な法律上の救済措置は存在しない（人身保護令状[受刑者を裁判官のもとに出頭させることを命じる令状]）。高等裁判所に上訴することが可能であるが、上訴を行っても処理に長い時間が費やされるため、この法律上の救済策は効果的とは言えない。」

10.10 2011年4月14日付のタミルネット（TamilNet）は、以下のように報告している。

「コロombo市のボレラにある悪名高いマガジン刑務所からの情報によると、収監されている58人のタミル系受刑者のうち44人が告発を受けることもなく、また裁判を受けることもなく有罪を裏付ける証人もないまま罪を着せられ、有事規制に基づいて12年以上も刑務所に収監されているという。」

「情報提供者はタミルネット（TamilNet）に対し、44人の受刑者は刑務所に収監されている事実を記録するためにコロombo高等裁判所に14日毎に出頭させられているが、金銭的な理由で法律的な代理人を付けることができない状態である。情報を提供した受刑者は、『裁判官は政治的な圧力によって受刑者を釈放するための措置を講じることには消極的である』と語っている。

17歳のときに逮捕されて以来、18年以上もの間収監されているバティカロア出身のある若者がいる。終身刑の判決を受けた受刑者が通常服役する期間は14年であるため、この若者はこの期間を超えて収監されていることになる。

10.11 2010年12月14日、BBCニュースは以下のように伝えている。

「タミル・イーラム解放のトラを支援した容疑で数年間にわたり拘留されている数百人に及ぶタミル人は、スリランカのマヒンダ・ラジャパクサ（Mahinda Rajapaksa）大統領に対し、彼らに慈悲の心を示すか彼らを裁判にかけるように請願した。

「被拘留者となっているのは、1979年に時限立法として制定され、その2年後に恒久

法として定められたテロ防止法に基づいて逮捕された者たちである。

「この法律は、被疑者を罪に問うことも裁判にかけることもなく、最長で18ヶ月にわたり彼らを拘留することを認めている。

「しかし、裁判所が裁判を保留にしているとの理由で10年を超える間、刑務所に収監されている者がいる。

「複数の人権活動家によれば、スリランカの刑務所では、約50人の女性を含む650人以上のタミル人が法的に曖昧な状態で放置されていると語っている。

「BBCが電話でインタビューした数名の被拘留者は、自分たちが置かれている窮状を大統領に見てもらいたいと語っている。」

保釈／報告条件

10.12 コロンボ市にある英国高等弁務団（British High Commission）からの2010年9月14日付の書簡には、以下の記述がある。

「スリランカでは、容疑をかけられないまま拘束された者が保釈金を払って保釈されることが一般的に行われている。しかし、保釈されない不法行為と見なされる行為が複数存在し、保釈法（1997年の法律第30号）には、死刑または終身刑が適用される不法行為に関与した、または犯した容疑がかけられた者、または当該の理由で訴追を受けた者は、高等裁判所の裁判官が認めない限り保釈されないものと定められている。通常、保釈が与えられると報告条件が伝えられる。報告条件に従わない者には逮捕状が出される。」

スリランカの保釈法（1997年の法律第30号）を閲覧するには、リンクをクリックすること。

逮捕状

10.13 2010年9月14日付の上記のBHCの書簡には、以下のように報告されている。

形式上、被疑者が自身に対して発行された逮捕状の副本を入手することは困難である。逮捕状が発行されると、複本は法務ファイルの中に保管され、正本は警察に渡される。被疑者は該当する裁判所に対して逮捕状の副本を求めることはできない。しかし、スリランカでは捏造した書類が容易に作られているのが実情である。警察署内で事前の申し合わせを行うことが必要であるものの、警察の組織内には今も汚職が蔓延していることを裏付ける証拠が存在していることを考えれば、偽の逮捕状の副本が作られるのは想像に難くない。

11. 刑務所の環境

- 11.01 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権報告書：スリランカ編（USSD 2010）」には、以下のように指摘されている。

「刑務所は過密状態にあり、衛生設備も完備していないことから国際的な基準を満たしていない。刑務所の職員と市民社会の情報筋によれば、約1万人を収容することを想定して作られた刑務所に、約2万6,000人が収容されている。そのうち約1,400人は女性である。そのうち1万2,000人はすでに有罪の判決を受けている一方、残りの1万4,000人は裁判の開始を待っているか、裁判が進行中の状態にある。未成年の受刑者が成人の受刑者と一緒に収容されているケースも見られる。また、裁判の開始を待つ被拘留者が有罪を受けた受刑者と一緒に収容されているケースも見られる。多くの場合、受刑者はコンクリートの床の上で寝かされており、部屋には自然の光も入らず、換気状態も不十分であると報告されている。女性は男性とは別の場所に拘留されており、彼女たちが収監されている場所の環境は一般的に良好である。しかし、いくつかの人権団体は、体罰、過密状態、虐待、酷使など、人としての尊厳を傷つける行いが散発的に起きていると主張している。」

- 11.02 USSDの2010年の報告書には、さらに以下のように付け加えられている。

「刑務所の職員を経由せずに、受刑者や被拘留者が刑務所の劣悪な環境や虐待行為に関する苦情を司法機関に訴えるための正式な手続方法は存在していないようである。

「政府は、独立した人権オブザーバーと赤十字国際委員会（ICRC）が刑務所と拘置所を訪問することを許可しているが、まだ正式に起訴されていないLTTEの元構成員を収容している施設への訪問は許可していない。また政府は、最初から存在していないものと主張している軍の諜報機関が運営する拘留施設への立ち入りも認めていない。ICRCは、準軍事的組織が運営し、不法性が疑われる拘留施設への訪問も認められていない。[2010年] 12月、政府はICRCに対し、国内北部にあるICRCの事務所を閉鎖するように要求した。

- 11.03 USSDの2010年の報告書には、「外部との接触が禁じられた秘密の拘置所や刑務所以外であれば、被拘留者は家族との面会が許されている。刑務所に収監されている者の半数以上は裁判が始まるのを待っているか、裁判を受けている最中であるとのデータを示し、数多くのオブザーバーが司法手続きの遅さについて苦言を呈している」と記述されている。
- 11.04 「スリランカ：忘れ去られた受刑者たち：反テロ法を利用して数千人もの人々を拘留

しているスリランカ」と題する2011年3月8日付のアムネスティ・インターナショナル（AI）の報告書には、以下のように述べられている。

「この法律に基づき逮捕された多くの者は、数年間にわたり正式な拘留施設に収容されている。拘留される間、彼らは非公式または秘密の主要場所に移送されて取り調べを受けることがある。アムネスティ・インターナショナルは、被拘留者が非公式な施設に移送されてしまうと家族はその行方を特定することがとても困難になってしまうと訴える被拘留者たちの数十人に及ぶ家族にインタビューを行っている。

「被疑者が行方不明になってしまうことがあり、そうした場合に家族は被疑者の行方を知ることができなくなってしまう。この事実は、逮捕の事実と拘留場所が48時間以内にスリランカ人権委員会（SLHRC）に知らされなければならないと定める2006年7月の大統領令の内容に反する。この大統領令に従えば、家族は被拘留者との接触が認められなければならないのである。」

11.05 AIの同報告書には、以下のようにも指摘されている。

「2010年1月、数百人に及ぶタミル人の政治犯が自分たちの釈放を、それが不可能であれば公正な裁判の場で告訴理由に対して陳述させるように政府に求めてハンガーストライキを敢行した。このハンガーストライキに参加したのはアヌラダプラ（Anuradhapura）、バットICALOA（Batticaloa）、コロンボ（Colombo）、ジャフナ（Jaffna）、およびトリンコマレー（Trincomalee）の刑務所に拘留されている受刑者たちである。マヒンダ・ラジャパクサ（Mahinda Rajapaksa）大統領が2ヶ月以内に受刑者たちの要求について検討すると約束したことで、彼らは8日目にハンガーストライキを中止した。しかし、彼らの要求の大部分が満たされていないのが現状である。」

2011年3月31日に発行された「人権と民主主義：2010年度外務英連邦省による報告書（Human Rights and Democracy: The 2010 Foreign & Commonwealth Office Report） - 第VII節：懸念される国々における人権問題」には、以下のように指摘されている。

「スリランカの刑務所に見られる過密状態の原因の一端として、裁判所における未処理の事案の累積や、軽微な犯罪を行っても罰金を支払うことができないため収監されてしまう者が多い事実を挙げることができる。拘置される者や軽微な犯罪を行った者も、より重大な犯罪を行った者と同じ施設に収監されている。複数の元刑務所職員が、刑務所に収容されている者の大半が裁判の開始を待つ者たちであり、有罪の判決を受けた受刑者の大半が懲役3ヶ月未満の刑に服している者たちであると報告している。また、複数のテロ容疑者が拘留命令なしで拘留されており、彼らは法的な枠組みの外に置かれた状況にある。」

11.07 同報告書にはさらに、「国際社会からの訴えにもかかわらず、赤十字国際委員会

(ICRC)はタミル・イーラム解放のトラの元構成員への接触が許されていない。しかし、赤十字国際委員会(ICRC)はスリランカ国内の拘留施設に収容されているその他の被拘留者との接触を続けている」と述べられている。

- 11.08 国際連合(UN)が発行した2010年12月9日付の「経済的、社会的、および文化的な権利に関する委員会による最終見解(Concluding observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights)」には、「委員会は、締約国に存在する刑務所の多くで生じている極端な過密状態と非人道的な拘留条件について憂慮している。また委員会は、規則に従って未成年の受刑者が成人の受刑者と別の場所に収容されていない事実についても憂慮している」と指摘されている。
- 11.09 2010年10月31日付の「サンデー・オブザーバー(Sunday Observer)誌」は、社会復帰・矯正施設大臣であるD.E.W.グナセケラ(Gunasekera)が示した情報を引用し、以下のように報じている。

「極端な過密状態は、刑務所で生じる数多くの問題や悪徳行為の根本原因である。2009年には14万8,740人が刑務所に収監された。そのうち3万7,872人は様々な犯罪行為で有罪の判決を受けた者であるが、大半を占める10万8,868人は拘置されている者である。2009年の時点でウェリカダ(Welikada)、マガジン、およびコロomboの刑務所に収容されている受刑者の一日の平均人数は約9,000人であったが、彼らの3分の1にも満たない分しか収容設備も施設も用意されていない状態であると大臣は語っている。

「拘置されている者を取り巻く環境は悲惨である。彼らの中には1日のみ収監される者もいれば、裁判所の命令により釈放されるまで数年にわたり収監されている者もいる。有罪を受けた受刑者には仕事が与えられ、より良い施設が用意されていると大臣は語っている。」

- 11.10 2011年1月24日、BBCニュースは以下のように報告している。

「スリランカ中北部の刑務所に収監されている受刑者は、抗議する受刑者を射殺したとして刑務所当局を非難している。」

「アヌラダプラ(Anuradhapura)刑務所に収監されているある受刑者は、BBCシンハラ・サービスに対し匿名で少なくとも4人の遺体を目にしたと語っている。」

「医療機関によれば、1人が死亡し、24人が負傷した病院に収容されたという。」

「アヌラダプラ病院の院長であるWMTDウィジェクーン(WMTD Wijekoon)医師はBBCに対し、けが人の中には刑務所の職員8人が含まれていると話している。」

「約50人の受刑者が日曜日より、刑務所機関による受刑者に対する虐待行為を非難し、刑務所の屋上でハンガーストライキを慣行している。」

- 11.11 赤十字国際委員会（ICRC）は、2010年12月31日に発行した「2010年度年次報告書：スリランカ編」の中で以下のように指摘している。

「…ICRCは、有事規制に基づき拘束された者やLTTEに加入していた容疑で逮捕された者を中心に、スリランカ国内で約2万6,000人の被拘留者を対象に面談を行った〔正確には国内123ヶ所の拘留施設で2万6,318人の被拘留者を対象に面談を行い、そのうち3,575人を個別にモニタリングした〕。この中には、これまでの内戦に関与して逮捕および拘留された者も含まれていた。ICRCの派遣団は、被拘留者が受けている扱いと施設の環境を調査し、その調査結果と推奨事項を拘留機関に内密に伝えた。社会復帰センターに拘留されている者に接触する努力も払われたが、実現には至らなかった…。ICRCが交通費を支給したことで、9,000人を超える被拘留者が家族と面会することができた。」

- 11.12 前回は2010年6月17日に改訂された刑務所研究国際センター（International Centre for Prison Studies）によるスリランカの刑務所に関する調査報告（Prison Brief for Sri Lanka）（2011年6月1日にアクセス）によれば、刑務所施設が本来収容可能な人数は1万692人（2004年の時点）であるのに対し、2009年中頃の時点で刑務所に収容されている者の総人数は3万933人（裁判の開始を待って拘留されている者と拘置されている者を含み、彼らは全体の48.7%を占める）であった。刑務所の人口比率（国の人口10万人に対する比率）は153人であった（2009年中頃で推定される国内人口2,040万人に基づく）。2007年の時点で刑務所に収監されている者の数は2万5,537人（刑務所の人口比率は121）であった一方、2004年の時点でこれらの数値はそれぞれ2万661人と108であった。

- 11.13 スリランカ国勢調査統計局は、2010年度統計摘要の第XIII章「社会的条件」、表13.9「2002年から2009年において有罪が確定して拘留されている者の数に関する民族別および性別によるデータ」と表13.10「2002年から2008年において未決拘留されている者の数に関する民族別および性別によるデータ」（2011年5月19日にウェブサイトアクセス）には、2009年の時点で未決拘留されている者の数が全体で10万8,868人（男性：10万1,294人、女性：7,574人、シンハラ人：7万5,322人、タミル人：2万439人）に達したと示されている。同年、有罪が確定して拘留されている者の数は3万7,872人（男性：3万6,590人、女性：1,282人、シンハラ人：2万7,087人、タミル人：5,323人）であった。

拘留施設での死者

- 11.14 2011年5月13日付のアムネスティ・インターナショナル（AI）の「2011年度年次報告

書：スリランカ編」には、「警察による拷問を受けて拘留施設で命を落とす者もある」と指摘されている。

- 11.15 拘留施設で発生した5人の死者に関する詳細情報は、2010年10月22日付のアジア人権委員会が作成した資料に含まれている。このリンクをクリックしてアクセスすることが可能である。
- 11.16 国際クライシス・グループ（ICG）による「スリランカ：苦難を伴う平和」と題する2010年1月11日付の報告書には、以下のように記述されている。

「2009年7月に南部のアングラナという町の警察の拘留施設で2人のシンハラ人男性が殺害されたことで、一般市民の激しい怒りが巻き起こった。また、2009年10月にはコロンボ市で精神障害を抱えるタミル人男性が警察により殴打され、殺害された。また、政治家とのつながりがあるされる『地下組織』の指導者たちが超法規的に殺害される事件が起きている。政府は、2009年の最初の9ヶ月間で警察の拘留施設で殺害された者の数が32人に達したと国会で認めている。」
拷問、警察と治安部隊による虐待行為、および刑事免責の項目も参照すること。

[目次に戻る](#)

12. 死刑

- 12.01 2011年5月13日付のアムネスティ・インターナショナル（AI）の「2011年度年次報告書：スリランカ編」には、スリランカが「…実質的には死刑廃止論を支持する国である」と述べられている。2010年6月30日に改訂された「死刑に関する国の立場」の中で、ハンズ・オフ・ケイン（Hands Off Cain）もスリランカを「…実質的には死刑廃止論を支持する国である」と見なし、最後に死刑が執行されたのは1976年であると伝えている。

[目次に戻る](#)

13. 政党

- 13.01 本節は、言論と報道の自由、および人権問題に取り組む機関、組織、および活動家の節と併せて読まれるべきである。

政治的な表現の自由

- 13.02 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権報告書：スリランカ編（USSD 2010）」には、以下のように指摘されている。

「政府は、大統領の一族によって支配されている。大統領の兄弟が国防長官と経済開発省という重要な政府のポストに就いている一方、もう1人の兄弟が国会の議長を務めている。独立した複数のオブザーバーが、大統領選挙と国会の選挙は公正に行われていないと述べている。どちらの選挙でも、すべての主要な政党が選挙法に違反する行為を行っており、連立政府が国の大量の資産を投入して影響力を行使しているのである…。〔序論部分〕

「〔2010年〕1月に2期目（1期6年）の再選を果たした大統領が行政権を掌握し、〔2010年〕4月に選挙により選ばれた225人の議員により構成される国会が立法権を行使している…。選挙運動の期間中には暴力事件が数多く発生し、選挙に関係する暴力行為で5人が死亡している。しかし、投票日には選挙に関連した暴力行為や選挙法に対する違反行為の発生はほとんど報告されなかった。しかし、独立した複数のオブザーバーは、投票日を前にした数週間の期間において、大統領の連立政権側による選挙法に対する違反行為、及び規模は小さいものの主要な野党による違反行為が数多く発生したと伝えている。大統領の連立政権側は、選挙運動に関連した催しを開き、大統領に有利なように有権者を教育するために公用車、事務所、および職員を繰り返し利用するなど、大統領の選挙運動のために国の財産を大量に投入したとして非難されている。

「開票の結果、ラジャパクサ大統領がおよそ58%の票を獲得した一方、野党側の主要な候補者で退役将軍であるサラト・フォンセカ（Sarath Fonseka）が40%強の票を獲得した。こうした結果と比較し得る信頼性の高い世論調査は、選挙運動の期間中に実施されていない。投票用紙が数えられ、結果が選挙管理委員会に伝えられる過程で、開票所において不正が行われた可能性があるとの主張もあった。複数の開票所で、野党のオブザーバーたちが政府の支持者たちによって追い払われた。多くのオブザーバーがラジャパクサ大統領の得票率について疑問を投げかけたが、多くの者はこの結果は有権者の意思が反映されたものであると信じた。票を数えなおすように求める声があったが、選挙管理委員長はこれを拒否した。法律は、論争が生じたときに備えて投票用紙は投票後1年間保管するように定めている。選挙管理委員長はそれらを公表する権限を持っているが、独立した機関に投票用紙の検査を行わせることを許可しなかった。地元の選挙監視組織による正式な要請があっても同様であった。投獄された野党側の候補者であったフォンセカ（Fonseka）は、選挙法に対する違反行為と開票作業で不正が行われたとの主張に基づき選挙結果を覆すための請願を裁判所に提出した。しかし10月29日に高等裁判所は、そうした不正行為や違反行為を立証してラジャパクサの候補者としての資格を剥奪することは不可能であるとして、本案に対して判断を下すことなく、法規上の見地からこれを却下した。

- 13.03 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権報告書：スリランカ編（USSD 2010）」には、「法律は国民に、平和的に政権を交代させる権利を与えており、国民は普通選挙権に基づいて定期的に実施される選挙を通して実際にこの権利を行使している」と指摘されている。同情報筋にはさらに、「総じて政党は自由に運営されてお

り、政党は自由に候補者を指名している」と述べられている。

- 13.04 国際クライシス・グループ（ICG）による「スリランカ：苦難を伴う平和」と題する2010年1月11日付の報告書には、「特に最終月において発生した激しい衝突は、スリランカの民主的な制度や統治能力を弱体化させるものであった」と記述されている。

結社と集会の自由

- 13.05 USSDによる2010年度の報告書には、以下のように指摘されている。

「法律は集会の自由を定めている一方、政府もこの権利を一般的に尊重している。しかし、これを規制する動きもいくつか見られている。例えば、2005年の有事規制は大統領に会議、集会、およびデモの開催を規制する権限を与えている。この法律は、国民投票が予定されているときに政治的な集会やデモを行うことを禁止しているが、政府は一般的に野党や少数派組織によるデモであってもこうした行為を行うことに許可を与えている。[2010年] 10月には、国内に私立大学を作る計画に抗議するデモが複数の大学構内で行われた後、多くの大学生が拘束された。政府は、これらのデモの開催について許可が得られておらず、授業を妨害し、警察との衝突を生じさせることを目的に左翼系の政党が手を貸して入念に画策したものであると主張した。」

「法律は結社の自由について規定し、政府は一般的にこの権利を尊重している。しかし、有事規制などに基づいていくつかの規制が適用されている。政府は結社を行った個人を逮捕し、取り調べる目的で情報提供者をしばしば利用している。」

野党勢力と政治活動家

- 13.06 USSDによる2010年度の報告書には、「該当年において政府は政治的な理由で少数の者を拘留および収監した。しかし、政府は国際的な人権団体がそうした人々に定期的に接触するのを認めている」と指摘されている。同報告書にはさらに、「彼らは単に、政府や指導者の意向に反対の立場を取ったと思われたことを理由に拘束されている。政府を批判するポスターを貼ったり、単に所持していたことを理由に警察によって拘束される例が数多くあった」と述べられている。

サラト・フォンセカ（Sarath Fonseka）とその支持者たち

- 13.07 USSDによる2010年の報告書には以下のように述べられている。

「こうした政治犯の中で最も有名な人物に、野党側の主要な候補者として大統領選を戦った退役将軍のサラト・フォンセカ（Sarath Fonseka）がいる。彼は、[2010年] 2月8日に軍によって拘束され、同年中拘留され、複数の容疑で軍事裁判所、軍法会議、および民事裁判所で審理を受けた後、最終的に30ヶ月の強制労働に処された。[2010]

年末の時点で、フォンセカはウェリカダ刑務所で刑に服している。フォンセカはまた、地位や年金の受給資格、ならびに勲章に記されたあらゆる名誉も剥奪されている。当初拘束された後に彼に対して行われた告発の内容は曖昧なものであるが、彼がクーデターを画策していたとする複数の政府高官の話に基づくものであった。1ヶ月以上経過した後、彼は軍事物資の調達をめぐる汚職行為、および現役の軍当局者の立場で政治活動に関わり軍の規定に違反したとの理由で2つの軍法会議にかけられた。それまで、クーデターの画策に関する告訴は受けていなかった。その後、ゴタバヤ・ラジャパクサ（Gotabhaya Rajapaksa）国防長官が投降するLTTEの幹部を射殺する命令を出したこと（「白旗」事件）に関して彼が2009年12月に報道機関に対し発言したことで市民の暴動を扇動したとの理由で、PTAに基づき民事裁判所に起訴された。その後、フォンセカはそうした主張をしたことを否定した。8月、フォンセカは軍に所属していたが、2つの軍法会議で汚職の容疑と政治活動に関わった容疑で有罪の判決を受けた。該当年の末の時点で、フォンセカは国家機密を漏洩した罪と「白旗」事件をめぐる罪を含む複数の罪で審理を受けている。」

13.08 USSDによる2010年の報告書にはさらに以下のように記述されている。

「投獄されていたにもかかわらず、フォンセカは〔2010年〕4月に行われた選挙で野党民主国民同盟（Democratic National Alliance）としての議席を獲得し、9月に判決が言い渡されるまでの間、彼は議会に出席することが認められた。数多くの人権団体が、内戦の最中に戦闘区域において超法規的な殺人、連行、一般市民に対する無差別な発砲を含む数々の人権侵害に関与したとの理由でフォンセカを非難している。しかし、数多くの独立したオブザーバーは、フォンセカが政治的な理由で拘束され、起訴され、刑を下されたと結論付けている。なぜなら、当初よりフォンセカに対する申し立ては明確なものではなく、彼が拘留されてから1ヶ月以上経過した後も正式な告訴が行われず、法律が後から適用されるという差別的な方法が取られ（親政府的な軍当局者は選挙運動の期間中に大統領を支持する発言を公に行ったことで告訴や罰則の適用を免れた）、軍法会議が適用した刑は均衡性に欠け、フォンセカに屈辱感を与え、彼の議席を剥奪することを目的としていたように思われるためである。

「フォンセカのために選挙運動に関わった他の22人も、クーデターを画策したとする申し立てに関連して逮捕された。しかし、11月までにフォンセカを残して22人すべてが告訴を受けることなく釈放された。」主要な政治的な出来事（1948年から2010年12月まで）と近年における主要な出来事（2011年1月から5月まで）の項目も参照すること。

13.09 2011年1月25日、BBCニュースは以下のように報じている。

「収監されているスリランカの元軍事司令官であるサラト・フォンセカ（Sarath Fonseka）による国会の議席を維持するための最高裁判所に対する上訴が棄却された。

「裁判所は、軍法会議が9月に彼が武器の調達をめぐり不法行為を行った罪を認めたことで、彼はもはや国会議員（MP）ではないとの判断を下した。」

「彼は議席を失い、今後6年間、投票権を含む市民権を失うことになる。」

- 13.10 2011年3月31日に発行された「人権と民主主義：2010年度外務英連邦省による報告書（Human Rights and Democracy: The 2010 Foreign & Commonwealth Office Report） - 第VII節：懸念される国々における人権問題」には、「大統領候補として選挙に敗北した大統領候補のフォンセカが逮捕された後、〔2010年〕2月にはコロombo市で、8月にはガル（Galle）で彼が拘留され、有罪判決を受けたことについて平和的に抗議を行っていた者たちを解散させるため、警察はバトンや催涙ガスを使用した」と指摘されている。ガル（Galle）の事件では、警察の行為について苦情を申し立てようとしていた2人の野党議員（MP）が逮捕された。彼らはその後、起訴されることなく釈放された。」
- 13.11 2011年3月29日、LankaeNewsは「サラト・フォンセカ（Sarath Fonseka）将軍が大統領選に出馬したとき、選挙運動の期間中に同将軍の個人秘書を務めていたセナカ・ハリプリヤ・シルヴァ（Senaka Haripriya Silva）大佐は昨日（28日）、13ヶ月以上にわたり拘置された後、保釈金を支払い上訴裁判所によって保釈された。」と報じた。

[目次に戻る](#)

14. 言論と報道の自由

本節は、政党と人権問題に取り組む機関、組織、および活動家の節と併せて読まれるべきである。

法的な枠組み

- 14.01 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権報告書：スリランカ編（USSD 2010）」には、以下のように指摘されている。

「法律は言論と出版の自由を保証しているが、実際にはこれらの権利が常に尊重されているわけではない。政府高官は報道機関を批判し、彼らに圧力を加え、嫌がらせを行っているため、多くの記者は自己検閲を行っている。」

「政府は国内で最大の新聞網、大手のテレビ局を2局、ならびにラジオ局を1局保有している。しかし、独立した民間の新聞社、雑誌社、およびラジオ局やテレビ局も数多く存在している。政府は、新しい報道機関の設立について政治的な制約を課していない。」

「2009年7月、政府は1973年の新聞評議会法を復活させた。罰金と長期間にわたる懲役刑を含む懲罰的な措置を適用する権限を規定するこの法律は、政府の内部情報、内閣の決定、国の安全保障に関わる軍事的な事項、および人為的な財源不足や投機的な価格上昇を引き起こす可能性がある経済政策の詳細に関して記述する記事の発行を禁止している。」

- 14.02 国際ジャーナリスト連盟（IFJ）（International Foundation of Journalists）が発行した「危機にさらされる言論の自由: 2010年から2011年までの南アジアにおける報道の自由」と題する2011年5月付の資料には、以下のように記述されている。

「…政治的な工作によって、より多くの報道機関が政府の管理下に置かれている。報道機関のオーナーは政府MPや大臣となり、編集者は権力を持つ大臣と緊密な関係にある者が務めるようになってきている。アイランド／ドヴァイナ（Island/Dvaina）社（ウパリ（Upali）グループ）、ラクビマ（Lakbima）（スマティ（Sumathi）出版）など、主流の新聞社のオーナーは政府MPであるか、政府内部に近い親類を持つ者が務めている。ネーション（Nation）社はラジャパクサー族と極めて近い関係にある者によって所有、および運営されている。ウィジャヤ（Wijaya）グループは政府との直接的な関係性を持たないが、ランカディーパ（このグループが発行するシンハラ語版の新聞）の編集者は、大統領によりスリランカ新聞評議会の評議員に任命された者が務めている。

「顕著な例として、シンハラ語、タミル語、および英語による5つのラジオチャンネルを運営するアジア放送社（Asia Broadcasting Corporation Private Limited）（ABCネットワーク）がある。この放送局は、スリランカ南部で分離活動をしていたとされるタミル・イーラム解放のトラ（またはタミルのトラ）に関する報道をめぐり2007年10月に政府により閉鎖されている。2008年4月、この放送網のオーナーであるライノル・シルヴァ（Raynor Silva）の兄弟で、野党の国民連合党（INP [UNP]）の党员であったドウミンダ・シルヴァ（Duminda Silva）が政府側に寝返ったことで、この放送網には再び放送免許が発行された。

「1995年以降は、テレビとラジオの放送免許が政治的に同調する放送局に与えられている（この年以前には、放送局が5つ存在し、そのうち独立系の放送局はTNLのみであった）。今日ではテレビ局とラジオ局が数多く存在しているが、その多くが政府を代理する者によって統制されている。そうした統制を免れようとする新聞社やテレビ局は、放送免許の剥奪など、激しい弾圧、強迫、あるいは脅しを受けている。」

- 14.03 2011年5月付のIFJの報告書には、さらに以下のように記述されている。

「もう一つの重大な懸念は、数多くの法的メカニズムを利用して報道機関をさらに強

い力で統制しようとする政府の動きである。こうした動きに関して、多くの国際的なオブザーバーたちは、内戦後のスリランカでは報道機関に対する抑圧を合法化しようとする動きが見られていると表現している。

2009年6月、タミル・イーラム解放のトラに対する勝利を収めた直後、政府は厳格な新聞評議会法（PCL）を復活させる意思を表明し、2010年に報道機関からの抗議があったにもかかわらず議長と4人の評議員を任命した。新聞評議会法によれば評議会は7人の評議員で構成されるが、内訳は政府に任命された5人、業界により任命され、報道機関を代表する現役のジャーナリスト1人と現役の職員1人とする定められている。7人の評議員が揃って初めて評議会が法的に有効な団体として見なされる。政府から再三の要請があったにも関わらず報道業界とジャーナリストの団体は全員一致で代表者を任命することを拒否したが、評議会は機能しているのである…。」

「2003年に、PCLはスリランカ報道機関苦情委員会（PCCSL）に置き換えられ、法律に含まれる懲罰的な条項は1994年以降適用されていないが、法律そのものは廃止されていない。PCLは政府に、政府の内部情報や閣僚の決定事項を含む国民の関心事となる話題について報道するジャーナリストと発行者に罰金や長期にわたる懲役刑を科す権限を与えている。」

ジャーナリスト

14.04 2011年5月付のIFJによる報告書には、以下のように指摘されている。

「内戦の最終局面の時期や2010年に行われた大統領選直後の余波が見られた時期と比較すれば、2011年は明らかに平穏な年であり、国内情勢は総体的に良い方向に向かっている。昨年は、ジャーナリストの殺害事件は発生していない。また、ジャーナリストに対する攻撃の件数も減少傾向にあるものの、そうした事件が複数件報じられた。」

「報道を取り巻く環境は、自己主張の強いジャーナリズムを許容していない。自由報道運動（FMM）の発起人であるスニル・ジャヤセカラ（Sunil Jayasekara）は、状況が改善しているように思えるが、ジャーナリストに対する攻撃や殺人事件が発生していないからといってジャーナリストが報復を恐れることなく本来の仕事を行えるような好ましい環境ができつつあることが示されているのではないことに注意するべきであると語っている。数多くの国際的な報道機関と人権団体が、ジャヤセカラの意見に賛同した。」

「依然として高い水準の不安感が渦巻いており、ジャーナリストたちは用心しながら自分たちが述べる意見や報道の内容を抑制している。」

「こうした不安感を引き起こしている大きな原因の一つとして、報道関係者や報道機関に対する攻撃について政府が適切な捜査を行わず、結果として犯人が罪を逃れ、国民の間に無関心の風潮が起きることを助長している事実を挙げることができる。」

- 14.05 2011年5月付のIFJの報告書にはさらに、「ジャーナリストと報道関係者は、報道を取り巻く環境は著しく不安定であるため、ジャーナリストたちは政府、および与党に近い者たちが公表する情報しか伝えることができず、またLanka-E-Newsが報復行為を被ったように、規則に従わない報道機関に対して厳しい弾圧が加えられると指摘している[2011年1月にLanka-E-Newsの事務所が放火される被害に遭っている]」と指摘されている。
- 14.06 脚注に示すリンクからアクセスできるIFJの報告書には、Lanka-E-Newsが直面している状況、および報道機関やジャーナリストに加えられている攻撃に関する具体的な情報が示されている。この問題に関するさらに詳しい情報は、2011年2月15日にジャーナリスト保護委員会（CPJ）が発行した「2010年に起きた報道機関に対する攻撃」に示されており、この報告書は脚注からアクセスすることができる。CPJの報告書には、「スリランカは、ジャーナリストが日常的に殺害され、政府がそうした事件を解決しようとしないう国々のランキングをまとめたCPJによる2010年の刑事免責に関する指標の中で第4位にランクされている」と指摘されている。2011年6月1日に発行されたCPJによる2011年の刑事免責に関する指標の中で、スリランカは同じ順位を占めた。
- 14.07 2011年5月13日にアムネスティ・インターナショナルが発行した「2011年度年次報告書：スリランカ編」には、「ジャーナリストたちは、政府関係者、および政府との関係が深い武装集団による物理的な攻撃、拉致、脅迫、嫌がらせの被害に遭っている。こうした攻撃について捜査し、犯人を裁判にかけるための努力はほとんど払われていない」と述べられている。
- 14.08 USSDが発行した2010年の報告書には、以下のように述べられている。

「国内全土において、報道の自由は政府からの強い圧力が加えられており、多くのジャーナリストは特に政府高官をめぐる重大な問題に関する記事を執筆する際に自己検閲を余儀なくされている。報道の自由を擁護する国内と国外の団体とジャーナリストの団体は、報道の自由を取り巻く環境について憂慮の念を示し、政府がジャーナリストへの嫌がらせや脅迫に関与していることを厳しく非難している。国防省の管轄下にある警察には、ラジャパクサー族に対する報道での取り上げ方を監視し、監督するための特殊組織が存在していると伝えられている。

「政府高官は、政府に批判的な見解を持つジャーナリストたちをしばしば反逆罪で起訴し、また政府に良いイメージを与える表現で記事を書くように編集者や発行者に圧力を加えている。こうした圧力は、脅迫や脅しという直接的な方法を通して、あるい

は政府系企業や民間企業に政府に対して批判的な見解を持つ新聞への広告掲載を止めるように命じることで加えられるという。脅迫を加えられた結果、自主的に亡命するジャーナリストもいる…。政府や軍当局者が行う発言が、政府を批判する記事を発行したジャーナリストが脅威を感じる環境の形成に寄与している。」

- 14.09 ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）が2011年1月24日に発行した「2011年度世界報告書：スリランカ編」には、以下のように指摘されている。

「2010年には、報道の自由を脅かす攻撃があった。特に選挙の準備期間中には独立系および野党系の報道機関に対して強い圧力が加えられた。スリランカ当局はジャーナリストを拘束し、尋問し、報道機関のウェブサイトへのアクセスを遮断し、さらに政府の見解に反対の立場を取る者たちのデモ活動について報じたジャーナリストを攻撃の対象にした。

「野党系の報道機関は、最も厳格かつ持続的な攻撃の対象になった。政府は特に、英語、タミル語、およびシンハラ語でニュースを配信するウェブサイトであり、しばしば野党である国民解放戦線（JVP）と足並みを揃えるLanka-e-Newsを攻撃の対象にした。Lanka-e-Newsへの寄稿者であるプラゲト・エクネリゴダ（Prageeth Ekneligoda）は、[2010年] 1月24日にオフィスを離れて以来、行方不明になっている。

「政府はまた、JVPが保有し、隔週で新聞を発行しているイリダ・ランカ（Irida Lanka）紙も攻撃の対象としている。[2010年] 1月29日、警察はニュース編集主任であるチャンダナ・シリマルワッテ（Chandana Sirimalwatte）と編集補佐2人に最近発行された記事について尋問を行った。7時間後、警察は編集補佐2人を釈放したが、シリマルワッテは容疑をかけられないまま18日間も拘束された。警察はまた、裁判所の命令が下されるまで新聞社のオフィスを閉鎖した。

「1月に選挙が行われた後、身の危険を感じた約20人のジャーナリスト、報道関係者、および社会的な活動家は数日間にわたって身を隠した。近年国外に渡った数十人に加え、今回は少なくとも4人が国外に避難した。」

- 14.10 2010年12月30日、国境なき記者団（Reporters Sans Frontières）は以下のように報告している。

「国境なき記者団は、スリランカの実情を様々な方法で自由な形で伝えることを阻むために政府が採用している新しい形態の検閲措置と妨害行為を強く非難する。物理的な攻撃、脅迫、および投獄の発生件数が減少していることは歓迎すべきであるが、当局が真の報道の自由を認めるかは疑わしい。

「同時に、報道の自由を擁護する多くの活動かを含む、少なくとも55人のスリランカ

人ジャーナリストが過去3年間で国外に渡ってしまったことで、国内の報道機関に空洞が生じてしまっている。」

14.11 国境なき記者団が2010年10月20日に発行した「2010年度 世界の報道の自由度に関する指標」で、スリランカは178カ国中158位にランクされた（1位が報道の自由度が最も高い国であり、178位が報道の自由度が最も低い国である）。一方、フリーダム・ハウスが2011年5月2日に発行した「2011年における報道の自由度：世界の報道の自由度に関するランキング」で、スリランカは196カ国中156位にランクされた。

14.12 AIが2010年5月3日に発行した「攻撃の対象になるスリランカの報道関係者」では、以下のように述べられている。

「スリランカでは、真実を報道することが命取りになる場合がある。複数のジャーナリストが政府関係者や武装組織によって殺害され、物理的な攻撃を受け、拉致され、嫌がらせを受けている。2006年以降、少なくとも15人のジャーナリストが殺害され、これまでに20人以上が国外に避難している。そうした人権侵害行為を行った者が法の裁きを受けた例は一つもない。

「これらの攻撃は、国の意に反する行為をするジャーナリストや人権活動家を国家に対する反逆行為に加担し、武装集団タミル・イーラム解放のトラ（LTTE）を支援したとして非難する政府の公式声明を背景として行われている。スリランカ政府があらゆる批判に対してしばしば行う辛らつな対応は、国際社会における同政府の正当性を低下させるに過ぎない。しかしスリランカでは、そうした声明が、政府を批判する者に対する物理的な攻撃を助長するとは言わないまでも、暗黙のうちに支持することになるのである。」

14.13 AIの同報告書は、以下のようにも強調している。

「2010年1月26日に大統領選が終了して以降、政府は野党支持者やジャーナリストを中心とする政府の批判者に対する締め付けを強化している。政府に異議を唱える者に対する弾圧は激しく、ウェブサイトを経営するニュースを配信する独立系メディアに対する脅迫行為の他に、複数の著名な新聞社の編集者の逮捕、彼らに対する殺害予告、野党を支持する労働組合員や公務員に対する嫌がらせなどが行われている。」

インターネット／携帯電話

14.14 USSDによる2010年の報告書には、以下のように記述されている。

「政府はポルノなどの内容を含むウェブサイトへのアクセスをできない状態にするなどの措置を適用しており、インターネットへのアクセスに政府がある程度の制約を適

用していると見受けられる。親LTTE的なTamilNetなど、タミル語による複数のニュースサイトへのアクセスが遮断されているのは政府の意思によるものであるとの憶測がある。

「ジャフナ（Jaffna）などの主要な都市や町では高速のインターネットサービスを利用することができ、若い世代や都市部の人々の間ではインターネットが広く利用されている。メール機能を持つ携帯電話の使用は、政府による制約を受けずに社会のあらゆる階層に広まっている。国防省は、SIMカードの購入時に登録を求める規定を適用することを試みたが、こうした規定の遂行と適用は均一に行われていないのが現状である。

「2009年度の国際電気通信連合による統計データによれば、国民のおよそ8.8%に相当する人々がインターネットを利用しているという。」

- 14.15 2010年12月付の国境なき記者団の報告書には、「2010年に大手電話会社Dialog社が、SMSを利用した政府を批判する内容の文書の配信を拒否した。コロンボ市を拠点とするジャーナリストは、この決定によってニュースを配信する複数のウェブサイトはDialog社を経由した報道を続けるために自己検閲を行うことを余儀なくされた。携帯電話各社にニュースのコンテンツを提供しているJNW News社は、こうした状況を糾弾した」と指摘されている。
- 14.16 HRWによる2011年度世界報告書には、「Lanka-e-Newsは、大統領選挙の投票日であった〔2010年〕1月26日から数日間にわたり国営のスリランカ・テレコム社というインターネット・プロバイダーによってアクセスが禁止された6つのニュース配信サイトの1つであった。選挙管理委員会の委員長がスリランカ・テレコム社にウェブサイトへのアクセス禁止を解除するように命令を出した後も、Lanka-e-Newsの編集者であるサンダルワン・セナディーラ（Sandaruwan Senadheera）は脅迫や脅しの対象となった。何度か拉致されそうになったが、セナディーラはその後身を隠した」と指摘されている。
- 14.17 国境なき記者団が2011年3月11日に発行した「2011年におけるインターネット上の敵：監視下に置かれる国々スリランカ編」には、以下のように報告されている。

「インターネットを介して活動するジャーナリストと報道機関は、依然として暴力行為の標的となっている。刑事免責を依然として行われ、現政府は自己検閲を強いるだけでは不十分である場合、躊躇なく検閲を行っている。

「LankaNews、ランカ・ニューズ・ウェブ（LankaNewsWeb）、インフォ・ランカ（InfoLanka）、およびスリランカ・ガーディアン（Sri Lanka Guardian）という独立系のニュース配信サイトは、2010年1月、大統領選の選挙結果が発表される数時間前

にアクセスができない状態になった。その後、国内の主要なインターネット・プロバイダーであるスリランカ・テレコム社が2009年7月11日からアクセス禁止の状態にしていたランカ・ニュース・ウェブ（LankaNewsWeb）を除き、アクセスの禁止は解除された。政府軍がタミル・イーラム解放のトラに対する勝利を収めた今も、タミルネット（TamilNet）はアクセスが禁止された状態である。

「2011年1月30日から31日にかけての夜に、コロombo市郊外のマラベ（Malabe）でオンラインによるニュースの配信会社LankaeNewsが放火され、事務所が破壊された。オンラインによる新聞の貯蔵庫とコンピュータが全焼し、ウェブサイトが運営できない事態となった。このサイトは、政府当局に対して批判的な見解を示すことで知られている。放火の方法から、事前に入念に計画されたものであることが判明した。この事件は、前スリランカ陸軍司令官であるサラト・フォンセカ（Sarath Fonseka）に対する裁判の間に大統領の兄弟で国防長官を務めるゴタバヤ・ラジャパクセ（Gotabaya Rajapakse）が行った証言に異議を唱える記事が掲載された数日後に起きた。

「1月31日の晩に容疑者が捕らえられた。警察は、この容疑者が契約に基づいて雇われた暴力集団の構成員であると報告した。2人目の容疑者は逮捕される間に逃亡した。数十人のスリランカのジャーナリストたちが、LankaeNewsを擁護し、国内で頻発する報道の自由に対する最近の攻撃に対して抗議するためコロombo市の通りでデモ行進を行った。

「2010年1月24日、スリランカの政治アナリストで漫画家であり、LankaeNewsのニュース配信サイトに寄稿していたプラギース・エクナリゴダ（Prageeth Eknaligoda）がコロombo市内で行方不明になった。1年が経過した今となっても、この事件について何も進展は見られていない。」 最近の出来事の項目も参照すること。

[目次に戻る](#)

15. 人権問題に取り組む機関、組織、および活動家

- 15.01 2011年5月13日付のアムネスティ・インターナショナル（AI）の「2011年度年次報告書：スリランカ編」には、「政府当局は人権問題に取り組む団体への接触を依然として禁じており、その他の独立したオブザーバーが調査を実施するために入国することを認めていない。[2010年] 10月、アムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチ、および国際危機グループ（International Crisis Group）は、委員会が持つ不適切な権能、不十分な独立性の保証、証人の安全が保護されないことなど、重大な欠点が複数あるとの理由でLLRCで証言することを拒否した」と述べられている。
- 15.02 AIによる2011年の報告書にはさらに、「人権の擁護者たちは、依然として独断的な速

捕、拉致、攻撃、および脅迫の対象となっている」と述べられている。

- 15.03 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権報告書：スリランカ編」（USSD 2010）には、以下のように指摘されている。

「強い圧力や物理的な脅威が政府によって与えられているにもかかわらず、国内と国外の数多くの人権団体が人権問題に関わる事件について調査を行い、調査結果を発表している。政府はしばしば、政府の行動について批判的な地元のNGOを非難し、支援の要請に応えず、そうした支援を求める者に対して圧力をかけている。」

「2009年7月以降、ICRCは運営権を保有しておらず、12月に政府はICRCに対してジャフナ（Jaffna）とヴァヴニヤ（Vavuniya）の事務所を閉鎖するように命じたが、刑務所への訪問やその他の監視活動など、様々な機能を果たすことができている。

- 15.04 USSDによる2010年の報告書にはさらに、「[2010年] 6月に国連事務総長は、2009年の内戦の最終段階で国際人権・人道法の侵害に対するこの国の説明責任（アカウンタビリティ）について国連事務総長に助言を行う専門家による諮問機関を設置した。政府は、この諮問機関の設置を『不当かつ不必要な干渉』であり、事務総長にそのような機関を設置する権限はないとした」と指摘されている。

- 15.05 2011年3月31日に発行された「人権と民主主義：2010年度外務英連邦省による報告書（Human Rights and Democracy: The 2010 Foreign & Commonwealth Office Report） - 第VII節：懸念される国々における人権問題」には、以下のように指摘されている。

「2010年の間、スリランカでは人権を擁護する活動を実践するには困難が伴う状況が続いた。著名な人権擁護者は、政府閣僚からの公の批判を受け、『反逆者』としてのレッテルを貼られた。人権活動家は活動を行う際に脅迫を受け、中には匿名による殺害予告を受けた者もいる。

「スリランカで人権活動を行うことを望む団体には、直接的な障壁が立ちはだかっている。2010年、いくつかの人権団体にはスリランカに入国されるためのビザが発給されなかった。また政府は、スリランカですでに活動している複数の団体のために発給されたビザを無効にする措置を取った。」

- 15.06 国際連合（UN）が発行した2010年12月9日付の「経済的、社会的、および文化的な権利に関する委員会による最終見解（Concluding observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights）」には、「締約国において人権を擁護する活動を行っている者に対し、脅迫、攻撃、中傷行為、および様々な方法で汚名を着せる行為が広く行われ、彼らの活動が不法に制約を受けていること」について深い憂慮の念が表明されている。

16. 汚職行為

- 16.01 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権報告書：スリランカ編」（USSD 2010）には、以下のように指摘されている。

「法律は、公職に就く者の犯罪行為に対する罰則を規定している。しかし、政府はこの法律を効果的に適用しておらず、政府の3つの部門に配属された職員たちはしばしば汚職行為に関与し、刑事責任に問われない状況が起きている。

「収賄・汚職行為申し立て調査委員会の権能は、[2010] 年内に失効し、[2010] 年末までに更新されることはなかった。

「国会議員は選出された際に資産公開を行うように求められているが、この規定への順守の状況に関する追跡調査は行われておらず、最終的に資産公開はほとんど行われていないか、全く行われていない状況である。

「政府が保有する情報を国民が入手することについて規定した法律は存在しない。」

- 16.02 2011年5月19日、スリランカ政府の公式ホームページには以下のように報告されている。

「収賄・汚職行為申し立て調査委員会（CIABOC）は、収賄と汚職行為の申し立てに関する調査を再開させた。

「現在では、申し立ての内容を文書で、または直接伝えることができると委員会が言及している。」

「委員の任期が失効した後、新しい委員は任命されていないため、2010年3月29日をもって委員会は機能を停止させている。」

「しかし、憲法評議会の推奨を受けて新たに委員が任命されたことで、この委員会は5月16日に活動を再開させた。」

- 16.03 国際連合（UN）が発行した2010年12月9日付の「経済的、社会的、および文化的な権利に関する委員会による最終見解（Concluding observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights）」には、「…国民の経済的、社会的、および文化的な権利の実現を阻む汚職行為が高い水準で生じており、汚職行為とそれに関連した刑事免責を根絶するために締約国が確固とした効果的な措置を未だに講じていない

こと」について深い憂慮の念が表明されている。

16.04 「岐路に立つ国々2010年版」と題するフリーダム・ハウスが2010年4月6日に発行した国別報告書のスリランカ編では、「スリランカの政治体制では、官僚主義的な役所の手続きを迂回するために支払われる賄賂、政府高官による賄賂の要求、および縁故主義や身内びいきという主要な3つの種類の汚職行為が広く行われている。ラジャパクサ政権では、こうした汚職行為に対処するための措置はほとんど取られていない」と述べられている。

16.05 フリーダム・ハウスが2010年6月1日に発行した、2009年の出来事について扱う「2010年における世界の自由度：スリランカ編」という報告書には以下のように指摘されている。

「公務員の汚職行為は依然として懸念すべき事項となっている。現在の法律と行政の枠組みでは、綱紀粛正を徹底し、そうした行為を適正に罰することはできず、既存の予防措置が正しく適用されていないことが問題となっている…。数百件に及ぶ事案が贈収賄・汚職行為申し立て調査委員会（CIABOC）の調査対象になっているが、現役または引退した政治家が処罰されたことは一度もない。汚職行為の監視機関は、政府による介入、および財務省が資金供給を停止させる権限を持っている事実がCIABOCの独立性を脅かし、CIABOCが効果的に機能することを不可能にさせていると結論付けている。結果的に、内部告発者がいないため、汚職行為に関する訴訟は一般市民が嫌々ながら起こすことになるのである。」

16.06 トランスペアレンシー・インターナショナルが2010年10月26日に発行した「2010年度腐敗認識指数（CPI）」の中で、スリランカはスコア3.2で（全178カ国中）91位にランクされている。CPIのスコアは、公共部門において汚職行為が発覚するレベルを0（汚職行為の発生率が高い）から10（汚職行為の発生率が低い）までのスコアで指し示すものである。さらに詳しい情報は、[このリンクからトランスペアレンシー・インターナショナル・スリランカ（TISL）のウェブサイト](#)にアクセスして閲覧することができる。

[目次に戻る](#)

17. 信教の自由

法律の枠組みと人口統計

17.01 米国国務省が2010年11月17日に発行した「2010年度の世界における信教の自由度に関する報告書：スリランカ編」には、以下のように述べられている。

「憲法は仏教を『最も庇護されるべき宗教』とし、政府にこの宗教を庇護するように義務付けているが、国教として定めてはいない。憲法はまた、他の宗教の信者が自由に信仰を实践する権利を定めている。

「報告対象年の間に、信教の自由を尊重することに対する政府の姿勢の変化は見られなかった。政府は公に信教の自由を保証しているが、実際にはいくつかの地域で複数の問題が生じている。」

- 17.02 同報告書にはさらに、「離婚、親権、および相続に関する家族法に関係する事項は、該当する民族集団や宗教が定めている慣習法に従って判断が下されている」と述べられている。
- 17.03 USSDによる「2010年における信教の自由度」には、「国民の70%が仏教徒、15%がヒンズー教徒、8%がキリスト教徒、そして7%がイスラム教徒である」と指摘されている。キリスト教徒は西部に、イスラム教徒は東部に集中している一方、北部はほぼすべてがヒンズー教徒である。

ヒンズー教徒

- 17.04 USSDによる「2010年における信教の自由度」には、「最大の少数民族グループを形成するタミル人の多くはヒンズー教徒である」と指摘されている。さらに同報告書には、「現在の報告期間において、政府の部隊が国内北部のタミル人の居住地区に仏教寺院を建てた。いくつかのタミル人の集団はこれを、政府に支援されたシンハラ人によるかつてLTTEが保有していた土地の植民地化が始まったことを示すものであると訴えた。しかし北部の軍司令官たちは、そうした報告があった後、直ちに問題の寺院を撤去したと伝えている」と述べられている。

イスラム教徒

- 17.05 USSDによる「2010年における信教の自由度」には、「ほぼすべてのイスラム教徒はスンニー派に属している。少数ではあるが、ボーラ・ムスリムの人々を含むシーア派のイスラム教徒も存在する」と指摘されている。また同報告書には、「前年までのように、イスラム教徒に対する攻撃は行われなかった」とも述べられている。

キリスト教徒

- 17.06 USSDによる「2010年における信教の自由度」には、「キリスト教徒の約80%がローマ・カトリック教徒で、都市部にはこの他に英国国教会などの主流となるプロテスタント系教会の信者が存在する。また、セブンスデー・アドベンチスト教会、エホバの証人、メソジスト派、バプテスト派、オランダ改革派、ペンテコステ派、およびアッ

センブリーズ・オブ・ゴッド教団に属する人々も存在する。元々数は少ないものの、近年、福音派のキリスト教徒が増えている」と指摘されている。さらに同報告書には、「攻撃の発生件数と規模は近年に比較すると小さくなっているが、過激な仏教徒によるキリスト教の教会を標的にした攻撃が散発的に発生し、強制的な改宗があったとする訴えによる社会的な緊張状態が起きている」と記されている。

[目次に戻る](#)

18. 民族集団

法律の枠組みと人口統計

18.01 「CIAワールド・ファクトブック：スリランカ編」（2011年5月17日改訂版）によると、スリランカの人口を構成しているのはシンハラ人（73.8%）、スリランカ系ムーア人（イスラム教徒）（7.2%）、インド系タミル人（4.6%）、スリランカ系タミル人（3.9%）、その他の民族集団（0.5%）、およびその他の不特定の民族（10%）となっている（2001年に行われた国勢調査の暫定データ）。スリランカ国勢調査統計局（2010年度統計摘要、第II章、表2.10～2.11、2011年6月1日にアクセス）は、スリランカの全人口を1,879万7,257人として、人口構成をシンハラ人（82%）、スリランカ系タミル人（4.3%）、インド系タミル人（5.1%）、ムーア人／イスラム教徒（7.9%）、Burther（スリランカにおけるオランダ（ポルトガル）系入植者の子孫）（0.2%）、マレー人（0.3%）、スリランカ系Chetty（0.1%）、その他（0.1%）としている（2001年に実施された国勢調査によるデータ）。しかし、2001年国勢調査集計が完了しなかったジャフナ（Jaffna）、マンナー（Mannar）、ヴァヴニヤ（Vavuniya）、ムライティヴ（Mullaitivu）、キリノチュチ（Kilinochchi）、バットICALOA（Batticaloa）、およびトリンコマリー（Trincomalee）各地区のデータは含まれていない（いずれもタミル人が集中するスリランカ北部と東部の地区）。2011年4月6日に米国国務省が更新した「背景報告：スリランカ編」には、タミル人が全人口の18%を占めていると報告されている。

18.02 ジェーンズ・センティネルの「国別評価（Country Risk Assessments）：スリランカ編」（2011年5月24日にアクセス）には、以下のように述べられている。

「…シンハラ人とスリランカ系タミル人の間にある緊張関係は、独立（1948年）以来、最も顕著な政治傾向を形作ってきた…。スリランカ系タミル人が対立路線を取ってきたのに対し、イスラム教徒とインド系タミル人は主流となるシンハラ人中心のいずれかの政党との『限定的な』協調路線を取っている。」

「スリランカでは、言語と宗教が民族的アイデンティティを形成する主な要素となっている。シンハラ人の母語はシンハラ語である。シンハラ人のおよそ93%は仏教徒で

ある。タミル人の大多数はタミル語を話し、彼らはヒンズー教徒である。イスラム教徒の多くはタミル語を話すが、内戦の間にタミル国家主義プロジェクトに組み込まれるのを拒否した。彼らの大多数はシャーフィー学派のスニー派に属している。全人口のおよそ7%を占めるキリスト教徒の人口区分を構成しているのはシンハラ人とタミル人で、彼らの比率はほぼ同率である。」

- 18.03 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権報告書：スリランカ編」(USSD 2010) には、「[全部で225議席ある] 国会には、タミル人の議員が28人、イスラム教徒の議員が17人いる」と指摘されている。

シンハラ人

- 18.04 全人口の74% (2011年5月17日に改訂された「CIAワールド・ファクトブック：スリランカ編」) から82% (2010年度統計摘要、第II章、表2.10～2.11、2011年6月1日にアクセス) を占めると見積られるシンハラ人は、国内最大の民族集団を形成している。彼らはシンハラ語を話し、大多数が仏教徒である (2011年5月24日にアクセスしたジェーンズ・センティネルの「国別評価 (Country Risk Assessments) : スリランカ編」)。

タミル人

- 18.05 「岐路に立つ国々2010年版」と題するフリーダム・ハウスが2010年4月6日に発行した国別報告書のスリランカ編では、「全人口の約12.7%を占めるスリランカ系タミル人はこの島への初期の入植者の末裔で、タミル語を話し、その多くがヒンズー教徒である。また彼らは、国内の北部と東部の多くの地域、ならびに大都市で多数を占めている。」
- 18.06 全人口の約18%はタミル人 (インド系とスリランカ系のタミル人の合計) で占められている (2011年5月24日にアクセスしたジェーンズ・センティネルの「国別評価 (Country Risk Assessments) : スリランカ編」)。同資料には、さらに以下のように記述されている。」

「国内北部の主にタミル人が居住するいくつかの地域は2001年に実施された国勢調査の対象にはならなかったものの、1981年から2001年までの間に国内全体でスリランカ系タミル人の比率が低下したことを裏付ける証拠がある。これは主に、1980年代に民族紛争が激化するのに伴い、推定で約60万人のタミル人が政治亡命者としてスリランカからインドや欧米に渡ったことによる。」

- 18.07 コロンボ地区では、全人口の225万1,274人のうち24万7,739人がスリランカ系タミル人であり、2万4,821人がインド系タミル人である (2001年度国勢調査のデータによる)。アンパラ (Ampara)、ガンパハ (Gampaha)、カンディ (Kandy)、プッタラム (Puttalam)、

およびヌワラ・エリヤ（Nuwara Eliya）の各地区にもタミル人が集中して居住している。しかし、2001年国勢調査集計が完了しなかったジャフナ（Jaffna）、マンナー（Mannar）、ヴァヴニヤ（Vavuniya）、ムライティヴ（Mullaitivu）、キリノチュチ（Kilinochchi）、バッティカロア（Batticaloa）、およびトリンコマリー（Trincomalee）各地区のデータは含まれていない（スリランカ国勢調査統計局（2010年度統計摘要、第II章、表2.10～2.11、2011年6月1日にアクセス））。

18.08 2009年9月10日付のBHCの書簡には、以下のように報告されている。

「最近交わした会話の中で、司法長官は私に、コロンボ地区には40万人のタミル人が居住していると話している。同様に、マノ・ガネサン（Mano Ganesan）MPIは私に、コロンボ地区には30万人近くのタミル人が永住し、さらに5万人のタミル人がこの地区に一時的に居住していると話している。タミル人の多くはコロンボ市内に居住しているが、デヒワラ（Dehiwala）やマウント・ラヴィニア（Mount Lavinia）という郊外の町の南部にも相当数のタミル人が居住している。さらに彼は、これとは別に10万人のタミル人がワッタラ（Wattala）に居住し、5万人のタミル人がカルタラ（Kalutara）の南部に居住していると語った。これにより、推定で最大50万人のタミル人がコロンボ市とその周辺に居住していることになる。これらの数値がコロンボ地区に関するものであり、上に示す2008年の推定値に基づけば、コロンボ地区の全人口の16～20%がタミル人によって占められていることになる。」

18.09 マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（MRGI）が2011年1月19日に発行した報告書「戦争も平和もない、スリランカにおける少数派の権利と正義の否定（No war, no peace: the denial of minority rights and justice in Sri Lanka）」には、以下のように記述されている。

「タミル語はタミル人とイスラム教徒（マレー人を除く）の『母語』であり、スリランカ人の4人に1人がこの言語を話している。島の北部と東部は、タミル語が広く使用されている国内で唯一の隣接する地域である。これ以外に、中央高地のヌワラ・エリヤ（Nuwara Eliya）地区もタミル語を使用する人々が地元の全人口の多数派を占めている地域となっている。コロンボ地区やカンディ地区など、中心的な都市部にはタミル語を話す人たちが集中して居住している一方（コロンボ地区では全人口の56%を占める）、バドゥラ（Badulla）、プッタラム（Puttalam）、クルタラ（Kalutara）、ケガレ（Kegalle）、マタレ（Matale）、およびラトナプラ（Ratnapura）など、遠方の地区ではタミル語を話す人たちが全人口の約20%を占めている。

「憲法がタミル語を公用語として認めてから20年以上経過した現在も、タミル語を話す人たちは公的なサービスや制度を利用する際に差別的な待遇を受けている。特に北部と東部以外の地域では、タミル語を話す者たちに対応する政府の職員がシンハラ語しか話せない者であることが多い。」

- 18.10 2011年3月31日に発行された「人権と民主主義：2010年度外務英連邦省による報告書（Human Rights and Democracy: The 2010 Foreign & Commonwealth Office Report）」 - 第VII節：懸念される国々における人権問題」には、以下のように記述されている。

「内戦の間、すでに敗北しているタミル・イーラム解放のトラなどの手により、少数派の人々は過度に苦難を経験した。内戦の主要な原因となった少数派の政治的権利は、2010年においても依然として規制の対象となっている。タミル人の代表者は、政府や治安部隊により差別的な扱いを受けていることを今も報告している。7月にコロンボに居住するタミル人の市民は地元の警察署に自分たちの居住事実を届け出るように求められ、2010年においては有事規制とテロ防止法に基づく逮捕が次々と行われ、タミル人たちがこの影響を受けている。」

- 18.11 2011年5月24日にアクセスしたジェーンズ・センティネルの「国別評価（Country Risk Assessments）：スリランカ編」には、以下のように述べられている。

「1980年初頭まで、この過程〔シンハラ人とタミル人との緊張関係〕は主として政治的なもので、シンハラ人の暴徒によってタミル人が被害を被った他民族が暮らす地域において定期的に発生する民族間の暴力事件を伴う、代々シンハラ人によって支配されてきた政権に対するスリランカ系タミル人の利益を代弁する政党や団体の持続的な扇動行為によって特徴付けられる…。この段階においてタミル人が抱く不満は、主に経済的な窮乏と政治的な疎外に関するものであり、この他にも正当な規模の政治的な力を持ち、資金と経済的な機会を手にし、発展による利益を享受する資格を求めるための行動に関係するものであった。国による疎外と排除の政策を受けて、やがてタミル人のコミュニティの中では自分たちが他とは異なる『国民集団』を形成しており、自分たちのコミュニティは『英領セイロン』が樹立されたときに『シンハラ人の国家』に独断的に組み込まれたのだとする思想が生まれた。この概念は、スリランカの北部と東部にわたりタミル人の独立国家（『イーラム』）を樹立することを目的に掲げた分離独立運動のイデオロギー的および政治的な基盤を形成した。」

「いくつかの要因によって、LTTEがタミルの組織に対して優位に立つことができた。中でも最も大きな要因は、不満を抱いているタミル人の若者を動員し、彼らに絶対服従を命じることができたことである。LTTEが反逆者、対抗者、あるいは彼らが進む道を阻む者に対し残忍な方法で対処したことも、彼らが勢力を急速に拡大したもう一つの要因である。」

- 18.12 USSDの2010年の報告書には、以下のように記述されている。

「スリランカ系およびインド系のタミル人は、大学教育、公的機関による雇用、および政府が管轄するその他の事項で長期的かつ組織的な差別を受けてきたと主張してい

る。SLHRC [スリランカ人権委員会] によれば、タミル人は住居を確保する時点においても差別を受けている。地主は借主となったタミル人を届け出、警察にもそのことを伝えることが求められているが、実際には地主はそうした規則に従っていない。」

「特に内戦の影響を受けた北部と東部をはじめとするスリランカ国内に居住するタミル人は、若年層および中年層のタミル人男性がしばしば治安部隊や準軍事的組織による嫌がらせを受けていると報告している。」

内陸地に居住するタミル人

18.13 「岐路に立つ国々2010年版」と題するフリーダム・ハウスが2010年4月に発行した国別報告書のスリランカ編では、「…主にスリランカ中央部の高い丘陵地に居住するインド系タミル人はタミル語を話し、彼らの多くはヒンズー教徒である。全人口の5.5%を占める彼らは、スリランカ系タミル人よりも後にこの島にやってきた人々であり、自分たちは文化的に異なる人種であると考えている」と指摘されている。

18.14 2009年1月9日、スリランカ政府公式のニュース・ポータルサイトには、以下のように伝えられている。

「国会は昨日 [2009年1月8日]、国籍を持たない2万8,500人のインド系タミル人にスリランカ国籍を与える法案を成立させた。インド系の人々と国籍を持たない人々に国籍を与える2つの法案は、すべての党がそうした人々に国籍を与えることに賛成したため、議会において無投票で法律の修正が決まった。1983年の反タミル人暴動が起きた後にタミル・ナードゥ州に移り住んできたインド系タミル人の数は、約2万8,500人に上り、彼らはこの新しい制度にしたがって国籍が与えられることになった。1964年の無国籍者に国籍を与える法律に従えば、インド系タミル人は国籍を得るまでに30年間もこの国に留まらなければならなかったのである。」

2009年の法律第5号である無国籍者に国籍を与える法律（特別暫定修正法）は、[このリンク](#)からアクセスして閲覧することができる。

18.15 2011年1月に発行されたMRGIの報告書（脚注からアクセスすることが可能）には、内陸部に居住するタミル人について書かれた箇所が存在し、この民族集団に関する詳細な情報が記述されている。

イスラム教徒

18.16 「岐路に立つ国々2010年版」と題するフリーダム・ハウスが発行した報告書には、タミル語を話すイスラム教徒は全人口の7.1%を占め、東部の沿岸地域とシンハラ人が住む地域の中の特定の区域に集中して居住していると記録されている。

- 18.17 国際危機グループ（International Crisis Group）（ICG）が2009年4月16日に発行した「スリランカにおける開発支援と紛争：東部の地区での経験で学んだこと、アジア報告書第165号」と題する資料には、イスラム教徒はトリンコマリー（Trincomalee）とアンパラ（Ampara）という東部の地区の総人口の41%を占め、バットICALOA（Batticaloa）地区で26%を占めると記録されており、さらに以下のように指摘されている。

「多くのイスラム教徒は、TMVP [タミル人民解放戦線] からの攻撃の脅威、並びにそれほどでもないが政府の治安部隊からの攻撃の脅威にさらされていると感じている。ピラヤン（Pillayan）とカルナ（Karuna）の派閥が行った行動で悪化したタミル人とイスラム教徒の間の緊張関係は、今も続いている。州の新しい首相にイスラム教徒の候補者であるヒスブラ（Hisbullah）ではなく、ピラヤン（Pillayan）が任命されたことで多くの者が憤慨し、タミル人による州の行政と議会の支配が続くことに不満を抱いている。」

「州議会の選挙が行われてから、タミル人とイスラム教徒による激しい闘争は最小限に抑えられているが、高い緊張状態は今も続いている。これまでに中央政府は、両者に対話と和解を促すための施策をほとんど講じていない。」

- 18.18 しかし、USSDによる2010年の信教の自由に関する報告書には、「前年とは対照的に、[2010年には] イスラム教徒を標的にした攻撃は報告されていない」と記述されている。
- 18.19 コロンボ市にある英国高等弁務団（British High Commission）からの2010年8月13日付の書簡には、以下のように報告されている。

「高等弁務団の派遣団は、ジャフナ（Jaffna）のモハミーディーン・ジュンマ・モスク（Mohameedeen Jumma Mosque）の信徒と面会した。彼らの広報担当者は私たちに、1990年にジャフナ（Jaffna）にあったイスラム教徒のコミュニティ全体がLTTEによって銃を向けられて2時間以内にこの半島から立ち退くように指示されたのだと語った。この結果、彼らは財産と所有物をすべて失ったのだ。20年間にわたり彼らは何とか生き延びた。125の家族がジャフナ（Jaffna）に戻った一方、帰郷を望んだが彼らに対する支援を待って居残った家族もいた。私たちは、ジャフナ（Jaffna）への帰郷を待ち望むイスラム教徒たちが暮らすキャンプがプッタラム（Puttalam）にあるとの話を聞いた。彼らの窮状に同情する者がいた一方で、彼らを救うための手段はこれまでに何も行われていない。ジャフナ（Jaffna）にはかつてモスクが16ヶ所あったが、現在では6ヶ所のみとなっている。ジャフナ（Jaffna）には、イスラム教徒が所有する家が5,000軒も存在していたが、現在では10家族が自宅を所有しているのみである。彼らがかつて住んでいた家々は破壊されたり、現在は他の者が居住している状態にある。イスラム教のコミュニティはかつて実業が盛んな町として重要視されていた

たが、現在では政府はすべてのライセンスをシンハラ人に与え、タミル人のコミュニティはスリランカとインドの両政府から支援を受けている。イスラム教徒たちは、自分たちのコミュニティに何も発言権がないと訴えている。彼らの中から政治的な指導者は生まれておらず、スリランカ国内では5%を占めるに過ぎない少数派であるため、イスラム教の国会議員（MP）は誕生していないのである。さらに、彼らの存在は国際的に認知されておらず、外国政府により難民として受け入れられていないという。」

信教の自由も参照すること。

[目次に戻る](#)

19. レズビアン、ゲイン、バイセクシャル、およびトランスジェンダーの人々

法律上の権利

- 19.01 国際レズビアン・ゲイ協会（ILG）が2011年5月に発行した「国が奨励する同性愛嫌悪」と題する報告書（2011年のILGAによる報告書）には、男性の場合も女性の場合も同性間の性的関係を違法行為として言及している。
- 19.02 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権報告書：スリランカ編（USSD 2010）」には、法律は「同性愛行為」を違法行為として定めているが、この法律は「正式な形で施行されて」いないと指摘されている。しかし同報告書には、「性的指向やジェンダー・アイデンティティに基づく差別を防止するための法的な安全措置が存在していない」と付け加えられている。さらに同報告書には、「性別適合手術を受けた者は、そうした結果を公的な書面に反映させる際に困難に直面している」とも記述されている。
- 19.03 2011年6月1日にアクセスしたUtopia-Asia.comというウェブサイトに掲載された日付なしの「国の一覧：スリランカ（Country Listings, Sri Lanka）」には、「スリランカでは同意のもとで行われる男性同士の性行為は理論上、違法行為となっているが（1883年の植民地時代に制定されたソドミー法の名残）、文化や政治の分野、あるいは町のカフェなどではゲイの人々の存在感が増している」と述べられている。
- 19.04 2011年のILGAの報告書には、同性の性行為に関するスリランカ刑法の一部が引用されている。

「第365条 - 『自然の理に反して男性、女性、または動物と意図的に性行為を行う者は、10年以下の懲役刑に処す。』

「第365条A（『1995年の刑法（修正法）第22号』に従って導入された） - 公然とまたは私的に、他の人物と猥褻行為を行う者、この行為に加担する者、この行為を斡旋

する者、またはこの行為の斡旋を試みる者は不法行為を行ったものと見なし、2年以下の懲役または罰金を適用し、さらに18歳以上の者が16歳未満の者を相手にこの行為を行う場合、10年以上20年以下の懲役と罰金を適用し、そうした行為の被害を受けた者に対して支払う裁判所が決定した賠償金の支払いを課すものとする。」

- 19.05 「スリランカのレズビアン、バイセクシャルの女性、およびトランスジェンダーの人々が置かれている状況」と題する女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃する委員会（Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women）に宛てた2011年1月付のNGOシャドウ・レポートには、以下のように指摘されている。

「（1883年に制定された）刑法の第365条Aは、同性の成人が同意のもとで行う性行為を違法行為として定めている。1995年、政府は元々の規定にあった『男性』という表現を『者』という表現に置き換え、女性間で行われる性行為も違法行為として規定した。

「この規定は、レズビアン、バイセクシャル、および男性と女性のトランスジェンダーの人々の生きる権利、平等権、および選択の自由を否定することで彼らを差別することを目的とするものである。」

「現在までのところ、刑法のこの規定に基づいて有罪の判決が下された事例はないが、この規定に関する苦情が警察署に寄せられている。この規定により、警察や反同性愛者の団体はすべてのレズビアン、バイセクシャル、およびトランスジェンダーの人々に『変質者』あるいは犯罪者としてのレッテルを貼ることが可能になってしまう。逮捕されること、あるいは規範から外れる性的行為や行動を行う者として特定されてしまう恐れから、LBTのコミュニティを構成する者、その家族と友達、および社会はそうした存在を隠し、結果的に彼らは強要、脅迫、不法な逮捕と交流、嫌がらせ、および拷問という幅広い虐待行為の被害者になってしまう。」

女性を取り巻く環境も参照すること。

- 19.06 同報告書には、以下のようにも記述されている。

「スリランカのトランスジェンダーの男女は、トランスジェンダーの男性または女性が出生証明書や身分証明書の『性別』の欄の内容を変更するための構造的なシステムが存在していないことから、国によって認知される権利を否定されている。」

「しかし、このシステムには抜け道があるため、2つの場合において彼らは自分たちの身分証明書に明記される性別を変更することに成功している。」

- 19.07 女性支援団体（2011年6月1日にアクセスした）というNGO団体は、「スリランカの

法律体系は、[LGBTの] コミュニティの人々が公然と暮らすことを極度に困難にしている。19世紀の英国法に基づく刑法には、同性間の性行為は犯罪であると明記されている。1995年まで、この法律の適用対象となったのは男性のみであった。しかし、1995年に刑法に修正が加えられたことで、性別に区別なく適用されるようになり、現在では男性間と女性間の性行為が違法行為として規定されている」と指摘している。

国家当局による扱いと彼らの考え方

- 19.08 USSDによる2010年の報告書には、「近年、複数の人権団体は、警察がLGBTの行為に関与した者の逮捕や起訴を積極的に行っているわけではないが、コロomboやその他の地域では警察がそうした者たちに嫌がらせをし、金銭を搾取し、あるいは性的な行為を要求するケースが起きている。これにより、LGBTのコミュニティを構成する者たちに対する多くの犯罪行為が届け出られない結果となっている」と述べられている。
- 19.09 「スリランカのレズビアン、バイセクシャルの女性、およびトランスジェンダーの人々が置かれている状況」には、以下のように述べられている。

「2010年6月25日、スリランカ・デイリー・ミラー紙（Daily Mirror in Sri Lanka）には、『…ゲイの人々が権利を主張するのは誤った行為ではないが、その前に我々は彼らの要求を正確に知る必要がある。彼らは我々と話し合わなければならない』とするD. M. ジャヤラトネ首相の発言が掲載された。2010年7月1日付の書簡の中で、WSG [女性支援団体（Women's Support Group）] は、スリランカでLGBTの権利のために活動する他の2つの団体と共に、首相との話し合いの場を求める書簡を送ることでこのニュース記事に応えた。しかし、現在までのところ私たちの書簡に対する返答は届いていない。」

「レズビアン、バイセクシャルの女性、およびトランスジェンダーの人々は市民パートナーシップや婚姻の届けを行うことができないため、異性間の婚姻を行った者たちと同等に福利を享受することができない。」

社会による扱いと考え方

- 19.10 USSDによる2010年の報告書には、「複数のLGBTに関する団体が存在し、[2010] 年内に複数のイベントが催された。LGBTのコミュニティを構成する人々と団体には警察による圧力、嫌がらせ、および攻撃のほかに、社会的な大きな圧力も加えられた」と指摘されている。
- 19.11 ゲイ・タイムズ、ゲイ・ガイド、スリランカ（Gay Times Gay Guide, Sri Lanka）（日付なし、2011年6月1日にアクセス）には、以下のように指摘されている。

「スリランカには、相当数のゲイ人口がいるが、多くのゲイやレズビアンの人々は、家族からの圧力やスリランカの文化が課す行動上の規範によって自分自身の傾向を受け入れることができない状態にある…。スリランカには欧米的な意味におけるゲイ・シーンというものは存在しないが、改革のためにロビー活動を行い、ゲイやレズビアンの人々のために支援やカウンセリングを提供するゲイの支援団体が複数存在する。こうした団体の多くは、パーティや小旅行など、ゲイの人々を対象にしたイベントを時々開催している…。過去50年間にわたり〔同性愛の行動を違法行為として定める〕法律は適用されておらず、この法律に基づき起訴されている者はいないが、仏教徒が大多数を占めるこの国では同性愛は罪であると見なされている。地元のゲイ支援団体は、この法律が存在するために、警察と反ゲイ団体の人々はゲイやレズビアンの人々を『変質者』および犯罪者としてレッテルを貼ることが可能になっていると主張している。彼らはこの法律は差別的であり、ゲイやレズビアンの人々に汚名を着せ、コミュニティにおけるゲイの人々に対する攻撃を助長していると述べている。1996年、スリランカのゲイ支援団体である『コンパニオンズ・オン・ア・ジャーニー（Companions on a Journey）』が結成された。」

- 19.12 スリランカのゲイ支援団体である女性支援団体（Women's Support Group）のウェブサイトには、日付なしで以下の内容の記述がある（2011年6月1日にウェブサイトアクセス）。

「女性支援団体（Women's Support Group）は、1999年からレズビアン、バイセクシャルの女性、およびトランスジェンダーの人々（LBT）の権利のために活動している。我々の活動は多岐に渡っており、時には大きな困難に直面する。ゲイ、レズビアン、バイセクシャル、およびトランスジェンダーの人々（LGBT）のコミュニティが直面する汚名や差別は、スリランカ刑法第365条でその正当性が認められている…。この法律と社会に広がる同性愛嫌悪の風潮は、LGBTの人々に閉塞感を与える社会環境を形成している。これらの人たちは様々な場面で差別に遭っている。本人が他者から脅迫を受けるほか、その家族、キャリア、あるいは生命までもが危険にさらされているのである。家族から家を追い出された者や、職場を解雇になった者もいる。現在の法律体系と、同性愛者、バイセクシャル、あるいはトランスジェンダーであることを理由に着せられる汚名により、そうした人々はLGBTのコミュニティの中で公然の自分らしい生活を営むことが困難となっている。自分の性的指向が明らかとなることによって受ける仕打ちを恐れ、セクシャルおよびジェンダー・アイデンティティを隠している人たちが社会には数多く存在しているのである。」

- 19.13 スリランカのレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセクシャル、およびクエスチョニング（性的アイデンティティが未確定）のコミュニティに属する人々の人権と政治的権利を求めるスリランカの非営利団体、イーコル・グラウンド（Equal Ground）のウェブサイトには、最新の情報と彼らの活動内容が紹介されている。

19.14 「スリランカのレズビアン、バイセクシャル、およびトランスジェンダーの人々が置かれている状況」には、「トランスジェンダーの人々は、雇用主が彼らを雇用することに消極的であると話している。WSGに伝えられたあるケースでは、[女性から男性への] トランスジェンダーの者が、その事実を雇用主に『知られ』、職場から解雇された」と述べられている。

19.15 同報告書には、さらに以下のように述べられている。

「医療保険制度では、LBTのコミュニティの存在は無視されており、彼らは平等に医療保険を利用することができない状況にある。」

「様々なジェンダー・アイデンティティを持つ人々のニーズに対応できる医療保険制度が存在せず、そうした性的指向を持つ人々が犯罪者と見なされているため、LBTの人々の医療的および個人的な履歴を受け入れ、より機密性が高く適切な医療保険を提供する制度をそうした人々が利用することが困難となっている。」

「レズビアン、バイセクシャル、およびトランスジェンダーの女性と男性が犯罪者と見なされることで、そうした人々は人として健康的な生活を営む権利に対する様々な侵害を被っている。」

医療問題も参照すること。

19.16 暴力の問題について、同報告書には、「スリランカの法律と政策ではLBTのコミュニティの存在が無視され、非規範的な性的行動および行為が犯罪行為として見なされているため、LBTの女性に対する暴力に関するデータは存在しない。この事実は、レズビアン、バイセクシャルの女性、およびトランスジェンダーの人々が被る暴力の性質や形態を把握不可能にしている」と述べられている。

レズビアンとバイセクシャルの女性の立場について考察する際は、スリランカの社会における女性の立場に関する詳細な情報について記述する女性を取り巻く環境も参照すること。

[目次に戻る](#)

20. 女性を取り巻く環境

概要

20.01 2011年2月4日付の国連・女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ編には、「委員会は、1981年に締約国が条約[女性に対するあらゆる形態の差別

の撤廃に関する国連条約（UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women（CEDAW））を批准したが、この条約には憲法または議会法に基づき国内法としての地位は与えられていない」と指摘されている。

20.02 同資料は以下を歓迎している。

「（a）ドメスティック・バイオレンス防止法の成立（2005年）

（b）スリランカの女性が自身の市民権を自身の子どもに与えることを可能にする2003年の法律第16号市民権法（修正法）の成立

（c）国際的な組織犯罪に対する国連条約とその議定書、ならびに子どもの虐待を報告する義務を課す規定に従って人身売買に関する新しい定義を示す2006年の法律第16号刑法（修正法）

（d）外国雇用推進・福祉省の設立、および女性の出稼ぎ労働者に関する懸念事項に対応する労働を目的とした移住に関するスリランカの国策の採択

「委員会はまた、女性に関する行動計画を含む人権の保護と推進のための国の行動計画を策定するとの締約国の確約を高く評価している。」

「女性に関する行動計画を策定するとの締約国の確約を歓迎する一方で、委員会は以前の国の行動計画が採択されなかったことに憂慮の念を示している。委員会はまた、女性に関する国の委員会を設立する法案の採択にも遅れが生じていることにも憂慮の念を示している。」

20.03 国連・女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ編（UN Concluding observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women, Sri Lanka）には、さらに以下のように記述されている。

「委員会は、一般市民と報道の中で女性と男性の役割、責任、およびアイデンティティに関する固定観念が依然として存在していることを懸念している。委員会は、性別が持つ役割について固定観念が存在することで女性や少女に対する差別が永続的に存在することになり、結果的に雇用、意思決定、土地の所有権、性と生殖に関する教育を含む教育、性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）、家族内での暴力を含む女性に対するその他の形態の暴力など、様々な面で彼女たちが不利および不当な地位に追いやられることになる。」

20.04 スリランカにおける男女平等と社会的諸制度の実情について示す社会制度・性別指数（Social Institutions and Gender Index）（SIGI）（日付なし、2011年5月26日にウェブサイトアクセス）では、以下のように考察されている。

「父権的な価値観と社会規範による影響があるものの、スリランカは他の数多くの開発途上国と比較して高い水準の男女平等の規範が確立されている。1940年代に、スリランカは医療制度と教育制度を平等かつ自由に利用できる規範を確立しており、このことが初等および中等の教育制度における男女平等の規範を確立するための重要な要素となる。」

「スリランカ国内の地域や宗教によって習慣と伝統は異なっており、女性が受ける影響もそうした事情によって異なる。」

20.05 「岐路に立つ国々2010年版」と題するフリーダム・ハウスが2010年4月6日に発行した国別報告書のスリランカ編では、「ジェンダーの権利が近隣諸国と比較して強く、政府は女性に対して法の下での平等を規定している。しかし、実際にはこの原則が適用されない場合もある。」

20.06 2010年6月1日にフリーダム・ハウスが発行した「2010年の世界における自由度：スリランカ編」には、以下のように記述されている。

「政治と行政の分野で、女性の目覚しい進出は見られていない。民間部門での女性の被雇用者は給与や昇進機会において差別を受けているだけでなく、性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）の対象となる場合もある。レイプや家庭内暴力（ドメスティック・バイオレンス）も依然として深刻な問題となっており、年間に数百件に及ぶ苦情が寄せられ、既存の法律は十分に適用されていない。レイプを含む女性に対する暴力は、戦闘地域における通常の戦闘行為の件数と共に増加し、女性の受刑者やIDP被抑留者もそうした被害を受けている。民法と刑法の下で女性は平等な権利を与えられているが、婚姻、離婚、親権、および相続を含む家族に関する問題の解決は、各部族や宗教が定める慣習法に委ねられており、こうした法律が適用される過程で女性がしばしば差別を受けているのである。」

一般的な法律上の権利

20.07 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権報告書：スリランカ編（USSD 2010）」には、「女性は、民法と刑法の下で平等な権利を与えられている。しかし、各部族や宗教が家族の問題について定める慣習法に、離婚、親権、相続などの家庭内の問題の解決を委ねると、事実上、女性が差別を受けることになる」と指摘されている。

20.08 国際連合（UN）が発行した「女性に対する差別の撤廃に関する委員会による最終見解：スリランカ編（Concluding observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women, Sri Lanka）」には、以下のように記述されている。

「イスラム身分法の改正が進んでいる一方、委員会は刑法、女性の相続人よりも男性の相続人を優遇する土地開発に関する政令、一般身分法、イスラム身分法、キャンディ法、およびテサワラマイ法など、法律に差別的な規定が依然として残っている事実にも懸念を抱いている。委員会はまた、一般法、慣習法、および宗教法により構成される法体系が混在し、複数の法体系から女性が自由に選択する権利が与えられていない事実にも懸念を抱いている。委員会はさらに、憲法以前に存在する法律の司法機関による見直しが行われない事実にも繰り返し懸念を表明している。」

- 20.09 SIGIによる「スリランカにおける男女平等と社会的諸制度」（日付なし、2011年5月26日にウェブサイトアクセス）には、以下のように指摘されている。

「スリランカでは、女性は中程度の経済的な自立を獲得している。彼女たちは一般的な土地を所有することができるが、農村部ではある程度の差別にも遭っている。

「スリランカの女性たちは、土地以外の資産を所有している。

「女性たちはまた、銀行の貸付、抵当、および国、民間の金融機関、共済や地元の信用貸付プログラムをはじめとするその他の形態のクレジットを平等に利用することができる。

「スリランカでは、親権が平等に共有されていない。父親は子どもの本来の保護者であると思なされる一方で、母親は子どもの管理者であると思なされ、子育てに関連する日々の作業について責任を持つのが通例となっている。最近の司法制度の発展に伴い、離婚の場合における女性に対する差別は軽減された。これまでに、男性は優先的に親権を獲得してきた。しかし新しい法律では、子どもの福祉を優先させた上で親権者が決められるようになっている。」

「スリランカ憲法は男性と女性に平等の相続権を与えているが、この場合にも他の法体系の適用が優先される場合がある。イスラム法は、財産に関して女性に対し差別的であり、女性は男性の相続人よりも手にする相続分が小さいのが通例である。」

婚姻／離婚に関する法律

- 20.10 性と生殖に関する権利センター（Centre for Reproductive Rights）による「世界の女性：南アジア編（Women of the World: South Asia）」と題する報告書のスリランカに関する章（日付なし、2011年6月1日にアクセス）には、以下のように指摘されている。

「婚姻に関する法体系は、一般法、慣習法、および身分法によって構成されている。タミル人は、婚姻に関するほとんどの事項で一般法の支配を受けている一方、キャン

ディ・シンハラ人は一般法と彼らの慣習法のうちいずれかによる支配を選択することができる。イスラム教徒は、イスラム身分法の支配を受けている…。婚姻届に関する政令と民事訴訟法は、離婚に関する一般法を構成している。この政令の規定は離婚を誤った行為として厳格に定めており、判例法によってこの概念は裏付けられている。この政令に基づく離婚の理由として、以下がある。

- 姦通
- 悪意のある放棄
- 婚姻時における不治の性的不能

「悪意のある放棄であるとの判断を下す際の要因となる可能性はあるものの、残虐な行為そのものが離婚の理由となることはない。一般法の下では、身体的な虐待行為自体が離婚の理由とはならないのである。しかし、こうした行為は法律上の別居を引き起こす原因にはなる…。民事訴訟法は、裁判上の別居に関する一般法を形成する。この法律は、『スリランカで適用される法律に準じて別居が許可されるとの理由で』いずれかの当事者が別居を申し立てることができる」と定めている…。1999年の扶養法は、婚姻関係における扶養について定めた一般法である…。この法律は、一方の配偶者が自身の生活を成り立たせる能力がない場合、十分な資力を持つ他方の配偶者がその生活を成り立たせることを義務付けている…。したがって、親権は今でも残るローマ・オランダ民法によって支配される。慣習法には、親権を父親に優先的に与えるという特徴的な性質がある。ただし、子どもの『生命、健康、および道徳』に危険が及ぶ場合、親権は父親に与えられない。このため、親権を求める母親は、父親の権利を自分の権利に置き換える必要がある。」イスラム教徒、タミル人、およびキャンディ・シンハラ人の間には、こうした事情の多くを支配するより具体的な法律が存在している。

20.11 同情報筋は以下のように指摘している。

「スリランカでは、ローマ・オランダ法は財産に関する一般法の基盤を形成している。1923年の既婚女性の財産に関する政令は、婚姻財産権に関する一般法を形成する。この政令に基づき、結婚した女性は未婚女性と同じように夫の同意なしで、また夫の介入を受けることなく動産または不動産の所有、取得、および処分を行うことができる。この原則は、婚姻時に女性に属するすべての財産、および婚姻後にこの女性が取得した、またはこの女性に譲渡されたすべての財産に適用される。また、この女性が所有する個別の財産の保護と安全のために、刑事訴訟手続きによる救済と是正が可能になっている。1876年の婚姻時の権利と相続に関する政令は、相続権に関する一般法を形成している。この政令は、男性と女性の配偶者が持つ相続権の平等性を規定し、いずれかの配偶者が死亡したとき、他方の配偶者が死亡した配偶者の財産の半分を相続すると定めている。一般法の適用範囲は、立法、司法判断、および国内で適用される慣習法の体系によって制限されてきた。キャンディ・シンハラ人とタミル人の婚姻時の財産と相続に関する権利は、彼ら自身の法体系によって支配されている。イスラム教

徒は、イスラム身分法によって支配される。」

イスラム教徒も参照すること。

- 20.12 SIGIによる「スリランカにおける男女平等と社会的諸制度」（日付なし、2011年5月26日にウェブサイトアクセス）には、以下のように記述されている。

「スリランカでは、婚姻可能な法定年齢は男女共に18歳と規定されている。早婚の件数は、他の南アジア諸国と比較すると少ないが、特定の宗教の教義や文化的な慣習に従ういくつかのコミュニティでは行われている。例えば、イスラム法は、婚姻の最少年齢の概念について疑問を投げかけている。

「スリランカでは、一夫多妻制は違法である。しかし、イスラム法はイスラム教徒の男性に対して妻を4人まで持つことを許している。実際には、複数の妻を持つイスラム教徒の男性は極めて少なく、2人以上の妻を持つことを希望する者は最初の妻に事前にそのことを予告しなければならない。」

- 20.13 2010年8月24日付のデイリー・ニュース（Daily News）紙は、スリランカにおいて『早期の婚姻』は減少傾向にあると伝えている。

「ペラデニヤ大学の社会分析官で研修者であるM D Hセネヴィラトナ（M D H Senevirathna）博士は、子どもの識字率が高まったことと考える能力が発達したことが、こうした減少を起こした要因であると話している。」

「スリランカの都市部に住む女性は、農村部に住む女性と比較して結婚するのが遅い。都市部に住む18歳から24歳までの女性のうち結婚しているのは約60%である。多くの農村部では、早期の婚姻は今も一般的に行われていると博士は語る。」

- 20.14 国連が発行した「スリランカの女性に対する差別を撤廃する委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women）」の最終見解には、以下のように記述されている。

「委員会は、女性に対する差別的な要素を含む一般的、慣習的、および宗教的な婚姻法が今も存在していることに憂慮の念を示している。委員会は、一夫多妻制が禁じられておらず、イスラム身分法では婚姻の最小年齢が認められておらず、タミル人の女性は裁判所に出廷したり、取引を行う際に夫の同意を必要とすることにも憂慮の念を示している。さらに委員会は、過失のない離婚と、離婚時における女性の経済的な権利について進展が見られていないことについても憂慮の念を示している。」

- 20.15 国際連合（UN）が発行した2010年12月9日付の「経済的、社会的、および文化的な権利に関する委員会による最終見解（Concluding observations of the Committee on

Economic, Social and Cultural Rights)」には、「…12歳の少女の婚姻を認めるイスラム身分法…」は依然として撤廃されていないと言及され、さらに「委員会は、締約国が身分法の修正をコミュニティに任せており、女性のための法案があらゆるコミュニティの女性や少女を早期の婚姻や強制的な婚姻から保護するものではないことを憂慮している」と記述されている。

- 20.16 UNICEFが発行した2011年2月付の「2011年の世界の子どもたちを取り巻く環境：青少年 - 機会の年齢」には、スリランカでは2000年から2009年までの間に子どもの婚姻が行われた率は12%に上ったと伝えられている（18歳になる以前に結婚した、または婚姻関係を結んだ20歳から24歳までの女性の比率）。同報告書には、「2000年から2009年までの間に結婚しているか婚姻関係を結んだ状態にある15歳から19歳までの少女は9%に上る」とも伝えられている。

政治的な権利

- 20.17 USSDによる2010年の報告書には、「国会の225議席のうち10議席は女性議員によって占められ、女性の大臣は2人存在し、最高裁判所の11人の裁判官のうち女性の裁判官は2人である…。女性や少数派の人々で構成される政党に関する規定も、そうした政党への割り当ても存在しない。国会と州議会における政治への女性の参加率は約5%に留まっている」と指摘されている。
- 20.18 国連が発行した「スリランカの女性に対する差別を撤廃する委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women）」の最終見解には、以下のように記述されている。

「委員会は、国会や州議会に女性議員が少なく、地域の公的機関で働く女性職員が少なく、意思決定に関わる女性や外交団に加わる女性が少ないなど、政治と公の職務への女性の参加が極めて低い水準にあることに憂慮の念を抱いている。委員会はさらに、政治への女性の参加を促すための方策が取られておらず、締約国がそうした状況にあることを女性たち自身が選択した結果であるとし、複数の役割を持つことに対して彼女たちが抱く不安、選挙活動に莫大な費用がかかること、女性候補が票を獲得する能力に対する政党の信頼がないことを原因としていることにも憂慮の念を抱いている。」

政治システムも参照すること。

社会的および経済的な権利

- 20.19 2011年3月31日に発行された「人権と民主主義：2010年度外務英連邦省による報告書（Human Rights and Democracy: The 2010 Foreign & Commonwealth Office Report）」 - 第VII節：懸念される国々における人権問題」には、「スリランカには社会のあらゆる

る領域で男女平等の概念が定着している。女性は医療や教育のサービスを平等に受けることができ、大学生の多数は女子学生が占めている。2010年の世界経済フォーラム性別格差指標で134カ国中16位にランクされている」と指摘されている。

雇用問題

- 20.20 USSDによる2010年の報告書には、「法律は、民間部門における均等な雇用機会を定めている。しかし実際には、民間部門において差別的な行為から女性を保護するための法的手段は存在しておらず、彼女たちにはしばしば、男性と同等の業務を行っても男性と同等の賃金は支払われず、管理職に就くために困難を経験することになる」と述べられている。
- 20.21 2010年度外務英連邦省による報告書（The 2010 Foreign & Commonwealth Office Report）」には、「…労働市場に性別の壁が存在することで、多くの女性は単純作業を主とする臨時雇いの立場にあり、管理職は男性が務めることが常であるため、彼女たちがそうした現状に対処することは困難な状況となっている」と指摘されている。
- 20.22 国連が発行した「スリランカの女性に対する差別を撤廃する委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women）」の最終見解には、以下のように記述されている。

「委員会は、締約国が教育の分野で成果を上げているものの、労働市場における女性に対する差別が根強く残っていること、特に低賃金の単純労働の場に女性が集中し、女性の失業率がとても高いことについて懸念を表明している。委員会は、非公式の部門で働く女性を保護する措置が完備しておらず、性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）について規定する法律が具体的に定められていない事実についても懸念を表明している。さらに委員会は、締約国は報酬の平等に関するILO条約第100号を批准しているにもかかわらず、同等の価値の仕事に従事する男性と女性に平等の報酬を保証する原則が、国内の法律に反映されていない事実についても懸念を表明している。」

- 20.23 国際連合（UN）が発行した「経済的、社会的、および文化的な権利に関する委員会による最終見解（Concluding observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights）」には、「…近年において失業率は低下しているが、過去数十年間において女性の失業率は男性の失業率の2倍に上り、15歳から29歳までの年齢層の特に教育を受けた者のおよそ半数は失業した状態にある」と憂慮の念が示されている。

家族計画と中絶

- 20.24 USSDの2010年の報告書には、「通常、婚姻関係にある者、および個人は自分たちが持つ子どもの数、および出産する間隔と時期を自由に決めることができる」と指摘さ

れている。

- 20.25 国連が発行した「スリランカの女性に対する差別を撤廃する委員会 (Committee on the Elimination of Discrimination against Women)」の最終見解には、以下のように指摘されている。

「委員会は母親の保健医療の分野で締約国が成果を上げていることを認める一方で、性と生殖に関する健康について知識が広まっていないこと、避妊具（薬）の使用率が低いこと、特に開発が遅れた地域や内戦の影響を受けた地域では10代の妊娠率が高いこと、家族計画の採用率が低いこと、および女性の間でHIV/AIDSの感染が拡大していることについて憂慮の念を表明している。委員会はまた、母親の生命を守ること以外を目的とする中絶が法律によって罰則の対象になっていることについても憂慮し、10%に上る妊婦の死亡率が秘密に行われた中絶による直接的な結果であると伝えられていることにも遺憾の意を表している。」

- 20.26 「2011年の世界の子どもたちを取り巻く環境」には、スリランカでは、2000年から2009年までの期間に「18歳になる以前に出産を経験した20歳から24歳までの女性」は4%を占め、「未成年者の出産率（15歳から19歳までの1,000人の未成年の女性の出産件数）は…」28であったと伝えられている。

- 20.27 性と生殖に関する権利センター (Centre for Reproductive Rights) による「世界の女性：南アジア編 (Women of the World: South Asia)」と題する報告書のスリランカに関する章（日付なし、2011年6月1日にアクセス）には、以下のように記述されている。

「家族計画の方法を受け入れることを個人に求める法律も政策も存在していない…。国家保健医療政策局 (National Health Policy) は、政府に対して、安全で効果的で、手頃な価格の受け入れ易い家族計画の方法について知り、利用するための権利を男女に与えるように求めている…。女性憲章は、家族計画に対する女性の権利に関して国に複数の指令を与えている。女性憲章はスリランカに対して、以下を確保するように求めている。

- 家族計画のための安全な器具の供給、および女性の安全に関する規定の導入と適用など、女性が出産をコントロールする権利、および男性と女性が平等に家族計画に関する情報、教育、カウンセリング、およびサービスを手にすることができること
- 家族計画に関する政策が、男性と女性を平等に対象としたものであること。

「避妊手術を受ける女性は現在、年間で1万4,000人から1万5,000人ほどいる…。政府

は、法律を通して避妊手術を規制していない…。スリランカでは違法となる中絶行為は、国内における唯一の生殖医療に関わる最大にして唯一の問題となっている…。女性の生命を救うことを目的とする以外に、中絶行為は刑法に基づき違法行為であるとされる…。合法中絶は通常、公的部門にて行われる…。中絶行為は非公式部門と民間部門において民間の医師によって、あるいは秘密の業者によって行われている。」

健康と福祉も参照すること。

- 20.28 「国別プロフィール：スリランカ編」と題するDPのグローバル・レビュー（Global Review）（日付なし、2011年6月1日にアクセス）には、中絶の問題に関して更なる情報が記述されている。」

「スリランカではインド刑法を基盤とする1883年の刑法に基づき、中絶行為は通常、違法行為として見なされる。この刑法の第303条には、妊娠した女性の命を救うために誠意に基づき中絶が行われるのではない限り、妊娠した女性を故意に中絶させる者は懲役3年以下、および（または）罰金に処すと定められている。女性が『出産間近』であった場合、懲役7年以下、および罰金が科される。『子どもを宿した』状態が『妊娠した』状態を表す一方、この『出産間近』という表現は法律の中で定義されていないが、胎児の動きを感じ取ることができる妊娠の段階を指し示している。女性が自分で中絶を行う場合も同様の罰則が適用される。女性が出産間近の状態であるか否かに関係なく、女性の同意なく中絶を行った者には、懲役20年以下、および罰金が科される（第304条）。中絶を行う目的で行った行為により女性が死亡した場合も、その行為が女性を死亡させる可能性があることを知っていたか否かに関係なく同じ罰則が適用される（第305条）。」

- 20.29 同情報筋は、さらに以下のように指摘している。

「厳格な法律の規定があるにもかかわらず、所得の高い家庭に住み、中絶を望むスリランカの女性はほとんど、あるいは全く困難に直面することなくそれを行うことができる。しばしば彼女たちは自殺願望を伴う重度のうつ状態に陥り、精神科医のもとを訪れている。精神科医は彼女たちの命を救うために中絶を行うことを助言することがある。この結果、民間または公営の病院にて資格を持つ医師によって妊娠中絶が行われるのである。一方、中間所得層および低所得層の女性はしばしば、原始的かつ不衛生な環境で手術を行う『秘密の中絶医』のもとを訪れており、その結果、妊婦が死亡したり、慢性的な疾患を罹患するケースが見られる。スリランカでは、妊婦の命を救うという具体的な動機なしに意図的に行われた中絶は不法行為とされるが、この行為に対して刑事告訴が行われることは稀であり、裁判の結果、被告が有罪になることはさらに稀である。中絶が行われるケースは、一般的に認知される件数よりもかなり多いと考えられる。農村部での調査によると、人口1,000人に対して54件の中絶が毎年行われているという。」（UNPD ESA、中絶に関する政策）

中絶の問題に関する詳しい説明については、以下のリンクをクリックすること。

アジア・セーフ・アポーション・パートナーシップ（ASAP）：スリランカにおける女性の権利としての安全な中絶に関して法律の専門家が持つ知識、考え方、および理解

FPA：経済的な視点から考えるスリランカにおける危険な中絶行為

シングル・マザーと寡婦

20.30 英国高等弁務団（British High Commission）からの2009年3月23日付の書簡には、以下のように指摘されている。

「異なる宗教（民族）間の結婚をした者、シングル・マザー、および非嫡出子に対する扱いは、国内の地域、および各個人の家族적および宗教的背景によって大きく異なる。

「メージャ・セネヴィラトネ（Major Senevirathne）は、シングル・マザーのために設立された救世軍である安息の地と太陽の光の家（The Haven & Sunshine Home）を運営している。彼女は、スリランカで同様の支援を提供している他の組織として、コロンボ市郊外のモラトゥワ（Moratuwa）とワッタラ（Wattala）を拠点とし、カトリック教会と関係があるマザー・テレサの家（Mother Teresa's Homes）があると説明した。」

「彼女は私に、彼女のもとに照会される未婚の女性の数は増えており、そうした需要に応えるため、目下のところ施設のベッドを10床から14床に増やしていると説明した。そうした女性たちが彼女のもとを訪れるのは、家に戻って家族と顔を合わせることができないからなのだという。」

「彼女は私に、そうした女性たちには大きく分けて2つのタイプがあると話した。中東で出稼ぎをしたときに雇用主に暴行されたという女性たちと、コロンボ市の工場地帯で働いている間に既婚男性と関係を持ったという女性たちであると説明した…。メージャ・セネヴィラトネ（Major Senevirathne）は私に、彼女たちが出産したら通常、彼女たちが今後どうしたいか決めてもらうために1～2週間の時間を与えるのだと説明した。子どもを自分で育てる決断を下した場合、救世軍としては最初に母親の家族に連絡を取るのだという。子どもを養子に出すという決断を下せば、救世軍は育児審査局（Childcare Probation Department）に連絡して養子に出す準備をし、裁判への出廷を含め、法的な手配をすべて整えるのだという。彼女の経験では、わが子を養子に出す母親は10人中2人に留まっているという。」

20.31 BHCによる同書簡には、さらに以下のように述べられている。

「スリランカで中絶を希望する人々を対象とした学術調査がこれまでに複数回行われており…婚外妊娠は比較的稀であることが判明している。

「農村部のタミル人のコミュニティは極めて保守的であり、これらのコミュニティでは婚外での出産が認知されることは極めて珍しい。未婚の母は人種、宗教、居住している地域に関係なくしばしば社会的な汚名を着せられるが、その程度は家族環境や地元コミュニティの環境によって大きく異なる。メージャ・セネヴィラトネ（Major Senevirathne）は自分の意見として、未婚の母の受け止められ方は宗教的または人種的な背景に応じて異なることはない」と述べている。彼女はさらに、支援を求めに彼女の組織もとを訪れる女性の多くはタミル人であるとも語っている。」

20.32 2010年9月9日付のイリン（Irin）には、以下のように伝えられている。

「スリランカ政府軍とタミル・イーラム解放のトラの間で繰り広げられた戦闘が終結してから15ヶ月経った今、国内北部の女性は一家の大黒柱という稼ぎ手としての新たな困難に満ちた役割を担っている。彼女たちは日雇い労働者として働き、家族を養っているのである。

「ジャフナ（Jaffna）を拠点とする非営利団体である女性・開発センターが実施した調査では、ジャフナ（Jaffna）地区の2万世帯以上を含む国内北部の約4万の世帯では女性が世帯主となっている事実が明らかとなった。

「男性を世帯主とする世帯の減少を引き起こした要因は3つ存在する。すなわち男性が内戦で命を落とし、行方不明となり、あるいは軍に捕われたことがこうした現象を引き起こしたのであると、この組織の責任者であるサロジャ・シヴァチャンドラン（Saroja Sivachandran）は語っている。」

「多くの人々が国内避難民となっており最新の統計データを入手することは困難であるが、シヴァチャンドラン（Sivachandran）と政府の職員によれば、国内の北部と東部の地域には8万9,000人ももの寡婦が居住しているという。

「『こうした現象は彼女たちの生活方法を大きく変えてしまった。〔世帯主となった女性の〕半数以上は30歳以上のひとり親であり、彼女たちは自身の家族と近親者を養っているのである』と、戦争の影響を受けた女性協会（AWAW）の局長を務めるヴィサカ・ダルマダサ（Visaka Dharmadasa）は語っている。」

20.33 マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（MRGI）が2011年1月19日に発行した報告書「戦争も平和もない、スリランカにおける少数派の権利と正義の否定

(No war, no peace: the denial of minority rights and justice in Sri Lanka)」には、以下のように記述されている。

「多くの男性が戦闘で死亡し、軍に捕われているため、数多くの世帯 - 全体の3分の2の世帯と見積る者もいるが - では、女性が世帯主となっている。国内の北部と東部の全域ではこうした問題が生じているが、特に深刻なのがヴァンニ (Vanni) である。最近実施された調査によれば、国内の北部と南部の全域では8万9,000人を超える戦争寡婦が存在し、ジャフナ (Jaffna) だけで女性が世帯主となっている世帯が約2万軒に上っているという。こうした世帯を取り巻く環境は極めて厳しい。これらの女性の多くには雇用を得る機会も、生活や収入の支援を受ける機会もほとんど存在しないか、全く存在しないのである。」

20.34 MRGIの同報告書には、さらに以下のように記されている。

「婚姻証明書や死亡証明書などの文書が存在しないことが、特に女性に影響を及ぼしている。」

「スリランカ北部と東部の一部の地域では、死亡証明書が存在しないことが大きな問題を引き起こしている。女性が世帯主となっている多くの世帯は、補償や手当を請求するために、あるいは子どもを学校に入学させる際や再婚する際に、夫が死亡したことを証明する死亡証明書の存在が不可欠となっている。政府は死亡証明書を発行する手続きを開始したが、この報告書を作成するためにインタビューに応じた複数の活動家は、内戦の最終段階で死亡した人々の数について当局が異議を唱えているため、発行される死亡証明書の数が限られてしまうのではないかと心配している。」

20.35 2011年2月4日付の「国連・女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ編 (UN Concluding observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women, Sri Lanka)」には、以下のように記述されている。

「委員会は、締約国による国土開発計画の策定への協力に感謝している。しかし、委員会は、都市部と農村部に住む女性の格差に関するデータが存在しないことに懸念を表明し、内戦と2004年に襲った津波により、多くは高齢で、読み書きができず、経済的に貧しい寡婦の数が増えたことについても憂慮の念を繰り返し表明している。委員会は、「世帯主」のみが土地の所有を裏付ける証明書などの公的な文書に署名し、政府から土地の割り当てを受けることができるなど、差別的な慣習によって女性は土地を手にすることができないと指摘している。」

異なる宗教（民族）間の結婚

20.36 2009年3月23日のBHCからの書簡には、「シンハラ人とタミル人の間の婚姻は従来ほ

ど稀なものではなく、もはやコミュニティにより強く非難される行為ではない。事実、コロombo市では、異なる民族間の結婚が行われるのは一般的なことになっている。しかし、家族によっては厳格な価値観を持っており、家族を動揺させることを恐れ、自分たちの関係を秘密にしておこうとしている異なる民族の男女を私は知っている」と報告されている。

女性に対する暴力

法律的な権利

20.37 スリランカ法務省のウェブサイト（2011年6月1日にアクセス）には、以下のように記載されている。

「女性に対する暴力、特に家庭環境における暴力は深刻な社会問題となっている。… [家庭内暴力防止] 法は、裁判所による保護命令について規定している。この法律は新たな犯罪行為を定義することではなく、家庭環境において行為者が被害者に危害を加えることを防ぐための治安判事裁判所による保護命令の発行について規定することを目的としている。この法律は、刑法第XVI節の中で認識される犯罪行為を形成する身体的な暴力、強要と脅迫、および深刻な外傷的、感情的苦痛を引き起こす効果を持つ感情的な虐待行為に対する保護命令の発行について規定している。保護命令は、特定の程度の関係性を持つ人々に対して発行することができる。保護命令を発行することで、行為者が家庭内暴力を行うこと、および被害者の住居に侵入することを禁止することができ、またその他の禁止事項を課すこともできる。禁止事項を課す際に、裁判所は被害者と子どもの生活上の必要性、ならびに行為者にもたらされる辛苦を考慮しなければならない。法律は、民事上の救済措置について規定している。禁止命令の発行は、通常の刑法上の権限に影響をもたらさない。したがって、犯罪行為が行われれば、捜査、起訴、および処罰という通常の刑事司法上の手続きが行われる。」

20.38 性と生殖に関する権利センター（Centre for Reproductive Rights）による「世界の女性：南アジア編（Women of the World: South Asia）」（2011年6月1日にアクセス）には、以下のように指摘されている。

「刑法に基づき、殺人、中絶、傷害、監禁、暴行、性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）、レイプまたは重度の性的虐待、および脅迫行為に関連する規定を行使して家庭内暴力を行った者が起訴される場合がある…。刑法では性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）を犯罪行為として規定し、他者に『性的嫌がらせ』をもたらす犯罪的な威力、言葉、または行為を用いた暴力であると定義している。こうした犯罪は懲役刑と罰金刑の適用対象となり、被告人はさらに被害者への補償の支払いが求められる場合がある。立証責任は検察側にあり、検察は合理的な疑いなく立証に当たらなければならない。」

女性器切除（FGM）

20.39 SIGIによる「スリランカにおける男女平等と社会的諸制度」（日付なし、2011年5月26日にウェブサイトアクセス）には、「スリランカでは、女性器切除（FGM）の慣習が一部のイスラム教徒の間で行われていることが知られているものの、この慣習は広く行われているわけではない。現在のところ、FGMを規制する法律は存在していない」と記述されている。性と生殖に関する権利センター（Centre for Reproductive Rights）による「世界の女性：南アジア編（Women of the World: South Asia）」と題する報告書のスリランカに関する章には、「出生した女兒の陰核切除は、スリランカのイスラム教徒のコミュニティの中ではかなり広く行われている。この慣習は法律によって禁止も規制もされていない」と記述されている。「2011年の世界の子どもたちを取り巻く環境」には、スリランカで行われているFGM／陰核切除の事例に関するデータを挙げていない。

レイプ／家庭内暴力

20.40 USSDによる2010年の報告書には、以下のように記述されている。

「法律はレイプや家庭内暴力を禁止しているが、効果的に適用されていない。性的虐待、レイプ、および配偶者による暴行は社会的に広く見られる問題となっている。法律は性的な虐待行為と搾取について具体的に言及し、レイプの事案に関する公正な立証責任と厳格な罰則を規定している。夫婦間のレイプは、法的に別居している夫婦間においてのみ違法行為として認められる。理論的に、法律は性的暴行の問題のいくつかに対応することができるが、多くの女性団体は、こうした犯罪を撲滅するために警察機関と司法機関がより高い意識を持つことが不可欠であると考えている。」

「性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）は、最高で懲役5年の刑が適用される犯罪行為である。複数のオブザーバーは、性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）が広く起きているが、法律が効果的に適用されていないと認識している。家庭内暴力も性的嫌がらせ（セクシャル・ハラスメント）と同様に公然と議論されている問題ではないが、広く起きていると考えられている。」

20.41 国連・女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ編には、以下のように記述されている。

「委員会は、家庭内暴力防止法が採択されたにもかかわらず、この法律に基づいた訴訟の手続きに著しい遅延が生じていることに憂慮の念を示している。建設的な対話という観点から、多くの事件は警察の仲裁を通して処理され、また女性の安全の保護や女性に対する暴力の撲滅よりも家族関係が優先されるようである。委員会はさらに、

夫婦の別居が裁判所により認められていない限り、夫婦間レイプの発生が認識されない事実にも憂慮の念を示している。委員会はまた、家庭内暴力に関する具体的なデータと情報が存在しないことにも懸念を示している。委員会は、同性の性的関係を犯罪化することで、女性が法律の保護下から完全に除外されていることにも懸念を示している。また委員会は、法律の執行官が彼女たちを独断で拘束することが許されているとの情報にも懸念を示している。」

- 20.42 国際連合（UN）が発行した2010年12月9日付の「経済的、社会的、および文化的な権利に関する委員会による最終見解（Concluding observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights）」には、

「…締約国では女性と子どもに対する家庭内暴力が高い率で発生しているにもかかわらず、2005年の法律第3号である家庭内暴力防止法の規定を特に警察が十分に把握しておらず、保護命令が発行されることは稀で、行為者が起訴されることが稀であることに深く憂慮する。委員会はまた、家庭内暴力の被害を受けた女性と子どもを一時的に保護するシェルターが存在せず、こうした事件について裁判所が判断を下すまでに長い時間が費やされると指摘している。」

- 20.43 コロンボ市にある英国高等弁務団（British High Commission）からの2010年1月12日付の書簡には、以下の記述がある。

「政府系および非政府系の情報筋は、ジャフナ（Jaffna）において家庭内暴力が問題になっているとの認識で一致している。政府機関は、失業、貧困、およびアルコールといった問題でIDPのコミュニティでは特にそうした事件が多発していると伝えている。すべての情報筋は、『トディ・タッピング』（ヤシの木からとれるアルコール発酵飲料）は特に男性にとっては安価で、あるいは無料で手に入るアルコール酒であることから、この酒が家庭内暴力を引き起こす大きな原因となっていると指摘している。ジャフナ（Jaffna）には地元のNGOが運営し、女性を約15人収容することができる保護施設が1つ存在する。しかし、多くの情報筋は、コミュニティの文化風土がそうした活動に対して協力的ではないと指摘している。女性と子どもは黙って耐え忍び、そうした問題は家族間で解決するように教育されているのである。警察や裁判所が行為者に対して手立てを講じることがあるが、多くの場合、行為者が処罰されることはない。警察は、ジャフナ（Jaffna）を拠点とする女性・子ども事務局を開設している。」

- 20.44 SIGIによる「スリランカにおける男女平等と社会的諸制度」（日付なし、2011年5月26日にウェブサイトアクセス）には、「スリランカには女性の身体的完全性を保護するために極めて強固な法律が存在している」と指摘されている。しかし同文書にはさらに、「配偶者によるレイプを含む家庭内暴力は懸念すべき問題となっている。こうした行為が行われても通報されることは稀であり、法的な保護措置も不十分である。」

- 20.45 スリランカ国勢調査統計局は（2010年度統計摘要の第XIII章「社会的条件」、重罪に部類される犯罪の種類、2005年～2009年（日付なし、2011年6月1日にウェブサイトアクセス））、2009年におけるレイプ／近親姦の発生件数は合計で1,624件であると記録している。2006年、2007年、および2008年のデータはそれぞれ、1,463件、1,397件、および1,582件であった。

レズビアン、ゲイン、バイセクシャル、およびトランスジェンダーの人々も参照すること。

再定住地域やキャンプで発生する暴力行為（2009年5月から2011年5月まで）

- 20.46 国際クライシス・グループ（ICG）による「スリランカ：苦難を伴う平和」と題する2010年1月11日付の報告書には、以下のように記述されている。

「キャンプと再定住地域において、女性は特別な苦難を味わっている。2009年9月下旬、多数の妊婦が突然、キャンプから退去を迫られ、支援を受けることなく自力で家に戻るよう指示を受けた。スリランカの治安部隊が存在を把握し、関与する売春組織のネットワークがキャンプに存在しているとの信憑性が高い報告が数多く存在する。経済的な拠り所を他に持たない数多くの女性が金銭や生活物資を得るために売春に従事している。再定住している女性が世帯主である数多くの世帯は、多数の警察官と軍人が警備を行う孤立した地域に帰郷しており、このことはさらなる懸念を提起している。」

- 20.47 2010年1月付のICGによる報告書には、さらに以下のように記述されている。

「信頼できる数多くの情報筋から、キャンプに収容されている数多くの女性がレイプや性的暴行の被害を受けているとの報告が日常的にあった。いくつかの情報筋によれば、警察と軍の保護によってキャンプから退去させられた後、暴行されたという。他の情報筋によれば、かつてLTTEに所属していた女性の戦闘員は、拘留施設に拘留されている間にレイプされたという。恐れの高まりは高く、キャンプへのアクセスを認める独立した監視要員が存在しないため、こうした訴えの真実性を確認することも反証することも不可能な状態にある。」

- 20.48 2011年1月付のMRGIの報告書には、以下のように記述されている。

「再定住が行われた地域で伝えられた性的虐待行為と嫌がらせ行為の報告をめぐりインタビューに応じた女性活動家は、深刻な懸念を表明している。レイプが起きたとする報告が複数存在しているのである。」

「この報告をめぐりインタビューに応じた活動家と女性は、女性が性的行為を強要さ

れるケースや、場合によっては軍人による厚遇の見返りに、あるいは確実に身を守ってもらえるようにそうした行為を自発的に行うケースについて言及している。特にヴァンニ（Vanni）では大規模な軍が駐留しているため、女性が一人で居住する家屋に隣接して見張りの兵士が立つことがある。兵士はそうした家屋に自由に出入りすることができる状況にある。

軍人が夜遅くに女性に電話をかけてキャンプに来るように命じたり、電話を介して嫌がらせをするなどの行為も横行している。

「検問所でも嫌がらせを受けることがあるという苦情も女性から寄せられている。彼女たちは男性を伴うことなく一人で旅することを恐れている。」

20.49 2010年度外務英連邦省による報告書（The 2010 Foreign & Commonwealth Office Report）」には、「スリランカ北部で最近、再定住が行われた地域では性的暴行とレイプが起きたとする報告が複数寄せられており、そうした報告は女性が世帯主となっている世帯からのものが多くなっている。2010年後半に、北部の民間人の女性をレイプした罪で起訴された複数のスリランカ陸軍兵士に対する刑事裁判が始まった」と伝えられている。

20.50 USSDによる2010年の報告書には、以下のようにも指摘されている。

「治安部隊が多く配置されている地域で治安部隊のメンバーが性的暴行を行ったとする報告が複数寄せられたが、軍当局者はそうした事件の報告に対して敏感に反応し、犯人を起訴する意思を見せたとも伝えられている。政府は犯人に対する裁判や処罰に関して詳細な情報を開示していないが、複数のオブザーバーは、より多くの治安部隊が配置されている北部と東部では被害者がそうした事件の発生を通報することに前向きではないと指摘している。こうした事件の発生を通報する被害者の数が極めて少ないため、発生件数に関する統計データも存在していない。」

「北部の人権団体は、内戦で死亡した男性の妻は、経済的な環境を理由に売春に従事してしまうケースが多いと主張している。」

20.51 2011年2月4日付の国連・女性に対する差別の撤廃に関する委員会の最終見解：スリランカ編（UN Concluding observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women, Sri Lanka）には、以下のように記述されている。

「委員会は内戦の最終的な段階と内戦が終結した後の段階で女性が暴力や差別の対象とはなっていないとする締約国の説明を指摘する一方で、タミル人の少数派、国内避難民となった女性、および女性の元戦闘員をはじめとする両サイドの女性の人権が著しく侵害されているとの報告に深い憂慮の念を示している。委員会は特に、軍、警察、

および過激派による性的暴力の被害を受けているとの報告に懸念を示している。さらに委員会は、インフラが不適切であること、およびシェルター、医療施設、水道、衛生施設などの基本的なサービスが限定的にしか供給されていないところにも深い懸念を示している。」

治安部隊と準軍事的組織、および人道上の問題と国内避難民（IDP）も参照すること。

医療と福祉

20.52 「2011年の世界の子どもたちを取り巻く環境」には、スリランカでは「2005年から2009年までにおける妊婦管理の普及率（%）…」はそれぞれ99%（「少なくとも1回」、および93%（「少なくとも現在」））である一方、「出産時の専門家の立会い」の比率は99%であると報告され、「同時期における妊婦死亡率、すなわち妊婦1万人中、妊娠に関連した原因で命を落とす妊婦の数…」は39人であると報告されている。

女性が受けることのできる支援

20.53 USSDによる2010年の報告書には、「クライシス・センター、法的支援、カウンセリングなど、レイプや家庭内暴力の被害者を支援するためのサービスは、資金不足により一般的に不十分な状態にある」と指摘されている。同報告書にはさらに、「女性はHIVを含む性感染症の診断と治療を平等に受けているようであると」と指摘されている。

20.54 2010年10月20日、アジア人権委員会（Asian Human Rights Commission）は家庭内暴力の防止の実行に関する記事の中で、「警察は家庭内暴力を深刻な問題であると受け止めておらず、特に人手不足の警察署では家庭内暴力の事件を無視し、あるいは優先的に対処していない…。警察官は被害者に対するPO〔保護命令〕を出す権限を持っているが、この権限が行使されることは稀である」と述べている。

20.55 同情報筋は、さらに以下のように述べている。

「この法律の効果を妨げているもう一つの大きな障害として、被害者が十分に保護されていない事実を挙げることができる。多くの女性にとって、唯一の経済的な支えはパートナーの存在である。彼女たちは自分や子どものために住居を提供し、彼らの生活を維持するための術を持っていない。すなわち、暴力を振るう夫から逃れるのであれば、ホームレスの生活しか選択肢が残されていないのである。」

「法律の執行機関や法律体系そのものからシェルターや住居が供給されることはない。法律は、被害者の求めに応じて、裁判所が被害者をシェルターに收容するか、被害者に一時的な宿泊設備を提供するように命令を出すことを認めている。しかし、虐待を

受けた女性と子どもたちのためにシェルターを運営しているのは、ウェルカム・ハウス（Welcome House）、キャンディの女性・開発センター、ウィミン・イン・ニード（Women In Need）、および救世軍という民間の団体のみである。」

「治安判事は虐待を受けた女性とその子どもを、常に説明責任を負うとは限らない民間のシェルターに照会することに前向きではない。司法機関は、そうした女性たちを国営のシェルターに照会するという方法を選択する傾向にある。また、適切な住居を得ることに関する女性の権利を行使する際は、シェルターという選択肢のみを重要視するのではなく、暴力を振るうパートナーから遠ざかることも十分に考慮するべきである。」

「しかし、それでも女性にとってシェルターで生活することが可能であっても、嫌がらせに対する恐れ、社会的な地位の喪失、社会的な汚名、あるいは子どもの将来に対する心配があつて、そこでの生活は極めて辛い選択肢であることに間違いはない。」

20.56 南アジア女性ネットワーク（SAWNET）というオンライン・フォーラムのウェブサイト（2011年6月1日にアクセス）には、女性が直面する問題に対応するためスリランカで活動する複数の団体が一覧で記載されている。

20.57 2009年3月23日付のBHCの書簡には、以下のように指摘されている。

「レイプの被害者に対する政府からの援助は、幾分の改善が見られているものの依然として不十分である。国はこの制度に問題があることを認めており、スリランカ警察による子ども＆女性事務局は全国に36の支局を持ち、女性から寄せられる苦情に対応している。職員は、共感を持ちながら苦情の内容を記録する方法、および被害者を設備の整った医療施設に照会する方法について訓練を受けている。主として家庭内暴力の被害者にパストラルケアを提供するNGOが複数存在しているが、レイプの被害者に長期的な支援を提供するためのシステムは存在していないようである。」

女性に対する暴力も参照すること。

[目次に戻る](#)

21. 児童

本書利用者は、女性に関する前章、特に国家及び社会における女子の境遇・取り扱いに関する部分と併せて本章を読むことをお勧めする。

概要

21.01 スリランカは1991年7月12日、国連子どもの権利条約（UNCRC）を批准した。その後

も、武力紛争への子どもの関与に関するUNCRC選択議定書（2000年9月8日）、児童売買、児童買春および児童ポルノに関するUNCRC選択議定書（2006年9月22日）を批准した。（UNHCR Treaty Body Database、「Ratifications and Reservations」、日付なし、ウェブサイトへのアクセス2010年9月20日）

- 21.02 2011年2月、UNICEFが発行した2011年度世界子ども白書（The State of the World's Children 2011）「青少年期（10代）- 可能性に満ちた世代（Adolescence - An Age of Opportunity）」は、2009年の18歳未満の総人口は585万、5歳未満は178.4万人と報告している。
- 21.03 スリランカの子どものに関する主要な人口統計データは、UNICEFのウェブサイト、スリランカから入手できる（日付なし、ウェブサイトへのアクセス2011年6月1日）。2009年の18歳未満の総人口は約580万人である。加えて、栄養、健康、HIV/AIDS、教育、人口指標、経済指標、女性、児童保護、5歳未満の死亡率、子どもの死亡率減少における進展度を網羅した基本的な統計情報は、2011年2月発行のUNICEF報告書「2011年度世界子ども白書」の付録で閲覧できる。

法的権利

法律に関する基本的な情報

- 21.04 刑事責任を問われるのは8歳からであるが、「…裁判所は子どもの成熟度を主観的に評価することによって、自由裁量で12歳まで引き上げる」（国連の「Universal Periodic Review of Sri Lanka」に対するUNICEFのコメント、日付なし、ウェブサイトへのアクセス2010年9月20日）。選挙権取得年齢は18歳である（2011年5月17日更新のCIA World Factbookのスリランカの項目より）。国軍に自発的に入隊できる最低年齢は18歳である。
- 21.05 法的に性交できる承諾年齢は16歳である（AVERT、Worldwide Age of Consent、日付なし、ウェブサイトへのアクセス2011年6月1日）。最低結婚年齢は18歳である。ただし、「親が未成年者の結婚を承諾することを許可する」規定が結婚に関する法律にあり、「親が不当に承諾を保留する場合、裁判所は結婚を許可することがある。しかしながら、裁判所の考えでは、親による承諾の拒否は、その拒否に理由がなく未成年者の利益に反すると裁判所が判断した場合にのみ却下される」とある（Helplinlaw.com、日付なし、ウェブサイトへのアクセス2010年9月20日）。ただし、イスラム教徒の間では、「女子の場合は、思春期の始まりとともに結婚年齢に達してから、男性の場合は、金銭的に家族を養うことができるようになった時から、継続的に日常的な宗教的慣習に従う」（2010年11月17日発行のスリランカの信教の自由に関する2010年度米国国務省報告書より）。

- 21.06 武力紛争への子どもの関与に関するUNCRC選択議定書第8条に基づき締約国から提出された報告書の国連審査、スリランカに関する総括所見（2010年10月1日付）は、以下のように指摘している。

「安全保障に関わる違法行為の容疑をかけられた子どもは、2005年有事（雑則および権限）規制第1号、およびテロ防止法に基づき拘束され、今後も拘束される恐れがあるという強い懸念を、委員会は表明している。これらの子どもは最長1年間、非公開の拘置所に拘束され、弁護士、家族、裁判官、その子どもたちの拘束の正当性に異議を唱える他の所轄官庁との接触を拒否される恐れがあると、委員会は深刻に懸念している。」

「委員会は、更正・社会復帰の過程で司法介入を取り入れた、子ども自首投降者・逮捕者に対する子どもにやさしい更正・復帰手続きに関わる2008年有事規制1580/5の導入について注目している。ただし、委員会は、この過程が国際少年司法基準に準拠していない点を懸念している。特に、弁護士の支援を受けて、保護宿泊センターへの手配の合法性に異議を唱えることができるという子どもの権利について顕著な懸念があるため、国連機関からの支援を受けるに至っていない。」

「委員会は、当該締約国が委員会に対し与えた、武力紛争に以前に関わった子どもは安全保障やテロに関連した容疑で拘束された者も含め、起訴されないという確約を建設的であると指摘している。武装集団に以前に関わっていた子どもの刑事責任について明確に示す公式文書がないため、子どもに対する起訴については、2006年9月の有事規制1462/8、大人と子どもに等しく適用されるその他の安全保障および反テロ法の適用が想定されるという懸念を表明している。」

有事規制およびテロ防止法も参照すること。

- 21.07 2010年12月に発行された米国労働省の2009年度「最悪の形態とされる児童労働に関する調査報告（Findings on the Worst Forms of Child Labor）」には、以下の記載がある。

「1956年女性・年少者・児童の雇用法（Employment of Women, Young Persons, and Children Act of 1956）の1999年改正法では、雇用の最低年齢を14歳と規定している。第2改正法（2006年）では、危険な作業に対する雇用の最低年齢を18歳と規定している。」

「刑法の2006年改正法第16号は、強制労働、債務奴隷、およびあらゆる形態の奴隷制を禁じている。加えて、刑法は児童売買を禁じている。刑法の1995年改正法第22号および1998年改正法第29号は、特に児童ポルノ、児童買春および児童売買に関連した、18歳未満の子どもに対する性的侵害を禁じている。」

「刑法の2006年改正法はまた、18歳未満の子どもを兵士として武力紛争に動員することを禁じている。」

子どもに対する暴力

保護制度の問題に関する情報については、「児童養育および保護」も参照すること。

- 21.08 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権問題に関する国別報告書：スリランカ」（USSD 2010）には、以下の指摘がある。

「法律の下では、児童虐待の定義には、子どもへの性的暴力、子どもの売買、子どもへの残虐などのすべての行為が含まれる。法律では、搾取的な労働や非合法活動への子どもの利用も、また義務教育規則に反する方法での子どもの利用も禁じている。法律はまた、児童虐待の定義に児童の戦争への参加を含めている。

「複数のNGOは、子どもへの搾取の問題は不十分な法律制定よりもむしろ、執行されないことに原因があると結論付けている。BPCW（児童・女性保護事務局 = Bureau for the Protection of Children and Women）は、子どもと女性に対する犯罪についての調査を実施する一方、教育、医療、警察および法律専門家の代表者が加わったNCPA（国立児童保護局 = National Child Protection Authority）は直接、大統領に報告を行っている。2009年には、子どもに対する重大な暴力犯罪の訴え1,974件、微罪の訴え986件がBPCWに寄せられた。

「子どもへの性的搾取の罪を犯した者を裁判にかけるために、政府はさらに国際的に協力すると主張した。政府は特定の種類の侵害に関して記録を残していないが、法律は特に児童ポルノ、児童買春および児童売買に関して、18歳未満の者と定義される子どもに対する性的侵害を禁じている。ポルノや買春に関連した侵害に対する刑罰は、2年から5年の懲役刑である。子どもへの性的暴力に対する刑罰は、5年から20年の懲役刑と未確定の罰金刑である。2009年末には、政府は1,575件の訴えを受理し、そのうち497件は誘拐、子どもへの残虐行為、レイプ、法定強姦を含め、子どもへの性的暴行と搾取の罪で起訴され、299件は不起訴となり、303件はさらなる調査のため警察に付託された。その他は、2009年末時点で係争中であり、年末においてはそれ以上詳しい情報は明らかになっていない。」

- 21.09 USSD 2010報告書はさらに以下のように続く。

「子どもに対する商業目的の性的搾取は、沿岸のリゾート地域では依然として問題である。複数の民間団体の推計によると、約6,000人の子どもがスリランカの性産業で搾取され、現地住民がその多くの搾取に関与している。一方、外国人旅行者のほうが性

産業で何千人という子ども、特に少年を搾取している場合が多いと考えている団体もあり、それらの子どもの多くは人身売買業者によって売春を強いられると報告されている。こうした報告を明確に証明する確たるデータはほとんどなく、この問題は約10年前と比べそれほど深刻でないと述べる専門家もいる。保護観察・児童養育サービス局（Department of Probation and Child Care Services）は、虐待や性的搾取の児童被害者を保護し、現地NGOとともに保護施設を提供している。」

- 21.10 2010年12月9日に発行された国連の「経済的、社会的、および文化的な権利に関する委員会の総括所見（Concluding observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights）」には、以下の指摘がある。

「委員会が以前に推奨したように、当該締約国が児童労働関連法を執行して有効な対策を講じていないこと…およぼ100万人の子どもが相変わらず経済的に農業や家事労働で搾取されており、家事労働の場合は、子どもは様々な形の暴力の対象となることが多いことを、委員会は深く懸念している。」

「委員会は、数千もの子どもが児童買春旅行の場合を含め、性的に虐待、搾取された状態にあることを深く懸念している。委員会は深刻な懸念を示しながら、児童売買業者を含む児童の性的搾取と虐待の加害者が起訴されることはあまりない一方、子どもの被害者は相変わらず法律の保護から除外され、売春を行ったとして再拘留される恐れがあると指摘する。」

- 21.11 2010年12月に発行された2009年度「最悪の形態とされる児童労働に関する調査報告（Findings on the Worst Forms of Child Labor）」には、以下の指摘がある。

「スリランカでは、農業の場合も含め最悪の労働形態で搾取される子どもがいる。」

「子どもは家事労働のために雇われる場合もあり、この労働分野はあまり規制されていないため、子どもは長時間働かされ、身体的性的虐待を受けやすい。

「また、スリランカの子どもはタイル産業や漁業、建築現場、鉱山で危険な仕事に従事しているという報告もある。タイル製造では、子どもは長時間働き、重い荷物を運び、呼吸困難、疲労、身体痛に苦しむ。漁業では、子どもは夜間に長時間働くことが多い。」

「児童買春は、特に沿岸地域で問題となっていると報告されている。買春で搾取されている子どもの中には、少年もいる。」

- 21.12 「条約第44条に基づき締約国から提出された報告書の国連審査、スリランカに関する総括所見」（2010年10月1日付）には、以下の記載がある。

「顕著なところでは、住民、病院、学校、人道的活動への爆撃や空爆疑惑、意図的な食糧、医療、人道支援の剥奪の結果、この5カ月間の紛争の中で起こった数百人の子どもの死を調査するために当該締約国が行ってきた取組みが不十分であるという深刻な懸念を、委員会は表明している。委員会はまた、高水準の栄養失調と貧困は、特に紛争の影響を受けて恵まれない状況にある地域では、当該締約国の多くの子どもの生存と発達の権利を危うくしていると懸念している。」

21.13 同文書には、さらに次の記載がある。「委員会は、2005年に家庭内暴力防止法第34号が導入されたことを歓迎する一方、当該締約国において、家庭内やコミュニティ内での子どもへの性的虐待を含め、まん延し増え続ける児童虐待と育児放棄について深刻な懸念を抱いている。」

21.14 米国国務省が2010年6月14日に発行した「人身売買に関する報告書（Trafficking in Persons Report）」には、以下の指摘がある。

「国立児童保護局（NCPA）の推計によると、スリランカ内には約1,000人の子どもが商業目的の性的搾取を受けているが、複数のNGOは、実際数は10,000から15,000人になると考えている。乾燥地帯の農業地域やプランテーションでは奴隷労働に従事する子どももいて、その子どもたちは親が受けている貸付金を返済する手助けをするために農場や家で強制的に働かされている。12歳未満の子どもは、花火製造業や干し魚製造業で働かせるために、通常は親戚によって誘拐される場合があると、複数の報告書が伝えている…

「政府は継続的に6カ所の資料センターの運営を通じて、人身売買の被害者を含め、子どもに限定的ながらカウンセリングとデイケアを提供している…」

「スリランカ政府は前年、人身売買を防止する取組みにおいて進展を見せた。国立児童保護局は、人身売買の危険性について国民を教育する啓蒙運動を行っている。」

21.15 スリランカのセンサス統計局（2010年度統計概要の第XIII章「2005-2009年における犯罪の種類別社会的条件、重大犯罪（Social Conditions, Grave crimes by type of crime, 2005 - 2009）」（日付なし、ウェブサイトへのアクセス2011年6月1日））には、2009年の子どもへの残虐行為および性的搾取は合計346件に上ったことが記録されている。2006年、2007年、2008年の数字はそれぞれ362件、366件、340件に上った。

北部における保護・養育者のいない子どもおよび孤児

21.16 国連事務総長の報告書「児童および武力紛争（Children and armed conflict）」（2010年4月13日付）には、以下の記録がある。

「[2009年] 9月末時点で、親から引き離された児童、保護・養育者のいない児童および孤児は、国の北部に1,221人いることが確認されている。そのうち、517人は再び家族または親戚と一緒に暮らすようになり、704人は養護施設に入所している。さらにいうと、自分の子どもが行方不明であり、家族は継続的に、2009年にワウニア（Vavuniya）に設置された家族追跡および再結合課（Family Tracing and Reunification Unit）に自分の子どもの行方を追跡するよう要請していることを、162人の親は保護観察官に報告した。」

- 21.17 「条約第44条に基づき締約国から提出された報告書の国連審査、スリランカに関する総括所見」（2010年10月1日付）には、以下の記載がある。

「ワウニア（Vavuniya）とジャフナ（Jaffna）県にあり、現在、通過地域と帰還地域に暮らす子どもたちのマニック・ファーム（Menik Farm）でもある国内避難民キャンプに数カ月間留め置かれている子ども、とりわけ保護・養育者のいない子どもや障害を持つ子どもの生活環境の劣悪さに関して、委員会は深い懸念を表明している。繰り返された強制退去、家族との別離、および必要不可欠な基本的なサービスを否定された体験を通じて、心に深い傷を負った国内避難民の子どもたちが、当該締約国からの不十分な支援、および2010年6月以降、国内外の人道支援団体の活動に対して課せられている制約により援助を受けられないことにも、委員会は深刻な懸念を表明している。」

- 21.18 「武力紛争への子どもの関与に関するUNCRC選択議定書第8条に基づき締約国から提出された報告書の国連審査、スリランカに関する総括所見」（2010年10月1日付）は、以下のよう指摘する。」

「家族の追跡に関して前進が見られたにもかかわらず、行方不明となっている数百人の子どもたちの行方は明らかになっていないこと、および主に協調的な追跡の仕組みがない上、家族の追跡と再結合に関して特定の専門知識を持ち、難民キャンプ、通過地域、帰還地域および再定住地域に入っていく組織を含め、人道支援組織には障害が立ちはだかっているため、多くの子どもたちが身元不明の状態にあることについて、委員会は深刻な懸念を表明している。委員会は、紛争により死亡した子どもに関する正確なデータがないこと、および家族が死亡証明書を取得することが困難であることについても懸念を示している。」

児童養育および保護

以下の「健康と福祉」の項も参照すること。

- 21.19 2008年に実施されている国連の「Universal Periodic Review of Sri Lanka」に対するUNICEFのコメント（この文書自体に発行日付なし、アクセスは2010年9月20日）に

は、以下の報告がなされている。

「児童保護は懸念事項である。法律に触れた子どもは再度、不当に罰せられることが多く、虐待と育児放棄の両方の犠牲となった子ども、および児童犯罪者もこれに含まれる。こうした扱いは虐待という形態を取り、時に児童犯罪者への折檻、意図的な邪魔立て、家族からの隔離、監禁、教育を受けさせないこと、治療の必要性への配慮が欠けていることにまで及ぶ。これまでに実施されてきた研修では、個別サービス提供者の言動と技能に取り組んでいるが、法律に触れたすべての子どもに対して均一な保護環境を提供できるような基準と手続きを構築することに失敗している。法改正は一般に上意下達の形で行われており、子どもとサービス提供者の見方や経験は考慮されてこなかった。法律と政策に対する継続的な検証、研修の制度化、および必要なインフラ支援の提供によって、実践の強化を図っていく必要がある。主要な問題は、裁判所が子どもの成熟度を主観的に評価することによって自由裁量で刑事責任年齢を12歳まで引き上げることができるとはいえ、刑事責任年齢は8歳であるということにある。」

- 21.20 2010年8月16日付の「Daily Mirror」（Sri Lanka）は、保護観察・児童養育サービス局（DPCCS = Probation and Child Care Services Department）は「500件以上の児童虐待は、過去6カ月間に政府および民間によって維持管理されている国内の約420カ所の児童養護施設で報告されている…」と報じている。

- 21.21 2010年12月に発行された2009年度「最悪の形態とされる児童労働に関する調査報告（Findings on the Worst Forms of Child Labor）」には、以下の指摘がある。

「国立児童保護局（NCPA）は子どもを保護するために監視と調整活動の責任を負っている。この組織の権限には、児童虐待と搾取に関する政策の策定、およびそれらに立ち向かう団体間の調整が含まれる。また、この組織は調査研究を監視し、資源動員の調整を図り、法律と捜査の実施を監視する。この組織は児童労働を性的搾取と児童徴兵と並んで虐待の形態の1つと見なしている。

「労使関係・人材省（Ministry of Labor Relations and Manpower）の内局である労働局、およびNCPAは、児童労働関連の法律を執行する責任を負っている。労働局の労働調査部は、児童労働に関する法律を含むすべての労働関連の法律を執行する314名の労働調査官を雇用している。」

「労働局とNCPAは、児童労働に関する法律を執行するためにスリランカ警察の女性・児童局（Women and Children's Bureau）との間で対策の調整を図る。」

「NCPAは児童売買を防止する責任を負う主導機関である。NCPAは、児童発育・女性権利省（Ministry of Child Development and Women's Empowerment）および警察の

女性・児童局の監督下で活動する。」

- 21.22 国立児童保護局（NCPA = National Child Protection Authority）のウェブサイトには、ハイパーリンクをクリックするとアクセスできる。

政府およびNGOによる児童養育

- 21.23 「Universal Periodic Review of Sri Lanka」の国連へのUNICEFのコメント（日付なし、アクセスは2010年9月20日）には、以下の記載がある。

「施設での養育は現在のところ、スリランカにおいて親の養育を奪われた子どもにとって最も一般的な解決策である。2006年末時点で、19,000人以上の子どもが家族から離れて、こうした施設で生活しており、女子の数は男子のそれを8%上回っている（つまり前者は54%）。」

「里親については適格者命令（Fit Person Order）の発行により可能となるが、こうした命令は、親戚に預けることができる子どもの場合にしか活用されない。その上、施設での養育という手段は、親による養育に関係せずに家族問題を解決する上でも頻繁に実践されている。子どもは保護観察・児童養育サービス局（DPCCS、児童に社会福祉サービスを提供する機関）の役人の介入によってか、親自身によって施設に送られる。」

- 21.24 子どものためにスリランカで活動するNGOの総覧は、子どもの人権情報ネットワーク（CRIN = Child Rights Information Network）のウェブサイトから閲覧できる。

- 21.25 「条約第44条に基づき締約国から提出された報告書の国連審査、スリランカに関する総括所見」（2010年10月1日付）には、以下の記載がある。

「当該締約国が子どもの施設からの出所に関する首尾一貫した国家政策を策定しておらず、多くの施設が未登録および（または）不十分な規制と監視の状態に置かれ、しかも以下の影響があるにもかかわらず、引き続き施設への子どもの入所に重点を置いている。」

- (a) 子どもを施設から出所させ、しかも（または）再び家族の元に返すという仕組みは、それらの施設の多くで整っておらず、多数の子どもは家族との関係を維持していないことが多い。
- (b) 法律に抵触した子ども、虐待や育児放棄の児童被害者、障害を持つ子ども、および増え続ける貧困状態で暮らす子どもの大多数は相変わらず施設に長期間入れられる。
- (c) 多くの施設では、衛生設備などの基本的設備、睡眠場所、医療および衣類

を子どもたちに提供することができないといった受け入れがたい状態がまん延している。

- (d) 子どもは施設で心の健康に深刻な影響を受け、児童介護者の多くが研修を受けておらず、十分な報酬を得ていないという事実、および職員の離職率の高さによってその状況は悪化している。
- (e) 施設に入所している子どもは職業訓練、カウンセリングおよび代わりとなるその他の教育を受ける機会を奪われることが多い。
- (f) 施設に入所している子どもの状況は定期的に評価されることはない。」

教育

21.26 USSDによる2010年報告書には、「法律は、5歳から14歳の子どもに学校に通うよう求めている。政府は広範囲に及ぶ公的な教育および医療制度を提供している。教育は大学レベルまで無料である」と記載されている。『再定住地域』に関しては、同報告書は、「学校施設は地雷が除去され再建されていたが、その多くは劣悪な状態にあり、基本的な必需品が不足している。こうした地域の医療には限界があるが、その年を通じて継続的に改善が見られた」と指摘する。

21.27 2011年1月17日、スリランカ政府の公式ウェブサイトには、以下の報告がある。

「スリランカの常駐国連代表代理であるShavendra Silva少将は国連において、スリランカの女子教育の向上に関するスピーチを行い、政府は子どものすべての元戦闘員を更正、社会復帰させるために協調的な行動を取っていると述べた。」

「『それらの子どものうち、351人は女子であった。そうした子どもたちが教科書の代わりに武器を手取るよう強いられていたことを知っているスリランカ政府は、社会復帰に向けてダイナミックな戦略を採用した。』

「同少将は、そのような戦略は女性の権利、生計を立てるための訓練、精神・社会的支援、とりわけ修復的正義の原則に基づいていると述べた。」

「小児期および正規教育を経験する機会を失った者には、『遅れを取り戻す学校』を通じて現在の年齢に関係なく一般教育資格（GCE = General Certificate of Education）試験を完了できる仕組みが整えられている。」

「女性を含む、タミル・イーラム解放の虎（LTTE）の元戦闘員を援助する目的で、『技能習得促進プログラム』の下に職業、技術、言語の研修機会を提供している。

『Nanasala』、つまり『英知の中心』も、若者（多くは女性）にコミュニティーを基盤とした教育を提供するために、紛争の影響を受けた地域で開始されたプログラムである。」

- 21.28 2011年度世界子ども白書（State of the World's Children 2011）では、「2004～2008年の若者（15～24歳）の識字率」（15～24歳の年代の全人口に対して、読み書きのできる者の人数の割合として表される」と定義される）は男性が97%、女性が99%と報告されている。
- 21.29 スリランカのセンサス統計局は、「2010年度統計概要（Statistical Abstract 2010）」の「2002～2009年における学校種別の教育、学校数、生徒数、教師数、および教師1人当たりの生徒数」（日付なし、ウェブサイトへのアクセス2011年6月1日）の中で、2009年には、公立学校は10,205校を数え、私立学校98校とPirivenas〔仏教僧院〕697校の生徒数は全部で4,033,248人であると記録している。公立学校における教師1人当たりの生徒数は18人である。」

健康と福祉

- 21.30 「条約第44条に基づき締約国から提出された報告書の国連審査、スリランカに関する総括所見」（2010年10月1日付）には、以下の記載がある。」

「委員会は、当該締約国が幼児、児童および産婦の死亡率の減少に目覚ましい成果を上げていること、および産婦と子どもの保健医療サービスを誰もが利用できるようにする取り組みを続けていることを指摘する一方、健康に振り分けられるGDP〔国内総生産〕の割合は2007年以降、下がり続けていることに懸念を表明している。」

「委員会はさらに、子どもの健康状態は住む地域によってバラツキがあり、特にプランテーション地域や紛争の影響を受けた地域に暮らす子どもたちは不利な状況にあることを懸念している。」

「委員会は、青少年の健康に関する国家政策の策定、および2005年の若者にやさしい保健医療サービスの構築について指摘する一方、懸念を示しながら、性と生殖に関する健康、容易に解決を見ない若者の自殺、当該締約国の青少年による飲酒、麻薬使用、喫煙といった問題について、青少年の知識は限定的であるという点も指摘する。委員会はまた、特に開発が遅れた地域や紛争の影響を受けた地域において10代での妊娠の割合が高いこと、さらに当該締約国の中絶の割合も高く、このため母体の死亡率もかなり高い点についても深刻な懸念を表明している。」

- 21.31 国連の同じ文書はさらに以下のように続く。

「貧困家庭を支援する多くの社会的保護制度が存在すること、および全体的な貧困の度合いは近年、下がっていることを指摘する一方、委員会はそれにもかかわらず、当該締約国における家族および子どもの大部分は引き続き極貧の生活を送っている。発

展を阻害する農村地域や茶のプランテーションでは特にそうである。また、不利な状況にある家族は、管理調整上の欠陥により貧困救済プログラムから除外されていること、およびそうした家族は既存の支援プログラムやサービスについてあまり知識がないため、貧困救済プログラムはそれを最も必要とする子どもや家族のニーズを満たすことがほとんどないことについても、委員会は懸念を抱いている。」

[目次に戻る](#)

22. 人身売買

22.01 米国国務省が2010年6月14日に発行した「人身売買に関する報告書（Trafficking in Persons Report）」には、以下の指摘がある。

「スリランカは人身売買の主要国の1つであり、それほどひどくはないが、人身売買、特に強制労働や強制管理売春の対象となる男女の行き先でもある。スリランカ人の男性と女性は合意の上に建設労働者、家事使用人、または衣料品工場労働者として働くために、クウェート、ヨルダン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、オマーン、バーレーン、シンガポールに渡る。しかし、こうした労働者の一部はその後、移動制限、パスポートの没収、脅迫、身体的もしくは性的虐待、および不法入国を理由としての拘束と国外退去の脅迫などの手段によって、強制労働をせざるを得ない状況に置かれる…

「国内、特にスリランカ国軍の軍隊が北部に向かう際の主要な中継地点に当たるアヌラダプラ地域では、女性と子どもが売春宿に売られる。男子は女子よりも売春を強いられる可能性が高い。これは一般に国内児童買春旅行先の沿岸地域で行われる。少数ではあるが、タイ、中国、南アジアの国、東ヨーロッパ、旧ソ連からの女性もスリランカで売春を強制される対象となる場合がある…

「スリランカは、人身売買を根絶するための最低条件に完全には準拠していない。しかし、この条件を満たすために同国は大きな努力を払っている。その年に、政府は不正な募集に関わった雇用斡旋業者に対する起訴を容易にする法律を制定した。政府は人身売買の被害者の特定に関してあまり大きな進展はなかったが、被害者の特定に関する研修を行った。子ども兵士の更正とコミュニティと家族への再結合を含むこうした全体的な取組みにもかかわらず、人身売買違反者を有罪として罰を与えるとともに、人身売買被害者を特定して保護するという点で、政府は前進があったとする証拠を示していない。」

22.02 USSDによる同報告書はさらに以下のように続く。

「スリランカ政府は、当該報告期間に人身売買事件への取組みにおいて法を執行すべく努力した。スリランカでは、最長20年の懲役刑を規定する、刑法の2006年4月の改正条項に基づきあらゆる形態の人身売買を禁じている。こうした罰則は十分に厳しく、レイプなど他の重大な犯罪に関して規定された罰則と釣り合いが取れたものとなっている…政府は、人身売買の被害者がその年に必要なサービスを利用できる権利を保証するという点についてわずかな進展しか見られなかった…「政府職員は2009年には、その場その場で対応して約75人の被害者を特定した。」

- 22.03 2010年12月に発行された米国労働省の2009年度「最悪の形態とされる児童労働に関する調査報告（Findings on the Worst Forms of Child Labor）」には、以下の記載がある。

「児童売買もまた、スリランカの問題の1つである。子どもは強制労働や性的搾取の対象として中東やシンガポールに売られる。子どもは国内でも、家事労働、搾取的労働、および商業目的の性的搾取のために売られる。花火製造や干し魚製造工場で働かせるために、12歳未満の子どもたちが誘拐されたという報告が複数ある。売買された子どもは農村地域出身であることや、国内避難民（IDP）キャンプを出た者であることが多く、衣料品産業で雇うという約束に誘われた子どももいる。」

- 22.04 2011年2月4日に発行された国連の「女性差別撤廃に関する委員会のスリランカに関する総括所見（Concluding observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women, Sri Lanka）」には、以下の記載がある。

「委員会は、人身売買の犯罪についての新たな規定の刑法への導入、意識向上活動の編成、および反人身売買タスクフォースの設立を含め、当該締約国が着手した取組みについて論評している。委員会はさらに、証人保護に関する法案を入念に策定中であることについても論評している。しかし、委員会は人身売買での有罪判決の数の少なさ、および有罪判決を受けた者の懲役刑の少なさ、さらに人身売買被害者のための保護対策と安全な施設の不足に懸念を抱いている。また、当該締約国は国連の国際組織犯罪防止条約（Convention against Transnational Organized Crime）を補完する、「人身売買、特に女性および児童の売買を防止し、抑止し、処罰するための議定書（Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, especially Women and Children）」を批准していないことを、委員会は懸念している。」

女性、児童および国内避難民（IDP） も参照すること。

[目次に戻る](#)

23. 医療問題

医療および医薬品の利用可能性に関する概要

23.01 2010年10月25日付の在コロンボ英国高等弁務団（BHC）の書簡では、以下のように報告されている。

「スリランカの保健省の綱領は、『スリランカ国民が利用できる質の高い促進、予防、治療、およびリハビリといったサービスを通じて最高の達成可能な健康状態を実現することによって、スリランカの社会的経済的發展に貢献すること』（www.health.gov.lk）である。十分な予算が医薬品の購入に充てられ、国民は妥当な値段で医薬品を購入できる。」

「英国高等弁務団は最近、スリランカ国営製薬会社（SPC = State Pharmaceuticals Corporation of Sri Lanka）の総括マネージャーと話し合った。同マネージャーは、SPCは保健省の監督下にあるが、従業員数784名の独立系組織であると語った。同会社の経営本部はコロンボ中心部に拠点を置き、全国にある薬局を通じて24時間体制を敷いている。同マネージャーの説明によると、同社は委託に基づき活動する民間企業である流通業者52社、および74の異なるフランチャイズと取引している。同社はまた、カーギルスーパーマーケットチェーン（各店舗には、SPCの流通ネットワークの一部であり、同社スタッフが配置された薬局カウンターがある）と提携している。この他にも、委託に基づき活動する独立系の直販店がある。SPCの主要保管倉庫はラトマラナ（Ratmalana）にあり、最も人気のある医薬品を3カ月から6カ月間の供給分保管する。」

23.02 BHCの同書簡はさらに以下のように続く。

「SPCは欧米のすべての医薬品を調達することが可能である。インドの麻酔薬の中には、時に入手困難なものもあり、インドの医薬品は時に不良品であることも見受けられるが、SPCはヨーロッパの供給業者とも取引しているため、英国、フランス、ドイツ、スイスから特定の医薬品を入手することもよくある。非常に特定の個別ケースでは、インターネットで検索を行って必要な医薬品を見つけ出し、その購入申請は保健省によって評価される。その費用に政府が対応できない場合、個人がその費用を負担するという選択もある。」

「処方箋・調剤料は英国よりもスリランカのほうが廉価である。2008年1月1日時点では、医療・栄養省は商品名による医薬品の処方箋を禁じており、代わりに一般名を使用するよう強く求めている。これは民間部門だけでなく公的機関の医者にも適用される…スリランカ国営製薬会社（SPC）は一般名で医薬品を販売し、大抵の場合、ブランド医薬品よりも廉価である。」

23.03 WHO（世界保健機関）の「医療システムに関する国別プロフィール：スリランカ（Country Health System Profile Sri Lanka）」（日付なし、ウェブサイトへのアクセ

ス2011年6月1日)には、スリランカにおける医療資源に関する有益な一般情報が記載されている。

「医療従事者の地域的分布から地域に大きな格差があることは明白である。医療従事者のほとんどの職種において、コロンボ都市圏に多くの医療従事者（公的医療従事者を除く）が集まっている。2001年、専門医の35%はコロンボ都市圏に集中していた…公的医療部門が保健医療に対する大多数の国民のニーズに対応している。医療の民間部門はサービスの提供と資金調達に関して小規模であり続けた。民間部門が主に都市部で成長してきたのは最近のことにすぎない。民間部門は主に都市部に貢献している…国家の保健医療システムの発展の手段として過去において十分に重要視されたのは、施設や設備を含む物理的なインフラ整備である。この結果、医療センター、病院などの医療機関の全国規模の総合ネットワークが生まれている。」

- 23.04 WHOの「Mini profile 2007」（2011年6月にアクセス）のスリランカ編には、以下が記録されている。

「公的部門は国民のほぼ60%に保健医療を提供し、入院患者治療の95%を受け持っている。民間部門は主に治療を行っており、それは外来患者の治療のほぼ50%に相当すると推定される。民間部門は主として都市部と郊外地域に集中している…公的部門は逆症療法およびアユールベーダ方式に基づく治療を施す。しかし、ユナニー方式、シッダ方式、ホメオパシー方式を用いる個人開業医もいる。農村人口のほぼ60%は基本的な治療を伝統的な自然療法に頼っている。」

- 23.05 公立病院および各公立病院の病床数に関する詳細な情報は、以下のハイパーリンクをクリックすると、[スリランカ医療・栄養省のウェブサイト](#)（2011年6月1日にアクセス）から閲覧できる。

[県別の病院の分類から見た病床数](#)

[スリランカにおける2010年度の県別の病院および病床数](#)

[2010年度の所管省庁監督下の病院](#)

- 23.06 同ウェブサイトには、2010年12月時点、スリランカの病院総数は1,042、病床総数は69,501であると記録されている。
- 23.07 WHOの「Core Health Indicators、2008年度世界保険統計」（日付なし、ウェブサイトへのアクセス2011年6月1日）には、スリランカでは2004年（利用可能なデータの最新年）、10,479人の医師（一般医から専門医まで）がいる一方、看護師・助産師の数は33,233人、薬剤師の数は990人であると記録されている。

23.08 それ以上の情報については、2008年12月31日更新された保健省のHealth Manpower（ウェブサイトへのアクセス2010年6月1日）から入手可能である。

23.09 2010年1月12日付の在コロombo英国高等弁務団（BHC）の書簡では、以下のように報告されている。

「ジャフナの地域保健医療局長（Director of Regional Health）は、ジャフナ県の38の公立病院は950病床を備えていると述べた。しかし、深刻な医療スタッフの不足に対応する必要があるとも述べた。同局長はポイントペドロ病院（Point Pedro Hospital）には『house team』があり、その病院自体に3名の専門医がいると指摘したにもかかわらず、同県には19名の専門医のコンサルタントが必要であるが、現状では1名もいない。110名の医師が必要だが、現在のところ、14名しかおらず、登録医療官（救急救命士）に関しては、同県内で58名が必要であるのに、現状では20名しかいない。

「病院施設の設備に関しては、2つの問題があり、その1つは設備の調達であり、もう1つはそうした設備を操作する人員の確保であると、同局長は述べた。多くの病院では設備は基本である。

「同局長は、大きな手術はポイントペドロ病院およびジャフナ教育病院（Jaffna Teaching Hospital）で行うことができると述べた。しかし、神経外科医などの専門医の不足は、外科手術のためコロomboに移送される患者がいることを意味しており、心臓手術やいくつかの種類のガン治療のための施設はジャフナ県に全く存在しない。専門医の治療を必要とする多くの患者はコロomboの適切な病院に行くことになる。ICRCはコロomboに患者を移送するため、週2回、飛行機を飛ばし、緊急患者はスリランカ空軍によって運ばれる。ジャフナ県にはまた、10分で対応することを保証する救急車搬送サービスが存在する。」

23.10 2010年8月13日付の在コロombo英国高等弁務団（BHC）の書簡では、以下のように報告されている。

「キリノッチ総合病院（Kilinochchi General Hospital）の医療従事者は、同病院は戦争の終結前の数週間に砲撃され、放棄せざるを得なかったと説明した。同病院は完全改修が進められ、2010年5月に再開された。外科チームが私たちを案内して回り、現在のところ、通常の外科手術を行うことができると説明した。より複雑な手術を必要とする患者は一般にバブーニヤ（Vavuniya）に移送される。私たちはまた、現在、毎月約160の出産を扱う産科病棟を訪問した。医療従事者は、多くのIDPの母親は妊娠中に良質な食べ物が食べられず、これが生まれる新生児にも反映されていると説明した。現在のところ、生まれた新生児の20%は栄養不良であるが、医療従事者はこの比率は月ごとに下がっていると述べた。

「ムライティブ（Mullaitivu）のある政府高官は、ムライティブの病院は再び軍地区内から運営されていると述べた。同氏は、医師が同地区に来ることに積極的でないため、同病院に人材が集まらないことが問題であると付け加えた。」

HIV/AIDS - 抗レトロウイルス治療

23.11 2010年8月5日、IRINは以下のように報じた。

「スリランカは世界的にまん延しているAIDSの影響を比較的受けていないが、少数のHIV感染者にとって生きていくことは極めて困難である。『AIDS感染者は一夜にして背徳者にされる』とChamara Sumanapala（首都コロンボにあるコロンボ大学の社会評論家）は述べた。『人々は単にHIV感染者とともに生きることに慣れていないだけである』

「HIV感染者は日常的に差別を受ける。」

「どこにも所属していないコロンボの保健医療従事者であるChamil Jinadasa博士は、国がHIV/AIDSを撲滅するための取組みに対する主要な障害物の1つは社会的な不名誉の烙印であると述べた。『人々が本当に懸念しているのは、HIV/AIDS感染者はその家族や友人の間では社会的に不名誉の烙印を押されることである』と同博士はIRIN/PlusNewsに語った。『これこそ大きな懸念であり、それによってさらに感染者が増える危険性が増す。』」

23.12 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権報告：スリランカ（2010 Human Rights Report: Sri Lanka）」（USSD 2010）には、「HIV感染予防サービスの提供者やHIV/AIDSを感染させる危険性の高い集団に対して公的差別はないが、こうした集団に対する社会的差別の報告がある」と記録されている。

23.13 在コロンボ英国高等弁務団の2010年9月14日付の書簡には、同弁務団がHIV/AIDS治療薬の利用可能性について協議するために、国家STD/AIDS管理プログラムのコンサルタントに連絡を取ったことが言及されている。

「同コンサルタントは世界保健機関（WHO）の推薦する治療薬のすべては利用可能であると述べた。政府はWHO基準を満たす第一級の治療をHIV患者に提供している。日和見感染を抑えるための治療薬は多くの薬局で入手でき、薬局での価格は通常、英国よりも廉価である。公立医療機関での治療を求める患者は無料で治療を受ける。世界銀行は継続的に国家STD/AIDS管理プログラムに資金供給している。」

23.14 2010年12月28日、IRINは以下のように報じた。

「HIV有病率は比較的低い。最新の政府のデータ（2009年12月）では、1,196症例が

見られ、15-49歳が0.1%未満、危険性の大きい集団でも1%未満である。

「しかし、社会的な名誉および知識の欠如が原因でHIV感染予防や情報の周知活動が難しいように、HIV有病率の正確な評価も難しい。UNAIDS（国連合同エイズ計画）の推計によると、感染者総数は公式データが示す数字の3倍以上である。

「HIVにより不名誉の烙印を押されることから、HIV感染者はその事実を明らかにすることや検査を受けることさえしたとしないと、UNAIDSとスリランカ家族計画協会（Family Planning Association of Sri Lanka）による共同報告書のPeople Living with HIV Stigma Index Sri Lankaは警告する。」

ガン治療

- 23.15 2009年4月23日付の在コロombo英国高等弁務団（BHC）の書簡では、ウェスタン州のマハラガマ・ガン研究所（Maharagama Cancer Institute）への訪問、および上級コンサルタントの臨床腫瘍医Yasantha Ariyaratne博士との間で開かれた会談に関する報告がなされている。

「同氏は、ガン研究所はスリランカのガン治療のための主要な公立病院であり、ガン治療を目的として設立された唯一の機関であると説明した。同氏の説明によると、同病院は病床数665を備え、815人の患者に対応し、デイケア患者は千人以上に上る。その医療チームには11名の放射線腫瘍医、3名の小児腫瘍医、2名の外科腫瘍医、2名の婦人科腫瘍医、1名の血液腫瘍医、1名の一般医、2名の麻酔医および100名以上の医療官がおり、同氏から伝えられた。同病院は化学療法、放射線治療、および外科治療をガン患者に提供し、線形加速器も所有している。すべての上級コンサルタントの医師はある時期に英国、米国またはオーストラリアで研修、勤務したことがあること、およびその多くは英国NHS（国民健康保険）制度に精通していることも伝えられた。Ariyaratne博士は、キャンディ（Kandy）およびゴール（Galle）には公立病院（ともに教育病院）内に、またジャフナ、アヌラーダプラ（Anuradhapura）、バドゥッラ（Badulla）、クルネーガラ（Kurunegala）にも公立病院内にガン病棟があると述べた。

「民間部門では、Ariyaratne博士によると、コロomboおよびキャンディの病院で化学療法、放射線治療および外科治療を受けることができる。」

- 23.16 BHCの2009年4月23日付の書簡には、さらに以下の報告がなされている。

「ガン治療薬の利用可能性については、スリランカ政府は長年、スイスから購入していることが語られた。ただし、政府は現在、インドの製薬会社から購入しており、スイス製の治療薬ほど高品質ではないとはいえ、品質は向上しており、今ではほぼ同じ水準に達している。残念ながら、こうした治療薬は長期間の保存が利かないため、特

に特定のガンに効く特定の治療薬の需要が大きくない場合、政府は大量に購入して保管しておくことができない。その結果、長期治療を受ける患者にとって、こうした治療薬の供給は不安定になりがちである。」

腎臓透析

23.17 2009年5月7日付の在コロombo英国高等弁務団（BHC）の書簡では、以下のように報告されている。

「スリランカ全体で約100台の透析機があるが、腎臓専門医は15名しかいない。スリランカにおける腎不全患者数に関する信頼できる統計データは入手不可能であるが、新たに3000人が毎年、腎不全患者として診断されると推定される…主に数が限られた透析機に対する需要が極端に大きいだけでなく、治療費が高いこと、さらにほぼスリランカ全体の水圧の低さにより透析治療を行える病院がコロomboおよびキャンディに限定されていることから、透析治療を受けられる可能性は極めて限られている。」

23.18 2009年5月7日付のBHC書簡はさらに続く。

「透析治療費は1セッションにつき6,000から8,000ルピー（35から46ポンド）と様々であり、週に3セッションを必要とする患者では、費用は高い場合、毎週24,000ルピー（138ポンド）にもなる。透析治療は公立病院において無料で受けることができるが、需要が大きいため、患者は自分の番が来るまで待ち続けなければならない。Gunsekera氏〔腎臓患者福祉協会（KPWS = Kidney Patients' Welfare Society）会長〕は、金銭的に民間病院で治療を受ける余裕はあっても、需要が大きく、やはり順番待ちをすることになるため治療を受けられない患者もいる…透析治療を行える公立病院については、重要な病院はコロomboの国立病院、教育病院コロombo・サウス（Teaching Hospital Colombo South）、スリジャヤワルデネプラ総合病院（Sri Jayawardenepura General Hospital）およびキャンディ総合病院（Kandy General Hospital）であると伝えられた…民間部門では、Gunsekera氏が特に言及したコロomboの病院は、ナバロカ病院（Navaloka Hospital）、ダーダズ病院（Durdans Hospital）、アシリ病院（Asiri Hospital）、アポロ病院（Apollo Hospital）およびアーシャセントラル病院（Asha Central Hospital）である。」

「Gunsekera氏は、上記の病院の多くは公的部門と民間部門を問わず、腎臓移植手術を行うことができると説明した。ただし、同氏は最大の問題は臓器提供者が見つからないことであると付け加えた。臓器提供を後押しするための国家的運動はこれまで行われたことがなく、臓器提供者の国家登録制度もスリランカにはない。適合する臓器を見つけるのは、提供者を探し出すために新聞広告を出すなど、臓器移植を求める個人の努力にかかっている。」

精神医療

- 23.19 世界保健機関(WHO)の報告書「スリランカの新精神医療政策(The New Mental Health Policy for Sri Lanka)」(日付なし、2010年1月25日にアクセス)は、「約40万人のスリランカ人が深刻な精神疾患を患っている。加えて、約10%はその他のもっと一般的な精神医療問題を抱えていると考えられている。一般国民で鬱病にかかっている者は9%から25%であると推定される」と指摘している。
- 23.20 2010年6月23日付のDaily Newsは次のように報じた。「スリランカが精神医療部門で進展を見せたのは称賛すべきであり、人材開発における著しい改善、および資源と施設の拡充を実現させてきた。スリランカは精神医療衛生の改善という点で良い方向に向かっていると、WHO代表のFirdosi Rustom Mehta博士は述べた…スリランカは世界の状況と比べ、精神保健医療分野でははるかに向上している。」
- 23.21 2010年12月9日に発行された国連の「経済的、社会的、および文化的な権利に関する委員会の総括所見(Concluding observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights)」は、「紛争終結後の広がった精神疾患に対処するには、精神医療サービスは依然として不十分である。委員会はまた、2007年精神医療法案はまだ採択されていないことを懸念している」と指摘している。

精神病院および精神科医院

- 23.22 在コロombo英国弁務団(BHC)はスリランカにおける精神医療施設と治療に関する情報について、国立精神医療研究所(National Institute of Mental Health)のコンサルタントのある精神科医に接触した。2008年8月19日付の書簡の中で、BHCは以下のように報告した。

「主要な公的施設は、コロomboのアンゴダ(Angoda)の国営施設である国立精神医療研究所(National Institute of Mental Health)であり、最大1400人の患者を収容できる。ヘンダラ(Hendala)には、200人の男性患者を無期限に収容できる長期入院病棟があり、ムレリヤワ(Mulleriyawa)には、最大850人の女性患者に対応する類似の施設がある。その他に20人から30人の患者を収容できる病院または病棟が9カ所ある。それらはラガマ教育病院(Ragama Teaching Hospital)、コロombo・サウス教育病院(Colombo South Teaching Hospital)、バティカロア教育病院(Batticaloa Teaching Hospital)、およびペラデニア(Peradeniya)、キャンディ、クルネーガラ、ゴール、バドゥッラ、カルータラの各病院である。公的施設に勤務する精神科医による、『チャンネル・コンサルタント(channel consultation)』として知られる私的コンサルタントを受けることはできるが、精神治療を行う私立病院はコロombo5、パークロードにあるパーク病院(Park Hospital) (www.parkhospitals.com)があるのみである。」

- 23.23 2008年8月19日付のBHC書簡ではまた、複数のNGOが何らかの精神保健医療を提供していることが報告されている。

「サハナヤ（Sahanaya）（全国精神医療カウンスル）には、予約なしに診察を受けられる医院とデイケアセンターを備えたセンターがボレラ（Borella）とゴラカナ（Gorakana）の2カ所にある（コロンボに拠点を置き、心療相談を行う Sanasuma Counselling Service（<http://www.sahanaya.org/index.php>）、コロンボに拠点を置き、全国13カ所にカウンセラーを備え、かつボランティアを養成する支部を持つ Sri Lanka Sumithrayo（www.sanasuma.com）。」

精神科医および精神分析医

- 23.24 在コロンビアBHCから意見を求められた国立精神医療研究所のコンサルタントの精神科医は、「PTSDは『欧米人の現象』と考えられ、スリランカであまり見られない。個々の精神科医は公立と私立の両方の病院で患者を治療する」と述べた（2008年8月19日付のBHC書簡）。

心的外傷後ストレス障害（PTSD）

- 23.25 在コロンビアBHCから意見を求められた国立精神医療研究所のコンサルタントの精神科医は、「PTSDは『欧米人の現象』と考えられ、スリランカであまり見られない。個々の精神科医は公立と私立の両方の病院で患者を治療する」と述べた（2008年8月19日付のBHC書簡）。

抗うつ薬および治療薬の入手可能性と手頃な価格の可能性

- 23.26 在コロンボ英国高等弁務団（BHC）の2010年10月25日付の書簡では、次のように報告されている。「スリランカ政府は無償で薬を提供し、精神的健康に問題のある患者に対処している。Carbamazepine、Ethosuximide、Phenobarbital、Phenytoinsodium、SodiumValproate、Amitriptyline、Chlorpromazine、Diazepam、Carbidopa、Levodopaなどの薬の他、類似のジェネリック医薬品もすべて使用できる。」

[目次に戻る](#)

24. 人道的問題および国内避難民（IDPS）

国内避難民（IDPS）

- 24.01 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権問題に関する国別報告書：スリランカ」（USSD 2010）には、以下の指摘がある。

「スリランカにはかなりの人数のIDPがいる。避難民総数約8万人は、1990年にタミル・イーラム解放の虎（LTTE）によってジャフナから避難したタミル語を話すイスラム教徒であるが、民族的にはすべてのIDPはタミル人である。比較的最近、国内避難民になった約10.8万人は年初時点で政府運営の避難民キャンプに留まっていたが、それらの多くは年末までに故郷の県に帰還し、その時、キャンプに留まったのは約20,200人であった。」

「故郷の県に帰還できた多くのIDPはそれにもかかわらず、除去されていない地雷、故郷の地域がHSZ〔高度警戒区域〕に指定されるという規制、およびその他の戦争関連による破壊によって自分の土地に戻るができないでいる。こうした人々の生活状態は困難を伴うことが多い。」

24.02 USSD 2010報告書はさらに以下のように続く。

「比較的最近のこれらのIDPの他に、推定20万人のタミル人避難民がいて、これらのタミル人の多くは2008年の軍による最後の大攻勢以前に住む場所を追われて、親戚や友人の元に身を寄せている人々である。年末時点では、元々住んでいた場所に戻る方法や時期について、あるいは長年にわたる避難の後に現在の場所に永住するほうを選ぶか否かについては不確かなままである。2008年以前からIDPであった者の一部による帰還が年間を通じて起こっていた。」

「IDPキャンプについては、政府はNGOや国際組織からの援助を容認して、そうした組織を活用できるよう図った。キャンプの運営と援助の管理は文民当局よりもむしろ軍の下に行われるが、文民政府機関はキャンプのIDPにサービスを提供する一方、軍とも協調して活動する。」

「政府は、元々住んでいた地域へIDPを帰還させるため、年間を通じてIDPを開放したが、急な通知で援助するよう求められる地元や海外の援助団体と効果的に連携を行えない場合があった。政府は時に、IDPの元の居住地の場所について軍関係者との一貫した連携に失敗することになった。」

「政府は通常、UNHCRおよびその他の人道的組織と協力してIDPを援助するが、NGOや国際的団体が北部に近づくのを制限して、それらの団体に対しプロジェクトの承認、および大統領特務機関（Presidential Task Force）の入域許可を得るように求める。国連および国連機関はかなり有効な入域許可を得られる一方、他の国際的NGOが必要と考えているプロジェクトを展開するのは困難であり、いくつかの人道的組織は活動許可を拒否されたり剥奪されたりしている。」

24.03 マイノリティ・ライツ・グループ・インターナショナル（MRGI）が20011年1月19日発行した報告書「No war, no peace: the denial of minority rights and justice in Sri

Lanka」には、次の記載がある。「帰還、再定住した家族には、収入および生活支援が非常に限られている。雇用機会もほとんどない。これらの地域の多くの人々は農民か漁民であるが、そのほとんどの地域では、安全保障や地雷埋設の理由から農業に戻ったり海岸を利用したりすることができない。」

24.04 2010年8月13日付の在コロombo英国高等弁務団（BHC）の書簡では、以下のように報告されている。

「ジャフナ担当政府高官（Senior Government Official for Jaffna）は私たちの質問に答えて、地元住民はIDPがコミュニティに戻ることを歓迎していると述べた。多くの場合、地元住民は親戚が戻ることを歓迎する。同氏は、少数のイスラム教徒も帰還していると付け加えた。同氏の見解では、南部に暮らすジャフナ出身の多くのタミル人は『状況がコロomboよりも良い』かどうかを見るために、今後の成り行きを見守っていると述べた。数十年前に故郷を捨てて戻ってみると他の人に土地を専有された人とその専有した他の人との間に避けがたい土地争いが起こっていたと、同氏は認めた。」

「ジャフナを拠点とするヒューマン・ライツ（Human Rights）のスポークスマンは、IDPの帰還に懐疑的であると述べた。彼らは軍情報部のために働いているのかどうかに関して尋ねられる質問がしばしばあり、彼らと関わっている人々の場合、軍は疑うようになる。土地所有権は現在、大きな問題である。紛争が始まると、人々は故郷を去ってコロomboに行ったため、他の人々が彼らの土地に移り住むようになった。所有者の多くは帰還しているが、それが占拠者の退去を引き起こすことになり、占拠者が現在、ホームレスになっている。」

24.05 BHCの同じ書簡は、キリノッチ県の状況に限定して以下のように記録している。

「キリノッチのスリランカ軍高官は、キリノッチ県を出たほぼすべてのIDPは、その多くが受入家族と一緒にではあるが、帰還したと語った。」

「政府は移動中のIDPに現金5,000ルピー助成金を、帰還したIDPにはUNHCRを通じて20,000ルピーを与えた。世界銀行もまた、住居等を修復・再建する者には20,000ルピーを与えることになっている。キリノッチの政府高官は、政府は人々に対し再び働き始めるよう後押しを図ろうとしていると述べた。多くの人々は農具を求めており、農業に基づく収入に依存している。大統領特務機関と協働するNGOは、農民が水田1,000エーカーを耕作できるよう援助し、政府は種子を提供した。この結果として、すでに収穫された米もある。また、農民は野菜作物を栽培するよう奨励されてもいる。私たちは、世帯の10%は女性が世帯主であると説明された。同氏はまたは、女性が建設現場で働き、セメントを混ぜ合わせているのを目撃したが、これは今だかつて見たことがない光景であったとも述べた。場合によっては、子どもが家族の世話をしなければならない。」

女性も参照すること。

24.06 2011年1月5日、IRINは以下のように報じた。

「2009年の紛争の終結以降、故郷に帰りたいと考えるスリランカ人難民の数は驚くほど増加していると、国連難民機関（UNHCR）は述べている。」

「政府軍と、タミル人の本土の独立を目指して戦闘を続けてきた、今は敗軍であるタミル・イーラム解放の虎（LTTE）との間の数十年にわたる紛争によって、何千人もの人々が海外に逃げた。」

「自発的にスリランカに帰国したその他の2,742人は、援助を受けるために北部にある国連難民機関の事務所にやってきた。」

「UNHCRは2011年にはさらに難民が自発的に帰国すると予想し、迅速から簡単に帰国手続きを進められるよう取り組んでいる。」

「インド政府の最新のデータによると、2010年11月1日現在、タミル・ナードゥ州内の約112カ所の難民キャンプに暮らすスリランカ人難民は70,000人以上、それらの難民キャンプ外で暮らす難民は32,467人いる。」

24.07 デンマーク移民局により2010年6月19日から7月3日まで実施されたスリランカ、コロンボの事実調査の報告書「スリランカのタミル人に関する人権および安全保障問題（Human Rights and Security Issues concerning Tamils in Sri Lanka）」（2010年10月発行）（脚注のハイパーリンクからアクセス可能）には、難民キャンプ内外での移動の自由だけでなく、キャンプ内の状況や一般的な生活状態に関する包括的な情報が載っている。

24.08 2011年5月19日、スリランカ政府の公式ウェブサイトには、以下の報告がある。

「2011年4月1日から5月13日の期間に、1,139人（366家族）がマニック・ファーム（Menik Farm）およびコディカマム・ラマビル（Kodikamam Ramavil）の各キャンプを出発して、ムラティブ（Mullative）およびキリノッチ（Kilinochchi）（Pachchilaipallai およびKarachchi）県のMaritimepattuおよびOddusuddanの元々の地域に移り住み、ノーザン州に帰還した総人口は373,593人（114,561家族）に増加した。」

「元々住んでいた場所に帰還した人の総数には、最近帰還したIDP（2008年以降）と長年避難していたIDP（2008年以前）が含まれる。国連人道問題調整事務所（OCHA）の最新データによると、キリノッチ出身のマニック・ファームIDPの再定住は完了していて、残りの16,401人（4,981家族）の大多数はムラティブ県出身である。」

「この県で地雷除去作戦が進行中の地域を別にすると、IDPの帰還を実現させる地雷行動介入のための開放がなされていない複数のGrama Niladhari Division（GND）（Division＝郡）がまだ存在している。」

24.09 国内避難民モニタリングセンター（IDMC＝Internal Displacement Monitoring Centre）のCountry Page、スリランカ、国別統計（2011年5月31日にアクセス）には、以下のよう記録されている。

「利用可能な情報に基づくIDMCの推計によると、2010年10月現在、

- 327,000人以上の人々（「旧」IDP227,000人以上、「新」IDP100,000人以上）が2009年5月に終結した武力紛争の結果、スリランカに避難民状態になっている。
- ほぼ195,000人の人々（「新」IDP約180,000人、「新」IDPほぼ15,000人）はすでに帰還したが、保護と援助を必要としている。

「人々が故郷に戻っているという事実は必ずしも、永続的な解決を実現したことを示しているわけではない。スリランカでは、北部の多くの帰還者は2010年12月時点で、永続的な解決を実現していないが、援助と保護を必要としている。」

IDPの状況および人道状況に関する追加情報および最新情報については、ウェブサイトOCHA Humanitarian Portal Sri Lanka、およびウェブサイトIDMC、Country Page、Sri Lankaから閲覧できる。

内乱（1984年から2009年5月）も参照すること。

IDPに関する文書

24.10 IDカード以下を参照してください。

公的書類の偽造および不正取得も参照すること。

洪水

24.11 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）の「March 2011 Sri Lanka report」は、以下のように指摘する。

「2010年の最終四半期のスリランカ島の異常気象が洪水を引き起こして、数千の家族が住居を追われたが、2011年に入ると、状況はさらに悪化して豪雨は激しくなり、百万以上の人々に影響を与えた。1月の洪水のピーク時には、36万以上の人々は住居を

追われた。その数は2月に減少したが、降り続く豪雨の結果、貯水池が氾濫してその月に住居により深刻な損害を与えた。イースタン州はその災害で最悪の影響を受けた地域であり、インドは輸送機に配給用食糧を積んで同州に送ったが、ノーザン州およびノースセントラル州もひどく洪水に襲われた州であった。」

[目次に戻る](#)

25. 移動の自由

- 25.01 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権問題に関する報告書：スリランカ」（USSD 2010）には、次の指摘がある。「法律はすべての国民に『移動と居住選択の自由』および『帰国の自由』を与える。しかし、実際は、政府は何回もこの権利を制限している。」

「移動の自由の侵害は前年に比べ緩和され、国民はスリランカ島内のほぼすべての場所に移動することができた。しかし、実際は、警察や軍の検問所がコロombo他の場所によく見られ、多くの高度警戒区域（HSZ）他の区域が国民の立入禁止区域のままである。」

「政府はもはや、バブーニヤから北のジャフナを結ぶ幹線道路A-9をスリランカ国民が移動することを制限していない。」

国内移動

- 25.02 USSDによる2010年の報告書には、さらに以下のように記述されている。

「様々な組織による私有地の没収は全国的問題のままである。北部と東部の紛争で荒廃した地域では、多くの旧住民が長年前に去った地域に戻り始めたため、土地所有権を巡る争いが大幅に増加している。軍事基地やその他の標的となる価値の高いものの周辺に安全保障上の緩衝地帯を設けるために、軍隊は戦争中に政府がHSZ〔高度警戒区域〕と呼んだ広大な土地を没収した。HSZと宣言された土地の場合、特にジャフナ半島では、そこにいる者はそこから退去させられ、約24平方マイルの農地では活動停止を言い渡された。その1年間でHSZの面積は、例えば、ジャフナ半島にあるパラリ空軍基地周辺の地域ではある程度、縮小され、所有者に返還される土地もあった。しかしながら、HSZによって影響を受けた多くの人々は、返還のペースがあまりにも遅いこと、また政府が経済的に価値があると判断した可能性のある土地を返還しながらないことに苦情を述べている。政府は、こうした土地の引き渡しの前に慎重に地雷除去を行う必要があることを理由に挙げているが、地雷を除去された土地が常に直ちに元の所有者に返還されるかどうかについては、疑問が残っている。」

警察への登録

25.03 2010年8月25日付の在コロombo英国高等弁務団（BHC）の書簡では、以下のように報告されている。

「内戦中は、有事規制法（Emergency Regulations Act）の第23条に基づいて活動していたスリランカ当局は、仮宿泊場所を必要とするタミル人に主眼を置きながらも、すべての住民を登録するよう各世帯に求めた。これらの登録一覧はその後、警察が任意の場所で人に居住理由や移動理由に関して詳しく説明を求めて、その人の身元を特定するため、非常線を張ったローラー作戦で利用された。未登録と確認された人は通常、さらに取り調べを受けるために警察に拘置された。

「警察への登録の実施に際しては、統一したやり方はないことが多い。新政府が2005年11月、権力を掌握すると、警察は各住居を訪れて、登録用紙に記入するよう世帯主に命じ、提供した情報、および登録用紙に記入した人物に関して全責任を負うよう求めた。当該用紙には、資産の購入日と価格、誰から購入したのか、購入資金の調達方法、資金調達に際して支援してくれたのは誰かなどに関する情報の記入が求められた。当該用紙はコロomboとその近郊でタミル人が密集した地区のほぼすべての家に発行された。警察は通常、タミル人世帯のみを対象としているとは言わないが、記入済みの用紙・小冊子の回収はタミル人密集居住地区に対してのみ厳格に実施された。こうした小冊子は、警察が非常線を張ったローラー作戦を開始する際にそうした地区で訪問者や無申告者を特定するのに役立てることを主な目的としている。2008年後半には、特に国の北部と東部からコロomboとウェスタン州に一時的に移住した人々を対象とした警察への登録プログラムがあった。」

25.04 2010年8月25日付のBHC書簡はさらに続く。

「2010年5月、新たに選出されたスリランカ政府は、月1回要求に応じて有事規制を拡大する一方、一定の規制を廃止すると発表した。これらの規制には、行進や公開集会に対する制限、外出禁止令、搜索令状なしでの私有地への警察の侵入、テロリストのプロパガンダに対する制限、および『世帯員の警察への強制登録』も含まれる。

「2010年7月、複数のタミル語報道機関がコロomboのウェラワッテ警察郡区（Wellawatte Police Division）の警察はタミル人に対する登録の実行を勧告したという記事を報じた。西部人民戦線（Democratic People's Front）の指導者Mano Ganesanは、『これはタミル人がかなりの人数で生活している都市郡でのみ実施されている』と述べたと伝えられ、大統領が『全面的に和解の精神に反するこの差別的行為を止めさせるために介入する』ことを求めた。

「こうした申し立てに応じて、2010年7月22日、警察のスプークスマンPrishantha

Jayakodyは、コロンボの本部で記者会見を行った。同氏は、『警察は警察令（Police Ordinance）の関連条項に従って行動しており、それらの条項に基づいて警察署の責任者である警察官は、民族的配慮にかかわりなくすべての国民に対し可能な限りの社会保証、説明責任および安全を確保するために必要と見なされる場合、人々の登録を行う権限が与えられている』と語った。その後の2010年7月25日に地元の報道機関に行った声明の中で、同氏は『特定の報道と異なり、登録プログラムはウェラワッテで行われているだけでなく、現在のところキリラポナ（Kirillapona）とコタヘナ（Kotahena）でも行われている』と述べたと報じられた。ウェラワッテ、キリラポナ、コタヘナはすべてタミル人の人口が多い地域である。」

- 25.05 デンマーク移民局により2010年6月19日から7月3日まで実施されたスリランカ、コロンボの事実調査の報告書「スリランカのタミル人に関する人権および安全保証問題（Human Rights and Security Issues concerning Tamils in Sri Lanka）」（2010年10月発行）には、以下の指摘がある。

「UNHCRはデンマーク調査団に対し、地元警察による住民の登録がスリランカの法律によって認められ、国際人権法の下でもほぼ間違いなく反対すべきではないが、登録要件が現在、タミル系の人々のみを対象として差別的に適用されていることを伝えた。」

「国民平和評議会（NPC = National Peace Council）の専務理事によると、[デンマークの報告は「この情報の日付は、NPCとの通信の中で2010年8月25日付とある」ことを明らかにしている] コロンボに住むタミル人の安全保障の状況は非常に改善された。しかし、警察は7月、コロンボでタミル人の人口密度が高いいくつかの地区のタミル人住民の登録を開始した。警察は、すべての住民は民族を問わず、登録されると述べてその行動を正当化しようとした。しかし、実際には、登録を強制されたのはタミル人のみであった。これは、ローラー作戦も実施されたという報告によって裏打ちされている。」

- 25.06 ジャフナについては、英国高等弁務団の2010年1月12日付の書簡には、以下の報告がある。

「政府役人は、ジャフナに居住する者に対していかなる制限もないと述べている。どこかに住もうとした場合、その者はその地元警察に出頭して、NIC [国民IDカード] を作らなければならない。HSZ [高度警戒区域] を別にすれば、ジャフナ県では、どこでも自由に居住することができる。警察のあるスポークスマンは、何ら制限がなく、誰もがジャフナに来て生活することもできると述べた。居住する場所を見つけると、地元の警察に登録を行わなければならない。人道団体は、ジャフナ県に新しく来た人は引換券を受け取り、居住場所が見つかった場合、28日以内に住むかどうか考えて、地元警察に報告しなければならないと語った。ジャフナに滞在するために戻ってきた

者については知らないとその団体は付け加えたが、IOM〔国際移住機関〕は、同県に再定住している、英国からの自発的帰還者が大勢いることを私たちに知らせてくれた。」

検問所

25.07 USSDによる2010年の報告書には、以下の記載がある。

「北部や東部からやってくる旅行者、コロンボへの移動中やコロンボ内の旅行者に対する警察や軍の追加検問所は、引き続き有効である。前年に比べ、正式な常設検問所の数は、特にコロンボ内で減少している。多くの観測筋は、しかしながら、特にコロンボの夜間での一時的な移動検問所の増加を指摘する。」

「コロンボ内の国軍検問所の治安部隊は頻繁にタミル人に嫌がらせをしている。政府とTMVP（タミル人民解放戦線）〔Tamilleela Makkal Viduthalai Pulikal〕の両者は住民、特にタミル人の自由な移動を妨害するため、東部では検問所で検問を続けている。」

25.08 ジャフナ県での検問所については、在コロンボ英国高等弁務団の2010年1月12日付の書簡には以下の報告がある。

「検問所は相変わらず非常に目立つが、配置された隊員は以前ほど厳しくなく、多くの場合、人々が通過するのを見ているだけであるということでは、意見は一致している。この数週間に、複数の団体が検問所のほぼ50%が撤去されたと主張している。しかし、これも一様ではなく、幹線道路の入口の検問所、高度警戒区域（HSZ）近くの検問所に接近すると、相変わらず乗り物から降りて、身分証明書や居住証明書を提示するよう求められる。ある人道団体は、検問所の目的はただ人々に嫌がらせをすることであると見ており、隊員は18から30歳の独身男性の概略を描くと考えていたと語った。警察のあるスポークスマンは、常設のバリケードはなく、またジャフナには常設の警察検問所もあるが、多くは毎週、場所を変えると述べた。国民と治安部隊との関係は良好に見える。」

25.09 イースタン州については、同じ書簡には次の指摘がある。「隣接するノースセントラル州からトリンコマリー（Trincomalee）までの主要道路にある検問所の数は12から2カ所に減っており、その道路沿い、およびトリンコマリーに配備されている兵士や警察官の数も昼夜を問わず少なくなっている。」

25.10 2010年8月13日付のBHC書簡では、以下のように報告されている。

「ジャフナのある軍高官は、ジャフナ県内ではすべての検問所はすでに撤去され、海軍も諸島へのすべての検問所を撤去したと述べた。」

「ジャフナに拠点を置くヒューマン・ライツのあるスポークスマンは、常設でなくても検問所はまだあると語った。国軍は傾向としては乗り物を停止させて、免許証を確認するにすぎない。LTTEを恐れ続けた30年後、国軍は今や恐れるものは何もない。多くの軍人は女性に性的な当てこすりをしたり通行人に石を投げたりして、地元民に嫌がらせをするほかに何もすることがない。」

「英国弁務団の派遣したチームは、ジャフナタウンには検問所がないことを視察中に指摘した。ジャフナからバブーニヤまでの幹線道路A9を車で進んで明らかになったことは、検問所が3カ所しかないことである。1カ所目はエレファント・パス（Elephant Pass）、2カ所目はキリノッチからわずかに南、3番目はオマンタイ（Omanthai）にある。1カ所目と2カ所目では、遮断ゲートが上げられて、乗り物は停止させられることなく通過できた。オマンタイの検問所は、乗り物が停止され、乗員に書類を提示させる唯一の検問所であった。NGOおよび人道団体は、これらの組織の外国人職員はワンニ（Vanni）に入るか留まるのに必要な国防軍の許可を得ていると語った。地元民は自由に通ることが認められていた。」

25.11 2010年10月のデンマークのFFM報告書には、以下の記載がある。

「UNHCRはデンマーク調査団に、コロンボにはまた検問所があるが以前より少なくなっていることを知らせた。検問所での厳格な検査は少なくなっているが、完全になくなったわけではない。緩和感はあるが、状況が完全に緩和されたというわけではない。監視が数十年続いた後に、漸進的な改善が見られた。」

「UNHCRはさらに、逮捕や身柄拘束の件数はかなり減少していると述べた。UNHCRによると、タミル人は相変わらずコロンボで逮捕される場合があるが、恣意的な逮捕は少なく、逮捕があるとすれば、それはおそらくは過去の活動や、真実の、または真実と判断された略歴に基づくものであろう。」

「EU調査団も同様に、コロンボの全体的な警備は緩和され、非常線を張ったローラー作戦は行われなくなったと述べている。無作為の検査は、まだ残っている数カ所の検問所で行われているが、それは特定の民族を対象とするものではない。」

「ICRCは、コロンボでは、検問所での逮捕は減多になく、コロンボでの非常線を張ったローラー作戦は行われなくなったと述べた。」

「情報提供者（ノルウェー大使館、外交使節団、英国弁務団、地元の人権団体、Law and Society Trustの調整職員、匿名の地元NGOの理事長、および指導的な人権擁護活動家）の多くは、コロンボにいるタミル人の安全保障の状況は改善されてきたこと、検問所の数が減少していること、および非常線を張ったローラー作戦は行われなくなったことに同意した。」

「バリケードが設置されて無作為の検査が実施されることがある[と、匿名の地元NGOの理事長は述べている]。しかし、検査に関する状況は変化しており、人々は検査中にさらに取り調べが行われることは滅多にない。」

不発弾

25.12 2009年12月18日、IRINは、「地雷撤去が進んでいて、スリランカ北部の国内避難民(IDP)が元の家に戻ることが認められるようになりつつあるが、最終的に地雷が撤去されるまでには、決められた期限のない長期に及ぶ過程であると、複数の機関が述べている」と報じた。

25.13 SATP 2010 Timeline (南アジア・テロリズム・ポータル2010タイムライン) (日付なし、2011年6月1日にアクセス) には、ジャフナ、キリノッチ、ムライティブ、マナー(Mannar)、バブーニヤ、バティカロア、トリンコマリ等北部と東部の県でスリランカ国軍の地雷除去野戦工兵部隊とNGOによって行われている地雷除去作業についての言及がなされ、次のように記録されている(2010年1月4日付)。「現時点で、それらの部隊はVedithalattivu(マナー)、Mankulam(キリノッチ)、およびThunukkai-Amathipuram(ムライティブ)地域で地雷除去作業を続けている。初期の調査では、約600平方キロメートルの面積がまだ地雷および不発弾を除去されていないことが確認されている。」後半(2010年11月28日)の状況については、同じ資料にさらに次の記載がある。「軍スポークスマンのUbhaya Medawala少将は地元報道機関に、国軍野戦工兵はこれまでに北部と東部の1,863平方キロメートルの土地面積から306,000個以上の地雷を除去したと語った。」

25.14 2010年8月13日付の在コロンボ英国高等弁務団(BHC)の書簡では、以下のように報告されている。

「ジャフナに拠点を置くスリランカ国軍の軍高官は、地雷除去は県内で継続中であり、同高官の考えでは、すべての地雷が除去されるのに2年かかると語った。スリランカ国軍は複数の地雷除去団体とともに活動中であり、定期会合を持っていた。同高官は、国軍は地元民に地雷教育プログラムを行っていると付け加えた。残念ながら、地雷・迫撃砲の爆発によってIDPが負傷するという事件が最近、2回起こっていた。」

「ある軍高官は、地雷除去が大々的に軍とNGOによってキリノッチ県で行われており、大統領特務機関がこれを監視していると述べた。同高官は、3または4本の堤防に多くの地雷が埋まっていると考えられているため、非常に根気のいる作業であると強調した。」

「キリノッチの政府高官は、地雷除去はまだ同県で実施中であると述べた。地雷除去

の全過程を終えるには時間を要するため、特に除去が困難であることが判明しているいくつかの堤防がある。幸運にも、地雷爆発の犠牲者は最近出ていないと同高官は述べた上で、すべての帰還中のIDPは、地雷原の特定、様々な種類の不発弾について中継地点で教育を受けていると付け加えた。」

「ムライティブ担当のある政府高官はBHCチームに、プトウックディイルップ郡（PTK）は、まだ地雷除去が始まっていない地域であると語った。同高官は、再定住プログラムに関してスリランカ国軍、地雷除去活動NGOおよびUNHCRと協力していると述べた。」

25.15 2011年5月3日、スリランカの「Daily Mirror」が以下のように報じた。

「全部で353,784個の地雷がこれまでに、ノーザン州とイースタン州、土地面積にすると3,939平方キロメートルで地雷除去活動に従事する国軍野戦工兵やその他の組織によって除去、破壊されたと、軍スポークスマンのUbaya Medawala少将は述べた。

「これらの地雷除去作戦は、ジャフナ、マナー、ムライティブ、トリンコマリー、バティカロア、ポロンナルワ、バプーニヤの各県で実施されたと、同少将は述べた。」

「現在、地雷除去がマナー県、コカビル（Kokavil）県、ムハマライ（Muhamalai）からパラントン（Paranthan）、およびキリノッチ県のいくつかの地域で進行中である。」

25.16 地雷処理に関する最新情報は、このウェブラックからウェブサイトReliefwebの特定のセクションにアクセスすると閲覧できる。追加情報は、このウェブラックからウェブサイトMAG（マイン・アドバイザー・グループ）にアクセスすると閲覧できる。

国外への移動

25.17 USSDによる2010年の報告書には、政府は「…法律を破っていない限り、国民は自主亡命することが認められている。身体的な脅威を感じていた数十人ものジャーナリストは、身の安全の懸念から自主亡命中である。」

出国手続き

25.18 在コロombo英国弁務団（BHC）の2011年3月18日付書簡には、コロombo・バンダラナイケ空港での出国手続きは、2010年8月30日付のBHC書簡に記載された最新情報から変更されていないと記されている。

25.19 2010年8月30日付のBHC書簡には、以下の報告がある。

「出国の乗客、スタッフ、および空港訪問者を検査するため、スリランカ空軍兵士が

配備された常設検問所がターミナルに通じる空港道路に設置されている…その検問所に配備された兵士はすべての乗り物に近づき、乗員が乗客、スタッフまたは訪問者かどうかを確認する。歩行者も検査される。出国する乗客は発券の確認書やパスポートを提示する必要があることが多い。スタッフは空港IDカードを提示する必要がある。運転手も含む空港へのスリランカ人訪問者は、国民IDカードを提示する必要があることが多い。すべての乗り物の登録番号は登録簿に手書きで記入する。会議、国賓の訪問など厳重警備体制を敷いている期間、空港までの道路沿い、特にコロomboから主要道A3に沿いに検問所の数が増えることがある。警察や軍はそれらの検問所に人員を配備することができる。」 [15n]

25.20 2010年8月30日付のBHC書簡はさらに続く。

「空港は出発用と到着用の2つの主要なターミナルビルに分かれている。出発エリアは出国する乗客、スタッフ、および隣接する航空券取扱書から発行される『デーパス』を保持する訪問者に入場が制限されている。『デーパス』を取得した者は、IDカード、パスポート、運転免許証のいずれかのコピーを提示するとともに、その原本も提示する必要がある。それらの詳細は手書きで登録簿に記録される。出発ターミナルに入る前に、保安員から航空券（時にパスポート）、スタッフIDまたはデーパスといった証拠の提示を求められる。これらの文書を所持していない者は出発ターミナルに入ることは許されていない。保安員のすぐ背後には、すべてのバッグや持ち物をスキャナーに通す手荷物検査所がある。次にすべての者は金属探知機を通り抜ける。探知機が作動するか否かに関係なく、次に保安員が身体検査を行う。こうした手荷物検査を通過した者は、長い廊下を通して主要出発エリアに入ることが許される。」

「出発エリアからは、チェックインエリアに通じる保安入口が3つある。右側のゲートはスリランカ航空を利用する出発客、左側のゲートはその他のすべての航空会社を利用する出発客、それらの間にあるゲートはスタッフ専用である。保安員は乗客に発券の証拠を提示するよう求め、この証拠を提示した者のみが通過を許される。『デーパス』所持者はチェックインエリアに入ることは許されていない。手荷物検査所のすぐ背後には、『税関』を示すマークがある。税関職員はその近くにいることが多いが、常駐しているわけではない。」

25.21 同書簡はさらに以下のように続く。

「チェックインカウンターでは、乗客はパスポートを航空会社スタッフに提示してチェックイン手続きを行う必要がある。航空会社スタッフは規定通りにパスポートの詳細に対する本人の身元、パスポートの有効性、および乗客が行き先国または通過国の適切なビザの所持の有無について確認する。チェックインを済ませると、乗客は次に保安検査ゲートまで進み、そこで出入国管理局 [DIE] エリアに入るため、パスポートと搭乗券を提示する。すべての乗客は出国カードに記入して、次に出入国審査官の

デスクの前に列を作って並ぶ必要がある。乗客はパスポート、出国カードおよび搭乗券を出入国審査官に提示する必要がある。出入国審査官はDIE国境管理システムのデータベースにパスポートを通す。スリランカ人以外は既存のデータベースにある記録が確認され、審査官はパスポートの入国証明を確認する。すべてのパスポートは審査官の出国スタンプを押されて承認される。入国管理エリアを抜けると、乗客は主要出発ラウンジに進む。」

「乗客が搭乗ゲートに到着すると、さらに手荷物検査が実施される。携帯電話や靴を含む手荷物および持ち物がスキャナーを通される。乗客は金属探知機を通して進み、警報装置が起動した場合は身体検査が行われる。次に、待機ラウンジに入る前に航空会社スタッフによってさらに搭乗券の確認が行われる。欧州行きの多くの航空便、および欧州、北米、オーストラリアへの乗り継ぎ便の一部については、複数の海外任務を経験した航空連絡官（Airline Liaison Officer）や訓練を積んだ航空書類検査官が通過国や行き先国での入国許可の可能性を調べるため、さらに詳しく乗客のパスポートを検査する。」

25.22 2010年9月14日付のBHC書簡には、以下の指摘がある。

「出入局管理局（DIE）は、裁判所が被疑者のパスポートを押収する決定を下した時、または逮捕令状が発行された時のみ通知を受ける。そのような被疑者の詳細は、データベースの要注意または指名手配リストに載せられる。その他には、出入国審査官が確実にそのようなケースを認識する仕組みがない。このような裁判所の権限を別にすれば、出入国審査官には人が入国するのを防ぐ法的権限はない。滅多に使われず特定なケースであるが、他の方法としては、国家情報局（SIS）がテロ活動の容疑のかかっている個人および指名手配リストに載っている個人について通知するという方法がある。やはり被疑者の詳細はDIEデータベースに載せられる。裁判所の認可がなければ、個人がスリランカに入国したり暮らしたりする権利を有することをどのような方法であれ満たしている場合、出入国審査官には個人を拘束する権限がない。」

入国手続き

25.23 在コロンボ英国高等弁務団（BHC）の2011年3月18日付の書簡には、バンダラナイケ国際空港（BIA）の入出国手続きに関する状況は1つの些細な例外はあるが、2010年8月30日付の書簡以降、変わっていない。「その些細な変更は、入国手続きが若干改定されるというものだが、まだ公式には最終決定はなされていない。この手続きを最終決定するための協議が出入国管理局（DIE）と犯罪捜査局（CID）との間で進行中である。」

亡命申請が認められなかった亡命希望者の帰国も参照すること。

25.24 2010年8月30日付のBHC書簡には、以下の報告がある。

「入国する乗客は、利用した航空会社から出入国管理局の入国カードを受け取る必要がある。旅客機が到着する場所にもよるが、入国する乗客は入国ホールまでゲートから徒歩かバスで移動する。乗り継ぎ便へと移動する乗客は乗り継ぎデスクに向かう。現在のデータは、コロンボ空港を利用する全乗客の45から50%は乗り継ぎ客であることを示している。乗り継ぎ客は一般に、乗り継ぎ便が出発するまで乗り継ぎ出発エリアに留まる。1泊する必要がある乗り継ぎ客の場合、入出国管理所でスリランカへの入国を求めなければならない。」

25.25 同じBHC書簡には、以下の指摘もある。

「スリランカへの入国を求める乗客は、出入国審査官の前に出頭して、パスポートと入国カードを手渡すことが求められる。出入国審査官はパスポートを装置に通して、パスポートから基本的な情報を審査官のデスク上の画面に表示できるようにする。これらの情報は氏名、誕生日、国籍、パスポート番号である。各出入国審査官のデスクには、出入国管理局（DIE）国境管理システムにつながる端末が設置されている。このシステムは国境管理、ビザ、国籍およびパスポート記録を保存しており、コロンボのDIE事務所とネットワークでつながっている。このシステムは警察や軍のデータベースとはリンクしていないが、裁判所命令、逮捕令状、保釈中の逃亡、刑務所からの逃亡に関連した情報、インターポール及び国家情報局（SIS）コンピュータシステムからの情報を含む要注意リストがある。出入国審査官は確認のためデータを照合して、書類が真正で変更されていないことを確認し、ビザや承認に関してパスポートを調べる。個別の乗客の状況にもよるが、出入国審査官は訪問の目的を確かめるために質問をする場合がある。乗客が入国資格を満たしていると判断すると、出入国審査官はパスポートに入国スタンプを押して承認し、乗客にパスポートを返却する。また、保持していた入国カードも承認する。」

「国家情報局は入国ホールに事務所を持ち、SIS職員は到着便があるたびに必ず到着エリアを巡回する。常に、DIEによって引き止められている者がいることに気づいた場合、SIS職員はその人物が関心を寄せている人物であるかどうかを確認するため接近して詳細を書き留める。SISの事務所には、3台のコンピュータ端末があり、そのうち2台はSIS記録にリンクされ、空港所有のもう1台には運航情報が入っている。」

25.26 2011年5月11日付の在コロンボ英国高等弁務団（BHC）の書簡では、以下のように報告されている。

「政府情報機関高官たちは、[スリランカ]大統領に対してロンドンで行われた抗議運動の参加者を特定するために協調して取り組むことはないと言った。受け取った初期の報告書は、一部の抗議運動参加者は実際にはインド系タミル人であり、スリラン

カ人のふりをして英国に亡命を求めていることを示唆していると、その高官たちは語った。LTTEは多くの国で禁止されたテロ組織であるが、活動家に活動するのを許している政府もあると、その高官たちは付け加えた。国境管理過程の一環として、人はテロ組織の一員または支持者であると特定された場合、スリランカ政府はそれらの者に動機に関してさらに尋問する権利を完全に有している。」

「コロンボを拠点とする人権団体の職員は、内乱が終結し、LTTEが事実上崩壊したため、海外への亡命を求める多くのスリランカ人はもはや、亡命申請を裏付ける信頼に足る情報を提供できない。それらのスリランカ人はそのため、亡命申請を裏付けるような状況を作り出すためにロンドンのデモ行進などの事件を利用している。亡命を求めるために英国に戻る前に、学生たちはコロンボに帰国すると拉致されると主張し、その旨の報告書をまとめて報道機関の関心を引くというのが、現在、唯一行うことができるやり方である。」

亡命申請が認められなかった亡命希望者の帰国

25.27 コロンボ空港でのタミル人の扱いに関する広範囲な情報については、2009年8月23から29日のスリランカ、コロンボへの訪問で収集した情報に関する2009年10月22日付のFCO報告書（2009年10月FCO報告書）から閲覧できる。同報告書には、以下の記載がある。

「インタビューを受けた情報提供者は、空港〔カンパハ（Gampaha）県のカトゥナヤケ（Katunayake）にあるバンダラナイケ国際空港（BIA）〕の国境管理を行う出入国管理局（DIE）職員が準拠する手続き、および国家情報局（SIS）、犯罪捜査局（CID）、テロ捜査局（TID）が関わることになる状況に関して意見を述べた。」

25.28 2009年10月FCO報告書には、以下の記載がある。

「違法行為で指名手配された者は逮捕される。犯罪記録があつたりLTTEとつながりがあつたりする者は、追加の尋問を受け、拘束されることがある。一般に、非政府組織や国際組織の情報提供者は、国の北部出身や東部出身のタミル人のほうが他の地域出身者よりも厳しい捜査を受けがちであること、および以下の要因があるため、個人が拘束を含め、当局との間に困難な問題に直面する危険性が増すことに同意している。」

- ・ 「 発行済みの逮捕令状
- ・ 犯罪記録
- ・ LTTEとのつながり
- ・ スリランカからの違法出国
- ・ 報道機関やNGOとの関わり
- ・ IDカードその他の文書の不足 」

25.29 特に、亡命申請が認められなかった亡命希望者、および当局に指名手配されている者を空港で特定するために、どのような手続きが実施されているのかに関する質問に対する答えについては、同じ報告書には、以下のように報告されている。

「DIEスポークスマンは、DIEは登録簿（ログブック）にすべての帰還者の詳細を記録すると述べた。帰還者はその後、嫌がらせを受けることなく犯罪捜査局（CID）で、または時に国家情報局（SIS）で調べられる。パスポートがある場合、DIEはデータベースでパスポート所持者の詳細を調べることができるが、緊急渡航書類（ETD）の場合は、これができない。IDカード番号がある場合、パスポートの原本を参照して確認することができる。パスポートを見て入国スタンプがない場合、違法に出国したか否かを証明することは可能であるが、ETDではそれが不可能である。ETDは、スリランカ当局によって発行される完全な公式書類と考えられている。ETDは身分証明書であり、検問所を通過するのに有効である。ETDはスタンプを押されて、帰還者に返される。DIEの役目は帰還者をCIDに渡した時点で終了する。」

「DIEは要注意リストを閲覧できる。このリストには、裁判所命令、逮捕令状、保釈中の逃亡、刑務所からの逃亡に関連した情報、およびインターポールおよびSISのコンピュータシステムからの情報がある。DIEのコンピュータシステムには、要注意リストに関連したDIE自体の要注意システムはないが、これは要注意人物とする正確な理由を示していない。要注意人物とわかると、DIEはその立場を確認するため、その者の調査をCIDまたはSISに委ねる。」

「SISの記録は60年前に遡ってコンピュータに保存されている。SISのコンピュータに保存された記録は、SISと（依頼に応じて）CIDの職員が空港で利用できる。一方、警察の記録はコンピュータの場合もあるが、通常は紙資料として5年間のみ保管される。」

「オーストラリア高等弁務団（Australian High Commission）〔在コロンボ〕のある職員は、亡命申請が認められなかった亡命希望者を特定するために実施されている手続きはないと考えている…DIEのコンピュータには懸念される人物の『ブラックリスト』が保存されているが、氏名の正しい綴り方、誕生日およびパスポート番号が帰還者・被送還者のそれと一致しない限り、その人物の入国は止められない。その結果、当局が被疑者や犯罪歴のある人物を見逃すことが起こり得る。」

「在コロンボ・スイス大使館のある大使館員は、DIEとCIDの職員とは特に連絡を取り合っているわけではないという見方をしている。その大使館員は、TIDには特定の航空便、例えば、インド便、マレーシア便、シンガポール便の乗客を調べる機動警察隊があると付け加えた。」

「西部人民戦線（野党）の党首Mano Ganesan国会議員は、空港には公式の手続きはないと述べた。同氏は、テロ捜査局（TID）は出入国エリアや税関エリア内で私服で活動すると述べた。TIDは自己の判断で行動し、身分を明かすことなく、人を連れ去るだけである。」

- 25.30 帰還者に対してどのような検査をするのかという問題については、2009年10月FCO報告書には、以下のように記録されている。

「バンダラナイケ国際空港の犯罪捜査局（CID）警視は、逮捕令状が発行済みだが、帰国が許されている人物の事例があったことから、CIDは2009年8月5日、被送還者の取り扱いに関する新しい一連の手続きを導入したと述べた。スリランカにおいて被送還者の出身地域の地元警察とともに、未解決の違法行為に関して調査が行われた。」

「同警視は、CIDは現在、すべての被送還者の写真撮影と湿指紋による指紋押捺を行っている」と述べた。写真は空港のCID事務所にあるネットワーク接続していないコンピュータに保存される。指紋は同じく空港の事務所で書類に記録として残される。同警視は、被送還者はその出身地域で調査が行われている間は拘束されると付け加えた…CIDはすべての調査が完了し、地元警察から確認が得られるまで被送還者を釈放することはできない。犯罪の証拠がある場合、被送還者は拘束されることになる。」

- 25.31 どのような略歴のタミル人がコロンボ空港到着時に拘束されたり、取り調べを受けたりするのかという質問に対する返答は、以下の通りである。

「在コロンボ・スイス大使館の大使館員は、被送還者の中には数時間のみ逮捕されていた者もいれば、それよりも長い時間逮捕されていた者もいると述べた。昨年、スイスからスリランカへの強制送還の事例は9件であったと付け加えた。その送還者は『通行証』を所持して移動していた。その中には尋問された者もいたが、多くはされなかった。」

「Kapila Waidyaratne訟務副長官（Deputy Solicitor General）は、犯罪歴があるとか、LTTEとの関わりがあることがわかった者はCIDとTIDによって取り調べを受けると述べた。ただし、同氏の意見では、必ずしも逮捕されるとは限らない。逮捕令状が出された者や、保釈中に逃亡または刑務所から逃亡した者は、逮捕されることになる。」

「防災人権省（スリランカで人権を保護する責任を負う省庁）大臣のRajiv Wijesinha博士は、空港での拘束について承知していないと述べたが、それについて知らされているのであれば、承知するのだが、とも述べた…よく知られた資金調達拠点の出身であっても、帰還者が特別に注目されるか、不当に扱われることを示す証拠はない。」

「オーストラリア高等弁務団〔在コロンボ〕の職員は、その経験から、スリランカの

出入国審査官は、乗客のプロファイリングに関してあまり専門知識がなく、要注意リストに載っていない限り、国境で止められることはないと言った。」(2009年10月FCO報告書)

- 25.32 2009年10月FCO報告書には、特定の要素が個人の空港での扱われ方に影響を及ぼすかどうかに関する報告もある。同報告書には、特に以下のように記録されている。

「バンダラナイケ国際空港の犯罪捜査局(CID)警視は、LTTEと関わっている疑いのある者の場合、SISはその被疑者をテロ捜査局(TID)に引き渡すと述べた。時に被疑者はコロombo捜査局(Colombo Detection Bureau)本部、またはCIDで調べられることもある。そのような場合、90日間の勾留命令が出されることがある。」

「情報局高官は、逮捕令状が発行されている者は逮捕されると述べた。犯罪歴がある場合、逮捕の有無は尋問で何を話したかによる。SISは高い確率で出身地について地元警察とともに調査する。指名手配者の場合、拘束されるが、指名手配者でない場合、釈放される。」

「犯罪捜査局(CID)警視は、指名手配者かどうかについて調査が実施されると述べた。指名手配者である場合、逮捕され、身柄はネゴンボ(Negombo)の治安判事裁判所に移される。代替政策センター(CPA = Centre for Policy Alternatives)の職員は、そのような指名手配者は間違いなく止められると述べた。」

「保釈中に逃亡または刑務所から逃亡した者については、情報局高官はその者は裁判所に移されると述べた。犯罪捜査局(CID)警視(Superintendent Police)はそれに同意する。代替政策センター(CPA = Centre for Policy Alternatives)の職員は、そのような指名手配者は間違いなく止められると述べた。」

IOM職員は、IDカードを所持していない者は内陸部を移動する際に問題に直面すると述べた。国民IDカード(NIC)が身元を証明する唯一の書類であることから、手荷物検査を受ける。緊急渡航書類(Emergency Travel Document)は最長3カ月のみ使用できるが、その後はNICを申請する必要がある。しかし、これも問題となる場合がある。というのは、ジャフナ、キリノッチ、マナー、ムライティブ、およびバプーニヤ出身である場合、Grama Seveka[地方役人]から証拠を受け取らなければならないと、NICを申請することができないからである。」

- 25.33 在コロomboBHCの2010年8月30日付の書簡には、以下の記載がある。

「英国高等弁務団は定期的に、英国およびその他の国々からコロombo・バンダラナイケ空港に到着する帰還者を監視する。

「英国からの帰還者は主に、英国とスリランカ間を結ぶ唯一の直通便を運航するスリランカ航空の定期便でコロンボにやってくる。最近では、帰還者はドーハ経由のカタール航空の便でやっていく。護送付きの帰還者は、連行する役人によって入国ホール内で主席出入国審査官（Chief Immigration Officer）に引き渡される。護送付きでない帰還者は、航空会社職員によって同じく主席出入国審査官に引き渡される。すべての帰還者は、機内で配られた出入局管理局の入国カードを記入する必要がある。身元が確認されると、帰還者は出入局管理局（DIE）、次に国家情報局（SIS）、次に犯罪捜査局（CID）の面接を受ける。」

25.34 2010年8月30日付のBHC書簡はさらに続く。

「強制送還されて返されたすべてのスリランカ人乗客に関して出入国管理局（DIE）の手続きが採用されているという点で、同局は2009年8月の事実調査団（Fact Finding Mission）の訪問時と同じ状態のままである。原本のパスポートを所持している帰還者もいようが、2国間再入国協定に基づき、帰還者は在ロンドン・スリランカ高等弁務団が発行する緊急パスポート（Emergency Passport）を所持している必要がある。DIEはすべての帰還者と面接して、スリランカ国籍保持者であることを確認する。DIEは帰還者がスリランカ人であることに納得した場合は、手続きを進めることを認める。納得しなかった場合は、その帰還者を英国に送り返すことになる。DIEは登録簿（ログブック）にすべての帰還者の詳細を記録する…緊急パスポートはスタンプを押され、帰還者に返される。緊急パスポートはスリランカ当局によって発行された完全な公的書類と見なされている。緊急パスポートは身分証明書であり、検問所を通過するのに有効である。DIEの役目は帰還者をCIDに渡した時点で終了する。」

25.35 同書簡はさらに以下のように続く。

国家情報局（SIS）は、英国からの計画された強制送還に関して在ロンドン・スリランカ高等弁務団から通知を受けることが多い。SISは、個々の被送還者と面接し、送還・立ち退きの根拠、スリランカを出国した方法、および経歴を確認する。SISは紙記録および電子記録を保存する。SISの記録は60年前に遡ってコンピュータに保存されている。SISのコンピュータに保存された記録は、SISと（依頼に応じて）CIDの職員が空港で利用できる。

「事実調査団の報告によると、2009年8月5日、CIDは被送還者・帰還者の取り扱いに関する新たな一連の手続きを導入したという。スリランカにおいて帰還者の出身地域の地元警察とともに、未解決の違法行為に関して調査が行われた。すべての調査が完了し、地元警察から書面による確認が得られるまで、CIDはその時、帰還者を釈放することはできなかった。この結果、人によっては、特に国のへんぴな地域出身者の場合、24時間以上釈放が遅れることもあった。」

25.36 2010年8月30日付のBHC書簡には、さらに以下の記載が続く。

「2010年の始めに、大勢のスリランカ人が世界中から帰還して、ロジステックス上の問題を引き起こしたことが部分的に原因となって、書面による確認が地元警察から得られるまで帰還者を拘束しなくてもよくなったことから、CIDの手続きは緩和された。」

「通常、すべての帰還者に関する状況は、人種や信条を問わず、事実調査団に従って報告された内容と比較すると、緩和されているように思われる。ただし、個人を取り扱う方法には相変わらず一貫性がない。」

25.37 デンマーク移民局により「2010年6月19日から7月3日まで実施されたスリランカ、コロンボの事実調査団の報告書、スリランカのタミル人に関する人権および安全保証問題（Human Rights and Security Issues concerning Tamils in Sri Lanka）」（2010年10月付）には、以下の報告がある。

「コロンボ空港で亡命申請が認められなかった亡命希望者を含む、帰還者に関する当局による入国手続きについて、入出国管理局（DIE）総統制官代理（Acting Controller General）のW. A. Chulananda Perera氏は、帰還者はスリランカ大使館によって発行された普通パスポート（national passport）または緊急渡航書類（Emergency Travel Document）を所持していれば、スリランカに入国することができると説明した。帰還者が普通パスポートを所持して入国した場合、DIEはデータベースでデータを調べることができる。緊急渡航書類で入国する時は、それを行うことはできない。しかし、緊急渡航書類を所持していれば、出発国で本人確認がなされていると見なされる。DIEは、すべての法執行機関が利用できる登録簿に渡航書類、便名、帰還国を含む、すべての帰還者の詳細を登録する。」

「ある外交使節団によると、現時点で帰還しているタミル人の大多数は空港での詳細な検査を受ける危険性はほとんどないという。その情報提供者は、人々が今日、検査を受ける方法は、情報収集の改善、およびアジアの諸国間での情報交換の結果であるように思われると解説した。明確にLTTEと関わりがある場合や送金に疑わしい点のある場合は、さらに詳しい取り調べを受けるために拘束される。同情報提供者によると、空港でのタミル人とシンハリ人に対する取り扱い方には通常、全く違いはなく、また、シンハリ人の人権擁護活動家が取り調べを受けるために拘束された例もある。」

25.38 デンマークのFFM報告書は、さらに「UNHCRは、コロンボは民族が混在しており、生活状況、雇用や教育の機会などに関する一般的な人権状況がタミル人に対して構造的な問題をもたらしてはならないと述べた」と指摘する。

「ノルウェー大使館によると、[コロンボでは] 海外からの帰還者がコミュニティー

で目立っておらず、住まいや仕事を見つける場合に問題はない。」

25.39 在コロombo英国高等弁務団（BHC）の2011年3月18日付の書簡には、次の指摘がある。
「現在のところ、出入国管理局（DIE）は、同局の国境管理システムに疑惑のある帰還者のデータが検知された場合のみ、犯罪捜査局（CID）にその帰還者の調査を委ねる。検知されない場合、帰還者は犯罪捜査局（CID）に調べられることはない。」

25.40 2011年3月18日付の別の書簡でも、在コロomboBHCは以下のように報告している。

「在コロombo英国高等弁務団は規定通り、コロomboのバンダラナイケ国際空港で到着した帰還者を監視する。どの国から帰還したのかに関係なく、すべての帰還したスリランカ人は、この調査団によって以前に報告された手続きを経るが、その過程で帰還者は出入国管理局（DIE）、国家情報局（SIS）および犯罪捜査局（CID）の職員と話をする必要はある。」

「帰還者は身元や書類について通常の検査を受けた後、空港を出ることができる。」

25.41 2011年3月18日付のBHC書簡はさらに続く。

「BHCはその詳しい連絡先を帰還者に教えて、帰還者が嫌がらせや暴行の例を含め難しい問題に直面した場合は、積極的に移住チームに連絡を取るよう勧めている。これには空港の入国手続きに限らず、帰国後の支援も含まれる。」

「空港スタッフが帰還者に不当な扱いをしたという申し立ては、今のところなされていない。しかし、英国から強制送還された者に関して現在、進められている調査プロジェクト中に、1人の帰還者（シンハリ人）が、空港の出入審査官からその帰還者本人とその妻につき現金を支払うよう求められたと主張している。帰還者がこの主張をさらに詳しく述べようとしないので、それ以上の調査は不可能である。しかし、この申し立ては出入国管理局の総統制官代理に伝えられている。」

「さらに、英国からの強制送還者の25%は、犯罪捜査局（CID）の手続きとともに、入国のための国境管理の手続きは面倒で長時間かかる。しかし、嫌がらせの申し立てはなされていない。」

「2008年から2010年の間に、犯罪捜査局（CID）は3人の英国からの帰還者を帰国時にそれぞれ偽造違反で逮捕した。その3人は起訴されて、法的手続きが進行中である。」

「英国からの帰還者は英国内で自主的帰還を申請することができる。援助付き自主的帰還（Assisted Voluntary Return）プログラムでは、スリランカにおいて個人に対し社会復帰支援と援助が提供される。国際移住機関（International Organisation for

Migration) がこのプログラムを提供しており、スリランカでの生活にしっかりと復帰できるよう、個人を援助する効果的なプロジェクトの開発のため積極的に活動している。」

身体検査および傷跡

25.42 2010年9月14日付の英国高等弁務団の書簡では、以下のように報告されている。

「従来は傷跡が被疑者を特定するのに利用されていた、という有力な事例証拠が残されている。警察とのこれまでの話し合いや報道では、当局はおおぴらに、被疑者が軍事訓練を経験しているかどうかを確認するために使用されている身体検査について言及している。政府省庁との接触から得た最近の主張は、この慣行的なやり方が中止になるか、あまり使われなくなることを示唆している。最低限でも、治安部隊は、個人に嫌疑をかける理由が他にある時にのみ身体検査を行い、そのような特別な傷跡ではなく、被疑者が戦闘や軍事訓練に参加したことがあることを示す証拠のようなものを捜しているように思われる。入国した帰還者に対してこうした身体検査を日常的に行っていることを示す証拠は最近、見つかっていない。」

25.43 この問題については、FCOの2009年10月の報告書に以下のように記録されている。

「情報局高官は、[個人に目立った傷跡がある場合] SISは必ずその個人に質問を行い、説明を求めて、それぞれの事案の理非を評価すると述べた。SISは地元警察を介して経歴の調査を行う。軍事訓練に直接関連した傷跡があれば、具体的な質問を行うとともに、問題の被疑者の出身地に基づいて具体的な調査を行う必要性がある。」

「犯罪捜査局（CID）警視は、確信は持てないと述べた。LTTEとのつながりを疑った場合、傷跡があれば、質問が行えるが、裸にしての検査は全く行っていない。」

[目次に戻る](#)

26. 市民権および国籍

26.01 米国国務省が2011年4月8日に発行した「2010年度人権問題に関する報告書：スリランカ」（USSD 2010）には、次の指摘がある。「市民権は、当該国の領土内で生まれた場合は生まれながらに、また海外にいるスリランカ国民の親から生まれた場合は子どもの親を通じて取得する。」

26.02 リプロダクティブ・ライツ・センター（Centre for Reproductive Rights）「世界の女性：南アジア、スリランカの章（Women of the World: South Asia, Sri Lanka chapter）」（日付なし、ウェブサイトへのアクセス2011年6月1）では、以下のように記録されている。

「1948年市民権法（1948 Citizenship Act）は市民権に関する主要な法律である。同法は2003年に修正され、母親父親のいずれでも子どもに市民権を与えることが認められた。その修正以前は、父親のみがスリランカ市民権を子どもに授けることができた…同法に基づく規則の変更もまた、最近、内閣により承認された。こうした変更により、スリランカ男性の外国人配偶者の場合と同じように、スリランカ女性の外国人配偶者は市民権を取得することが認められている。」

26.03 出入国管理局のウェブサイトには、市民権に関する特定のセクション（脚注のハイパーリンクからアクセス可能）が設けられ、二重市民権に関連した特定の条項を含め、この問題に関する具体的な情報を提供している。

26.04 USSDによる2010年の報告書では、以下のように指摘されている。

「2003年インド系移民への市民権付与法（2003 Grant of Citizenship to Persons of Indian Origin Act）により、それまで無国籍であった者、特にインド系タミル人に当該国の国籍が認められた。政府は無国籍者を帰化させ、市民権証明書を与える方向にわずかながら進展を見せた。当該国にいるインド系タミル人の中で、IDカードおよび市民権証明書を保持していない者は、2009年初めが30,000人、2008年が70,000人であったのに対し、[2010年] 12月には約20,000人となった。IDカードを保持していない者は恣意的に逮捕、拘束される危険性が高くなるが、保持していないケースは対象年においては報告されていない。」

「他のスリランカの少数民族タミル人の中でインド・タミルナドゥ州の難民キャンプで生活するインド系タミル人に市民権を付与するため、政府は2009年に法律を通過させたが、これらの人々を見つけて登録して、市民権を付与するという点では、あまり進んでいない。」

26.05 2010年12月9日に発行された国連の「経済的、社会的、および文化的な権利に関する委員会は、総括所見（Concluding observations of the Committee on Economic, Social and Cultural Rights）」で次の懸念を表明している。「…インド系タミル人から市民権を剥奪した1948年市民法第18号はまだ廃止されておらず、また数千人ものインド系タミル人が相変わらず無国籍者が経済的、社会的および文化的な権利を享受できないため、2003年インド系移民への市民権付与法に基づいて市民権を付与されることを待っている。」

IDカード

26.06 新IDカードの申請、訂正ID（CI）カードの申請、および紛失ID（LI）カードの申請のための要件についての最新情報については、登録局（Registration of Persons

Department) の関連セクションにつながるこの[ウェブリンク](#)から閲覧できる（2010年9月20日にアクセス）。同セクションでは以下のように記録されている。

「新、訂正、または複製IDカードの申請希望者は、該当地域のGN [Grama Niladharis、すなわち地方政府職員] から申請用紙を入手して記入し、所要の切手と写真と一緒にGNに提出すると、GNはそれらを認証した後、郡次官（DS = Divisional Secretary）経由で登録局に送付する。学生の場合、申請書はそれぞれの学校の校長を通じて送付され、不動産業者の従業員の場合、申請書はそれぞれの業者の管理者を通じて送付されることになる。」

「申請書を登録局が受領し、申請書に問題がない場合、申請者は登録され、IDが作成されて、DSに送付されてから、GNを通じて申請者に渡される。」

「また、GNおよびDSによって認証された瑕疵のない申請書を申請者本人が手渡すことができるよう、登録局はIDカードの発行のための1日サービスを提供している。登録局は、このサービスに対し1枚のIDカードにつき500ルピーの手数料を請求する。」

「また、申請者が瑕疵のない申請書を直接、登録局の職員に手渡すとともに、IDカード取得に関連した問題を処理することができるよう、登録局は郡次官事務局レベルで当該国のへんぴな地域に暮らす申請者のためのサービスとして移動郡事務所を開設している。」

「事務所の移動サービスは、そうするよう別の政府機関から要請がある場合、新、訂正、複製IDカードの申請書を提出するのをそのような機関の職員が円滑に進められるよう、登録局でも行っている。」

また、治安部隊、外交使節団、出入国管理局、およびその他の各種の公的機関による要請がある時は、登録局はNIC [新国民IDカード] に示される情報が事実であることを証明する経歴証明書（clearance certificate）を発行する。

GCE (O/L) および A/L試験を受ける際、学生はNICを提示することが義務付けられていることから、登録局はそれらの試験を受ける学生のニーズに対応するため、NIC迅速発行プログラムを実施している。

26.07 IDカードの3種類の申請書、およびそれらの申請書を裏付けるために必要な書類に関連した具体的な情報については、登録局の別のセクションにつながるこの[ウェブリンク](#)から閲覧できる（2010年9月20日にアクセス）。

26.08 セキュリティー機能を含む国民IDカード（NIC）および同カードの前面・裏面の説明に関する追加情報は、この[ウェブリンク](#)からアクセスできる（カナダ移民難民局（IRB

= Immigration and Refugee Board of Canada) -> National Documentation Package -> Sri Lanka (2010年8月13日付)「Identification Documents and Citizenship, LKA102742.E」)。

- 26.09 デンマーク移民局により2010年6月19日から7月3日まで実施されたスリランカ、コロomboの事実調査団の報告書「スリランカのタミル人に関する人権および安全保証問題 (Human Rights and Security Issues concerning Tamils in Sri Lanka)」(2010年10月付)には、以下の報告がある。

「ノルウェー大使館は同調査団に対し、NICをなくした帰還者の場合、新しいNICを取得することは簡単であると伝えた。新しいNICの申請は、出生証明書とETDを基にして行うことができる。帰還者が出生証明書をなくした場合、コロomboの登録局(すべての書類が登録された中央登録機関)からそれを取得することができる。

「IOMは同調査団に対し、代替りのNICを申請する帰還者は、出身地のGrama Sevaka(村長)またはNiladhari(地元登録係)による検証を受けなければならないと伝えた。帰還者が過去12カ月以内にその出身地に滞在していない場合、またはGrama Sevakaが新しい人である場合、その帰還者の家族、親戚、友人が代わりにGrama Sevakaに証拠を提出することができる。NICを取得するには、通常6カ月かかる。一方、帰還者は緊急渡航書類や出生証明書に基づいて身元を明らかに示すことができる。帰還者が運転免許証を所持している場合、すでにシステムに登録されているはずなので、新しいNICを取得するのは簡単であろう。」

「英国高等弁務団のスポークスマンは、海外からの帰還者は新しいNICを取得したりNICを代えたりすることができる。帰還者は、出身地のGrama Sevakaまたはコロomboの中央登録機関から出征登録証明書の写しを取得するとともに、Grama Sevakaから居住確認書を取得する必要がある。英国高等弁務団のスポークスマンは調査団に対し、地元の記録は通常、戦争中でも保管されていたと伝えた。」

- 26.10 USSDによる2010年の報告書には、「少数民族タミル人の」国民IDカードがシンハリ語とタミル語で印刷された唯一のカードであると記載されている。

渡航書類

- 26.11 出入国管理局のウェブサイトには、パスポートに関する特定のセクション(脚注のハイパーリンクからアクセス可能)が設けられ、「パスポートの発行」、「海外申請」、「パスポートの更新、延長、変更」、「パスポート・サポート・サービス」、「パスポートに関するFAQ」などの事項に関する具体的な情報を提供している。

[目次に戻る](#)

27. 公的書類の偽造および不正取得

27.01 2010年9月14日付の在コロンボ英国高等弁務団（BHC）の書簡では、以下のように報告されている。

「スリランカにおける多くのサービスに関する基本書類は出生証明書であり、特に公教育を受ける際は、この書類の提出が必要である。出生証明書はまた、国民IDカードやパスポートの申請を認める証拠となる。偽造出生証明書は仲介料約2,500スリランカルピー（約12.50ポンド）と伝えられる費用で容易に入手できることを、英国高等弁務団は認識している。このような偽造書類は関連当局の厳しい検査をすり抜けて、巧妙な形でIDカードやパスポートの不正な発行に利用されることがよくある。全国には海外就職や留学の広告を出す仲介業者が数多く存在し、偽造書類一式を用意してパスポートやビザの申請の支援を行う。出生証明書以外には、パスポート、IDカード、教育証明書、推薦状、銀行取引明細書、資金援助証明書などの偽造がある。」

27.02 2010年9月14日付のBHC書簡はさらに以下のように続く。

「スリランカにおける汚職の横行、地位を問わずあらゆる階層での政府役人の破廉恥な行為はややもすると、多くの公的書類の発行過程の信頼を損ねる原因となっている。常識で考えれば、正しい手続きを踏めば、身分証明に必要なIDカードやパスポートを取得することができる。この任務にあたるビザ課（Visa Section）は定期的に、偽造された教育証明書、銀行取引明細書、推薦状などを調べる。ただし、偽造されたスリランカパスポートやIDカードが見つかることはあまりない。この理由は、本物の書類を不正に手に入れることが非常に簡単で、偽造する必要がないからである。スリランカの実際の総人口よりも多くのIDカードが発行されている疑いがある。」

[目次に戻る](#)

付録A

年表

特に明記しない限り、以下の情報は2011年6月1日にアクセスした、スリランカに関するBBC Timelineに依拠している。

1948年	セイロンは英国から独立する。
1956年	スリランカ自由党（Sri Lanka Freedom Party）が総選挙に勝利し、ソロモン・バンダラナイケ（Solomon Bandaranaike）が首相となる。
1959年	バンダラナイケが暗殺される。未亡人のシリマヴォ・バンダラナイケ（Sirimavo Bandaranaike）がその後を継ぎ、スリランカ自由党党首および首相となる。
1972年	スリランカとして知られるようになる。
1976年	タミル・イーラム解放の虎（LTTE）が結成される。
1978年	スリランカ民主社会主義共和国の新憲法が施行される。（Europa World Online、2011年6月1日にアクセス） ジャヤワルダネ（Jayawardene）が初代大統領となる。タミル語が憲法で承認される。
1983年	13名の兵士がLTTEの待ち伏せ攻撃で殺害される。その後に発生した反タミル暴動により推定数百人のタミル人が犠牲となる。「第1次イーラム戦争」の開始。
1985年	政府とLTTEによる和平交渉の最初の試みは失敗に終わる。
1987年	インド・スリランカ和平合意が調印される。インド平和維持軍（IPKF）がスリランカに展開される。
1990年	IPKFがスリランカを離れる。政府とLTTEとの対立が激化する。
1991年	LTTEがインド首相ラジーヴ・ガンディー（Rajiv Gandhi）の暗殺に関与。
1993年	LTTEの爆弾攻撃によりプレマダーサ（Premadasa）大統領が暗殺される。

1994年	チャンドリカ・バンダラナイケ・クマラトゥンガ（Chandrika Bandaranaike Kumaratunga）が政権を握る。
1995-2001 年	戦争が北部と東部の各地で激化する。LTTE がスリランカで最も神聖な仏教聖地に爆弾攻撃を加える。クマラトゥンガ大統領が爆弾攻撃で負傷する。国際空港への自爆攻撃で、スリランカ航空の旅客機の半数が破壊される。
2002年	スリランカ政府とLTTEはノルウェーの仲裁により停戦協定に調印する。武器の廃棄が開始され、ジャフナ半島とその他のスリランカ各地を結ぶ道路A9が12年を経て復旧され、ジャフナへの旅客便が再開される。政府はLTTEの活動禁止を解除する。反乱軍は分離独立の要求を放棄する。
2003年	LTTEは和平交渉への参加を保留するが、停戦は維持される。
2004年	
3月	反乱軍LTTEの指揮官である通称カルーナ大佐（Colonel Karuna）が反政府運動で分裂し、同大佐の支持者とともに地下に潜伏する。LTTEが短期的に攻撃を仕掛け東部の支配権を再び取り戻す。
7月	コロンボで自爆爆弾が爆発、2001年以降で初めての事件となる。
12月	津波で3万人以上が死亡。
2005年	
6月	シンハリ人、タミル人およびイスラム教徒の間でほぼ30億米ドルの津波エイドを分け合う上で、反政府勢力のLTTEとの間で達成した合意を巡って論争が起こる。
8月	外務大臣Lakshman Kadirgamarの暗殺後、非常事態が宣言される。
11月	首相のMahinda Rajapakseが大統領選挙に勝利する。
2006年	
2月	政府と反政府勢力のLTTEが2002年の停戦を尊重することを宣言する。
4月	トリンコマリーで爆発や暴動が発生する。コロンボの軍事複合施設が自爆犯に攻撃される。国軍がLTTEを標的にして空爆を開始する。
6月	アヌラダプラ県で1台のバスが地雷攻撃を受けて64人が殺害される。それから数日後、マナー県での政府軍と反政府勢力LTTEとの間の戦闘で、30人以上が殺害される。
8月	北東部において反政府勢力LTTEと政府軍の間で、2002年の停戦以降最悪と考えられる武力衝突が発生する。数百人の人々が殺害され、国連によると、数万もの人々が脱出したという。
9月	政府は、戦略的に重要なトリンコマリー港の港口から反政府勢力LTTEを追いつ出したと述べる。これは、2002年の停戦以降、いずれかの勢力によって敵

10月	の領土を攻略した最初の主要な闘いに見なされる。
12月	自爆犯が護衛艦隊を攻撃し、90名以上の水兵を殺害する。 政府は有事規制とはいえ改正を発表する。
2007年	
1月	数週間の激しい戦闘の後、軍は東部にあるLTTEのワラカイ（Vakarai）要塞を攻略したと発表する。数万もの一般の人々がその地域から脱出する。
3月	政府部隊は、東部の反政府勢力LTTEに対する作戦が引き続き成功していると断言する。数千もの一般の人々が戦場から脱出する。LTTEがカトゥナヤカ（Katunayake）コロンボ国際空港に隣接した軍事基地に向けて、初の空爆を開始する。
6月	警察が安全保障上の問題を取り上げて、コロンボの宿泊施設から数百人のタミル人を強制退去させるが、最高裁判所がその強制退去の状態を終わらせるよう命じる。
7月	政府は、トピガラ（Thoppigala）（東部にあるLTTE最後のジャングル要塞）の支配権を握ったことを宣言する。
10月	アヌラダプラ空軍基地へのLTTEの攻撃で8機の航空機が破壊され、30人が殺害される。
11月2日	LTTEの政治部門の指導者S.P. Thamilselvanがスリランカ空軍の空爆で殺害される。
2008年	
1月	政府は2002年の停戦協定から離脱する。 政府の閣僚であるDM Dassanayakeが、コロンボで同氏の乗った車列が道端に仕掛けられた爆弾攻撃を受けて死亡する。
3月	人権侵害疑惑に対する調査を監視するために政府が招待した国際パネルは、その問題は当該国に委ねると発表する。
4月	幹線道路担当大臣J. Fernandopulleが、反政府勢力LTTEが関与したとされるコロンボ近郊の爆発で殺害される。 数十人の兵士が北端地域でLTTEと武力衝突して殺害されたと報じられる。
7月	スリランカ軍は、LTTEにとって重要な島北部のウィダタルティーフの海軍基地を攻略する。 政府部隊とLTTEの武力衝突がジャフナ、マナー、トリンコマリー、バブニア（Vavunyia）の各県で起こったと報じられる。
8月	トリンコマリーに加え、戦闘はキリノッチ県とムライティブ県に拡大して、大勢の人々が住む場所を追われる。
11月	戦闘はキリノッチ県で激化する。
2009年	
1月	LTTEが1998年以降、行政の拠点として保持してキリノッチの北部の町を、政府部隊が攻略する。

LTTEの活動禁止が再び実施される。

政府部隊が幹線道路A-9の支配権を再び握り、ジャフナ半島全体、後半には東部海岸のLTTEの拠点であるムライティブの町を攻略する。

2月 戦闘地域に取り残された数千もの一般の人々の人道的状況に関する国際的な懸念から試みられた一時停戦の呼び掛けは、政府により拒否される。

LTTEの飛行機がコロンボに自爆攻撃を加える。

3月 元反乱軍指導者のKarunaが国民統合・和解大臣に就任する。

5月 政府は LTTE に対する勝利を宣言する。軍は、反乱軍指導者 Velupillai Prabhakaran が戦闘中に殺害されたと述べる。LTTE は声明で武装解除を発表する。

8月 LTTEの新しい指導者Selvarasa Pathmanathanがスリランカ当局により拘束される。

戦後初の地方選挙が北部で実施される。

10月 政府は早い時期での大統領選挙と議会選挙の実施を発表する。

11月 複数の野党が選挙を戦うために政党連合を結成する。新連合にはイスラム政党やタミル政党が含まれる。

2010年

1月 Mahinda Rajapaksas大統領が再選される。

2月 Gen Fonsekaが逮捕される。Rajapaksa大統領が議会を解散し、4月選挙の実施を決断する。

4月 Rajapaksa大統領の与党連合が議会選挙で圧倒的な勝利を収める。

5月 有事規制（ER）が緩和される。

8月 軍法会議は、Sarath Fonseka元国軍司令官を在職中の政治関与の罪で有罪と認定し、懲戒免職処分を宣告する。

9月 議会は、Rajapaksa大統領の無制限の任期を認める憲法改正を承認する。

2011年

3月 与党連合の統一人民自由連合（UPFA）が地方選挙で圧倒的勝利を確保する。

[目次に戻る](#)

付録B

政治組織

党名、承認されたシンボルマーク、書記長名を記載した公認政党の総覧は、ウェブサイトのスリランカ、政府選挙局、政党へのこのウェブリンクから閲覧できる。さらに2010年4月総選挙までの議会構成については、同じウェブサイトの別のセクションへのこのウェブリンクを参照する。

2011年5月17日に更新された「CIA World Factbook, Sri Lanka」には、以下の政党と党首が記録されている。

「連合および指導者： Janatha Vimukthi PeramunaまたはJVP [Somawansa AMARASINGHE] が率いる民主国民連合 (Democratic National Alliance)、Illandai Tamil Arasu Kachchi [R. SAMPANTHAN] が率いるタミル国民連合 (Tamil National Alliance)、統一国民党 (United National Party) [Ranil WICKREMESINGHE] が率いる統一国民戦線 (United National Front)、スリランカ自由党 (Sri Lanka Freedom Party) [Mahinda RAJAPAKSA] が率いる統一人民自由連合 (United People's Freedom Alliance) 」

民主国民連合 (DNA = Democratic National Alliance)／民主人民連合 (Democratic People's Alliance)

同連合は2010年総選挙で7議席を獲得した。(政府選挙局の公式ウェブサイト、議会総選挙2010年、議会構成、2010年6月2日アクセス)

2010年6月30日、Daily Mirror (スリランカ) は、「サラス・フォンセカ (Sarath Fonseka) 将軍は、Tiran Allesを書記長として『民主人民連合 (Democratic People's Alliance) 』を党名とする自らの政党を結成しようとして選挙委員会委員長に申請書を提出した」と報じた。新政党は、JVPも含む、フォンセカが主導する民主国民連合 (DNA = Democratic National Alliance) に参加することになろう。現在、フォンセカは民主国民連合を主導するとはいえ、自らの政党を保持していない。

主要な最近の進展 (2011年1月から5月) およびSarath Fonsekaとその支持者も参照すること。

イーラム人民民主党 (EPDP = Eelam People's Democratic Party)

<http://www.epdpnews.com/index.php?lng=eng>

「Douglas Devanandaに率いられるイーラム人民民主党 (EPDP) はおよぼ1988年に、イーラム人民革命解放戦線 (EPRLF = Eelam People's Democratic Party) から分離した政党。1990年以降、スリランカ国軍とともにタミル・イーラム解放のトラ (LTTE = Liberation Tigers of Tamil Eelam) と戦ってきた。1994年以降、投票率はあまりにも低い状況が続いているが、EPDPはジャフナでの選挙に関わる政治で最も強力な政治勢力である。EPDPは一般に、人民連合・

/UPFA政府の戦争と和平交渉に関する政策を支援してきた。EPDPの武装組織は総勢数百人にすぎないかもしれないが、人権侵害の噂が絶えない。Devanandaは閣僚の一角を占め、現在は殺社会的サービスおよび社会福祉担当大臣である。DevanandaはLTTEの暗殺の標的リストで極めて上位にくることから、以前に公開された略歴は限定的であった。2011年時点では、EPDPは与党連合UPFAに参加している。」（2011年5月24日にアクセスしたJaneの「Sentinel, Country Risk Assessments, Country Report, Sri Lanka」および2011年4月27日付 Internal Affairsより）

Illankai Tamil Arasu Kachchi (ITAK) (TNAを参照)

Jathika Hela Urumaya (JHU) [国民伝統党]

「JHUは、2004年議会選挙に参戦することを特に目指して、2004年2月に結成された仏教僧侶が率いる仏教徒シンハリ人政党である。元々は宗教に関係ないシンハリ人民族主義政党Sihala Urumayaによって設立されたが、JHUの国会議員はすべて仏教僧侶である。

「JHUが誕生したこと、およびサフランをまとった僧侶が初めて議会に進出したことによって、僧侶が同党内外で政治に身を投じるべきかどうかについて論争が巻き起こった。しかし、2004年選挙で同党が躍進したことに励まされて、同党はスリランカで仏教およびシンハリ人の問題について運動を続けた…

「JHUは性急に結成されたため、結成当時、派閥的な動きが見られ、まとまりを欠いた。2004年10月、創設者の1人で国会議員でもあるKolonnawe Sumangalaが離党した。同月、JHUのUduwe Dhammakola書記長は中央委員会の会議に出席できなかったため、その地位はJHUの別の僧侶に取って代わられた。Dhammakolaは最終的に、2005年11月の大統領選挙でJHUがラジャパクサ(Rajapakse)を支援するのに真っ向反対して、UNPのウィクラマシンハ(Wickremasinghe)を支援するため2005年1月に同党を去ったが、無所属で議員を続けた。このような離党があった後、JHUは党の方針を1つにまとめることができるようになった。（2011年5月24日にアクセスしたJaneの「Sentinel, Country Risk Assessments, Country Report, Sri Lanka」および2011年4月27日付Internal Affairsより）

人民解放戦線 (JVP = Janatha Vimukthi Peramuna) <http://www.jvpsrilanka.com/en/> (People's Liberation Front)

「JVPはUPFA内で2番目に大きな政党であり、マルクス主義とシンハリ民族主義が結び付いた政治信条に従う。」同党は2001年議会選挙で16議席を確保した。「この政治的復活は、2004年4月の選挙においてUPFAを通じてJVPが立てた（39名のうち）36名の候補者が当選したことによって明確に示された。UPFAが勝利した、1つを除くすべての県で、JVPの立候補者が獲得した『有効投票』数においてUPFAの他のすべての立候補者の上位にきた。そのため、JVPは与党連合の中で強い立場に立った…2005年11月の大統領選挙前の選挙運動中に、和平交渉の今後の進め方に関してラジャパクサと合意したため、JVPはラジャパクサの勝利後も野党に留まりつつも、政府を条件付きで支持するという立場を確保した。

「2005年11月の選挙以降、ラジャパクサはJVPと不安定な関係が続けながら、徐々に議会においてJVPへの政治的依存度を減らすよう取り組んだ。2007年の前半には、ラジャパクサは野党のUNPを分裂させるとともに、相当数のUNPの議員を説得して政府側に鞍替えさせることにより、この計画は概ね成功した。JVPはそれ以降、ラジャパクサとの足並みは乱れたが、LTTEとの民族的対立に対する同氏の軍事政策を強く支援している。2008年、JVPの10名の国会議員が党執行部に対してUNPと共謀を企んだと非難されて離党し、親政府系政党の全国自由戦線（Jathika Nidahas Peramuna）を結成した。2010年の大統領選挙期間に、元国軍司令官サラス・フォンセカが統一国民戦線（UNF）の旗印を掲げると、JVPは同氏を支持した。JVPはまた、フォンセカの逮捕後に結成された同氏が率いる選挙連合である民主国民連合（DNA = Democratic National Alliance）の一部を形成する。しかし、2011年3月の地方選挙では、JVPは地方自治体だけでも233の選挙に候補者を立て、57人が当選した。」（2011年5月24日にアクセスしたJaneの「Sentinel, Country Risk Assessments, Country Report, Sri Lanka」および2011年4月27日付Internal Affairsより）

タミル・イーラム解放の虎（LTTE = Liberation Tigers of Tamil Eelam、またはタミル・タイガー（Tamil Tigers））

LTTEは、2009年1月に活動することが再び禁止された後に非合法組織となった。LTTEは2009年5月、戦闘可能な軍事力を放棄した。内乱（1984年から2009年5月）を参照。

LTTEに関する追加情報は、2010年11月のSri Lanka COI報告書に記載されている。

LTTEの戦闘員（の疑いのある者）の政府の取り扱いおよびLTTEの戦闘員（の疑いのある者）の状況も参照すること。

タミル・イーラム人民解放機構（PLOTE = People's Liberation Organisation of Tamil Eelam）

「PLOTEはLTTEから分派した集団であるが、武力的には劣っているため、目立った軍事活動は見られない。やがて、内部抗争、および資金援助するインド人との関係悪化をきっかけにして、PLOTEはゆっくりと崩壊に向かい、1986年にはLTTEによってほぼ一掃された。[1987年の]インド・スリランカ合意後、PLOTEはスリランカ政府に対する武装闘争を放棄したが、今日まで武装組織を維持している。」（2011年5月24日にアクセスしたJaneの「Sentinel, Country Risk Assessments, Country Report, Sri Lanka」および2011年4月27日付Internal Affairsより）

スリランカ自由党（SLFP = Sri Lanka Freedom Party）

党首：Mahinda Rajapakse（マヒンダ・ラジャパクサ）

副総裁：Vinayagamoorthis Muralitharan [aka Karuna Amman]

「SLFPは与党連合UPFA内で最大の政党である。」

「2004年4月、SLFPとマルクス主義スリランカ人民解放戦線（JVP）との間で結ばれた新選挙連合が支持を集めたUPFA選挙連合の基盤となり、これが28カ月間のUNFの権力掌握を終了

させた。SLFPのMahinda Rajapakse首相は、JVPおよび強硬派のシンハリ人仏教徒政党Jathika Hela Urumaya (JHU) の強い支持を得て、2005年11月の大統領選挙でUPFAの大統領候補となった。Rajapakseは経験豊かなSLFPの指導者であり、南部スリランカのハンバントタ (Hambantota) 県の非常に有名な政治家の家系出身であり、同氏の父親は1951年のSLFPの創設者の1人である。しかし、ラジャパクサが権力の座に就いたことは、SLFPにおいて、ほぼ途切れることなく続いたバンダラナイケ・クマラトゥンガー族の政治主導からの歴史的な決別を意味する。ラジャパクサは党内において人気のある強い個性の持ち主であり、兄弟の2人を権力の中樞に据えた。」(2011年5月24日にアクセスしたJaneの「Sentinel, Country Risk Assessments, Country Report, Sri Lanka」および2011年4月27日付Internal Affairsより)

スリランカ・ムスリム会議 (SLMC = Sri Lanka Muslim Congress) <http://www.slmc.org.uk/>
党首: Rauff Hakeem

スリランカ・ムスリム会議は正式に2010年11月22日の国会開催中に政府与党側に付いた。

「前回の総選挙では、SLMCは野党連合の統一国民戦線を率いる主要な野党の統一国民党 (UNP) の下で戦い、8議席を獲得した。」

Tamileela Makkal Viduthalai Pulikal (タミル人民解放戦線) (TMVP) /Karuna派

「Tamil Eela Makkal Viduthalai Pulikal (TMVP: タミル・イーラム解放のトラ (Tamil Eelam Peoples Liberation Tigers)) は、かつて『Karuna派』と知られた民兵組織の政治部門である。これは、LTTEから離脱した指導者V. Muralitharan (通称『カルーナ大佐 (Colonel Karuna)』) が2004年にLTTEを分裂させて結成した組織であり、スリランカのイースタン州のLTTE組織の大半を掌中に収めた。その離脱した党派は主流派のLTTEによる軍事的逆襲に遭ってほぼ一掃され、2004年には解散させられた。しかし、同党派はスリランカ軍の支援を受けて、2004年から2005年にかけてカルーナとその側近によって再結成された。2006年後半から2007年前半には、カルーナ派はスリランカ国軍と協力してイースタン州のLTTEに対して攻撃を加えた。」

「2007年半ばには、カルーナ派内でカルーナ自身と重要な補佐官の1人との間で対立があることを示唆した報道もあった。2007年10月、カルーナはTMVPから追放され、他国への亡命を求めざるを得なかったという報道が駆け巡った。カルーナはその後、2007年11月に英国で再び姿を現したが、入国法違反で逮捕された。」

「カルーナは英国において入国法違反で拘留されたのに対し、民兵組織のTMVPは政党として登録され、政府は2008年5月、イースタン州の選挙後にタミル民兵組織の指導者のPillaiyanを同州知事に任命した。」

「カルーナはその後、2008年半ばにスリランカに帰国して、名目上団結したTMVPの下でPillaiyanとの不安定な共存が続いたが、実際には、両指導者は別々の民兵組織を指揮した (TMVPは東部の異なる地域を支配する2つの分派からなる)。タミル民兵組織のその2人の指導者を分離するというラジャパクサの取組みの中で期待を抱かせたものとしては、カルーナ大

佐を2009年3月に与党スリランカ自由党（SLFP）に入党させ、閣外大臣として国民統合担当大臣に任命されたことが挙げられる。その年の4月、カルーナはSLFPの副総裁になった。TMVPは2010年の議会選挙では与党連合を構成する政党の1つになったが、翌年の地方選挙では、東部の5つの地方自治体で候補者を立てた。」（2011年5月24日にアクセスしたJaneの「Country Risk Assessments, Country Report, Sri Lanka」および2011年4月27日付 Internal Affairsより）

タミル国民連合（TNA = Tamil National Alliance）

「タミル国民連合（TNA）、別名スリランカ・タミル政府党（Illankai Tamil Arasu Kachchi）は、選挙直前の2001年に結成された複数のタミル系政党の政治連合である。同連合は、全セイロン・タミル会議（All Ceylon Tamil Congress）、イーラム人民革命解放戦線（Eelam People's Revolutionary Liberation Front）（Suresh）、タミル・イーラム解放機構（Tamil Eelam Liberation Organisation）、およびタミル統一解放戦線（Tamil United Liberation Front）（旧名は連邦党）によって結成された。その結成以降、TNAは反乱勢力のLTTEと密接に協力して活動して、議会では頻繁にLTTEの支持組織および政治部門として行動した。

当時の大統領Kumaratungaが率いるSLFP・JVP連合を政権に就かせることになる2004年4月の選挙では、R Sampanthanが率いるTNAは国民投票の6.8%を占め、スリランカ議会で225議席のうち22議席を獲得した。LTTEがスリランカでの復活の可能性がほとんどないほどに完全に戦争に敗北した後、TNAはタミル人の多く住む地域の分離独立から自治領へと表明してきた目的を変更した。この問題については、TNAはほとんどが完全な分離独立を継続敵に支援してきた、離散タミル人と対立した。離散タミル人がひどく驚いたことは、TNAは2010年の大統領選挙でサラス・フォンセカを支持したことであった。しかし、4月選挙では、TNAの議会での議席数は22から14に減った。（2011年5月24日にアクセスしたJaneの「Country Risk Assessments, Country Report, Sri Lanka」および2011年4月27日付 Internal Affairsより）

統一国民党（UNP = United National Party）<http://www.unp.lk/portal/>

「UNPは統一国民戦線連合の中で最大政党であり、スリランカ議会では最大の単独政党である。」

「[1977年から1994年までの17年間、権力の座にいた後] UNPは、深刻な景気低迷の続く中でSLFP政府に対して不信任決議案が可決された後の2001年に政権の座に返り咲いた。UNPは、経済の自由化の政治綱領、および和平交渉の再開を掲げて権力の座に返り咲き、2002年2月にLTTEと停戦協定に調印した。しかし、ウィクラマシンハ首相は SLFPのKumaratunga大統領と不安定な関係を続け、首相は大統領に『裏切り者』と烙印を押された。

「こうした問題はUNPが選挙で勝つ可能性を損ない、同党は27議席を失った。UNPは議会では最大の議席数を引き続き維持したが、SLFPが率いる政党連合の統一人民自由連合によりUNPは再び野党に追いやられた。ウィクラマシンハはその後、主にLTTEのボイコットが原因で2005年11月の大統領選挙に敗北した。UNPは、LTTEに極めて有利に進められたと広く見なされた、不成功に終わったノルウェーの仲裁による停戦協定（CFA）との関連で政治的ダメージ

を受けた。ウィクラマシンハは2010年の大統領選挙ではUNFの候補者として前面に出ることはなく、むしろUNPの候補者としてフォンセカを支持した。[2010年] 4月選挙で、UNPの得票数は最悪の結果と見なされる30%にも満たなかった[同党は60 議席獲得、第2党を占めた。

(政府選挙局の公式ウェブサイト、議会総選挙2010年、議会構成、2010年6月2日アクセス)]。同党が重要視されない状況は、同党が単独で233の地方自治体の選挙で立候補者を立て、全国で892議席しか獲得できなかった2011年まで続いている。

(2011 年 5 月 24 日にアクセスした Jane の「Country Risk Assessments, Country Report, Sri Lanka」 および 2011 年 4 月 27 日付 Internal Affairs より)

統一人民自由連合 (UPFA = United People's Freedom Alliance) / 人民連合 (People's Alliance) <http://www.sandanaya.lk/>

2004年設立。党首マヒンダ・ラジャパクサ (Mahinda Rajapakse)。(Europa World Online、Sri Lanka)

「UPFAは、スリランカ議会で単独で最大の議席数を誇る政党連合である…しかしながら、議会の与党議員の構成は、選挙以降3年で大きな変化を見せている。2つの最も重要な動きは、第2位の議席数を誇ったスリランカ人民解放戦線 (JVP = Janatha Vimukthi Peramuna) が2007年前半までにUPFAから離脱したことと、野党の統一国民党 (UNP = United National Party) の党员の一部が離党して新たにUPFAに加わったことである。」(2011年5月24日にアクセスしたJaneの「Country Risk Assessments, Country Report, Sri Lanka」 および2011年4月27日付 Internal Affairsより)

UPFA は 2010 年 4 月の総選挙で 144 議席を獲得し勝利した。(政府選挙局の公式ウェブサイト、議会総選挙 2010 年、議会構成、2010 年 6 月 2 日アクセス)

[目次に戻る](#)

付録C

政府の重要人物

大統領	Mahinda Rajapakse (マヒンダ・ラジャパクサ)
総理大臣	Dissanayake Mudiyansele Jayaratne
経済開発大臣	Basil Rajapaksa
外務大臣	G.L. Peiris
保健大臣	Maithreepala Sirisena
司法大臣	Rauff Hakeem
大衆報道・情報大臣	Keheliya Rambukwella
再定住大臣	Vinayagamoorthy Muralitharan [aka Karuna]
伝統産業・中小企業振興大臣	Douglas Devananda

政府閣僚の現在の完全なリストについては、[ハイパーリンクをクリックする](#) (最新のアクセス日は2011年6月1日)。ラジャパクサ大統領は、防衛、財務・計画、港湾・航空、幹線道路の大臣職を兼務する。

政府関係者以外の重要人物

FONSEKA Sarath (サラス・フォンセカ)

「サラス・フォンセカ (Sarath Fonseka) は2005-2009年に国軍の司令官を務め、現職のマヒンダ・ラジャパクサの対立候補として2010年1月の大統領選挙に出馬する。」

「フォンセカは、武器取引の汚職で利益を得た容疑で2010年2月8日に逮捕され、政府は、フォンセカは『軍法違反』を犯し、国軍の政治利用を謀ったとして軍法会議にかけられるだろうと発表する。懲役3年の判決を受けたにもかかわらず、フォンセカは、JVP (スリランカ人民解放戦線) を含む5つの政党の連合として2010年2月に結成された民主国民連合 (Democratic National Alliance) 所属で、4月の議会選挙で当選した6名の国会議員の1人である。」 Janeの「Country Risk Assessments, Country Report, Sri Lanka」より (2011年5月24日にアクセス) 主要な最近の進展 (2011年1月から5月) および Sarath Fonseka とその支持者も参照すること。

WICKREMASINGHE Ranil (ラニル・ウィクラマシンハ)

主要な野党である統一国民党 (UNP) の党首であり、元国会議員。

「[同氏は] 2001 年の議会選挙で勝利した後、首相として 2 回目の政権に復帰した…しかし、政府が罷免され、2004 年 4 月に新選挙の実施の命令が出され、その選挙に敗北したため、ウ

ィクラマシンハ（Wickremasinghe）は任期 5 年のうち 2 年あまりしか政権を維持できなかった。この選挙の敗北にもかかわらず、ウィクラマシンハはクマラトゥンガ（Kumaratunga）大統領時代の終了後のスリランカ大統領選挙でUNPの最有力候補と見られていた。同氏は 2005 年大統領選挙で僅差で敗北したが、党内の強力な政敵のほぼすべてが 2006 年後半と 2007 年前半に政府に打ち負かされたため、UNPの党首に留まった。2010 年 1 月の大統領選挙には立候補しなかったが、立候補しても勝利していたとは考えにくい。」（2011 年 5 月 24 日にアクセスしたJaneの「Country Risk Assessments, Country Report, Sri Lanka」および 2011 年 4 月 20 日付「Political Leadership」より）

[目次に戻る](#)